★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5—18—3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁〉商法監査問題研究会報告書発表さる
三頁〉
四頁…歴史考察、税の歴史
銘語録

商法監査問題研究会報告発表さる

その白熱の議論の内容は何を意味するか

商法監査問題研究会報告書が発表された。周知のように、社団法人商事法務研究会において、今時の「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」（昭和59年5月9日法務省民事局参事官室）で提起され、且つ、法制審議会商法部会にて審議中の、所謂限定「監査」または「調査」をめぐる諸問題につき、商法部会長（鈴木竹雄東京大学名誉教授）の要請による研究を行っていた商法監査問題研究会（座長・新井清光早稲田大学教授）は、八回目の会合（二月二十六日開催）をもって一応研究審議を終了し、その結果を報告書にまとめたものである。

同研究会のメンバーは別掲のとおりであり、昭和六十年十一月十三日に第一回の会議を開催以来、昭和六十一年二月二十六日の最終回まで計八回の会議を重ね、問題が「調査」等と監査との関連を究めようとしただけに、この間各メンバーは、毎回適宜有益な資料等を提出し、卒直に意見を述べ、議論は極めて白熱した模様である。

本報告書は、法制審議会商法部会審議の参考に供されるが、報告書の「まえがき」は「商法部会及び関係各方面において有効に活用されることを期待する。なお、本問題はわが国における将来の会計及び監査制度、とくに公認会計士及び税理士制度とも重大な関係を有すると思われるので、本問題の検討にあたっては、これらの点についても十分慎重に配慮されるよう切望する」と述べられている。

報告書発表までの経緯

本報告書は、
1、審議経過
2、審議結果
から成り、それに特に法務省側からの要請による「別記」が付記されている。

審議経過は、第一回会議から第八回までの、それぞれの審議内容が、八項目にわけて簡単に紹介されており、非公開であった同研究会の「第一回会議（昭和六十年十一月十三日　午後五時三十分から午後九時まで）第二回会議（昭和六十年十一月二十七日　午後五時三十分から午後九時まで）、第三回会議（昭和六十年十二月十日　午後五時三十分から午後九時まで）、第四回会議（昭和六十年十二月二十五日　午後五時三十分から午後九時まで）、第五回会議（昭和六十一年一月八日　午後五時三十分から午後九時まで）、第六回会議（昭和六十一年一月二十二日　午後五時三十分から午後九時三十分まで）、第七回会議（昭和六十一年二月十二日　午後五時三十分から午後十時まで）、第八回会議（昭和六十一年二月二十六日　午後五時三十分から午後十一時三十分まで）の模様、経過、経緯を大体知ることができる。

それによると、所謂限定「監査」または「調査」をめぐる諸問題の議論は平行線を辿って、遂に結論というものは見なかったらしい事情と、それぞれの意見が明確に載せられる「審議結果」に至った経緯がわかるわけである。

そこで、「審議結果」は全文を紹介し、検討を加えてみたい。

報告書における「審議結果」

『　2、審議結果

研究会は、「審議経過」にみられるように、小会社に対する監査又は「調査」をめぐる諸問題の検討にあたっては、広く内外の関係諸制度等を研究し、率直に意見を交換し、活発に討議を行ったが、そのような研究討議の過程においては提案され又は提示された諸意見を整理すると、次の3つに要約される。

A案（正規監査拡大案）
これは、現行の公認会計士又は監査法人による正規の監査の範囲をできる限り拡大する案である。

B案（正規監査簡易化案・調査案）
これは、正規の監査を簡易化するため、計算書類の適法証明の手続もしくは範囲又は程度を限定する案である。

C案（経理指導案）
これは、公認会計士、監査法人、会計士補及び税理士が、会社の会計帳簿及び計算書類が正しく作成されるよう、会社の会計組織の整備等に関し、会計専門家として指導する案である。

研究会は、上記の3案について、(1)有意性・問責性（証明し責任を負う事項等）、(2)会社側の受入態勢（内部統制組織等の整備）、(3)会社側の経済的負担、(4)監査、調査等の担当者（担当能力・資格）、(5)被監査・被調査等会社の範囲（拡大の可能性）、(6)制度化の可能性（法制度上の問題点）等の観点から慎重に検討し、それぞれの案の利害得失又は問題点について吟味した。

その結果を整理すると、大要下記のとおりであるが、A案はともかくとして、B案及びC案については、時間等の制約上、いずれもその具体的な内容について法律的な観点や実務的・技術的な観点から十分に検討・吟味することはできなかったので、それぞれの利害得失をめぐる議論及びその整理も未だ十分ではなく、また正鵠を得ていない部分もあるかもしれない。したがって、下記の整理は、研究会における現段階での意見を便宜とりまとめたものであり、またそれゆえに、A、B及びCの3案のうちいずれを最も可とするか等の優先順位についても研究会はその結論を下すことを差控えた。

記

一　A案（正規監査拡大案）について

A案について有意性・問責性等の各観点から述べられた主な意見又は指摘事項は、次のとおりである。

(1)有意性・問責性（証明し責任を負う事項等）

A案は、「貸借対照表及び損益計算書は、会社の財産及び損益の状況を正しく示している」旨の証明、すなわち不実記載又は重要事項の記載洩れの有無、会計帳簿と貸借対照表及び損益計算書との合致の有無等について第三者の立場から証明を行うものであり、その証明行為の基準もそれに対する責任も法令等で明定され、社会的な制度として定着している。したがって、有意性・問責性の点で特に問題はない。

（注）現行の正規監査の実態については「小規模会社に対する外部監査にかかる実態調査報告」（60・7・18付　企業会計審議会特別部会。以下「実態調査報告」という）参照。

(2)会社側の受入態勢（内部統制組織等の整備）

正規の監査は、監査の経済性・効率性を図るために内部統制組織等が整備されていることを前提としているので、A案が実施されるためには、会社側にこの面での受入態勢の整備が必要である。

(3)会社側の経済的負担

現行の証券取引法監査又は商法特例法監査のとおりであり、正規監査の水準を維持するために通常支払うべき会社側の負担は、B案及びC案よりは相対的に大きいと考えられる。

（注）正規監査における監査時間と会社規模の関係については「実態調査報告」参照。

(4)監査の担当者（担当能力・資格）

公認会計士法によりその資格を付与され、社会的な評価を得ている公認会計士又は監査法人に限定せざるを得ないと考えられる。

(5)被監査会社の範囲（拡大の可能性）

正規の監査を公認会計士又は監査法人が年間実施しうる会社の数には自ら制約があるので、A案は、被監査会社の範囲の拡大には大きな限界がある。したがって、この案は、物的会社における計算の明確性の担保制度を小会社にも拡大しようとする今回の立法趣旨に十分かつ即座に応えることはできないという難点がある。もしもあえて範囲の拡大を図ろうとするならば、公認会計士の数を特別に増やす措置が必要になろうが、この措置にも自ら限界があるし、また公認会計士法の改正等の問題点

（二頁へ続く）

商法監査問題研究会メンバー

新井清光	早稲田大学教授	（座長）
河合秀敏	愛知大学教授	
加古宜士	流通経済大学教授	
酒巻俊雄	早稲田大学教授	
高田正淳	神戸大学教授	
前田　庸	学習院大学教授	
脇田良一	明治学院大学教授	
南　光雄	公認会計士	
中谷洋一	公認会計士	
増田浩二	公認会計士	
大塚三郎	税理士	
佐藤裕志	税理士	
寺沢隼人	税理士	
稲葉威雄	法務大臣官房審議官	
大谷禎男	法務省民事局付検事	
須藤純正	法務省民事局付検事	
中島富雄	大蔵省証券局企業財務課長	（オブザーバー）
浜田明正	国税庁長官官房総務課企画官	（オブザーバー）
大津幸男	中小企業庁指導部組織課長	（オブザーバー）

実務に役立つ／最近の経済的変化による税実務研修会開催案内

一、開催日時　昭和六十一年五月十七日(土)正午～午後二時
一、主なテーマ　急激な円高による為替関係の税務／最近における金融取引及び有価証券／改正税法のポイント他
一、場所　公認会計士会館　三階研修室
一、講師　渡辺淑夫氏

原島　康雄氏（はらしま・やすお＝第一税理士協議会現理事・支部長）昭和六十一年四月七日肝不全のため逝去された。七十三才。

氏は日税連の専務理事、公認会計士協会東京会の役員も務め、税理士功労により黄綬褒章を受章されている。本会より花環寄贈。

ぺんてるはTQC（全社的品質管理）及びQCサークル活動を推進し、その成果を絶えず品質向上に結実させています。
品質管理の最高栄誉であるデミング賞受賞メダル

細さが変わらない！



ペン先に新技術。宇宙素材のニューセラミック採用。
ペン先はダイヤモンドに次ぐ硬さのニューセラミック。
だから、つぶれや摩耗がなく、いつまでも細さは変わりません。
●インキ交換は、カートリッジ式なのでワンタッチ。　01 02 03 04 の4タイプ。　※01はセラミックコーティング処理
1本 ¥500
Pentel CERAMICRON 500
ぺんてる株式会社

（一頁から続く）

が生じ、かつ、かかる措置の実効性についても疑問があると考えられる。

(6)制度化の可能性（法制度上の問題）

正規の監査制度は、社会的な制度として定着しているので、A案自体には制度上それが成立しうるかどうかという問題はないが、小会社への拡大の可能性については、会社側の経済的負担及び監査担当者の数の面において問題があると考えられる。

二 B案（正規監査簡易化案・調査案）について

B案は、正規の監査を簡易化し、計算書類の適法証明の範囲又は程度を限定しようとする案であるが、これを細分すれば大要次の3つになると考えられる。

第1（B1）は、証憑書類が取引事実を正しく反映しているものとして扱い（ただし特に疑わしい場合には、会社に質問し又は新たな証拠書類の提示を求めるものとする）、期末において会社の行った実地棚卸等に係る記録を閲覧又は視閲し、会計帳簿の記載の妥当性を確かめ、特に必要と認めた場合には、実査、立会、確認等を行うものとする案である。

なお、研究会における検討の過程において、(1)取引事実等が記録されている会計帳簿の真実性については、全般的に取締役の陳述書（報告書）に依存し、そのうえで計算書類の適法証明を行う案（いわば外部取引事実の信頼性に関する全面的又は宣誓的陳述書案）と、(2)取締役の陳述書への依存を重要な部分については制限し、そのうえで計算書類の適法証明を行う案（いわば部分的陳述書案）も提示された。

第2（B2）は、調査の対象を限定しようとする案であり、とくに貸借対照表の重要項目（期末残高）の妥当性を担保することを目的とする案（いわば貸借対照表項目案）である。

第3（B3）は、「貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」について報告するため、(1)相当の帳簿組織が整備されていることを確認し、(2)会計帳簿の記載につき期末における財産の実在性と負債の網羅性及び期中における取引事実等との対応が一応認められるかどうかを吟味し、(3)貸借対照表及び損益計算書の記載と会計帳簿の記載との間に重要な不一致がないことを確認する等の案である。

いずれにしても、B案は、小会社における計算の明確性を担保するための制度として、しかも小会社に過重な負担をかけないようにするため、正規の監査手続の限定、監査対象の限定等によって正規の監査の簡易化を図り、その限りにおいて計算書類の適法性を証明（担保）し、またその限度において責任を負うとするものである。

以下、B案について有意性・問責性等の各観点から述べられた主な意見又は指摘事項を掲げると次のとおりである。

(1)有意性・問責性（証明し責任を負う事項等）

B案は、一般的・抽象的には、その証明内容及び証明責任の程度を一応理解することはできるが、具体的な問題として、(1)いかなる事項がいかなる程度において調査され、担保されているのか、またその責任はいかなる範囲又はいかなる程度において負わされているのかを明確にし難い、(2)そのために、正規の監査との相違を客観的に説明することが難しい、(3)それゆえに、B案の実施上確立すべき調査証明基準のようなガイドラインの設定にも大きな困難性が伴う等の問題があると考えられる。なお、B3は、正規の監査手続及び監査対象のいずれについても限定せずに、その程度を全般的に下げることを主旨とし、その引き下げの限界又は歯止めとして専門家としての注意義務を予定していると考えられるが、その点をめぐってなお検討すべき重要な問題が残されていると思われる。けだし、程度の引き下げに係る具体的な歯止め等が不明確のまま、その判断をすべて専門家の注意義務に委ねるということであれば、実務上の混乱が生じ、また正規の監査との関係からも制度上の混乱が発生するおそれがあると考えられるからである。さらに、そのような程度を下げた調査制度が導入された場合、それが会社の計算書類に対する利害関係者の不信感を逆に醸成することになりはしないかについても慎重な配慮が必要であると考えられ、この点と関連して、B案の検討にあたっては、かって公認会計士監査が緩やかな監査規範によって実施されたために多くの重大事件を引き起こし、その苦い経験の上に今日のような正規監査が形成されたという、内外の歴史的教訓も十分考慮に入れる必要があると考えられる。

最後に、調査人と取締役又は監査役との関係についても法律的に詰めるべき問題があると考えられる。

（注）上記の意見等に対してB3の立場を採るメンバーから特に加えられた意見については後段の「別記」1参照。

(2)会社側の受入態勢（内部統制組織等の整備）

B案のうちB1は、他のB案と同じく会社側の受入可能性や監査の経済性を配慮したものであるが、それが制度的にも有意性をもちうるためには、内部統制組織等の整備が前提になるのではないかと考えられる。また、その他のB案についても会計組織等の整備のための指導は必要であると考えられる。

(3)会社側の経済的負担

B案は、A案と比べて相対的に会社側の経済的負担の軽減をもたらしうると考えられるが、B2及びB3についての軽減の可能性は、調査の程度をいかに定めるかによって異なると考えられる。

(4)調査の担当者（担当能力・資格）

B案による調査の担当者として会計士補及び税理士を当然の有資格者とすることには、B案もA案と同じく、会社の計算に関し第三者の立場から証明行為を行うことを本旨としているものであるから、現行の公認会計士法との関係上問題があると考えられる。けだし、現行法上、財務書類の監査又は証明を業として行うことは公認会計士のみに認められているところであるから、もしもB案にみるように、第三者による証明行為の担当者として公認会計士とは別途の資格者を認めようとすることは、監査証明に係る全体の法体系の整合性を損うおそれがあると考えられるからである。

（注）上記の意見に対する反論として一部のメンバーから特に主張された意見については、後段「別記」2参照。なお、この問題は、(6)と重要な関係がある。

(5)被調査会社の範囲（拡大の可能性）

B案が税理士を含む会計専門家による証明を前提とし、それが制度的に成り立つ限りにおいて被調査会社の範囲を拡大しうる可能性は大きいと考えられる。

(6)制度化の可能性（法制度上の問題）

B案の実施のためには、調査制度が、正規の監査制度といかなる点において異なるのか、現行の公認会計士法、税理士法等との関係においてこの制度をどのような法制度として立法しうるのか、現行の正規の監査制度においては、税務に関して継続的に報酬を受けている会社については監査を行うことが禁じられていることとの対比において、税務と調査の両立はいかなる理由で可能と考えられるのか、その両立を可能とすることに制度上の問題はないか（ただし、この制度化の可能性は十分に立証されているとの意見も述べられている）等を十分かつ慎重に検討する必要があると考えられる。

（注）諸外国の実情をみると、正規の監査と簡易な監査が法制度として併存している例はないと思われる（「実態調査報告」参照）。

三 C案（経理指導案）

B案よりC案を可とする立場から主張された意見につき、その要旨を述べると、次のとおりである。

A案及びB案は、公認会計士（及び監査法人又は会計士補－以下同じ）又は税理士によって会社の計算の明確性を担保（証明）しようとする案であり、したがっていずれも「証明機能」を予定しているところに共通の特徴がある。しかも、かかる「証明機能」の遂行のためには、監査人又は調査人たる公認会計士又は税理士は、当然に、会社に対して独立の第三者としての立場を保持する必要があるから、A案及びB案は、いずれも公認会計士又は税理士の「第三者性」（独立性）をも必須の条件としている。

要するに、A案及びB案に共通する本質的な特徴は「第三者証明機能」の遂行にあると考えられ、かかる共通的な特徴があるために、B案の検討にあたり、その「第三者証明機能」の遂行及びその責任を重視すればするほどA案に限りなく近づいていくことになると考えられるが、B案は、このようなA案への接近の限度又は限界線を画するものとして、監査手続もしくは監査対象の限定を行い、又は専門家としての注意義務の観点から「程度」の引き下げを行うことを提案している。

C案は、B案の難点を回避又は克服するため、全く観点を変えて、公認会計士又は税理士が、証明者としてではなく、会計専門家として会社の経理を「指導」し、その計算の明確化を図っていくという考え方に立っている。

例えば、会社の会計組織（会計帳簿、経理規程、内部監査制度、内部牽制組織等）の整備状況、重要な会計方針（資産の評価方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法等）の採用、貸借対照表及び損益計算書の作成等について「指導」し、その「指導」した内容及び結果を取締役又は監査役に報告し、さらには計算書類と共にこれらを開示することを主な内容とする案であるが、経理処理の状況や内部統制組織の整備等が未だ低い水準にあるとみられる小企業については、性急に監査又は調査制度を強制適用するよりはむしろC案を実施することにより会社の経理水準そのものの向上を制度的に図るほうが現実的であり、また「指導」制度を通じて会社の経理不正に対する牽制的・抑止的効果も期待しうるのではないかと考えられる。

（注1）小会社の経理処理の状況及び内部統制組織の整備状況の実態については「実態調査報告」参照。

（注2）上記の論述に関して一部のメンバーから特に主張された意見については、後段「別記」3参照。

以下、C案について有意性・問責性等の各観点から述べられた主な意見又は指摘事項を掲げると、次のとおりである。

(1)有意性・問責性（指導し責任を負う事項等）

C案による「指導」は法律的にどのような形で立法化され、制度化されるのかについては、多くの検討すべき問題があり、また関与した公認会計士又は税理士が負うべき「指導」責任についても法律的に吟味すべき問題が残されていると考えられる。

なお、「指導」基準のようなガイドラインをどのように設定すべきかの問題も残された重要な課題であると考えられる。

(2)会社側の受入態勢（内部統制組織等の整備）

C案は、会計組織等の整備そのものについて「指導」することを目的としているものであるから、この問題については特に検討する必要性はないと考えられる。

(3)会社の経済的負担

A案及びB案と比べて会社側の経済的負担は少なくなると考えられる。しかし、C案はB案と本質的に異ならないとの立場からみれば、この点には疑問がある。

(4)「指導」の担当者（担当能力・資格）

C案は、会社の会計組織の整備等に関して「指導」を行うものであり、したがって公認会計士及び税理士のすべてを「指導」の担当者とすることには特に問題はないとの立場に立っているが、なお、検討を要する問題があると考えられる。

(5)被「指導」会社の範囲

C案は、税理士を含む会計専門家によって行われる「指導」を予定しており、その限りにおいて被「指導」会社の範囲を拡大しうる可能性は大きいと考えられる。

(6)制度化の可能性（法制度上の問題）

C案を実施するためには、(1)で述べたように、「指導」制度をいかなる形の制度として立法化しうるのか、「指導」担当者は取締役または監査役の会社機関とどのような関係に立つべきか等についてなお検討すべき問題が残されていると考えられる。』

B案は監査の崩壊を招くおそれがある

以上が、「審議結果」であるが、常識的にもおわかりのように、A案が公認会計士側の主張、B1案が税理士会側の主張、B3案が法務省側の主張、C案が学者側の主張と看取することができよう。

この場合、A案は、会社側の「受入態勢の整備が必要」であり、「会社側の負担は、B案及びC案よりは相対的に大きいと考えられる」ので、「被監査会社の範囲の拡大には大きな限界がある」し、「物的会社における計算の明確性の担保制度を小会社にも拡大しようとする今回の立法趣旨に十分かつ即座に応えることはできないという難点がある。もしもあえて範囲の拡大を図ろうとするならば、公認会計士の数を特別に増やす措置が必要になろうが、この措置にも自ら限界があるし、また公認会計士法の改正等の問題が生じ」「かかる措置の実効性についても疑問がある」とあって、公認会計士側にきびしい内容となっている。

しかし同時に本報告書では、B案について、「程度の引き下げに係る具体的な歯止め等が不明確のまま、その判断をすべて専門家の注意義務に委ねるということであれば、実務上の混乱が生じ、また正規の監査との関係からも制度上の混乱が発生するおそれがある」とあって、B案などを実施すると現行の正規の監査制度が歪められることを指摘している。「さらにそのような程度を下げた監査制度が導入された場合、それが会社の計算書類に対する利害関係者の不信感を逆に醸成することになりはしないかについても慎重な配慮が必要である」「かつて会計士監査が緩やかな監査規範によって実施されたために多くの重大事件を引き起こし、その苦い経験の上に今日のような正規監査が形成されたという、内外の歴史的教訓も十分考慮に入れる必要がある」ともあって、B案などを導入すると、正規監査の崩壊の危機さえ招きかねない危惧を暗示している。

その意味では、学者側から提出されたと見られるC案は現実的であり、もしもA案が「今回の立法趣旨に十分かつ即座に応えることはできないという難点がある」とすれば、B案よりはまだましと見ることができるかもしれない。

ところが法務省側（主導者は稲葉威雄審議官）は、B3案を支持してC案の批判を目的とする「別記」なるものを、本報告書に付記することになり、特に新井座長が添付したコメントは「この付記は、第八回会議後の最終整理の段階において法務省側から特に記載を求められたものであり、座長の判断において記載したものである。なお、この付記に述べられている意見については、研究会のメンバーから追加的な意見の記載希望もあったが時間等の関係上これを割愛せざるをえなかった。（座長）」云々。

今回の研究会が法務省主導型であるとはいえ、当然他のメンバーより、追加意見も記載すべきことを希望したのだが、四月一日の最終整理の会議開始前に座談会を開き、前記コメントのような次第に落ちつけた模様である。

「別記」は次のとおり。

報告書における「別記」

『「別記」

1、B案を一括して論議することには疑問がある。そもそも会計は、会社の財産及び損益の状況の整理であり、会社の計算の明確化に必要な限り範囲を限定することは許されるべきではない（B2に対する批判）。また方法についても、それが効果的で簡便な場合においても、なお方法を限定してそれ以外の方法の利用を許さないものとすることは相当ではない（B1に対する批判）。ただし、内容としては、計算の明確化のための基礎的な条件が整備されているかどうか、及び会計が一応商法に即した処理がされていると認められるかどうかを会計専門家としての注意義務により判断して、検証することにとどめるべきであるとするのがB3の立場である。

その場合の専門家の注意義務は、その資格に要求される知識及び能力とその職務遂行に注ぐべき労力及び時間によって測定することができる。その具体的な行為が義務違反になるかどうかは、具体的局面において裁判所が判断する（これは、弁護士、医師、船長等の職業的専門家に共通する）。この取扱いがこの場合に妥当しないという理由はない。

また、B3は正規の監査とは違ったものとして、その会社の計算に対する吟味は限定的なものであることを調査の方法等の開示によって明らかにし、調査の結果の開示も利害関係人の誤解を避けるように配慮している。そのような限界を認識して利用する限り、専門家による吟味の存在は、これがない場合に比し有用であることは疑いがない。誤解を避けるためにその内容限界を明らかにすべきことは当然であるが、それでもなお誤解する者があることについては、誤解する者の責任と割り切るほかない（これは、すべての開示に共通の問題である）。さらに、調査による不祥事件の発生の可能性については、その危険が正規の監査に比して高いことは確かであろうが、調査という緩やかなチェックの方式の導入の正当性は、対象たる中小会社のもつ利害関係（社会的影響）が正規の監査の対象たる大会社に比して少ないことによって支えられている。この点を無視した立論には問題がある。

2、今回の改正は、中小会社における監査役の監査の形骸化に対処するため、その会計監査の部分の機能を調査に代置しようとするものである。指摘の公認会計士法の条文は四七条の二であろうが、公認会計士法は昭和二三年制定のもので、四七条の二は証券取引法監査に関連して昭和二六年に追加された。同条は法律の定めがある場合を除外しており、明治以来の伝統をもつ商法上の監査制度について拘束力をもつものではありえない。もちろん、公認会計士法の趣旨を損うことは適当ではないので、調査は「監査」とも「証明」ともいわず、その規定の趣旨を尊重しているし、公認会計士以外の者、たとえば税理士についてその資格が即調査人の資格になるとは考えていない。商法独自の立場から調査人について相当の資格を求めようとするものであるから、問題の指摘は当たらない。

3、会社の計算の明確・適正をはかるための手段として、調査（B3）の導入を考慮するに当たっては、何も「第三者性」を必須のものとし、それを基礎にしてはいない。調査は、従前の会社機関たる監査役による監査に代置しようとするものであり、監査役についても取締役、使用人との兼務が禁止される等その業務執行からの独立性をはかる措置が講ぜられている以上、それと同等の独立性をはかるための措置を講ずべきことは当然である。また、調査とともに税理士等が税務代理や計算書類の作成委託を受けた場合には、それを受託した以上その事務処理の仕方に対して依頼者から指揮監督をすることは許されず、受託者は商法をはじめとする法律に則った処理

（三頁へ続く）

（二頁から続く）

をすることが要求されるものと解すべきである。

調査は、会社の計算の明確・適正をはかるために遂行され、その報告は計算書類の信用性についての利害関係人の判断に役立つように開示されるが、その裏付けとなるのは、調査人の能力、調査の方法及び責任であって、第三者かどうかは副次的なものにすぎない。ただし、独立性に影響をもちうる事項と思われる限り、調査の結果の信用性の判断に役立つ情報として開示することは適当であろう。

B3に関する限り、B案が、正規の監査と同様の「第三者証明機能」の遂行であるとの前提自体誤っているし、B案が限りなくA案に近づくとの立論も納得できない。

また、経理指導であっても、それが社会的有用性を持とうとするものである限り、会社の計算の適正に資し、計算書類の正確性についての判断に役立つものでなければならない。すなわち、経理指導をしたことがどのように会社の計算書類の信用性に影響を及ぼしたか（指導の事項、方法及び結果）が開示され、その開示について指導人は責任を負うべきである。C案といえどもその意味での（第三者）証明機能をもつべきであり、C案も社会的に有用な制度として構築する限り、名称はともかく、B案と本質的に異なったものではありえない。

4、計算書類作成等の会社の経理処理は、本来会社が単独で行うことができるはずのものであることを考えると、専門家の「指導」を、適正な計算書類を作成する意思と能力を有する会社をも含めて、会社に対し一律に強制することが法制度として適切かどうかについては、疑問を抱かざるを得ないし、この疑問を回避するため、専門家の「指導」を受けるか否かを会社の任意に委ねるというのであれば、制度としての社会的有用性が正に問われることになろう。

さらに、その指導理念が何であり、それに基づいてどのような指導が行われるべきか、指導の結果がどのように開示されるか等も問題である。

また、関与した公認会計士又は税理士が負うべき「指導」責任の内容についてB案と違ったものとして構成することには法律上困難がある。この責任を計算書類の作成者の負うべき責任と基本的に同じ性質のものとして捉えるとの意見もあるが、これは、「指導」を行う会計専門家の責任と経営者の責任を混同するものというべきである。

以上』

B案による具体化

さらに、法務省筋のB案が商法部会準備会で検討されているもようである。

その概要は、

『（会計調査人による調査）

株式会社で会社監査人の監査を受けないものは、その計算に関し会計調査人による調査を受けなければならない。ただし、資本金三、〇〇〇万円未満かつ負債総額三億円未満のものは、調査を省略することができる。

（例えば資本金一億円以上又は負債総額一〇億円以上）に該当する有限会社で会計監査人の監査を受けないものは、会計調査人の調査を受けなければならない。

（注）　これ以外の有限会社に任意調査を認めることについては、その方向でなお検討する。

調査は、「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」（商法三三条二項参照）を報告することを目的とする。

（注）1　附属明細書をも調査の対象とすることについては、なお検討する。

2　報告書には、調査の方法の概要、調査人の資格（会社の他の会計事務、例えば税務、財務諸表の作成、会計帳簿の記帳代行等をしたときはその旨をも）を記載する。

3　調査の監査役監査との関係、監査役の監査報告書の記載（商法二八一条ノ三第二項）との調整（報告を消極的表現にすることの可否）、「監査ではない」旨の表示をするかどうか、過渡的に無条件の意見差控えを認めるものとするかどうか等については、なお検討する。

4　調査報告書の開示については、監査報告書と同様に扱う。

5　調査人は、少なくとも記帳の基礎となる原始証憑の作成に関与することはできない。

調査においては、相当の帳簿組織（帳簿の備付け、確実な仕訳・記帳の仕組み）が備わっていることを確認し（商法三三条一項参照）、会計帳簿の記載について期末における財産（資産及び債務）の実在性と網羅性（貸借対照表項目）並びに期中における取引事実等との対応（損益計算書項目）が一応認められるかどうか（帳簿における資産・債務・取引事実等に関する記録としての相当性）を吟味し（商法三三条一項参照）、貸借対照表及び損益計算書の記載との間に重要な不一致がないことを確認する。

調査に当たっては、突合（照合）、説明の聴取（質問）のほか、陳述書の徴収、実査、立会、確認その他適宜の方法を用いることができる。

（注）　調査人には、会計帳簿の閲覧謄写をする権利及び会計に関する報告を求める権利（商法特例法三二条二項）並びに会社の業務及び財産の状況の調査権（同条三項）を認める。

調査人は、調査を通じて商法の要請に則した会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書が作成されているかどうかについて一応の検証をすべき相当の注意義務を負う。

（注）1　心証の程度については、「正規の監査」より低く「一応の確からしさ」でよいものとし、実際の調査の程度は、調査人がその注意義務に従って判断し、そうした内容は「調査の方法の概要」として明らかにする。

2　調査の基準の確立については、なお検討する。

3　会計帳簿及び貸借対照表・損益計算書の作成責任は、取締役にある。ただし、調査人が貸借対照表等の作成等に当たる場合の責任については、なお検討する。

調査人の基本的な資格は、公認会計士、監査法人、会計士補及び税理士とする。

（注）1　調査人としてふさわしい会計知識・経験をもつ者の範囲を画する方法（例えば試験）については、なお検討する。

2　調査人は、取締役又は使用人を兼ねることはできない（商法二七六条参照）。親族関係等による資格制限についても監査役と同じ（二16参照）。

3　調査人として不相当な行為があった場合の資格上の責任追及の方策の確立については、なお検討する。

』

B案における限定監査は正規の監査と本質的に違わない。法務省筋は限定という意味は、監査対象項目や監査手続・方法による限定ではなく会社の計算つまりコストに対する限定であり、正規の監査を全般的にレベルダウンしたものであって、正規の監査手続のうちのどれかを省略するというものではないという。しかも、それにもかかわらず報告書に「監査ではない」旨の表示をするかどうかを検討する、というのはある意味では矛盾したものを持っている。

そんなことをされたのでは、何十年かをかけて営々と育て上げてきた正規の監査制度を、片方から破壊に導くことになるのは必定である。したがって、それでは困るということでC案が登場してきたわけであり、C案は出てくるべくして出てきた、と見ることができる。大蔵省筋も中小企業庁筋もC案を評価しているやに洩れ聞いている。公認会計士筋は表面切って賛成するわけにはいかないが、B案になるくらいなら、消極的にC案を黙認するほうがまだましかもしれない。

C案の具体化

「会計専門家による指導」に関する記述は、次のような案もある段階では論議されたがその後、試案にはかなり内容が違った形で簡略化されることになろう。

『

指導は、会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書が商法の要請に即して作成されるよう会計専門家が取締役を指導することを目的とする。

（注）　指導は、会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書の適法性（真実性）について証明するものではない。

指導の内容、指導の結果等については、取締役（会）又は監査役に報告し、計算書類と共に公開する。

（注）　指導を行う者の責任、取締役（会）制度又は（及び）監査役制度との関連等については、なお検討する。

指導の内容は、会社の会計組織（会計帳簿、経理規程、内部監査制度、内部牽制組織等）の整備状況、重要な会計方針（資産の評価方法、固定資産の減価償却方法、重要な引当金の計上方法等）の採用方法、貸借対照表及び損益計算書の作成方法等について指導するものとする。

（注）　指導基準の内容（会計専門家として指導すべき事項、指導上の注意義務の範囲・程度等）については、なお検討する。

指導報告書には、

(1)指導した事項（指導基準に照して指導すべき事項が認められなかったときはその旨）、

(2)指導の結果（指導に従わなかったときはその旨）、

(3)指導した者の資格及び氏名（印）、

(4)計算書類に対する監査証明書ではない旨、

等を記載する。

会計専門家の基本的資格は、公認会計士、監査法人、会計士補及び税理士とする。

以上、B案及びC案の具体化は、その後検討されているが、試案では、もっとC案（会計指導又は関与）が簡略されそうである。

むすび

最後に、中小企業庁が昭和六一年三月三一日付で発表した「商法・有限会社法の改正に関する意識・実態調査結果」中の『会計専門家による「調査」について』の項を参考までに紹介しよう。

『3、会計専門家による「調査」について（株式会社についてのみ調査）

株式会社全体の三八・二%、現行の改正案において「調査」の義務付けの対象となる資本金三、〇〇〇万円超の株式会社においても三七・八%が「反対」としており、抵抗感が強い。一方、「賛成」は一六・三%にとどまっているが、「費用等の負担が重くなければ賛成」とするものが二八・四%ある。本件は、本来、費用と効果の相互比較によって賛否が判断されるべきであり、未だ「調査」の具体的内容が明らかにされていない現状で正確な中小企業者の意向の把握は困難であるため、早急に「調査」の具体的内容が明らかにされるべきである。』

以上で明らかなように、法務省筋と税理士会筋はB案を実現させようとしており、一方、商法監査問題研究会の審議を尊重せよとする学者筋、法務省以外の官庁筋の抵抗があり、この帰趨はなお流動的である。しかも、中小企業界の抵抗は、これから本格化するとみられるだけに、公認会計士業界としては、今こそ正しい主張すべき秋が到来したといえよう。

（松木）



白墨なら　よくかけて　よくきえる　きぬごし製　天神白墨

工作用ねん土、各種好評をいただいてよく売れております。ご拡売おねがいします。

各種黒板・ラーフル・ねんど・石膏製造販売
天神白墨本舗　JIS表示許可工場
日本白墨工業株式会社
本　社　〒124 東京都葛飾区西亀有2-15-17　TEL 03(601)6271(代)
工　場　〒341 埼玉県三郷市泉13　TEL 0489(53)1537(代)
営業本部



歴史考察

徳川家臣団
林羅山

1　林羅山の経歴のあらまし

江戸初期の幕府の儒官。天正十一年（一五八三）生まれ。京都の人。名は忠または信勝、剃髪し道春と改名す。藤原惺窩に朱子学を学び、家康以後四代の侍講として外交文書や諸法度の草案の作成に当たった。著は「大学抄」「大学解」「論語解」など。豊臣家攻撃となる「国家安康」の銘文を徳川家に有利にコジツケたことで有名で、〝曲学阿世の徒〟とも評される。明暦三年（一六五七）一月、江戸の大火所謂〝振袖火事〟で神田の家塾も幕府から下賜された銅文庫も焼けてしまったショックに倒れ、三日後の一月二十三日に死んだ。数え年七十五歳であった。

2　家康の豊臣家滅亡作戦

徳川家臣団中の武将を紹介し来たったが、家康の武将以外のブレーンの活用も多彩で、その学者における代表が林羅山である。

慶長八年（一六〇三）二月、征夷大将軍となった家康は、すぐ二年後の慶長十年四月に将軍職を三男秀忠に譲って大御所と称し、天下は徳川家が世襲することを事実上以て明らかにした。家康の生存中はともかく、家康が死ねばまた昔のように豊臣の時代を取り戻せると考えていた豊臣秀頼――というより事実上の支配者淀君は激怒し、秀忠の将軍就任祝賀会における秀頼の出席を拒否した。

それまで家康は、豊臣家との政権交替は平和裡に行われるのが望ましいし、秀頼も一大名として存続させるつもりでいたらしいが、この時を境に豊臣家を滅亡させることを決意するに至る。

もともと家康は、豊臣家の莫大な財宝を枯渇させるために、片桐且元を籠絡し豊臣家に社寺修改築を勧めさせていた。そのため摂津茨木城主の且元を二万二千石から二万八千石に加増し、秀頼の側近にさせている。且元は真実豊臣家のためと信じていたのであるが、とに角淀君はその口車に乗り、数多くの社寺を造営修築し、その結果、豊臣家は莫大な金銀を費消した。方広寺大仏殿の再建はその一環だった。慶長十九年七月、方広寺大仏殿は落成した。まずその落慶供養の日取りに難くせをつけて延引させ、次いで歴史に悪名高い方広寺鐘銘事件をひき起こした。

3　方広寺鐘銘事件

鐘銘に〈関東不吉の語〉があるとして家康は板倉重昌を京都に派遣し、臨済宗五山の住職達の意見を集めさせた。鐘銘を起草したのは五山の一東福寺の清韓文英だが、清韓は秀吉、秀頼に重用され〈洛陽無learned者〉とか名筆家といわれていたため、多くの禅僧達に嫉妬されていた。家康はそれと当時の禅僧の権力におもねる追従心を利用し、根廻ししてあった。果たせるかな、臨済宗五山の住職の意見は家康の予期した通り、口を揃えて銘文を攻撃していた。とりわけ悪意ある意見を出したのが羅山で家康を喜ばせた。鐘銘中の「国家安康」の文字が「安」の字で家康の名前をひき裂いて家康を呪っているというのは勿論、「君臣豊楽　子孫殷昌」という普通のお祝いの文言さえ「君豊臣　楽子孫殷昌（豊臣を君とし、子孫の殷昌を楽しむ）」と読み、徳川家の衰亡を祈願するもの、と解釈した。また、「右丞相豊臣朝臣秀頼公」については家康も秀頼も共に右大臣なので、混乱を避けるため、秀頼には丞相で家康には征夷大将軍の意をこめ僕射の、共に右大臣の唐名を用いたのが清韓の知恵だった。これを羅山は右僕の二字を無視して「源朝臣家康公を射る」と読んで、皮相極まる揚げ足とりをした。

辻達也氏の『江戸開府』（中央公論社版「日本の歴史」13）ではかかる羅山を「曲学阿世」という語がこれほどぴったりあてはまる例は少なかろう。林羅山はこのとき三十二歳。当時としてはもっとも充実した活動をなしうる年齢だ。才気あふれる羅山は、その知識と能力とを、すべて家康への追従にふりそそいだのである。林家が以後代々幕府の儒者としての地位を確保したのも、かれのこういう才能が大いにあずかっている」と批評している。かくて徳川方の謀略戦はあの手この手と大坂方を追い詰め、且元も裏切者の汚名を着せられて大坂城を出、遂に豊臣家は大坂冬・夏の陣により滅んだ。

4　徳川幕藩体制のイデオローグ

信長、秀吉、家康に至る約三十年の間に、日本の権威体系は大きく変わりつつあった。家康は将軍になるや、己れの〈天下人〉を正当化できる新しい権威体系の理論構築者を求めていた。始め家康はその適任者に藤原惺窩を考えていた。惺窩は、和歌の名門、公卿の冷泉家の出で、藤原俊成や定家の子孫である。天正六年（一五七八）相国寺の僧となり、公卿や臨済宗五山に伝えられていた儒学により彼の才が培われていた。羅山も五山の一である建仁寺の僧として育ったが坐禅を学ばず、慶長九年（一六〇四）二十二歳の折惺窩と出会い、門人となるが、当時既に四百四十余部・数千巻にのぼる漢書を読み、学力は師に劣らなかったといわれ、惺窩は羅山を同学として待遇したという。

惺窩や羅山は、儒学の理想を実践することを標榜していたから、経書の読み方を秘伝として伝えることに固執する中世の儒学と性格を異にし、惺窩などは四書五経に返り点や送り仮名をつけて誰にも読めるように企図したし、羅山は公開の席で「論語」を講じた。公卿の学問を代表する明経博士舟橋（清原）秀賢が、許可なく儒書を講ずることは禁じられていると朝廷に訴えたが、家康は取り合わなかったといわれる。儒学の中に政治理念を見い出そうとしていた家康だから、公卿儒学の秘伝的権威を無視し、研究の自由を与えようとしたわけである。慶長十年（一六〇五）、羅山は初めて家康と二条城で会うが、席上家康は「後漢の光武帝の系譜はどうか、また、楚の屈原が愛したという蘭の種類は何か」と問うた。同席していた秀賢や相国寺の西笑承兌など当時の大学者が返答に窮しているところ、羅山はすらすらと答え、すっかり家康の信任を得た。

惺窩は乱世に成長したのと人を容れない剛峭の一面があったので家康の招きに対し羅山こそ平和時の新秩序形成者にふさわしいと羅山を推挙し、己れは京都の北郊に隠れてしまった。羅山は大勉強家で五十八歳になっても一年間に七百冊の本を読んだそうである。日本の古典にも精通し「徒然草」の注釈書や国史・神道についての著もあり、家康の最も期待したタイプの政治方針顧問であった。

家康の古書収集熟は有名だがそれに応え「慶長御写本」を監修したのも羅山と金地院崇伝だった。

家康・秀忠・家光・家綱四代に仕え朱子学を徳川幕府の「官学」として確立し、武家諸法度の撰定、外交文書の起草、改元の奏進、「寛永諸家系図伝」「本朝通鑑」なども編した。

（税理士今村秀夫）

銘語録

楽しみは背中に柱　前に酒　左右に女　ふところに金

人間の欲望に限りはないのだが、男の楽しみをあますところなく表現した傑作な諺だといえる。人間の本能には先ず生存欲、次に群居衝動、三番目に自己顕示ないし自尊心、そして性欲、第五は好奇心であると言われる。これらの本能的欲望は現象としては一つであっても、二ないし三のものが組合わさって、その欲求を満足させることがあるといわれる。

生存欲は食欲、睡眠欲等としてあらわれるし、群居衝動はグループ本能ともいい家族、社会の中で孤独感を癒すことになる。このグループ本能が満足されず孤独感が極端にすすむと人は自殺に追いこまれることもある。三番目の自尊心というのは人間の基本的欲求として最も重要なもので、時としてこの本能を守るためには、他の生存欲や家族を犠牲にしてでも名誉をかけて闘い、命懸けで行動することすらある。

性欲、好奇心については説明するまでもないが、人間社会を発展させる原動力であることはいうまでもない。

「楽しみは背中に柱」というのは座敷の床柱を背負って上座にすわり、まさに優越感を味わい、先ほどの自尊心を満足させるものといえる。「前に酒」、「左右に女」そして「ふところに金」となると生存欲も群居衝動も性欲もすべてを満たすことになる。昔からこうして贅をつくし、懸命に働いた結果の本能的な満足をうることを夢みていたのであろう。言ってみると男のロマンといえなくもない。

ただ考えてみるとこのような「楽しみは背中に柱　前に酒　左右に女　ふところに金」ということが満足された段階では言い知れぬ空虚感があるのではないだろうか。むしろ、これに近づくために夢をもちながら努力を重ねている時が、充実したときを過ごしているのかも知れない。さらには、このような欲望を超越し、貧しくとも足るを知り、人のために尽くし、自らに由って自由、自尊心を満足させるものは最も幸せといえる。

〈鍾馗〉

税の歴史から

〈55〉

大塩平八郎の乱（その一）

江戸時代、大阪において徳川の家台骨をゆるがすような事件が起った。

大塩平八郎の乱である。

大塩平八郎は江戸後期の大阪町奉行所の与力で、洗心洞劄記などの著書を出している程の陽明学の学者でもあった。陽明学は知行合一の実践主義を根本原理とする学問である。小さい時から読書を好み、陽明学に通じた平八郎は性格も廉直、剛直、潔癖といった言葉がぴたりとする人物であったらしい。

文政十年天主教の徒を京阪の間に捕えたのを出世の糸口とし、同十二年役人と豪商が組んで政をみだし諸人を苦しめている事があったが、調べて行くうちに貴権の人の家人に連及して行ったので皆おそれて手をつけようとする者がいなかった。奉行高井山城守は困って平八郎に相談した。

平八郎は心配しなさるなといって日夜をわかたず捜索して事件を解決し、私していた三千両以上の金を市民の為に提供する様にした。天保元年には、度々町奉行令を発して諭していたにも関らず改めなかった破戒の僧徒を捕えて流刑にした。

この頃から名与力として名前を知られるようになったが、文政十三年（一八三〇年）七月、上役である奉行高井山城守が老令を以て職を辞すると、己を知る者の無いことを慨き、恩顧を受けた奉行と進退を共にするため、養子格之助に職を譲って隠居した。そして与力時代から設けていた洗心洞と名付けた塾で教えながら余生を送る事にした。塾生は与力時代既に十数人いたという。誠実な人柄は「諸人其徳に服す」と蚕社の獄にひっかかった小関三英が評している事でも推察される。

天保七年という年は打ちつづく飢饉に加えて、翌年七月に予定されている徳川家慶の新将軍宣下の式典準備の為、兵庫方面で米を買い付け江戸に回送しているため、米価が高騰して庶民が難渋した年であった。もっとも奉行所は何もしていなかったわけではなく、十月六日の御触に、当表米価高直に付として難渋の者に御救米を下し置かれる事並に町人より金銭を差出させた事が記されている。当時の記録の順に町人の名をしるすと次の通りである。銭千八百貫文

今橋二丁目鴻池屋善右衛門、同千八百貫文　玉水町加嶋屋久左衛門、同千六百貫文　大川町加嶋屋作兵衛、同七百貫文　門平野町二丁目米屋鉄五郎、同三百貫文　和泉町鴻池屋新十郎、同三百貫文　今橋二丁目鴻池屋他次郎、同五百貫文辰巳屋弥吉、同百五十貫文　近江屋体兵衛、同三百貫文　炭屋安兵衛、同五百五十貫文　高麗橋一丁目三井八郎右衛門、同三百貫文　今橋一丁目平野屋五兵衛、同百貫文　升屋平右衛門、同百五十貫文　嶋屋市兵衛、同百貫文　炭屋善五郎、同二百貫文　米屋喜兵衛、同百貫文　天王寺屋忠次郎、同千貫文　住友甚次郎　その他本町二丁目中などというのも合わせて、六十八件の名前が連らねられている。

そして集めた金を極難渋の本人に三百文宛、家内のものに一人百文宛、難渋人には一人住の者には二百文ずつ、二人以上の家には人数にかかわらず三百文宛御救米を与えている。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）

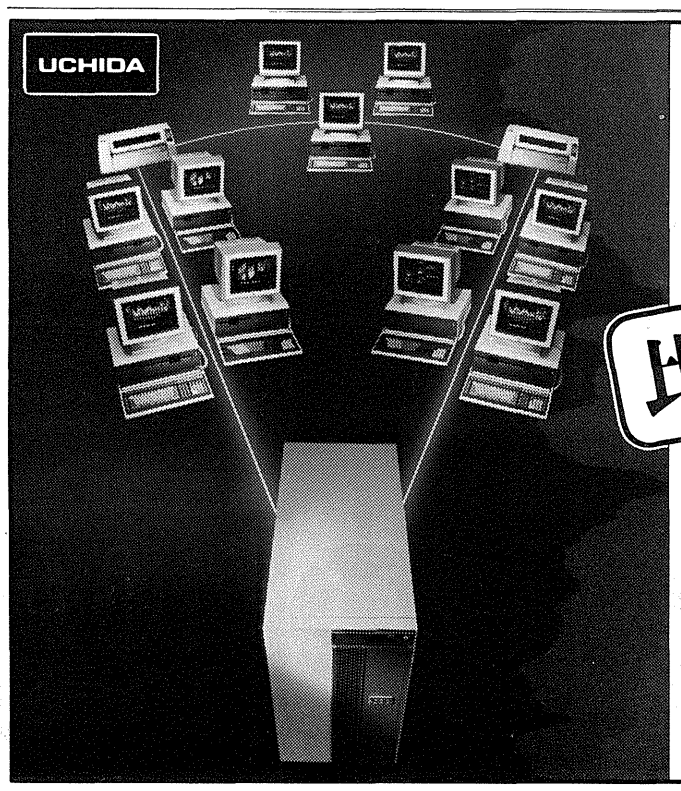

比べられたし！

●人気の「2001」、5モデルのフルラインで
オフィスコンピュータの価格帯フルレンジに対応。

帰するところ、
人間が主役だから。

◆統合されたハードが違う。
◆統合されたソフトが違う。
◆統合されたパッケージが違う。
◆統合されたネットワークが違う。
◆使い勝手が違う。

新しい舞台だ、OAオフィス。

USAC
2001
オフィスUCHIDA YOKOネットワーク

内田洋行
電子計算機事業部
本社・東京 〒104 東京都中央区新川2-4-7 TEL.03(555)4124

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5―18―3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極　1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…「調査」の問題点と「指導」の意義…………高田正淳
二頁…商法・有限会社法改正試案（抜萃）
三頁…研修会報告、資料
四頁…随筆、歴史考察、税の歴史、銘語録

商法・有限会社法改正試案公表さる

会計調査人の調査制度導入が改正の重点

五月十五日に注目の「商法・有限会社法改正試案」が公表されたが、大方の予想どおり、改正の重点は、会計調査人の調査制度導入にあり、それは簡易監査（限定監査）と変わらないものである。

日本公認会計士協会では、簡易監査構想が提唱された当初から一貫して簡易監査構想に反対し、終始、簡易監査は監査制度の崩壊を招くおそれのあることを主張し続けてきたが、そのことはまったく聞き届けられていない。

前号既報のように、簡易監査というものが果たして存立しうるものかを探ろうとした「商法監査問題研究会」が終わり、その報告書が発表されたが、その席上でも、協会代表は、いわゆるA案として、監査は正規の監査を徐々に拡大して行くべきことをあくまでも強調した。しかし法務省筋は、B3案として、会計調査人制度の導入に固執し、今回、それを重点として試案を作成するに至ったわけである。B3案は監査の全体の程度を落とし、責任の程度もそれに相応してきまるという案であるが、そういう簡易な監査があり得るであろうと抽象的には言えても、さてそれをどこまで行うかとなると、つまり監査となってしまう。日税連に反対されると法案は成立しないので、税理士会にある程度呑んで貰えるものという狙いがあるようだが、しかし税理士全部にすぐ簡易監査の資格が付与されるわけではない。法案四4dの㊟では（例えば試験）とあり、新しい法律上の資格を設定することを検討するとあって、税理士が二つに別れることも予想される。商法監査問題研究会の白熱の議論の中からC案の（指導）案が登場しているが法務省筋は消極的である。C案はB案よりは次善の案であり、やがて正規の監査に連動する可能性もあるかもしれない。C案の立場の高田教授の寄稿を掲載する。

「調査」の問題点と「指導」の意義

神戸大学教授
日本監査研究学会会長　高田正淳

一、試案における調査と指導

今回、法務省民事局参事官室により「商法・有限会社法改正試案」が公表された（昭六一・五・一五）。そこにみられる「調査」案なるものは、昭和五十九年に同室の提案した「簡易監査」の内容をより明確にしたものである。この問題をも含めて商法上の監査制度を討議するため、昨年十一月から商事法務研究会内に「商法監査問題研究会」が設けられ、調査はB―3案として検討されている。

同研究会は、「商法監査問題研究会報告書」を公表している（「商事法務」一〇七四号、昭六一・四・二五）が、調査の趣旨は、研究会終了後に挿入された「別記」においても表明されており、試案における調査なるものを理解するために参考になる。

調査は、計算書類の信頼性を高めるよう、それを会計専門家によってチェックさせる方法として提案されたものであり、中小会社の計算書類の公開や監査が形骸化している現状を打開すべく、中小会社の経済的負担を考慮しつつ、対象・手続を限定した監査を会計専門家に行わせて、計算書類の適正化を計ろうとするものである。

しかし、われわれ監査の研究者は、B案が多くの問題をはらんでいることを指摘し、B案とは異なった、会計専門家による計算書類の信頼性確保の方法を提案し、これをC案として主張した。試案では、このC案の一部を調査の代替案として、四5に挙げている。

B案の調査に対しては、監査の研究者、監査実務家としての公認会計士、中小企業関係者、その他監査に関心をもつ人々の大多数、それに税理士の一部が反対しており、逆にC案に好感をもつ人々が多い。

二、何故、B案が問題なのか

立法者によれば、B案の調査なるものが今回の商法改正全体のなかで一つの目玉の部分であることは事実であり、改正全体を整合的にするために必要であると考えられている。しかし、それには、形式を整えるためにやや無理をおかしている点があり、またそれによる効果や影響には、再び商法を形骸化し、ついでにここまでやっと育ってきた監査制度を危機においこむ可能性をひめた重大な問題をはらんでいる。

多くの人々によって指摘されている問題点は、

①（現状認識）その立脚する前提や現状への理解において非現実性がある。中小会社や会計職業人の現実に対する見方に甘さがある。

②（調査の手法・実務面）示されている程度を下げた監査の実施は、会計の構造が相互関係的であることからみて、どの部分についてどの程度実施を省略してよいのかは、不明確であり、専門家として意見を述べようとすれば、また真面目に実施を行えば、正規の監査と区別がつけにくく、監査コストも安くならない。

③（調査の結果としての証明）計算書類に調査の結果の証明を与えることを予定しているが、大会社と全く同じ計算書類について、異なった程度の証明をつけさせるとすれば、証明の意味や内容が理解できなくなる。程度を落した証明を与えるというのであれば、それを報告書にどのように記載するのか、それによって利害関係者はどう判断をするのか、誤解をさけうる記載方法があるかなどはっきりしない。証明がないならば考えようもあるが、法的には証明がないと意味がないとしてこれを強制しようとする。

④（独立性と責任）中小会社が負担しうる監査コストにみ合う程度の、専門家の相当の注意と責任でよいといわれるが、金額によって注意と責任、それに証明の値打ちが左右されることになり、コスト安が先導するかぎり、調査の水準はとめどなく低下する。また、独立性とはいいながら、その会社の会計や税務に関与したり代行することを許していたのでは、調査の水準が低下するだけでなく、監査らしい証明を与える意味すら問題になる。公証人が、公証すべき相手の仕事をやるのであろうか。

⑤（影響）以上の問題点からみて、調査を引受ける担当者は、中小会社の実態との食違いに対処しなければならないし、ひとつちがえばその信用や権威も問題にされるであろう。それとも調査人にだけは事実上責任を問わないということを予定しているのであろうか。安易な証明が流布するおそれがあるとすれば、折角形骸化を防ごうとする改正試案が自ら新しい形骸化を生み出す可能性があり、それにとどまらず、従来の監査の水準をひきおろす動機ともなりかねない。

このようにみるならば「別記」は、それ自体多くの矛盾をはらんでいるだけでなく、政策的論調であって、具体的な制度化の論拠に乏しい。

三、C案はB案とどこが違うか

C案は、現行の監査ならびに監査制度の尊厳や社会的チェック機能としての役割を維持し、これと抵触しないように計算書類の信頼性確保の方途を求め、制度化しようとするものである。B案と異なる点は、次のようにまとめることができる。

(1)立論の前提条件として、中小会社のおかれている環境条件、経営者の会計に対する理解、監査を受け入れる態勢や制度の不備等を考慮している。

(2)計算書類の信頼性を確保する努力は、本来経営者が責任をもつべき問題である。会計専門家は、(1)の条件を考慮して、経営者の作成する会計や計算書類を吟味し、それを受けて経営者に問題点を改善させるべく指導するのが先決である。これには補佐や代行を含む。それは、監査や調査を受けることができるような条件の整備を行い、商法に従った計算書類の作成・開示ができるような指導を行うことである。

(3)計算書類の適正化をはかるという目的においては他案と同じであるが、それが長期にわたって達成できるよう経営者の自主努力を促進することを狙いとする。

(4)商法において制度化できるように、①会計専門家による指導を一般的な義務とすること、②指導の結果を指導報告書として公表させることを原則とすること、③指導ができなかった場合、または指導しても改善されなかった場合には、指導報告書を公表させないことを建前とし、取締役会、監査役に指導未達の状況の詳細を報告させること、④指導人にはそれ相応の権利を与えることにするが、監査とは明確に区別する。

(5)指導の方法とそのためのチェックの方法は、職業専門家の実務経験を尊重し、職業専門家・有識者によって、その要領や基準を作成させる。

(6)指導人の資格は、会計専門家としての公認会計士、税理士、

（二頁へ続く）





東洋紙工株式会社

本社　〒120 東京都足立区柳原1―35―4　TEL.03-882-8161(代)
大阪営業所　〒581 大阪府八尾市新家町1―15―3　TEL.0729-97-8455
名古屋営業所　〒465 名古屋市名東区よもぎ台3―219　TEL.052-773-8551
札幌営業所　〒003 札幌市白石区本通り4丁目南1―10　TEL.011-864-5125
福岡営業所　〒812 福岡市博多区吉塚3―2―22　TEL.092-611-7158

商法・有限会社法改正試案（抜萃）

四　計算・公開

（決算報告）

1a　商法特例法二条の基準に該当する株式会社にあつては、定時総会終了後、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は官報に掲載して公告する。

b　a以外の株式会社にあつては、aの公告を省略することができる。

㊟1　公告の内容については、2との関連で、なお検討する。

2　商法特例法二条の基準に相当する有限会社についても、定款で定めた方法により公告をしなければならないものとする方向で、なお検討する（一16a参照）。

（貸借対照表等の登記所における公開）

2a　株式会社は、定時総会終了後、貸倒対照表及び損益計算書を商業登記所に提出し、登記所でこれらの書類を公開する。

b　有限会社は、定時総会終了後、貸借対照表を商業登記所に提出し、登記所でこれを公開する。ただし、一定の基準（例えば資本金一億円以上又は負債総額一〇億円以上。二1bただし書参照）に該当する有限会社にあつては、損益計算書をも提出し、公開する。

㊟1　貸借対照表等を登記所へ提出するときは、これに関する監査報告書又は調査報告書をも提出し、登記所で公開する。

2　経過措置（例えば有限会社については別に法律で定める日まで登記所における計算書類等の公開を猶予する等）をどのようなものとするかについては、なお検討する。

3　会社の本・支店における計算書類及び附属明細書の開示は、現行どおり（商法二八二条、有限会社法四三条ノ二）とする。

（会計監査人による監査）

3a　商法特例法二条の基準に該当する株式会社及び有限会社は、会計監査人の監査を受けなければならない。

㊟　商法特例法二条の基準（資本基準及び負債基準）を修正して会計監査人の監査を受けなければならない会社の範囲を拡大することについては、4の取扱い等との関連で、なお検討する。

b　a又は一定の基準（例えば資本金一億円未満かつ負債総額一〇億円未満。二1aただし書参照）に該当する株式会社以外の株式会社は、定款で、会計監査人の監査を受ける旨を定めることができる。

（会計調査人による調査）

4a　株式会社で会計監査人の監査を受けないものは、その計算に関し会計調査人による調査を受けなければならない。ただし、資本金三、〇〇〇万円未満かつ負債総額三億円未満のものは、調査を省略することができる。

b　一定の基準（例えば資本金一億円以上又は負債総額一〇億円以上。二1bただし書参照）に該当する有限会社で会計監査人の監査を受けないものは、会計調査人の調査を受けなければならない。

㊟　b以外の有限会社に任意調査を認めることについては、その方向でなお検討する。

c　会計調査人による調査は、「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」（商法三三条二項参照）を報告することを目的とする。

㊟1　附属明細書をも調査の対象とすることについては、なお検討する。

2　調査においては、相当の会計組織（帳簿の備付け、確実な記帳の仕組み）が備わっていることを確認し（商法三三条一項参照）、会計帳簿の記載について期末の状況の調査権（同条三項）を認める。

4　調査人は、調査を通じて商法に則した会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書が作成されているかどうかについての一応の検証をすべき相当の注意義務を負う。この場合における心証の程度については、「正規の監査」より低く「一応の確からしさ」でよいものとし、実際の調査の程度は、調査人がその注意義務に従って判断し（調査の基準の確立については、なお検討する）、そうした内容は、「調査の方法の概要」として明らかにする。

5　報告書には、調査の方法の概要、調査人の資格（会社の他の会計事務、例えば税務、財務諸表の作成、会計帳簿の記帳代行等をしたときはその旨をも）を記載し、その開示は、監査報告書と同様に扱う（2㊟1参照）。

6　会計帳簿及び貸借対照表・損益計算書の作成責任は、取締役にある。ただし、調査人が貸借対照表等の作成等に当たる場合の責任については、なお検討する。

この場合においても、調査人は、少なくとも記帳の基礎となる原始記録の作成に関与することはできない。

7　監査役監査との関係、監査役の監査報告書の記載（商法二八一条ノ三第二項）との調整（cの報告を消極的表現例えば行った調査によれば指摘すべき事項は見当たらない等にすることの可否）、「監査ではない」旨の表示をするかどうか、過渡的に無条件の意見差控えを認めるものとするかどうか等については、なお検討する。

d　会計調査人の基本的な資格は、公認会計士、監査法人、会計士補及び税理士とする。

㊟1　調査人としてふさわしい会計知識・経験をもつ者の範囲を画する方法（例えば試験）については、新しい法律上の資格を設定することを含めて、なお検討する。

2　調査人は、取締役又は使用人を兼ねることはできない（商法二七六条参照）。親族関係等による資格制限についても監査役と同じ（二16参照）。

3　調査人として不相当な行為があった場合の資格上の責任追及の方策の確立については、なお検討する。

（会計専門家による調査）

5　会計専門家が会社の計算に関する指導をして、その指導の内容、指導の結果等を報告する制度をもつて4の会計調査人の調査に代えることの可否については、商法上の制度として構成することが可能かどうかを含めて、なお検討する。

㊟1　例えば、指導の対象会社及び指導人の資格については、会計調査人による調査（4a、b及びd）と同一とする。

2　例えば、指導は、会社の会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書が商法に即して作成されるよう指導し、その結果を報告することを目的とする。

3　指導につき、例えば、会社の会計組織の整備状況、会社が採用した重要な会計方針、貸借対照表及び損益計算書の作成方法等について吟味を行い、改善を要する点について取締役に助言し是正を促すことを内容とした場合において、指導基準の確立、指導の過程における会計帳簿の記載の正確性の吟味の有無（吟味しないとすれば、そのような指導を法律上特に中規模の会社に限って強制することとする根拠は何か。また吟味するとすれば、会計調査人による調査との差）等については、なお検討する。

4　指導人の注意義務及び責任（特に第三者に対するもの）がいかなるものであるかについては、指導人が指導すべき内容（㊟3参照。特に商法三三条一項・二項に従った処理をすべき旨の指導の有無等）、指導すべきことを指導しなかった場合の指導人の責任、指導に取締役が従わなかったときの責任関係、取締役が指導に従うことを担保するための方策、指導に従ったかどうかの検証の方法及び程度、指導人の指導責任と計算書類の不実記載に関する取締役の責任との関係（4c㊟6参照）指導の内容及び結果の開示の方法、これを例えば報告書に指導事項、指導の概要、指導結果（指導に従わなかったときはその旨）及び指導人の資格を記載し、その開示は監査報告書と同様に扱うこととした場合における利害関係人の判断資料としての意味内容、指導人の権限（例えば会計帳簿・書類の閲覧謄写をする権利及び会計に関する報告を求める権利（商法特例法二三条二項、会社の業務及び財産の状況の調査権（同条三項）等との関連において、なお検討する。

5　会計専門家による指導と監査役制度との関連（二12㊟2、四4c㊟7参照）については、なお検討する。

6　指導と二12bの取締役の責任との関連については、なお検討する。

7　指導を過渡的又は選択的な制度として構成することの可否については、究極の制度又は選択の対象となる制度との関連で、なお検討する。

（有限会社の計算書類等の記載方法）

6　有限会社については、計算書類及び附属明細書の記載方法は、法務省令で定める（計算書類規則参照）。

（有限会社の営業報告書等の作成）

7a　資本金が一定の金額（例えば二、〇〇〇万円）に満たない有限会社は、定款で、営業報告書の作成を省略する旨を定めることができる。

㊟1　資本金が少額の場合のほか、社員の数が少ない場合にも営業報告書の作成省略を認めるかどうかは、なお検討する。

2　営業に関する報告請求権（商法二七四条二項参照）を各社員に認めた場合に限り作成省略を認めるものとするかどうかは、なお検討する。

b　一定規模以下（例えば資本金三、〇〇〇万円未満かつ負債総額三億円未満）の有限会社において、会計帳簿・書類の閲覧謄写権を各社員に認めたときは、定款で、附属明細書の作成を省略する旨を定めることができる（有限会社法四四条ノ二第二項参照）。

（計算書類等の株主・社員への送付）

8a　有限会社においても、計算書類及び監査報告書は、社員

（三頁へ続く）

（会計専門家による会計指導）

a　（省略）

b　会計指導は、会計帳簿並びに貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び付属明細書が、商法第三十二条、同三十三条の規定、その他の法令及び定款（以下商法等という）に基づいて作成されるよう指導し、その結果について報告することを目的とする。

㊟1、商法等のなかには、商法第三十二条、同第三十三条の規定のほか、監査特例法、計算書類規則を含む。

2、会計指導は、会計帳簿並びに貸借対照表、損益計算書、営業報告書、付属明細書が商法等の要請に即して作成されるよう、会計専門家が取締役を指導するものであって、その適法性について証明を与えるものではない。またほぼ完成状態にあるべき計算書類等を日常関与していない会計専門家によって調査させ、保証をさせるものでもない。会計指導は、会社の内部的なチェック・システムに属する。計算書類の信頼性に対しては、取締役を介在して間接的にその信頼性の確保に貢献する効果をもつ。

3、会計指導の内容、指導の結果等については、取締役（会）及び監査役に対し、指導報告書により報告する。指導報告書の公開については、取締役会にとどめるか、株主総会に開示するかどうか、さらに後者の場合、取締役会議事録と同程度の要件で債権者等に開示するか、あるいは計算書類の開示の際に必ずそれに添付することとするかは、なお検討する。

（以下は、計算書類の開示に際して必ず添付する場合のみ）

4、外部用に指導報告書を公開する場合には、その報告書には、指導した事項、指導した者（以下会計指導人という）の氏名及び資格を記載する。またこの報告書が監査証明書でないことを明記する。

5、指導未達部分は、それが重要である場合には、指導報告書の作成及び公開をしないことができるかどうかは、なお検討する。重要であるかどうかの判断は、会計指導人の判断に任せる。その重要性の判断、公開の是非の選択の内容について第三者が聴取することができるかどうか、会計指導人の守秘義務の排除、聴取を請求する権利者の種類・範囲をどのように限定するか等については、さらに検討する。

d　会計指導においては、cの趣旨に従って、会社の会計組織の整備状況、重要な会計方針（資産の評価方法、固定資産の減価償却方法、重要な引当金の計上方法等）の採用方法、貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び付属明細書の作成方法等について確かめ、その改善について指導又は代行を行うものとする。

㊟1、会計指導人には、会計に関する報告書を求める権利、資料の提供を求める権利を認める。

2、会計指導においては、会計の内容に対するチェックを伴うが、それは、会社内において取締役に対する指導を原則とし、その制限については、一定の経験年数等を考慮する程度にとどめる。

(7)指導人の責任については、指導人は、職業人としての相当の注意義務を履行する責任をもち、第三者に対し、改善のため指導した範囲で経営者が受け入れた部分と報告書の内容について損害賠償等の責任がある。また指導行為の態様について問題があれば行政処分の対象となる。

指導といっても、それが社会的有意性と制度化可能性を配慮した場合、たんに指導を要する点の経営者への指示だけではすまされない。経営者の陳述や会社の実態と会計を慎重に吟味し、経営者が指導に従うよう、経営者の努力を促進することや、必要な場合代行することを含み、またその経過を少なくとも経営者全部に知らせ討議することも要求される。

指導を要しない程、良好な会社については、指導報告書を計算書類に添付させ、制約・規制等に係る規定の適用などについて減免措置をとるなどの特典を与えることも、指導を実効あらしめる方法であろう。しばしば指導は商法になじまないといわれる。しかし部分的にでも制度化することは可能であり、報告制度や責任関係を整備すれば、商法の趣旨に従った規定は十分に成立しうると考えている。商法の過去の改正の経緯からみて、このような発想が商法外であるといわれる論拠はみあたらない。要は、監査が軽視される日本の社会風土のなかにあって、監査制度を守り、監査と非監査を区別するとともに、会計専門家としての種々の職業人が共存共栄の途をみ出すことは重要であり、そのためにも指導案たるC案の意義を強調したい。

なお、指導の内容をよりよく理解していただくために、筆者が作成し、C案を試案においてとり上げられるよう商法部会に提出した具体案（昭六一・四・九）をここにあげておこう。

昭・六一・四・九　高田正淳　提出

法務省民事局参事官室
商法部会準備会用資料25補足
「会計指導」（案）

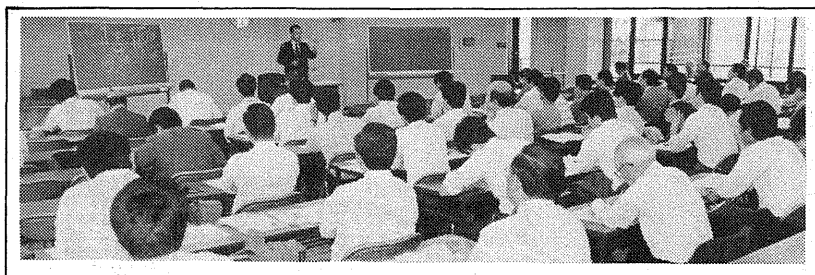

聴講者に裨益するところ大

5月17日、最近の経済的変化による税実務問題研修会

五月十七日（土）の正午から開催された「最近の経済的変化による税実務問題研修会」（第一税理士協議会主催／東京会監査団連絡協議会・東京会共同事務所連絡協議会協賛――写真）は、折からの決算期とて参加者は前回より少なかったが渡辺淑夫講師による講義内容はすばらしく、聴講者に裨益するところが大きかった。

最近の急激な円高に伴う経済的変化によって複雑化する税実務の種々相を解説頂いたわけだが、それは、1、円急騰時における外貨建取引の税務処理(1)外貨預金の換算(イ)短期外貨預金の期末レート換算(ロ)長期外貨預金の取得時レート換算(2)為替予約と保証約款(イ)収益・費用の換算レートと為替予約(ロ)短期予約と長期予約(ハ)個別予約と包括予約(3)著しい相場変動と期末換算(イ)著しい相場変動の意義(ロ)換算の選択範囲(ハ)為替予約との関係(4)通貨スワップ、借替え等と為替損益(5)調査事例の紹介　2、金融商品による企業の資金運用（財テク）と税務処理(1)最近の企業財テクの特色(2)外貨建運用と円貨建運用(3)外貨建運用のメリット・デメリット(イ)為替リスク(ロ)High Yield（高利回り）(ハ)投資対象の多様化(4)具体的運用手段(イ)外貨預金(ロ)外貨建証券投資とその選択肢(5)主な金融商品と税務処理等に及び、なお昭和60年度の税制改正と3月期決算・申告、法人税基本通達の改正や昭和61年度税制改正の主要事項等にも渡っていた。

しかも、「円急騰時における外貨建取引の税務処理」と「主な金融商品と税務処理」に関しては、国税局門外不出の表形式一覧表をご提供頂き、参加者に極めて好評であった。紙面の都合で前者のみ下掲したが、テキストご希望の方には千一〇〇〇円でお送りする。

円急騰時における外貨建取引の税務処理

会計処理基準と税法の換算方法対比表

I　決算処理

	項目	外貨建取引等会計処理基準（個＝「個別問題」）	税法（令＝法人税法施行令　達＝法人税基本通達）
1	会計処理の時期	決算時（一2）	各事業年度終了のとき（令§139の3）
2	外国通貨	決算時の為替相場による。（一2(1)①）	短期債権に準じる。（達13の2－1－4注2）
3	外貨建ての意義	契約上の債権額又は債務額が外国通貨で表示されている金銭債権債務。（注解2）	外国通貨で表示され、かつ、外国通貨で支払が行われるべきこととされている金銭債権債務（令§139の2、達13の2－1－1）
4	範囲	外貨預金を含む。（一2(1)②）	長・短期外貨預金は短期債権に準じる。（達13の2－1－4注2）
5	長短期の区分基準	ワン・イヤー・ルール（注解5）	ワン・イヤー・ルール（令§139の2）
6	保証約款・為替予約が付されている場合	当該円貨額を付する。（一2(1)②）個別予約と包括予約の双方を含む。（個Ⅰ11） (注)　長期債権債務にかかる為替予約については下記8を参照のこと。	当該予約により確定している円換算額とする。包括予約の場合、合理的基準により算定する。（達13の2－1－5）
7	短期債権債務の換算方法	決算時の為替相場による。ただし、転換期間満了前の自社発行転換社債は、発行時の為替相場による。（一2(1)②） 一定の制約の下に、取得時の為替相場で換算する方法を選択することができる。（監査第一委員会報告第46号） 右記に該当する規定なし。	取得時換算法と期末時換算法の選択適用。（令§139の3①―イロ） (1)　外貨別に選択できる。（令§139の5） (2)　承認を得れば変更できる。（令§139の6） (3)　法定換算方法　期末時換算法。（令§139の7） 左記に該当する規定なし。 期限徒過の外貨建債権は、短期債権に該当しない。（達13の2－1－2の2）
8	長期債権債務の換算方法	取得時又は発生時の為替相場による。（一2(1)②） 平均相場、前月末・前週末相場等の許容。（注解3） 長期債権債務にかかる為替予約については、為替予約差額を合理的な方法により、各期に配分する。（注解4－2、会計制度委員会報告）	1. 取得時換算法（令§139の3①ニ） 2. 収益、費用等にかかる外貨建債権債務　達13の2－2－1又は13の2－2－1の2による。（達13の2－1－3(1)） 3. 貸付金又は借入金にかかる外貨建債権債務（達13の2－1－3(2)1）） イ　円転換の場合 現に貸付金として支出し又は借入金として受入れた本邦通貨の額。 ロ　保有外貨による場合 貸付又は借入をした日のTT仲値（TTS、TTBも継続適用条件で認める。） 左記に該当する規定なし。
9	著しい為替相場の変動があった場合の換算方法	著しい為替相場の変動が生じた場合、通貨体制が変更された場合等、本基準を適用することが適当でないと認められる場合は、別途適切な措置を講ずる。（前文二、2）	取得時換算法を採用している債権債務についての次の事実があったときは、その期末において債権を取得し、又は債務が発生したものとみなす。 1. 為替相場の著しい変動があったこと（令§139の3） 「為替相場の著しい変動があった」とは、次の算式による割合がおおむね15％以上の場合を指す。（達13の2―1―6の2） 債権又は債　債権又は債務の期末円一務の帳簿価換算額　額 債権又は債務の期末円換算額 2. 補助簿に、換算替え後の円換算額を記載すること (注) 1. 個別計算を原則するも一括計算でもよい。 2. 一部適用は認めない。
10	債券の換算方法	原則として、取得時の為替相場による。ただし1年以内の償還のもの（転換請求期間満了前の転換社債を除く）は、決算時の為替相場による。（一2(1)③）	法人の保有社債は外貨建債権ではない。（達13の2－1－1の2） 令§139の3②第1号に定める著しい為替相場の変動があったときは外貨建公社債について評価損を計上すべき事実が生じたものとする。（達9－1－16の2）
11	株式の換算方法	原則として取得時の為替相場による。（一2(1)③）	規定なし
12	任意低価法の適用	外国通貨による時価を決算時の為替相場により円換算した額と、本邦通貨による簿価のうち、いずれか低い価額を付する。（注解6）	低価法（令§34①1号ロ）でいう時価とは、当該外国証券取引所での最終価格を当該期末のTT仲値で換算した額による。（達13の2－2－8の2）
12―2	強制低価法の適用	取引所の相場のある株式……評価減の要否の判定は外貨ベース。時価は決算時為替相場により換算。（個Ⅸ19） 取引所の相場のない株式……評価減の要否の判定は外貨ベース。評価減額は取得時為替相場により換算、ただし高度インフレ国所在会社の発行株式は決算時為替相場による円貨額まで評価減できる。（個Ⅸ20）	税法には該当規定なし 非上場証券の発行会社の資産状態の判定について……当該発行会社が高度インフレ国にある場合は、当該国とわが国の物価変動率を勘案して比較する。ただしそれが困難なときは、取得時の純資産額を取得時為替相場で換算した円貨額と、決算時の純資産額を決算時為替相場で換算した円貨額とを比較して判定することができる。（達9－1－9の2）
13	決算時相場について	決算日の直物為替相場のほか、決算日前後一定期間の直物為替相場の平均相場を使用できる。（注解4） 決算時のレートが異常なときのみ、平均相場は認められる。（個Ⅲ12）したがって継続性は問題とならない。（個Ⅲ15） 一定期間とは、決算日を含むおおむね1ヵ月以内。（個Ⅲ14）	当該事業年度終了の日のTT仲値（TTB、TTSも継続適用条件で認める）。（達13の2－1－4） (注)継続適用を条件として、また期末に異常な為替相場の騰落があったときは、期末を含む1ヵ月間の平均相場を使用することができる。（同上注1）
14	自社発行転換社債の換算相場について	本表7にいう自社発行転換社債の発行時の為替相場とは、発行日の為替相場を指す。（個Ⅳ6）	外貨建の転換社債の転換により株式を発行した場合における資本積立金額とされる金額は、受入れた本邦通貨の額から当該株式の発行により資本に組入れられた金額を控除した金額とする。（達1―4―5）
15	換算差額の処理	当期の為替差損益として処理する。（一2(2)） 純額表示。営業外損益（異常な場合は特別損益）処理。（個Ⅴ8、9） 長期債権債務にかかる為替予約差額の配分額は各期の為替差損益として処理、ただし利息処理することもできる。（会計制度委員会報告13、14）	規定なし。 なお換算差額の一括表示を認める。（達13の2－1－6）
16	テンポラル法	「基準」二のとおり	規定なし
17	決算日レート法	長期債権債務及び非貨幣項目の重要性がない場合にのみ採用することができる。（注解7） 重要性の判断は、当期純損益及びその他の剰余金に及ぼす影響により全在外支店ベースで判定する。（個Ⅶ6、8）	決算日レート法を採用することができる。（達13の2－2－6）
18	修正テンポラル法	「基準」三のとおり	規定なし
19	決算日レート法	長期債権債務及び非貨幣項目の重要性がない場合にのみ採用することができる。（注解9） 重要性の判断は、非貨幣項目の決算日レート法による円換算額を親会社及び国内連結子会社の総資産合計に照し、全在外子会社ベースで判断する。（個Ⅶ7、8）	規定なし

II　取引処理

	項目	外貨建取引等会計処理基準（個＝「個別問題」）	税法（令＝法人税法施行令　達＝法人税基本通達）
20	外貨建取引の意義	売買価額その他取引価額が外国通貨で表示されている取引をいう。（注解1）	外国通貨で表示されていても支払が本邦通貨によるものは外貨建取引でない。（達13の2―2―1注2）
21	外貨建取引の範囲	(イ)外貨表示売買　(ロ)外貨決済貸借(ハ)外貨額面の社債発行　(ニ)外貨の前渡金・仮払金・前受金・仮受金の受払等（注解1）	規定なし
22	メーカーズ・リスク取引	外貨通貨で示されている取引は、外貨建取引。（注解1） あらかじめ実質的にメーカーが為替差損益を負担する取引を含む。（個Ⅱ13） 外貨表示でなくても、外貨建債権債務と実質的に同一のものを含む。（個Ⅱ14）	上記20を参照。 あらかじめ税務署長に届出ていれば、為替差損益相当額を当該期の損金・益金に算入する（メーカーの場合）、（達13の2－2－9） 外貨表示でも、支払が本邦通貨でなされるものは外貨建債権債務ではない。（達13―2―1―1）
23	収益・費用等の換算相場	右記に該当する規定はない。 平均相場または前週末・前月末相場等の使用の認容。（注解3）	計上日のTT仲値による。ただし継続適用を条件としてTTB、TTSでもよい。（達13の2―2―1） 平均相場または前週末・前月末相場等の使用の認容。（達13の2―2―1注1）
24	円約款・為替予約が付せられている場合の換算	円約款・為替予約が付せられている取引は当該円貨額により換算する。（一1） 包括予約も合理的な振当方法により振当てる。（個Ⅰ13） 長期債権債務にかかる為替予約については、8の第3段を参照のこと。	為替予約が付せられている取引は当該円貨額による。（達13の2―2―1の2） ただし、個別取引ごとに確定の有無を判定する。（同上） 左記に該当する規定なし。
25	資産取得価額の不修正	規定なきも、二取引基準を採用している以上当然のことである。（前文二1参照）	資産の取得に要した外貨建債務につき期末時相場で換算した場合。換算益が生じても資産の取得価額を減額しない。（達13の2―2―7）
26	前渡金・前受金を費用・収益への振替	金銭授受時の為替相場による。ただし取引高の全額を取引発生時の相場で換算し金銭授受時の為替相場との差を調整することもできる。（個Ⅹ1）	前渡金・前受金は外貨建債権債務でない。（達13の2―1―2） したがって、収益および費用に振替えるときはその簿価のまま振替える。（達13の2―2―2） 延払基準の場合の便宜規定あり。（達13の2―2―3）

（二頁より続く）

に直接送付しなければならない（商法二八三条二項参照）。

b　商法特例法上の小会社においても、監査報告書は、株主に送付しなければならない（商法特例法二五条参照）。

（株主に対する連結財務諸表の送付）

9　証券取引法の規定により連結財務諸表の提出を義務づけられた会社は、決算期後相当の期間（例えば三月）内にこれを株主に送付しなければならないものとするかどうかは、なお検討する。

（会計帳簿等の閲覧謄写権）

10 a　株主数五〇人以下の株式会社、株式の譲渡制限の定めをした株式会社又は有限会社にあつては、会計帳簿・書類の閲覧謄写権（商法二九三条ノ六、有限会社法四四条ノ二）を一〇〇分の三以上に当たる株式・持分を有する株主・社員に認める。

b　株主・社員は、会計帳簿・書類の閲覧謄写により知った秘密を正当な理由なく漏らしたときは、それによつて会社に生じた損害につき賠償の責めに任ずる。

㊟　bは、a以外の会社にも適用する。

（準備金等の資本組入れ等）

11　有限会社においては、社員総会の特別決議により、配当可能利益又は準備金を資本に組み入れて、出資口数を増加することができる。

㊟　準備金等の資本組入れ等につき、社員総会の普通決議で足りるものとするかどうかは、三17 a㊟2（授権資本制の採用）との関連で、なお検討する。

（額面株式の分割）

12　額面株式の分割につき、一株の金額を分割後の金額に読み替え、株券を会社に提出することを要しないこととして、株券の追加発行による株券交付を認める。

（利益準備金の積立基準）

13 a　利益準備金の積立基準（商法二八八条、有限会社法四六条一項）は、配当その他の利益処分により会社が支出する金額の一〇分の一以上とする。

b　資本と法定準備金の合計額が五、〇〇〇万円に満たない会社の利益準備金の積立限度額は、資本の四分の一又は五、〇〇〇万円から資本金額及び資本準備金額を控除した額のいずれか多い額とする。

（計算規定等）

14 a　繰延資産及び繰延収益等（退職給与引当金の設定に伴う過去勤務費用、合併費用、割賦販売繰延損益等）について包括規定を設けるかどうかは、なお検討する。

b　商法の計算規定に関し、小規模会社の特則を設けるかどうかは、なお検討する。

（計算書類等の虚偽記載の処罰）

15 a　会社が虚偽の貸借対照表又は損益計算書を登記所に提出したときは、その行為をした取締役及びこれを作成した取締役を刑事罰に処する（証券取引法一九七条一号の二参照。

㊟1　故意犯のみを処罰する（b、cも同じ）。

2　貸借対照表等の不提出そのものに刑事罰を科するかどうかは、なお検討する。

b　会社が貸借対照表又は損益計算書とともに監査報告書を登記所に提出した場合において、監査役又は会計監査人若しくはその職務を行うべき監査法人の社員がその監査報告書に記載すべき貸借対照表及び損益計算書に関する監査の方法又は結果について虚偽の記載をしたときは、刑事罰に処する。

c　bに規定する場合において、監査役が、その提出した商法特例法二四条一項の監査報告書に同条二項一号の規定により記載すべき事項を記載しなかつたときは、刑事罰に処する。

㊟　会計調査人等の責任についても、併せて検討する。

歴史考察

徳川家臣団
南光坊天海・金地院崇伝（上）

1、南光坊天海の経歴のあらまし

江戸初期の天台宗の高僧。会津の人。天文五年（一五三六）生まれ。尤もこの素姓はよくわからない。死んだ年は寛永二十年（一六四三）十月二日とハッキリしているが、その年寿が百三十五、百三十四、百三十三、百三十二、百二十六、百二十四、百十四、百八、百六、百二、九十六、九十と十二説ある。生まれも足利将軍の子とする説をはじめ七説ある。天文五年説によれば豊臣秀吉と同年同月同日生まれ。徳川家康より六歳の年長。幼名兵太郎。比叡山で天台を、南都で諸宗を学ぶ。家康の知遇厚く、内外の政務に参画、川越喜多院及び日光山を授けられる。家康死後、権現号の勅許を乞い日光山に改葬し、輪王寺を建立した。また秀忠・家光にも信任され、寛永二年（一六二五）上野東叡山寛永寺を開山、寛永十四年（一六三七）～慶安元年（一六四八）に刊行された「大蔵経」は「天海版」と称せらる。この年七百年ぶりに慈眼大師と勅諡を受く。

2、金地院崇伝の経歴のあらまし

江戸初期の臨済宗の学僧。京都の人。永禄十二年（一五六九）生まれ。字は以心。南禅寺住持として金地院にあり、後に幕府に用いられ僧録司となって次第に重用され、外交文書を掌るとともに、内においても公家・武家を初めとする諸事諸宗の諸法度の制定に参与し、「黒衣の宰相」と称された。円照本光国師の号を賜う。諸外国との往復外交文書を集めた「異国日記」及び「本光国師日記」等がある。寛永十年（一六三三）歿。

3、幕府宗教政策のイデオローグ

戦前戦中の広沢虎造の名浪曲に「次郎長外伝――石松代参」があり、そのうたい出しに、「おそれ多くも豊臣秀吉公に竹中半兵衛という人あり、徳川家康公に南光坊天海という人あり、ぐっと下がるが紀州の人蜜柑で売出すあの紀国屋文左衛門も……名番頭がいたから文左衛門が出世した、次郎長も乾分が良かったから大親分になった、というくだりがある。浪曲作家の創作ではあるが、後世、並みいる徳川家臣団の智臣をさしおいて家康の名参謀と目されるのが天海である。慶長十九年から翌元和元年にかけての豊臣家滅亡作戦の謀略において歴史の表に名の上がっているのは本多正純、林羅山、後に述べる金地院崇伝らだが、実はこの当時家康は仏法の奥儀を問答すると装って、しばしば天海とただ二人、一室に対座し密議を凝らしていたといわれている。

家康の懐刀であり、近世切っての高僧でありながら天海ほど経歴のはっきりしない人物も珍しいともいわれる。生前、天海に「お生まれはいつ、どこでしたか」と尋ねる者があったが、天海は「ひとたび仏門に入った身にとってそんなことは言う必要もない」と言って遂に明かさなかったという。幼少時に僧となり、長じて比叡山で修行、元亀二年（一五七一）信長の焼き討ちに遭い、甲州に落ちて信玄の許にあり、天正十六年（一五八八）武州川越（入間郡仙波）の星野山無量寿寺（後の喜多院）の住職となっていたらしい。

家康と天海の出合いもはっきりしない。天正十八年ともいうし、慶長十三年とも十四年ともいう。いずれにしても慶長十二年（一六〇七）二月、家康が新築の駿府城に入り、大御所時代を開いた時、比叡山に大衆争論のことが起き、山門の徒は施楽院宗伯を通じて家康の裁断を仰いだ。家康は理非曲直を正し解決したが、結局叡山に大知識がいなければ再発すると考え、山門の両派に、世に秀でた傑僧の存在を問うた。この時両派の僧が異口同音に答えたのが「それこそ法印天海です」の言葉だったという。家康はさっそく天海に探題職を命じ、慶長十三年、比叡山東塔南光坊に在住させた。大抜擢であった。慶長十六年、天海は正僧正に任ぜられ、更に翌十七年家康の命で仙波の無量寿寺を喜多院と改め関東天台宗の本山とし、東叡山と号させた。十八年には天海は日光山別当に補されている。

家康は一向一揆という苦い教訓から、宗教を政治とは無縁な世界のものとして置くことを危惧し、社寺の統制を強化して幕府の支配体制の下に組入れようとした。

前回の林羅山が思想・教育におけるイデオローグだったが、天海は宗教におけるイデオローグで、彼により宗教の再編成、幕藩体制下の宗教という家康の宗教に対する政策が完成されるに至る。

（税理士・今村秀夫）

随筆

春の雨

石井巌

三月の役員会はお彼岸に入ってからだった。この日は昨夜来の低気圧の前線通過で、東京は夜半から春の雨が降り続き坂の多い本郷は足許が滑りやすくなっていた。雨のためか役員会の出席率も良くなかった。新宿会のS先生ともすれ違いで逢えなかった。

会が終わってから本妙寺坂、真砂坂の地名を懐しむようにして本郷三丁目へ出て地下鉄丸ノ内線で銀座へ出ようと思った。

レインコートは雨水を吸って染みができていた。ホームへ降りると地下の暖気が冷えた身体に少しずつぬくもりを与えてくれた。

銀座もこの雨では寒いなと思ったが約束があるのだから仕方がない。電車が入ってきた。

車内は空いているのだが皆、間隔を空けて座わっているので座わる席が見当たらない。

どうして次に座わる人のことを考えて腰をかけないのかと訝かりながら比較的すきのある間に割り込んで座わった。些かな抵抗だったが年寄りの嫌味かと思った。東京がまだ市電だったころはお互に黙っていても詰めあって一人でも余計に掛けさせたのに、あの頃は皆貧乏だったから労り合うのかとも思う。

雨は更に激しく降り続いて、銀座で降りても外へ出ることも出来ず、地下道を四丁目方面へ抜けると浮浪者が何時もより多く寝込んだり、酒を飲んだり、本を読んだりして気怠に暮らしている。雨で外へ出られないのだろうが、何時もはこんなに沢山の彼らと出会うことはなかった。今日の彼らの生活の状態が気になった。（続く）

銘語録

人の欲望には際限がなくて、自分の希望するものが手に入ると、さらに、その一段上のものを欲しがることになると言うが、しかしどんなに美味な食べものでも、それを満足するまでたべると一応食欲は癒されまだ欲しいとは思わなくなる。男女関係にしても性欲が満たされれば、もうそんな事を考えたくもなくなってしまう。

しかし、理論に執着するということは、なかなかそう満足したり相手の言うことに素直におれて従うことにならないから始末が悪い。最近の例では国鉄分割民営化論議があり、世界的傾向として国有企業が非能率的で創意工夫がたらず社会主義では経済が発展しないことが実証されているにもかかわらず野党のなかには、いまだにこれに反対するものがいる。

又、最近の商法改正における会計調査人「調査」の問題でも、法務省がこれを強行すれば戦後営々として築いた監査制度に重大なる支障をきたし、中小企業の活力をそこねることになりかねない。これを防ごうとするために、むしろこの制度は形骸化してうまく作動しないのではないかと思われる。このようなことが、研究会で議論されたにかかわらず法務省は正義の名のもとに試案に強りこんできた。まことに「執理ノ病ハ医シ難シ」というほかない。

司馬遼太郎は竜馬がゆくの中で、竜馬に「議論というもので人を屈服させたところで、しょせんその場かぎりのことが多い。その上相手の名誉をきずつけ恨みを買うのがおちだ。」と言わせている。本当にそのとおりで、理屈としては主張すべきことは主張しておいて、あとはその人の言うとことならという人徳によって廻りをとりこんでいくのが最もよい策といえる。

〈鍾　馗〉

縦欲ノ病ハ医ス可シ、而シテ執理ノ病ハ医シ難シ

菜根譚

税の歴史から
大塩平八郎の乱（その二）

〈56〉

大塩平八郎は養子格之助を通じて東町奉行の跡部山城守に窮民救済の献策をしたが取りあげられなかった。所蔵する書籍を売り払って一朱ずつ一万軒に配った。

天保七年十二月十八日にまた御触が出て、千竹屋収五郎、銭三百貫文、天満屋市右衛門、銭百貫文、その他一九一のところから銭一万二千五百二十二貫二百、金二百八十七両と五百足、銀十七枚と四百五十目を差し出させ困っている人に百文から三百文を渡している。

しかし米価の高騰はやまず天保八年正月二十八日にも御触を出して米二千石を奉行所として集めて難渋している人に配るようにしている。

しかしこの二千石が実際に渡ったのは三月六日であったようである。この間にえらい事が起った。これを当時の大坂騒動文通寫にて見てみよう。これには次の様に記してある。

天保八酉年二月十九日五つ時頃（午前八時）天満東与力町大塩平八郎居宅より出火にて東西与力町同心町残らず大筒を打立焼払い申候。夫より東天満残らず焼失九つ時（正午）過頃難波橋渉り船場打越し今橋筋鴻池善衛門居宅又々大筒を打放し夫より豪家の面々段々と右の通取斗い候に付一時に煙上り、上を下へと騒動に及び候。誠に古今未聞の有様と申すべき様もこれなく候。船場にて北は北浜、西は中橋筋、東は東堀にて、南は安土町堺筋まで夫より上町を渡り南東町筋、東は御城馬場先まで残らず焼失仕り候。恐ろしき大火と相成漸く二十日の夜鎮火仕り候

最初の計画では、たまたま平八郎邸の向いにある邸宅に東西の町奉行が立ち寄る予定であったので二人をたおす手はずであったが、密告者が出たため蹶起を早め、平八郎の屋敷に火を放って、塀を押し倒して繰り出したのである。

ここで注目すべきは、摂河泉播の村々庄屋年寄百姓ならびに小前百姓どもへとあて檄文である。それには次の通り書いてあった。

「四海困窮いたして天録永く終へん。小人に国家を治めしめば災害ならび至ると昔の聖人深く天下後世の君たる者人の臣たる者を御戒し置かれ候故東照神君にも鰥寡孤独においてあわれみを加ふべくは是仁政の基と仰出され候然る処ここ二百四五十年太平の間に追々上たる人驕者を極め大切の政事にたずさわり候。諸役人とも賄賂を天いにかわし贈賞いたし奥向女中の縁固をもって道徳仁義もなき身にて重き役に経上がり一人一家を犯し候。工夫を窮め智術をはこばして其領分知行所の民百姓共へ過分の用金を申付是迄年貢諸役の甚しきに苦しむ上右之通無躰の義を申渡し追々入用かさみ候処四海の困窮と相成候に付人々上を怨みする者無き様に成行候得共江戸表より諸国一同怨み風俗に落入天下は足利家以来別して御隠居同様に賞罰の柄を御失いに付下民の怨何方へ告訴としてつげ訴ふる方なき様に乱るるに付人々の怨気天に通じ年々地震火災山も崩れ水も溢るるの外色々様々の天災流行終に五穀飢饉に相成候」といった調子で続き、「このたび有志の者と申し合せ、下民を悩まし苦しめ候諸役人をまず誅伐いたし、引き続き驕に長じおり候市中の金持の町人どもを誅伐に及び申すべく候間」と二千字をつらねているのである。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）



お気軽にご来店ください。　（短期貯蓄の決定版！）

「初めてのお客さまコーナー」開設！

■お電話でのお申込み・ご相談は……（03）205―1001（代）

100万円の利息くらべ

期間	〈非課税扱い〉中国ファンド 年4.234%		定期（3年） 年4.5%		普通預金 年0.5%		定額貯金 年3.53%		〈課税扱い〉中国ファンド 年2.752%		普通預金 年0.4%	
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
1ヵ月	3,528	4.23	417	0.50	417	0.50	1,250	1.50	2,293	2.75	333	0.40
6ヵ月	21,358	4.27	15,000	3.00	2,500	0.50	15,000	3.00	13,840	2.76	2,000	0.40
1年	43,171	4.31	45,000	4.50	5,006	0.50	35,306	3.53	27,871	2.78	4,004	0.40

〈特　長〉

★30日たてば、手数料なしで、いつでもお引出しができます。
★ふやす期間は、あなたのご利用目的にあわせて自由、自在。
★ご入金、お引出しは、お近くの銀行、野村のＡＴＭでできます。
★株式や買付商品の精算にも、ご利用いただけます。
★中国ファンドをお持ちの方は、〈野村ＪＣＢカード〉のお申込みができ、お買物は、カードとサインでＯＫ！

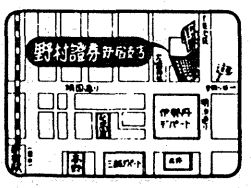

新しい魅力で
身近なおつきあい―

野村證券
新宿支店

郵便番号　160―91
東京都新宿区新宿5丁目17番9号
（三光町交差点カド・伊勢丹ソバ）
電話　東京03（205）1001（代）

（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第166号

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…第18回定期総会、同懇親会
二頁…試案の会計監査人監査、会計調査人調査について
三頁…随筆、歴史考察、税の歴史、銘語録
四頁…暑中見舞名刺広告

今後大きい第一税理士協議会の役割

第一税理士協議会第十八回総会


総会風景―立てるは村山公認会計士協会会長

第一税理士協議会第十八回総会は、六月十七日（火）に開催された。岡田一馬副会長司会で総会成立が宣せられ、松木正輝副会長が〝商法・有限会社法改正試案〟も出て、第一税理士協議会としても独自の意見を纏め、十一月十五日に法務省へ提出したいと思っている。法務省への意見書は、第一税理士協議会の場合は毎回独自に出しているので、今回も是非そのように努力したい。只今から第十八回総会を開きます。慎重審議して今後の一層の発展を期したい」と開会の辞を述べ、今年度中の物故者に敬虔な黙祷を捧げてから下田友吉会長が次のように会長挨拶した。

「第一税理士協議会の第十八回総会に多数のご出席ありがとうございました。ただ多数とは委任状も含めてであり、本日は満場出席のつもりで運営したい。第一税理士協議会はここ二、三年は、はなばなしい活動をしていないが、役員一同、商法対策をはじめとして諸懸案に対し何らかの活動をしようという意気に燃えている」と述べ、続いて岡崎寿士名誉会長が「私は年をとったので下田会長にすべてお任せしている。第一税理士協議会も第十八回総会を迎えるとは感慨無量です。はなばなしい活動はしていないかもしれないが機関紙〝第一税協〟等を通じ対外的な活動をしている。商法改正には以前から独自のすぐれた意見書を出している。また来年の税理士会役員選挙を控えており、いま、〝税理士21世紀の会〟において良い候補者選びを話しあっている。税理士会の会長にしても副会長にしても人選は難しいが、いずれにしても今後とも第一税理士協議会としての活動に力を尽くしたい」と挨拶した。来賓としてご出席の村山徳五郎日本公認会計士協会会長が来賓挨拶に立った。

「第一税理士協議会の定期総会が第十八回と聞き、あらためて歴史が長いと感じ入った。開会の辞でもあったように〝商法・有限会社法改正試案〟が出た。今までは議論だけで推移した。税理士会もそうであった。全体からみるとわれわれは脇役であり、本来の主役の中小企業の意見を踏まえつつ改正法案作りの作業に入りつつある。しかしわれわれに大いに関係があり、改正法案への意見を述べる最後の機会だから、地についた議論をしなければならない。しかもこの段階に至ると議論だけではしようがない。関係各界に働きかけて意見形成をしなければならない。その点ではいずれは日税連に働きかける段階もあるだろうと思っている。具体的な局面や時期は予測できないが、いずれにしても、今後にかけ税理士会との接点の各段階で第一税理士協議会の先生方のお力を頂くことが多かろうと思うのでよろしくお願いします」

と述べ、第一税理士協議会の役割を彷彿とさせるものがあった。

続いて大蔵幸雄日本公認会計士協会特別税務部会部会長からも「昨年十月、故岡部忠雄氏からのリリーフで私就任している。特別税務部会員の大半は登録後七年までの若い人で所謂附則適用者の組織です。第一税理士協議会はいわば税理士会の中の会であり、税理士会の体制内から、〝公認会計士の資格のままで税理士業務を〟というのが日本公認会計士協会の重点施策の実現をめざす会と受けとめている。私達特別税務部会は、税理士会の外部にあって重点施策の実現をめざす。兄貴分としての第一税理士協議会のご指導をよろしくお願いしたい。協会としては将来は税務関係が統合されるかもしれない。それでも税理士会内部にあっての活動は永久に必要かと思われる。これからも変わらぬご活躍を期待します」という力強い来賓挨拶を頂いた。

以上で前半のセレモニーが終わり、議事に入った。会則によって下田会長が議長席に就き、議事録署名人に伝田隆雄、関口秀男両氏を指名した。

報告事項
第十八期事業及び会務報告

審議事項
（第一号議案）
第十八期決算報告書承認の件
（会計監査小川敏市監事報告）
（第二号議案）
第十九期事業計画案承認の件
（第三号議案）
第十九期収支予算案承認の件

右はすべて兼山金刀圀副会長が提案説明を行い、いずれも拍手多数で承認可決された。

審議中の質問においては、丸山修司氏から「第一税理士協議会の〝基本方針〟3の〝自由加入の一局複数会制度の実現〟は、当会創立当初からの念願だが、見通しは？」との質問が出された。これに対しては下田会長「前回の税理士法改正で〝地域別一局複数会制〟の条文が初めて登場した。これ自体当会の活動のあらわれである。しかしわれわれは〝自由加入の一局複数会制〟が念願。その後積極的に活動していないが、東京税理士会はマンモス化が早く、いずれ近い将来、〝自由加入〟の時期が来よう。税理士法改正の機会が再び来ればチャンスがあるかもしれない」岡崎名誉会長「弁護士会のように〝自由加入〟のそれを実現したいがなかなか当面する現実では難しい。税理士会の現執行部では〝納税者の権利擁護〟ばかりにかまけていて、〝自由加入の一局複数会制〟への理解がない」丸山氏「地域別の方法とはどういうことか」下田会長「例えば三多摩がそれを申請して税理士会が承認すれば独立できるということ」丸山氏「そんなことは不可能だ」下田会長「然り、法は事実上不可能なことを条文としているだけ」岡崎名誉会長「人数も何名以上でなければならない、というようになっている」岡田副会長「例えば公認会計士たる税理士の事務所を全部文京に移し、〝村〟を作って独立させるということをやればできるということか」下田会長「税理士21世紀の会〟では〝自由加入〟はいいことだ、と役員の一部は言っている。しかし東京税理士会の現執行部は承認しないであろう」等々どこでも質疑応答があった。以上で審議を終わり、下田議長は降壇、岡田副会長司会に戻り懇談に移った。

松木副会長「公認会計士協会東京会総会の稲葉氏記念講演を聞いたが、基本的には従来の所説と変っていない。強力に批判して行くしかない。日税連は〝試案〟を推進しようとし、傘下各税理士会に意見を徴しているので、それらが上がってくればまた新たな情勢が出てこよう」前原宜輝副会長「稲葉氏の講演会を実施した。やってよかったかとも思うが、一応訊してみた。やはり稲葉氏の考え方は変っていない。協会東京会の意見を本部に上げなければならないが、われわれの本意はa案推進だけれども、一つの業界が利益になるのはできないという。しかし調査案は譲れない。松木先生は調査よりは指導案のほうがまだましではないかと言ったが、稲葉氏はやる気はない。誰が監督して調査をやるかという質問には社団を作って監督すればいい、なに大雑把。前回の税理士会の運動が激しかったので税理士会の納得する何かがないと成立しないと稲葉氏は言った。われわれの既得権侵害は困るので反対しなければならない。a案を進めることが基本であるが、b案を呑めないとすればC案だが法律家にああまで言われては難かしく、中小団体と手を組む中から活路を見出すか」岸本勝次副会長「稲葉氏は、今度は新しい制度だから必ずしも既得権侵害とはいえないとちらり言っていたが、問題は初めと殆ど変化していないということ。直ちに政治運動を展開する必要がある。見解の違いを原点に戻せという会員もいる。敏速にやらなければ手遅れという気がする」兼山副会長「調査制度が導入されると〝曲りなり監査〟が〝監査する〟等意見があった。岸本副会長の閉会の辞で総会を終了した。

懇親会も商法談議で湧く


懇親会風景―乾杯の音頭は岡崎名誉会長

総会終了後、「本郷閣」において、各会代表者をお招きしての懇親会が開かれた。ご出席頂いた各会代表の方々は次のとおり。

税理士21世紀の会会長大竹浩司氏。税理士桜友会会長宮崎巌氏。税理士清流の会副会長大竹浩氏。日本監査協会理事長秋場邦雄氏。全日本計理士会会長中西豊平氏（代理加藤和男事務局長）。そして各会から副会長等の要職にある板倉孝典、樫原誠爾、中嶋時男、今村秀夫各氏も出席されていた。

第一税理士協議会側からは、総会に引続いて大磯特別税務部会部会長をはじめ岡崎名誉会長、下田会長、岸本、岡田、前原副会長（公認会計士協会東京会副会長）、兼山副会長（公認会計士協会理事）、池田洋次郎氏（同）、浅井新亜氏（清流の会副会長）、関口秀男、宮崎敬之、丸山修司、高森利正各氏らという多彩な顔ぶれであった。宴が進むにしたがって談論風発し、とくに宮崎氏から〝調査〟案よりは〝指導〟案のほうがまだましだとする商法改正試案批判がとび出ると、大磯氏や今村氏らもそれぞれ立って意見を述べるなど商法談義に花が咲いた。

もう、次のおいしさを探し始めています。

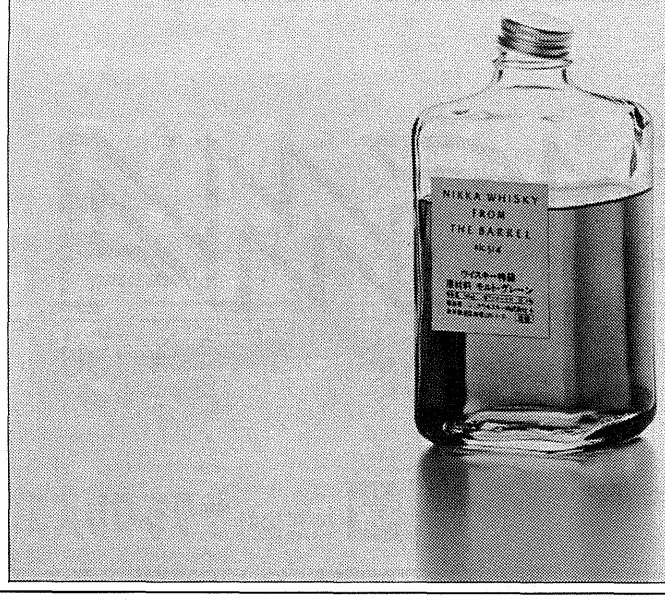

いつも新しいおいしさの世界に挑戦することから、ニッカのウイスキーづくりは始まります。素材の良さを、そのままお届けするピュアモルトしかり。たしかな原材料から生まれるニューブレンド商品群しかり。そして、51.4度、フロム・ザ・バレル。世界でもほとんど類がない高度数のウイスキー。度数が高い分、ウイスキーの風味を担う香味成分が、リッチに溶け込んでいます。それでいて、アルコールの刺激がない、まろやかな口当りを実現。熟成の頂点を迎えたモルト原酒とカフェグレーン、そして卓越したブレンド技術があって、はじめて世に問うことが出来るのです。さて、次のウイスキーは？研究室では、もう新しいおいしさへの挑戦が始まっています。

樽からそのまま、51.4°
フロム・ザ・バレル
2,800円（標準小売価格）500ml

Quality Creative NIKKA WHISKY

「商法・有限会社法改正案」の会計監査人監査、会計調査人調査について

本年五月十五日、商法・有限会社法改正試案が法務省民事局より発表され、十一月一五日までに、各界からの意見がよせられることとなった。これにたいする意見も各雑誌に特集として大いに論議されているところである。わが第一税協も公認会計士および税理士の立場から、近いうちに意見のとりまとめをして参事官室に提出することになるであろうが、その前に私見をのべてこの改正試案にたいする考え方を述べるが、この改正試案の中の計算、公開、特に会計監査人による監査と会計調査人による調査を中心とした部分に焦点を当てて論評することとする。

今回の改正試案で目につくことは中小会社の実態に合わせた改正により形骸化された規定を現実に守りやすくして規制をゆるやかにした部分と、逆に貸借対照表等の登記所における公開や、会計調査人による調査のように現実にはむしろ、またまた無理に法を制定することにより形骸化をまねき、さらには将来にわたって禍根を残す結果になりかねないものとがあるので、今後の柔軟な対応が望まれる。

会計監査人監査の拡大が本筋

会計監査人による監査の今回の試案は、五九年五月公表の「大小（公開、非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」とくらべると商法特例法二条の基準を拡大する方向を打ち出し、有限会社をこれに加えることを明確にすると同時に、資本金五億円又は負債額基準をどこまで引き下げるか検討するとしている。

又、五六年商法改正のさい没にされた資本金一億円以上又は負債総額一〇億円以上の会社は定款の定めで会計監査人監査をうけることを盛りこんでいるのも前進とうけ止めることができる。

これにたいして税理士会は五六年改正でこの問題は結着済みとして、これ以上の会計監査人監査の拡大は反対と主張している。公認会計士協会は資本金一億円以上又は負債総額一〇億円以上は会計監査人監査をうけるべしと主張している。この試案の会計監査人による監査の㊟ではこの商法特例法二条の基準の拡大は会計調査人による調査の取扱い等との関連で検討するとのことであるから、この範囲がどうなるかで定まるということである。

だが、監査は会計監査人による監査が本筋であるし、公認会計士の数の問題で正規の監査の拡大が不可能だから会計調査人を設けようということにしたのだとすれば、先ずできるだけ本筋の監査を拡大するのが当り前と言わざるをえない。もともと、会計監査人監査をどんなに拡大したとしても税理士の職域が侵害されたことはなかったし、今後もありうるはずがない。もしあれば例を上げて説明して欲しい。この問題はいつも税理士会のいいがかりにしかすぎない。

むしろ今回の改正で、会計調査人調査があることが、公認会計士の職域を侵害し、さらには紛争の種をまき監査の質をなしくずしに際限もなく低下させる原因となる。この会計調査人調査によって正規の監査思想の芽をつむことにもなりかねない。

会計調査人調査の内容の曖昧さ

今回の試案では、問題点すなわち限定監査となっていたものが会計専門家による「監査」で会計専門家による「監査」としては「監査」は限定したもので正規の監査と違うものだと主張されている。その限定についてはコストの限定であって対象、項目の限定ではなく全般的な監査のレベルダウンだという説明がなされていた。

その一連の考え方が問題点の公表、各界の意見のとりまとめ、そして商法監査問題研究会の討議を通してますます法務省の考えの骨格をしっかりさせて試案に表れているようだ。例えば4C㊟の1から7において『……財産の実在性と網羅性並びに期中における取引事実等の対応が一応認められるか……』、『……一応の検証をすべき相当の注意義務を負う。この場合における心証の程度については、「正規の監査」より低く「一応の確からしさ」でよい……』『監査ではない」旨の表示をするか……』ということが述べられている。

この一応という文言は広辞苑によると「ひととおり、大略」という意味でほぼとか概略ととれるし、確からしさは確かのようだとか確かのような感じがするということになる。監査ではない旨の表示に至っては監査でなければ何だというのか説明して欲しい気がする。

こんな曖昧な内容の調査を行って、その調査報告書を貸借対照表及び損益計算書に添付して登記所に提出され、読者に公開されて果して誤解なしに正しく利用されるのか大いに疑問を感じる。又、この調査は間違いがあると会計調査人の民事、刑事の責任追及が行われるとすると、先に述べた一応とか確からしさとか調査内容が法律の規定にどう表現されるのかは興味のあるところである。法律で明確に規定がないと、立法段階の試案であったものとは別の解釈がされれば、どうにもならないことになる。

調査制度は監査の形骸化をまねき、中小企業の活力を損なう

次に中小会社の立場に立って、この問題を考えるとき、この調査制度が何処まで必要なのか、有用性があるかについて考えてみよう。たしかに有限責任会社である以上、会社らしい組織をもち第三者監査をうけて債権者に応えるという理屈は正しい。しかし現実はそうなっていない。租税軽減のために会社を設立し、それが何時のまにか、株式会社でなければ、取引先も従業員も金融機関も信用しない時代となった。戦後、四十年経済を担ってきた中小会社を突然資本金は二千万円以上なければ株式会社から組織変更してでていけ、三千万円以上の会社は会計調査人の調査をうけろといわれてもとまどうばかりであろう。

しかも、最も身近で、会社の経営の相談から、時によって個人的悩みまで相談していた税務の専門家である税理士が、税務書類の作成もすると同時に、会計調査人として会計帳簿、貸借対照表、損益計算書の調査をするから今までと違った第三者として意見を述べるということでは会社側は困却することになるだろう。

商法の問題は倒産するとか又は事が起って紛争があれば裁判所が結着をつけるために争うことになるが、そうでない限り、脱税問題でもなければ表面化することはない。そうなると相当数の中小会社の社長は自分の都合のよい会計調査人に調査報告書を作成させるか、次第によっては調査をうけずに頬かむりをして法を形骸化させる危険は充分にある。今までも公告、監査後規定等の現実的対応をみてもそのことが予想されうる。

まあ罰則を強化して刑事罰でのぞむのがせいぜいだが、そういう発想は経済の活力を損うのが目にみえている。社会主義国の官僚主義制度をみればよく分るはずだ。

この問題について日税連の対応が非常に奇妙に思えてならない。過去の商法改正で常に中小企業の味方として発言し、今回も中小企業の活力を損うことはしないと明言していながら、この会計調査人問題では、法務省と二人三脚の様相を呈している。おそらく東京税理士会、専税協では反対の意向が強いし、通産省中小企業庁、中小企業団体、大蔵省証券局、会計学監査学者、公認会計士協会のすべてが反対と思われる、来年春先の改正商法法律案要綱案の作成に向けて、どんな展開になるのか興味のあるところである。

〈松木正輝〉

筆記具は、ピグマの時代へ。

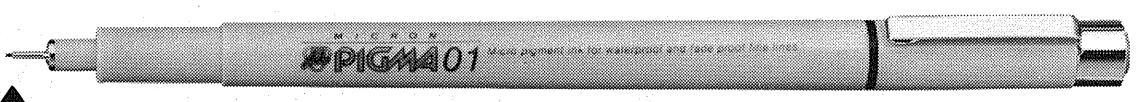

PIGMA PAT.P

¥150

ピグマインキ使用
耐水性・耐光性
公文書に使用できます。

- ピグメントインキ（顔料）で水に流れず、にじまず、色あせしません。
- 乾けばホワイトで修正できます。
- 01（黒・赤・青・緑・オレンジ・ローズ・紫・茶）の極細から03・05（黒・赤・青・緑）の3種類。

株式会社サクラクレパス

歴史考察

徳川家臣団
南光坊天海・金地院崇伝（中）

4　崇伝も宗教のイデオローグ

宝町時代以来、時の支配者の外交文書は禅宗・京都五山の僧が担当しており、秀吉も家康も相国寺の西笑承兌に命じていたが、慶長十二年（一六〇八）に承兌が死ぬと、五山を超える臨済宗の総本山南禅寺金地院の住持たる以心崇伝が翌年から用いられた。

はじめは本多正純の下役だったが、次第に重用されるに至ったのは、崇伝もまた、天海同様家康の宗教政策におけるイデオローグだったからに他ならない。

既に平安末期に後白河法皇は、「朕の意の如くならぬのは賀茂川の水と双六の賽と山法師」と言ったが、強大な勢力を誇示する大寺院を制することができなければ天下人とはいえなかった。信長は堂塔の再建を許してはいるが、叡山の焼打ちに見られるように大寺院を強圧したし、秀吉は検地と刀狩によって大寺院の持つ政治的・社会的な基盤を無力化させた。

かつて一向一揆で苦い思いをしている家康は、それら三者以上に寺院対策や宗教行政に大きな関心を持っていた。彼は慶長期（一六〇五年頃）から元和にかけて次のような寺院政策を打出している。

一、各宗派・各寺院僧侶の学問を奨励し、住職や高い僧位・僧官は学問の優れた者にだけ与えることにした。これによって僧侶の関心を学問にだけ向けさせるようにし、政治的勢力に拡大する傾向を防いだ。

二、本寺・末寺制度を立てて、末寺を本寺に従属させ、本寺を押えることによってその宗派全体を統制した。このため宗派における師弟の関係、寺内における住職と衆僧の上下身分関係を厳しく定めた。

三、僧官・僧位の授与などにおける朝廷の権限を縮少した。

この原案作成にタッチしたのが崇伝であった。

5　キリスト教禁制にもタッチ

宗教政策では当時、仏教ばかりでなくキリスト教問題があった。

事実、当時のキリスト教国には領土的野心があった。つまり、まず宣教師を上陸させ、民衆をキリスト教に帰依させて反乱を起こさせ軍隊を派遣し時のその国の政府を倒して征服、版図の拡大をはかるなどが成功していた。だから純粋に日本のキリスト教開教に渡来したフランシスコ・ザビエルは、本国スペインの日本に対する領土的野心の板ばさみにあって苦悩している。秀吉から徳川幕府の草創期にかけてキリスト教が厳しく禁圧されたのは、そういう国際的背景からであり、それがまた徳川幕府が間もなく鎖国政策をとるようになる一因であった。

したがって家康は、貿易振興の必要上貿易は奨励したが、布教は禁止しようとした。ここでも家康は一向一揆の体験から、熱狂的な信仰は政治的に危険であることを噛みしめていた。しかも、家康の側近筆頭たる本多正純の家臣岡本大八が家康の朱印を偽造して金を詐取したり、有馬晴信が家康の腹心長谷川藤広を暗殺しようとしたなどのことがあり、この二人ともキリスト教徒だったことは家康にとって大きなショックだった。

またスペインやポルトガルはカトリック教国であり、遅れて日本に現われたイギリスやオランダはプロテスタント教国で、遅れを取戻そうとカトリック教国を中傷して家康に吹き込んだ。ここに至って慶長十八年（一六一三）十二月二十二日、伴天連追放文を徹夜で書きあげたのも崇伝であった。

6　悪役に徹した金地院崇伝

崇伝は僧侶でありながら、教義とか信仰などで将軍と接触したという記録はない。もちろん武将ではないから戦場に出ることもなかったが、戦場の勝敗を決定づける謀略や外交等諸政策で崇伝が関与していないことはまずなかった。天海と並んで、いやそれ以上に"黒衣の宰相"と称されるのも無理はない。伴天連追放文を起草した翌慶長十九年に彼は、方広寺大仏供養から鐘銘問題を正純・羅山と共に綿密に計画し、大坂方を窮地に陥れた。片桐且元を離反させたのも崇伝だし、大坂城攻略の口実を作り、豊臣家を滅亡させた。

あるいは、その翌元和元年、武家諸法度、禁中諸法度、公家諸法度、諸宗本山・末寺諸法度等をすべて書き上げたのも崇伝である。元和元年は家康の死の前年でありこれら諸法度は、幕府が朝廷・大名・寺院を統制・支配する基本法典――いわば徳川幕府の憲法であって、〝憲法を一挙に制定して家康は世を去ったことになる。

家康の絶対的信頼のもとにその意思を具現した崇伝は、当然大きな権勢を揮うことができ、かなり悪辣な画策をしているので、当時も後世も世評は必ずしもよくないが、彼はふてぶてしく悪役に徹し抜いた。むしろ崇伝をしてそのように活躍せしめた家康こそ、いかにも覇者らしいふてぶてしさに徹した男といえようか。

ところが、家康は立法の緩急を心得ており、それも初め厳にしてあと緩かにすることを強調している。初め緩かで後厳にすれば殺さなくてよい者まで殺さねばならぬようなことになるといっている。その峻急な法の勇み足に歯どめし温情を注ぐという役割が天海であった。

（税理士・今村秀夫）

随筆

春の雨（続き）

石井巌

並木通りの三笠会館にしようか松屋にある宮川のうなぎにしようかと思ったが、銀座東急の孔雀庁の中華バイキングにきめた。地下道を東銀座の方へ抜け、歌舞伎座前から地上に出る。どしゃ降りの雨が又しても春宵の情緒を吹き飛ばしていた。

それに折角来た中華レストランの孔雀庁も某生保会社の貸切でアウト。やむをえず、余り気の進まないメイニダイニングへ行ってみる。気が進まないというのは、前に食べたステーキの肉に味がなく、そのうえウエイターのサービスもぎこちなくて気詰まりだったからだ。

しかし入ってみるとスタッフもすっかり変っていて対応も初心にかえったように丁寧で安心した。

ステーキディナーを注文したが今日の肉は味が良かった。ソースより醤油で食べたが、このほうが肉の味がよく分かると思う。

それにしても、日によって味が違うのは困りものだが、これも天然のためだろう。

今日は旨い肉に当たるかなと期待しながら食べてみるのも亦楽しみのひとつだと思う。

銘語録

人にものただ遣るにさえ

上手下手

柳多留

江戸時代の川柳だが、人情は今も昔も変らぬものだ。たしかに人間自尊心があるのでよほど欲の強い人以外は、そう簡単に誰からでも物をもらうものではない。まして近頃のように物資が巷にあふれている時代には、貰っても有難がらないし、貰うにもそれ相応の理由がないと受取る側も警戒することになる。

前にも書いたことがあるが人間の本能のなかで、最も重要なものに、群居衝動と自尊心ないし自己顕示欲がある。群居衝動が満されないために孤独感を、もて余し自殺した老人の話はよく聞く。自尊心、自己顕示欲はもっと強烈で、青春とともに自我意識が過剰反応を示して、年をとってもますます、俺が俺がの精神は強くなってくる。「自慢高慢馬鹿のうち」という言葉があるがこの自慢話をすることは、自分が他人より優位に立っていることを誇示して自尊心を高める方法の一種といえる。

こういうふうに見ていくと、相手の自尊心を傷つけないようにして、人に物を遣ることができれば一番いい方法である。なかなか世の中うまくいかないもので、その時の贈り主の態度、言葉、又、贈物の中身が受取る側にふさわしいものかが、相手の気に入らないと、ものを遣ることによって逆に恨まれたり、悪口を言われる結果になる。

要は、贈る側の相手にたいする思いやり、誠意が外見上どう表現されているかということだと思う。

〈鍾　馗〉

税の歴史から〈57〉

大塩平八郎の乱（その三）

大塩平八郎は天保八年二月十九日の朝、武装蜂起したが、その時の陣容は次の通りであった と伝えている。

先備として救民と書いた旗を立て、その後に旗を二流、右に五三の桐の紋、左に天照皇太神、湯武両聖王、八幡大菩薩としるした旗を立て、その後に大筒（ただし木筒）そして六人程の槍備と七人程の人足、その後に大筒一挺人足と大塩格之助、庄司儀左衛門と玉造与力の大井正一郎等そして再び六人程の槍備と人足、二の備としてはまず大筒二挺それぞれ人足が三人づつ、次いで鎗武者十六人にかこまれ、鍬形の甲冑に黒の陣羽織を着た大塩平八郎、三の備として「大筒と人足それを取りまく鎗武者七人、次いで小筒二十挺と人足、具足を入れた長持と人足、その後に大筒と人足、小筒二十挺と人足、平八郎の甥で十四才の今川与太郎と鎗武者、この外甲冑七百人余、人足百五十八人葛籠人足長持人足。

この様な陣立てで町へおしだし、天満一帯の富商をおそい火をつけたからたまらない。焼失町数百十二町、家数三千三百八十九軒、土蔵四百十一か所、寺十四か寺、道場二十二か所、神社三か所、蔵屋敷五か所、代官役宅、跡部山城守御組与力屋敷二十九軒、同御組屋敷四十六軒、その他被害甚大となり、焼跡は東西広き所七百六十五間、南北広き所千拾間という有様で翌二十日まで燃えていた。

砲撃戦も二度程行われたが、近隣の大名から応援の人数が出てやがて鎮圧されるのであるが、すぐには平八郎等の行方はわからなかった。その折の人相書によれば、大塩平八郎は年令四十五六才、鼻常躰、顔細長く白き方、耳常躰、眉毛細く薄き

使いこなせば、ファイルは頭脳。

'85グッドデザイン選定商品

30名様と、一度にご対面！

"量"を重視すれば、片面で15枚。見開きで30枚。最高30人分の名刺が一覧でき、検索もスピーディー。"見やすさ"を重視すれば、片面で9枚。見開きで18枚。スリット式のストッパー付なので、逆さにしても名刺は落ちません。

名刺帳
●A－900（A－4判4穴）●サイズ(mm)／縦317×横262×背巾42　¥2,700

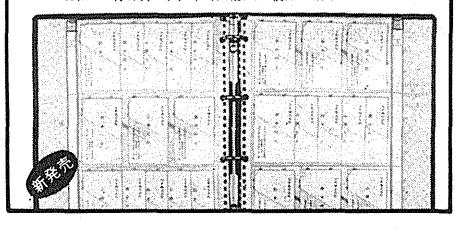

'85グッドデザイン選定商品

プラス4のグッドデザイン。

ポケットは、普通よりも4枚多い、ゆとりの14枚。しかも、うれしいおてごろ価格。その上、エンボス加工なので、用紙が密着しにくく出し入れもスムーズ。反射がソフトで目も疲れにくいという言うことなしのファイルです。



クリヤーブック・ルポff　●N－352（B－5判）
●サイズ(mm)／縦267×横202×背巾8　¥350

ハガキ・コミュニケーション・バンク!?

ハガキやカードの整理に便利な本格派。ハガキなら128枚収容できます。補充ポケットを増やせば、最大288枚までOK。お顔の広い人でも安心です。ポケットは中味が落ちない「サイドベンツ」。もちろん目にやさしいエンボス加工です。



ハガキアルバム　●N－801（A－4判 4穴）
●サイズ(mm)／縦316×横254×背巾26　¥980

ハガキで人脈づくり―"2冊流"のすすめ。

コンパクトタイプだから手軽にハガキの整理が楽しめ、場所をとりません。ハガキ60枚が収容でき、補充ポケットを増やせば最大80枚まで収容できます。ビジネスに1冊、プライベートに1冊。できる男は、いま"2冊流"です。



ハガキアルバム
●N－800（A－6判2穴）●サイズ(mm)／縦160×横130×背巾26　¥400



気ままに出はいり!!

中央で開閉できるリング金具だから、途中からでも書類の差しかえが自由。180°完全に見開きできるので、閲覧がとってもスムーズ。また、背見出しはデジタル記号スタイルで読みやすく、数字やアルファベット、色により合理的に、分類・検索できる機能派タイプです。

リングファイル（テコロツク式）
●F－812－2（B－5判2穴）
●サイズ(mm)／縦278×横234×背巾42　¥870

ビジネスマンのアコーディオン!

携帯に便利なアコーディオン型のファイルです。仕切には分類がしやすいようにとセル見出しをつけました。いわば、歩く"ファイリング・システム"表装は丈夫なプレスボードと布張の2種類。仕切は7仕切、15仕切、31仕切の3種類。

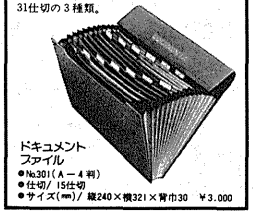

ドキュメントファイル
●№301（A－4判）
●仕切／15仕切
●サイズ(mm)／縦240×横321×背巾30　¥3,000

雑居整理法。

サイズの違う書類や伝票、雑誌の切り抜きなどがすっきりファイルできます。フォーム用紙（コンピューター用連続用紙）、も切らずにまとめてストック。また、スペースや目的に合わせて、縦置きでも横置でもOK。

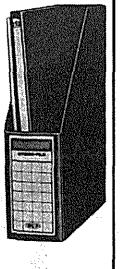

ストックファイル（ボックスファイル）
●№676（B－5判）
●サイズ(mm)／縦272×横225×背巾73　¥730

オフィスで、
学校で、
ご家庭で。

便利に、
合理的に、
美しくファイリング！

ファイリングをシステムで考える
リヒト

お求めは、全国の有名文具店、デパートで。リヒト産業株式会社

リヒト産業株式会社
■本　社　〒540 大阪市東区農人橋1丁目3 ☎(06)942-2361
■東京支店　〒103 東京都中央区日本橋浜町1丁目6番6号 ☎(03)862-6911
■支　店　札幌・仙台・静岡・名古屋・広島・高松・福岡

（公認会計士
税理士　岸本勝次）

昭和61年 夏 暑中お見舞申し上げます

浅井新平 目黒区中町二―二三―三 電話(七一二)八七四四

岡崎寿士 中野区本町四―一九―一二 電話(三八〇)一五五一

久保村得治郎 板橋区氷川町一二―八 電話(九六一)二一二〇

杉村明 新宿区住吉町一一四―四 電話(三五七)五四二一

寺田秀一 墨田区横川二―一二―四 電話(六二六)二二六八

松木正輝 荒川区西日暮里五―七―四 エル・アルカサル・フジ二〇二号 電話(八〇五)三一〇一

浅見孝 中野区上高田四―四一―五 電話(三八六)三六三六

岡田一馬 墨田区立花一―三二―六 電話(六一二)一八九〇

倉田由次 足立区梅島一―九―五 電話(八八七)八四五一

諏佐市之丞 新宿区西大久保三―八五 電話(二〇〇)六二一一

伝田隆雄 墨田区東向島三―三三―六 電話(六一三)二四四六

丸山修司 北区赤羽一―二一―三 メゾンドジュエル二階 電話(九〇二)一一五三

飯沼清夫 足立区梅田七―一五―二 電話(八八七)〇一二四

小川一郎 大田区池上六―一九―八 電話(七五三)一六一七

斎藤嘉三 杉並区下井草四―一三―二 電話(三九九)九四六一

鈴木三男 大田区池上四―二六―二 電話(七五三)七二四〇

土橋栄夫 渋谷区本町六―四〇―一四 電話(三七七)三七一〇

宮崎敬之 目黒区上目黒一―二―九 ハイネス中目黒五〇五号 電話(七九二)三九九一

池田洋次郎 北区王子二―一三―一 電話(九二一)八一二一

小川敏市 台東区三ノ輪一―一八―一五 電話(八七三)七二六八

三枝潮 世田谷区豪徳寺一―九―三 電話(四二九)五三八一

住田光生 中央区日本橋茅町四―一―五 電話(二四一)六六〇〇

長坂利正 練馬区中村北四―二四 電話(九九〇)一一三一

永島徳造 豊島区目白四―二四―五 電話(九五四)〇一三五

中島育広 世田谷区玉川台二―三―一〇 電話(七〇〇)三三三一

長田邦稲 港区新橋一―六―一三〇 二ユー新橋ビル三一七号 電話(五八〇)七一三四

佐々木秀明 台東区東上野五―一―二 電話(八四一)〇二四八 〇二五七

清水多四郎 墨田区業平三―一〇―一二 電話(六一五)三九一八

千正清夫 中央区日本橋茅場町一―二 八 共同ビル八〇三号室 電話(六六八)〇〇五一

関口秀男 中央区銀座四―一三―一 上原ビル 電話(五四二)七五六一

染谷孝太郎 葛飾区堀切五―五〇―一 電話(六〇一)五〇五〇

下田友吉 台東区根岸一―一〇―一五 電話(八七四)七三一七

下道吉夫 台東区秋葉原六―九 電話(二五一)二三四七―八

高橋栄吉 渋谷区代々木三―五六 電話(三七〇)二四七六

高森利正 江東区亀戸二―二四―九 電話(六八二)五六三一

進藤紀三 新宿区坂町一―二 電話(三五三)九四三〇

岸本勝次 台東区台東四―一〇―七 電話(八三一)二四六一

兼山金刀圀 練馬区上石神井二―三二―一 電話(九二〇)八一三四

加藤隆之 台東区西浅草一―六―四 電話(八四三)〇六六一

礒崎勝 文京区小石川二―三―二八 ―八〇五 電話(八一五)三四五一

石井操 千代田区飯田橋二―二―一〇 電話(二六四)四六四〇

木村久弥 中央区日本橋人形町 一―一一―五 電話(六六六)三六〇三

窪寺長治郎 練馬区豊玉上二―二三 電話(九九三)五三二一

新保太郎 新宿区西大久保二―二九五 電話(二〇九)五六二一

田中佐門 台東区柳橋一―二九―七 五十栄ビル五〇一号 電話(八六一)〇三九四

前原宜輝 世田谷区祖師谷五―一三―一五 電話(四八二)三二九三

橋本一雄 葛飾区柴又一―九―一七 電話(六〇七)一二六六

野村富雄 荒川区西日暮里五―一三―一一 第三イトービル四階 電話(八〇一)一五八二

二村倍吉 港区西新橋一―一八―六 童玉ビル 電話(五〇二)〇八二〇

山本日出麿 千代田区丸の内一―四一―二 東銀ビルヂング二階一二 〇九区 電話(二八四)一九四一

母家一郎 江東区亀戸六―二八―七 電話(六八二)七一九六―七

三輪三郎 杉並区高円寺南一―六―五 サマリヤビル二階 電話(三一五)三三三三

若林恒雄 中央区新富一―三一―二 二〇一 電話(五五二)八八一八

吉本與一 千代田区神保町二―二〇 郵通ビル 電話(二六二)〇三七九

和田新之助 文京区本郷二―一六―一〇 三興ビル 電話(八一四)五八九五

ぺんてるはTQC(全社的品質管理)及びQCサークル活動を推進し、その成果を絶えず品質向上に結実させています。
品質管理の最高栄誉であるデミング賞受賞メダル

細さが変わらない!



ペン先に新技術。宇宙素材のニューセラミック採用。

ペン先はダイヤモンドに次ぐ硬さのニューセラミック。
だから、つぶれや摩耗がなく、いつまでも細さは変わりません。

●インキ交換は、カートリッジ式なのでワンタッチ。 01 02 03 04 の4タイプ。 ※01はセラミックコーティング処理

1本 ¥500

Pentel® CERAMICRON 500

ぺんてる株式会社

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5—18—3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人　下田友吉（1部 100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁〜五頁　会社法改正問題研究委員会報告書公表さる
六頁　…歴史考察、税の歴史、銘語録

商法・有限会社法の改正と中小企業

会社法改正問題研究委員会報告書公表さる

五月十五日に、法務省民事局参事官室から公表された「商法・有限会社改正試案」に対しては、現在各界で検討中であり、次第に会社法改正の基本的な方向が明らかになりつつある。しかし、特に法改正後の対応について中小企業ないしその経営者は深刻な受けとめ方がなされているといわれ、より中小企業の実態を踏まえて、中小会社法制の在り方につき独自の検討を加える必要があるとして、中小企業庁の委嘱を受け、昨年十一月に財団法人産業研究所に「会社法改正問題研究委員会」が設置され、その「報告書」が、試案公表に前後して、発表された。

同研究会のメンバーは別項のとおりであり、中小企業に関係の深い会社法研究者、この問題の担当官、弁護士、公認会計士、税理士等が名をつらね、三月までに約三十時間の討議を重ねた結果の「報告書」である。

わが国の経済が百万を超える中小の株式会社・有限会社によって良くも悪くも支えられているという現実に照らすとき、中小企業の観点からまとめられた同「報告書」は極めて貴重な文献であると思われるが、大部なものなので、読者に資すると思われる部分を適宜抜粋して紹介することにする。

第一章　現行商法・有限会社法の改正の必要性と中小企業からみた問題点

一、商法・有限会社法の改正のねらいと基本的問題点

(2)「問題点」の公表にあたり担当参事官によって明らかにされた法改正のねらいは、要約すると次のような点にあると思われる。

「経営と所有が分離し、大規模な企業活動が行われ、多くの利害関係人をもつ会社を対象として想定する株式会社法は、制度上は複雑厳重な規整をしているが、現実には大多数の会社でそれは有名無実となっている。」しかし、「このような現状は看過しておくことはできない。実態に合った法規整をすることによって法律の形骸化を防止するとともに、有限責任の会社形態の濫用によって経済社会秩序が混乱することのないよう配慮する必要がある」というものである（稲葉威雄「大小会社区分立法等の問題点公表について」商事法務一〇七号七頁）。そのために、まず現行の法律の内容を実態に即して簡素合理化することによって、その代わりその規制はきちんと守ってもらうということ、有限責任の会社形態の濫用を防止すること（同九頁）が目標とされているのである。

確かに株式会社法の形骸化は著しい。その結果、「法は守らなくてもよい」という風潮を引き起こす危険も重大である。しかしどこまで現実に合わせるかについては、慎重な検討が必要であろう。実態に合せすぎた簡素化は株式会社の本質を歪めることにならないか。簡素化については中小企業関係者から概ね賛成の意見が寄せられてはいるが、それはそうなればそれに越したことはないという程度のものであって、積極的に望まれた立法案というほどのものではない。いわばそれほど魅力のあるアメとなっていないのではないかというのが、われわれの把握している感触である。しかしわれわれは限られた研究時間の中でこの問題にはそれ以上の突っ込んだ検討はしていない。

(3) われわれの検討の重点は、有限責任の会社形態の濫用を防止するための方策として取り上げられた、おそらくこの大小会社区分立法の主要なねらいに関する諸点にあった。中小企業に深刻に受けとめられてきているのも、この問題であるからである。株式会社と有限会社に認められた株主・社員の有限責任の制度は、いうまでもなく他方で会社債権者を保護するための十分な条件が整備されていることを必要とする。株式会社法や有限会社法の多かれ少なかれ主要な柱になってきた資本の制度と計算の適正性がそれである。資本の制度は十分な資本の確保があって有用なものとなる。計算の適正性は、適正な監査とガラス張り、すなわち計算の公開によって実現される。最低資本金制度の導入、外部監査制度の強化、そして実効性のある計算の公開を目指すことは基本的な方向としては妥当なものと考えられる。

しかし、株式会社ないし有限会社の制度を採用する既に二〇〇万を越える中小規模の企業によって我が国経済が支えられているという現実を直視するとき、このような基本的な方向がもつ妥当性については考慮されるべき点が少なくない。後に個別に詳論されるが、ここに問題点のみを指摘しておくことにする。

(4) 資本の制度は一定の財産を会社に確保するようにしておくことによって、会社に対する債権を担保しようとするものであるから、最低資本金制度の導入を意味あるものとするには、その額は会社債権者にとって十分な役割を果たすことのできる相当程度のものが必要であるといわなければならない。しかし現状は、現実的な立法を考えて、反対に相当に低い額（せいぜい株式会社について二〇〇万円、有限会社について五〇〇万円程度）が提案されようとしている。そのような額がもはや債権者保護にとって積極的な役割を演じえないのは明らかであるから、最低資本金制度の導入は、結局、株式会社あるいは有限会社を名乗るためのいわば通行手形として、すなわち会社区分の基準としての役割だけが残ることになるといわざるをえない。

しかしそうなると、それだけの資本を用意できない企業をただそれだけの理由でもって株式会社や有限会社から排除することになることについては、はたしてどれだけ説得的な根拠をもつことができるのであろうか。大きな資本は有してはいないが、債権者には迷惑を少しもかけていないというものに対して、小さいから株式会社や有限会社の制度を利用してはいけないとよいのか、というのがわれわれの基本的な疑問である。新しい（特にベンチャー型の）企業の参入を妨げることにもなるであろう。

(5) 計算の明確化と適正化の必要性は、大小を問わず有限責任の会社に共通するものである。それはまた、公開された計算書類に対する信頼を担保するためにも不可欠である。そしてそのような計算の明確化・適正化のためには、会計の専門家によるチェックが最も有効な手段であることはいうまでもない。このような会計専門家による外部監査は、証券取引法に基づくものを別として、現行会社法の下では、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下、「商法特例法」という。）に基づき大会社についてのみ実施されている。問題はこれよりも小さな規模の会社についてである。

現在提案されようとしている改正案によれば、商法特例法におけるような会計監査人による正規の監査ではなく、もっと簡易な監査ないしは「調査」を要求することが考えられているようである。それは、わが国ではまだ監査に対する社会的な認識が十分でないように思われるので、とりあえずもう少し会社が受入やすい方向で外部監査を広く導入して、社会的認識を広げていこうということのようである（稲葉発言・座談会「大小会社区分立法等の問題点について六」商事法務一〇一八号二五頁）。更に現在の公認会計士の数からいって正規の監査の受け皿が物理的に十分でないということも一つの理由となっているのであろう。

このような提案は次のような点において、なお慎重な検討が必要であるというのがわれわれの基本的な考え方である。第一に、そもそもこのような簡易監査ないし「調査」によって実効性のある監査が期待できるかという問題がある。第二に、どのような規模の会社についてまでこれを要求するかにもよるが、小規模の会社になると、このような会社と取引する者にとって、その計算書類が取引の判断にとってどれだけの役割を担っているかについても注意を払わなければならない。債権者や新たに取引に入る者が頼りにしているのは計算書類ではなく、その実際の活動状況から判断される信用状態であるからである。そうであるとすると、このような監査の必要性という筋論を通すために、法律によって多額の監査費用の支出をどれだけ強制できるか、ということが問題となるであろう。

(6) 現行商法によれば、株式会社はその大小を問わず決算貸借対照表又はその要旨を官報又は日刊新

（二頁へ続く）

会社法改正問題研究委員会委員

五十音順・敬称略

木内宜彦　中央大学法学部教授〈主査〉
石橋敏夫　中小企業金融公庫業務部次長
上田尚明　日本商工会議所産業部長（日本商工会議所企画室長）
岸田雅雄　神戸大学法学部教授
小森省吾　全国商工会連合会総務部長
根田正樹　日本大学商学部助教授
境　隆清　三菱電機（株）法務部次長
坂本一公　税理士
清水　清　国民金融公庫業務第一部次長（国民金融公庫佐世保支店支店長）
水沢隆雄　公認会計士
本江　樹　弁護士
山下洋二　商工組合中央金庫総務部副部長（財団法人日本情報処理開発協会参与）
山本　貢　全国中小企業団体中央会企画調査部長



お気軽にご来店ください。
（短期貯蓄の決定版！）
「初めてのお客さまコーナー」開設！
■お電話でのお申込み・ご相談は……（03）205—1001（代）

100万円の利息くらべ

期間	〈非課税扱い〉中国ファンド 年4.124%		定期（1年） 年4.13%		普通預金 年0.38%		定額貯金 年3.53%		〈課税扱い〉中国ファンド 年2.681%		普通預金 年0.3%	
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
1ヵ月	3,437	4.12	317	0.50	317	0.38	1,150	1.38	2,234	2.68	253	0.30
6ヵ月	20,801	4.16	13,150	2.63	1,900	0.38	13,150	2.63	13,480	2.68	1,520	0.30
1　年	42,034	4.20	41,300	4.13	3,804	0.38	31,545	3.15	27,141	2.71	3,040	0.30

〈特　長〉
★30日たてば、手数料なしで、いつでもお引出しができます。
★ふやす期間は、あなたのご利用目的にあわせて自由、自在。
★ご入金、お引出しは、お近くの銀行、野村のＡＴＭでできます。
★株式や買付商品の精算にも、ご利用いただけます。
★中国ファンドをお持ちの方は、〈野村ＪＣＢカード〉のお申込みができ、お買物は、カードとサインでＯＫ！

1ヵ月複利で
ぐんぐんふえる
4.124%
（'86.5.19現在）
（10万円以上1万円単位）

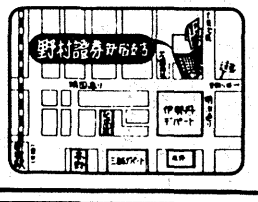

新しい魅力で
身近なおつきあい—
野村證券
新宿支店
郵便番号　160—91
東京都新宿区新宿5丁目17番9号
（三光町交差点カド・伊勢丹ソバ）
電話　東京03（205）1001（代）

(一頁より続く)

聞に掲載して公告しなければならないことになっている。小規模の会社についてはこのような要求は現実的ではない。しかし対外的な取引活動を行っている以上、公衆に計算書類がまったく公開されないというのは妥当ではないという考え方から、計算書類を商業登記所に提出させて、登記所において公開に付するという提案がなされている。

計算の公開は、いわば計算を太陽にさらすことによってその自浄作用を期待するという効果をもつものであり、小規模の会社にとっても監査制度の強制よりは確かに現実的な要求であるといえるかもしれない。そして、商業登記所での公開は、考えられる公開の方法としてはそれなりの合理性をもっていると評価することはできる。しかし、会社と取引する者にとって公開された計算書類がどれだけ重要な判断材料となるかという点では、前述した通り消極的に考えなければならず、そうであれば、ここでもまた全ての株式会社(及び一部の有限会社)に法律的に強制まですする必要はないのではないか、一定規模以下の会社については登記所における公開を任意にすることで足りるのではないか、という見方もわれわれの多くが共有するところである。計算書類の登記所での公開が真に意味あるものであれば、除々に非公開会社の信用が低下していくため、結果として自ら公開を行おうとする会社が増えていくことになり、これで十分ではないかと考えるわけである。

(7) 計算書類は会計専門家によって監査されておらず、また計算書類が公開されていなかったことによってもたらされる損害を、経営者(取締役)にカバーさせるということは確かに債権者保護に資することになる。このようにして計算について外部監査を受け、また計算を公開することと、第三者に損害が生じたときに取締役が責任を負うこととをいわば選択的に選ぶことができるというのは、一つの現実的な考え方ではある。

しかし、現在提案されようとしている改正案によれば、単に挙証責任の転換を越えて、実質的には個人的企業の経営者に有限責任を否定するのと同様の結果をもたらすことになるのではないかという危惧がないわけではない。このような形での責任の強化にあたっては、小規模企業経営者の意欲を削がないように、特に法文の定めかたについては十分な検討が必要であろうというのがわれわれの考え方である。

第三章 最低資本金制度の導入について

一、問題の所在

(2) 最低資本金制度の得失と影響

最低資本金制度導入の実質的理由として中小の株式会社や有限会社の過小資本による弊害の除去があげられているが、導入論者によってその根拠が十分に明らかにされているわけではない。会社債権者の権利が害される典型としての倒産をみても、小資本であることが倒産の直接の原因とされる事例は少ない。これらの問題点については後に詳しく検討することとして、仮に最低資本金制度が導入された場合を想定すると、次の影響が考えられる。

第一に、会社形態の選択を実質的には企業者の自由な判断に委ねていたが、最低資本金制度の導入によって新設企業は業種にかかわりなく資本の規模によって「入口規制」を受けることとなり、また既存会社は最低資本金額によって「足切り」をされることとなる。しかも、足切りによって組織変更を余儀なくされた個々の会社には信用の維持や雇傭などの面で深刻な影響をもたらし、無用のコストを強いることになる。

第二に、資本金を実質的に債権者保護のために機能させようとすれば、必然的に最低資本金の額は高いところに設定されざるを得ない。この場合には、後述のような最低資本金に満たない膨大な数の既存会社が組織変更を余儀なくされる。また有限責任形態で新規に会社企業を設立することは事実上困難となり、日本の経済発展を支えてきた有限責任会社形態での企業活動は大きく阻害されることになる。そこで、既存の株式会社や有限会社に対する影響を少なくしようとして最低資本金額を現在提案されているところの二〇〇万円程度にしようとすれば、「最低資本金」の実質的意味はなくなり、まさに「通行手形」的な機能しか果たしえないことになる。もっとも、この場合でも相当な数の会社が組織変更を余儀なくされるため、第一で述べた影響がなくなるということにはならない。

二、最低資本金制度がもたらす問題

(2) 小資本は弊害をもたらすか

一般に最低資本金制度を導入すべきとする根拠として、資本の額が小さいと様々の弊害が生ずることがあげられている。具体的には、次のようなものである。①泡沫零細の有限責任会社の乱立を招く ②債権者の権利保全の見地から適当でない ③自己の財産をリスクから逃避させたまま、他人のリスクで利益追求のための活動を行なう余地を認めることとなり、経営の慎重さを欠く原因となる ④株主や社員による有限責任の濫用を招くなどである。(稲葉・前掲三三頁以下、上田・前掲一二〇四頁以下)。

まず第一の最低資本金制度がないと泡沫零細の有限責任会社の乱立という弊害を生じさせるとする点である。

中小企業には①企業型、即ち企業的経営を行っているもの、ないし企業的経営を目指しているものと、②生業型、即ち安定した家族的経営を望み、企業としての成長を余り意図していないものがあり、その他③半ば潜在的失業者ともいえるもので生業の域にも至らないもの、がある。

現存する約二〇〇万の中小会社はいずれかのタイプに含まれる。わが国の生産分業構造の周辺工程を支えているのは、①の企業型中小企業で、有限責任による会社制度が、このタイプの中小企業に対して〝苗床〟の役割を果たしている。②の生業型中小企業は、商業、サービス業等広汎な地域産業を支え、また下請賃加工業等分業構造の一端を担っている。このタイプは個人経営になじむ形態で、会社組織とする必然性は少ないようである。絶対数が極めて多いため、会社形態をとる者も多数あるが、大半は個人経営である。③も個人経営が大半と思われるが、会社形態をとるものもあり、いわゆる泡沫的な会社は大部分この中から発生していると思われる。

有限責任による会社制度が①の企業型中小企業に対して〝苗床機能〟をもつものとされている理由は、次の点にある。即ち企業経営を目指すためには、①企業会計と家計を峻別する必要があること、②経理、事務管理、技術等に関し専門的人材を集めるうえで、少なくとも経営者の個人的事情にかかわらず事業の継続が保障される会社形態をとることが必須の条件であること、③企業が成長期に入ると、間接金融優位という我が国の金融構造の特質から、中小会社といえども金融機関借入や企業間信用の形で資本金の数倍から数十倍もの負債により事業規模を拡大することとなり、経営者個人の責任能力をはるかに超える企業リスクに対応する必要が生じること、である。

有限責任による会社は、以上のニーズを充たす企業経営の器であるという点で、企業型中小企業の苗床的機能をもつものである。そして、これら小規模の有限責任会社が我が国特有の分業構造の周辺工程において、技術革新や需要の変化・多様化、外部環境からのインパクト等に対し柔軟かつ迅速に対応し、成長を支えているのである。

また、これらの有限責任会社は国民経済上非常に大きな比重を占めている。国税庁統計年報によると、全法人の営業収入総額に占める資本金二、〇〇〇万円未満法人の営業収入の割合は約三三%にのぼる。これらの法人の大部分は言うまでもなく株式会社や有限会社である。利益計上法人の益金処分の状況を見ると、資本金一、〇〇〇万円未満の法人では益金の四〇数%を社内に留保しており、健全な会社経営に対する強い意欲があるとみてよい。この数字は、資本金一億円以上の法人と比べると、一〇%以上も高い。この階層に属する有限責任会社に対し他の人的会社や個人企業への組織変更を強制した場合に、前述した役割を維持できるかは疑問である。少なくとも小規模有限会社の存在を、「泡沫零細会社の乱立」とする評価はあまりに偏った見方であるといわざるをえない。

第二は、債権者保護の視点から過小資本は適当ではない、とする指摘である。会社債権者が債権を満足させることができない場合の多くは、会社が倒産したときである。従って、この指摘は「資本が小さい会社は倒産しやすい」ということと同様に考えてよい。そこで倒産と倒産原因としての小資本の相関関係が問題となる。

まず企業倒産状況をみると、中小会社の資本金規模と倒産との間に相関関係はほとんどみられない。規模別法人数(昭和六十年三月末)に対する倒産件数は(昭和五十九年十月~六十年九月)で資本金五〇〇万円未満〇・八九%、五〇〇万円以上一、〇〇〇万円未満一・一〇%、一、〇〇〇万円以上〇・八八%である(法人数は大蔵省「法人企業統計季報」昭和五十九年度、倒産件数は中小企業事業団「企業倒産調査月報」昭和六十年十一月号による)。

それはかりでなく欠損企業であることも倒産との相関関係は余りないようである。例えば中小企業信用保険公庫の調査によると、付保対象の代位弁済企業のうち欠損企業は三七・六%であり、一方存続している企業のうち欠損企業は三四・〇%と両者にはほとんど差がない。このうち債務超過企業をみると、前者では二〇・八%とやや差を生ずるが、存続企業の約二割は債務超過である点は注目される。(中小企業保険公庫月報昭和六十年三、四月号「中小企業倒産の構図(一、二)」)また昭和五十八年における全国の法人企業数のうち欠損法人の割合は、五四・八%(国税庁総務課「法人企業の実態」昭和五十八年版)、倒産率は〇・八五%(中小企業保険公庫月報昭和六十年三、四月号「中小企業倒産の構図(一、二)」で、存続している企業の中で欠損法人がいかに多いかがわかる。また最低資本金導入の理由の一つとして、零細資本の会社設立を認めると、設立直後に欠損を生じ倒産するおそれのあることが挙げられているが、実際に企業の倒産年齢をみると一〇年以上が四割を超え、三年未満は二割にみたない(前出・中小企業保険公庫調査)。

以上のように中小会社において資本金規模と倒産との間に関連性が乏しいのは、次の理由によると考えられる。

企業の倒産は通常、需要の減退、過当競争、販売不振、過剰在庫、販売先倒産、設備投資の失敗等の諸要因が相互に関連しつつ、企業財務の収益性、流動性を圧迫し、資金繰りの破綻に至るというプロセスをたどる。

日本の金融構造の特色として、企業の財務は、金融機関からの借入等の間接金融と企業間信用によって支えられており、企業は通常資本金規模に比べてはるかに拡大された企業リスクを負っている。しかも苦境に陥った企業は、たとえ貸借対照表上相応の規模の資本を有していたとしても、過剰在庫や不良債権の発生、あるいは換金処分の効かない固定資産への資金化体等により財務の流動性が阻害されているため、結局は資金繰り悪化に耐えきれず倒産に至るのである。

従って例えば資本金が比較的大きく充実した会社であっても、同時に他額の負債に依存し設備投資を行えば、金利等の固定費増に伴い売上高の損益分岐点が上昇し、企業リスクは増大する。このタイプの企業倒産事例は多い。

逆に零細な資本の会社でも家族労働が主体で経費構造、就労体制など伸縮性のある企業は倒産し難いといわれる。また構造不況などで苦境に陥り欠損を生じている会社でも、減量経営を行いつつ金融機関や仕入先の協力で資金繰りを維持し、事業の転換・多角化等によって経営を建て直す事例もある。

以上の検討からすると、小資本が企業倒産の直接の原因とはいえず、むしろ経営者の判断や姿勢にその要因があるといってよい。昭和六十年度版の中小企業白書も、一般に企業倒産は資金繰りの悪化によって顕在化するが、倒産に至る過程の背景には、ほとんどの場合、需要構造の変化など環境変化への対応の失敗がみられるとし、このことは営業年齢の高い企業ほど倒産率が高いということからも容易に推測できるとしている(本書一、(2)参照)。したがって、小資本が会社倒産を招きやすいという指摘は直接的にはあてはまらないといえる。

第三は、小会社は株主や社員による有限責任の濫用や放漫経営を招くとする指摘である。前述のように、この弊害は資本の大小に起因するのではなく、経営者の姿勢や能力にかかわるものである。換言すると、全体的にみた場合には資本の大小という生理的なものに起因するのではなく、個別会社経営者の特性という病理的なものに起因するものである。現行法上の、取締役の責任や法人格否認の法理などの制度が無機能化しているのであればともかく、そうでない現状において、放漫経営等の要因を最低資本金の有無にあるとするのは説得力がない。

以上のことからすると、最低資本金という「足切り」によるのではなく、資本金の増加を促す方策や、財務体質や経営能力を強化する方策をたてることこそが重要な課題といえる。

(3) 組織変更を強制してまで導入する意味があるか

(イ) 最低資本金制度を導入した場合、法定金額の要件を充足しない会社は、特別の法的手当をしないかぎりは、株式会社や有限会社として存続することはできない。つまり、これらの会社は、他の会社形態や個人企業に組織変更をせぎるを得ない結果となる。

そこで、最低資本金の額を一〇〇万円から一億円に至るまでの七段階に分け、最低資本の要件を満たさないとして組織変更を余儀なくされる株式会社及び有限会社の数を試算すると、次のような表になる(表省略(ただし、各会社とも一切増資しなかったことを前提とする。なお、表の基礎となる統計は、より実際的影響という観点から現に活動している会社の実態を表わしている国税庁のものを用いている)。

また中小企業庁が昨年末に行った実態調査から株式会社だけを抽出すると次のような結果がみられる。すなわち、資本金一、〇〇〇万円以上二、〇〇〇万円未満の会社が六〇三社のうち八三%にあたる五〇二社が資本金を増加し、株式会社としても存続すると回答しており、また五〇〇万円以上一、〇〇〇万円未満の会社も二一〇社のうち五九%にあたる三六六社が、一〇〇万円以上五〇〇万円未満の会社では二八・五%の会社が、さらに一〇〇万円未満の会社では一一%の会社が同様の回答をしている。この比率を上記の表にあてはめて換算すると、資本金二、〇〇〇万円未満の株式会社約七三万社のうち五六%にあたる約四〇万社が組織変更を強制又は選択せざるをえないと推測される。

次に、これら膨大な数にのぼる組織変更対象会社が組織変更するコストの問題である。まず組織変更に伴って支出を余儀なくされるものに登記費用、代行手数料、文書等の印刷諸費用、商品等にある商号・商標などの変更に要する諸費用などがある。また、合資会社や合名会社あるいは個人企業になることによって企業イメージが変化し、信用維持や顧用などに影響がでることが予想される。

(ロ) それでは、このような膨大な数の中小株式会社や有限会社に組織変更や解散を強制し、かつ余計な出費を強いてまで最低資本金制度を導入することに如何なる意味があるのか。まず考えられるのは、前述のように株式会社や有限会社の数の大幅な減少である。しかし、これによって残った株式会社が株式の公開を指向する、いわゆる「株式会社らしい株式会社」であるかというとそうとは言えない。前掲国税庁統計年報によると、資本金二、〇〇〇万円から一億円未満の有限責任会社約一一万二千社(その約九三%が株式会社)のうち、八〇%の会社が税法上の同族会社とされているのである。また、それらの会社が債権者保護の要請に十分に応えうる物的有限会社かというとそうとは言えない。

他方、経済的に見ると、最低資本金制度による株式会社や有限会社の整理によって経済の発展や中小企業の活性化を図ることができるかというと、そこには特段の意義は認められない。むしろ組織変更を余儀なくされる中小の株式会社や有限会社に対して、前述のような組織変更に伴う諸費用の支出を強い、加えて組織変更に伴う種々の信用上の不安をもたらす恐れが強い。これら様々のコストは個々の会社のみならず経済全体からみてもプラスになるものではない。またこのことが改善されつつある「経済の二重性」に再び拍車をかける危惧を抱かせる。このように最低資本金制度の採用は、経済の発展や中小会社の活性化に深刻な状況をもたらし、むしろ失われるものの方が多いと考えられる。

三、現状で可能な最低資本金額

以上述べたように最低資本金制の導入により影響は深刻なものがあるが、仮に最低資本金制度が導入される場合においてその「水準」を定めるに当たっては、これらの影響を考慮した慎重な対応が必要である。以下、既存及び新規の中小企業についてみていくこととする。

(1) 既存中小企業にとって

既存の中小企業経営者は、いま仮に最低資本金額が導入され(又は引き上げられ)た場合、どの程度の額を妥当と考えているのだろうか。

今回中小企業庁が実施した「商法・有限会社法の改正に関する意識・実態調査」によって、この点を判断してみよう。(サンプル数は、株式会社二、七一七社、有限会社二、〇四五社である。)

(株式会社の場合)

株式会社に対して新たに導入されようとしている二、〇〇〇万円という最低資本金額についての反応であるが、全体としては、「賛成」二六・一%、「二、〇〇〇万円では高すぎる」三六・五%、「二、〇〇〇万円では低すぎる」二・〇%、「最低資本金を導入することに反対」二八・三%、「わからない・無回答七・一%となっている。

低すぎると回答しているものを含め、二、〇〇〇万円を許容しているものの割合は、二八・一%であって、三分の一にも満たない。

次に、資本金規模別にみると、まず二、〇〇〇万円超の企業に賛成するものが多いのは、この件が二、〇〇〇万円超の企業に直接負担を強いるものでないことから当然のことである。

しかし、資本金二、〇〇〇万円未満の企業についてみると、「賛成」は一九・一%に大きく低下し、その反面「二、〇〇〇万円では高すぎる」が四〇・二%と上昇してくる。「高すぎる」及び「導入反対」を二、〇〇〇万円という金額への拒否反応としてみれば、六四・八%の中小企業が、二、〇〇〇万円には反対しているといえる。しかも、このような反対の傾向は資本金規模が小さくなればなるほど、強い。

また、業種別にみると、建設業・製造業・卸売業では、「賛成」の数値が全業種平均を上まわっている。一方、小売業・サービス業においては、平均を下まわり、かつ、「導入反対」の声が強くなっており、比較的小資本での営業が可能な小売業・サービス業の実態を反映しているものと言えよう。

以上の点からみて、二、〇〇〇万円という金額が高すぎるとみられているのは明らかであるが、それではどの程度の金額が望ましいと、判断されているのだろうか。

資本金二、〇〇〇万円未満の企業全体からみると、望ましい額として「二、〇〇〇万円」とするのが六〇・八%と圧倒的に多く、次いで「五〇〇万円」とするのが二七・〇%である。しかし、資本金の小さい企業、例えば一〇〇万~五〇〇万円未満の企業では、「二、〇〇〇万円」と「五〇〇万円」との回答割合が四四・六%対四二・六%とほぼ同程度となっており、さらに規模の小さい一〇〇万円未満になると、「五〇〇万円」を望ましいとするものが圧倒的に多くなる。

また、業種別にみると、すべての業種において「二、〇〇〇万円」と回答する企業が最も多いが、建設業・製造業ではその割合がより高く、小売業・サービス業ではより低い傾向を示し、「五〇〇万円」が望ましいとするものの数が増加

(三頁へ続く)

（二頁より続く）

している。

〔有限会社の場合〕

有限会社において現行の最低資本金額一〇万円を五〇〇万円に引上げることについては、どのような反応がみられるであろうか。

中小企業庁の実態調査結果によれば、全体としては「賛成」が三三・〇%、「五〇〇万円では高すぎる」二六・一%、「五〇〇万円では低すぎる」三・四%、「最低資本金を引き上げることに反対」が二一・七%となっている。株式会社の場合と異なり、「五〇〇万円では高すぎる」とするものの割合が一〇%以上も高くなってくる。しかも、「最低資本金を引き上げることに反対」の声は、規模が小さくなればなるほど、強くなってくる。

また、業種別にみると、「賛成」とする声が強いのは、建設業・製造業・卸売業に顕著であり、小売業・サービス業では、「賛成」と「高すぎる」の声が半々である。

資本金五〇〇万円未満の企業にとっては、最低資本金を五〇〇万円に引き上げることには反対のようであるが、望ましい額とはどの程度なのか。全体としては、「三〇〇万円」とするものが四六・七%と最も多く、次いで「一〇〇万円」が二七・四%、「二〇〇万円」が二〇・五%となっている。とくに、一〇〇万円未満の企業は「一〇〇万円」が望ましいと回答しているもの四七・六%に達している。

四、最低資本金制度導入等に伴う税法上等の問題

(3) 経過措置

仮に最低資本金制度が導入される場合には、経過措置の内容が最低資本金に満たない中小株式会社や有限会社がその会社形態で存続できるかどうかを左右するといって過言ではない。中小会社の活力を維持する観点からは既存の会社ができるだけそのままの会社形態で存続できるように配慮すべきである。

第二に、既存の会社が法定要件を満たすのに必要な、いわば猶予期間をどのくらいに定めるかである。現在提案されようとしている改正案によると、三年から十年が考えられており、まだ不確定のようである。この問題を考える場合の視点として、対象となる会社の意識も考慮に入れる必要がある。

この点につき、前記中小企業庁の実態調査によると、資本金二、〇〇〇万円未満の株式会社一、一七社のうち全体の約三〇%にあたる会社が五年とし、約二〇%の会社が十年と回答している。これらを含めて五年以上としている会社は、五二・三%の五八四社である。なお、三年で足りるとする会社は二七%にあたる三〇八社があるが、その場合には資本金の額が一、〇〇〇万円を超えている会社が多い。また、有限会社については五年とするものが多く、次いで十年とするものが多い。

以上のことからすると、猶予期間については会社形態ごとに定めるのも一考であるが（例えば株式会社を五年、有限会社を三年とする）、組織変更のことも併せ考えると、その期間は一律に五年以上既存会社への影響を小さくする意味からは十年）とする方が混乱も少ないし、また多くの対象会社からの支持を得られるものといえる。

第二に、資本金を法定額まで引き上げさせる措置である。望ましいのは株主や社員が増資分を引受けることである。現物出資の簡略化はそれを促す誘引になると思われるが、金銭出資の場合についても誘引ともいうべき方法を考慮すべきである。一つの方法として、金銭出資における分割払込の採用が考えられる。これによって株主や社員などが増資分の引受をより行いやすくなるからである。この方法は過去の商法改正の経緯からすると時代を逆行するものといえるが、取締役の担保責任を明らかにし、また一定期間内における経過措置に限定すれば、弊害も抑制しうると思われる。

第三に、内部蓄積の資本組入れである。このためには、任意準備金の資本組入れの簡略化（西独株式法第二〇七条以下）やそれに伴う税法上の手当が不可欠となる。

第四に、資産再評価による評価益の資本組入れである。現在提案されようとしている改正案は資産再評価による利益（評価益）の資本組入れが提案されている。これは株主や社員による新たな出資が困難である会社においては有力な増資手段となりうるものであり評価できる。なお、この場合、再評価の対象となる資産の範囲であるが、土地以外のものであっても客観的かつ公正な評価が可能であるならば、再評価の対象に含ませても差支えないと思われる。勿論この場合も税法上の手当が併せなされることが不可決である。

第四章　計算書類の公開について

三、中小企業における計算書類の公開の実情

(2) 公開による実態把握の可能性

次に中小企業において計算書類が登記所で公開されることとなった場合に、債権者側からみてどれだけ相手方の実態把握に役立つであろうかという問題がある。

第一には計算書類が信頼できる内容かどうかが問題となる。信頼できる内容でないとすれば公開によってかえって債権者その他の第三者をまどわす結果となり、公開の意味がないことになるが、この点については後述する。

第二に、適正な決算が行われていてその計算書類が公開されたとしても、貸借対照表と損益計算書程度の内容の公開で中小企業の実態が把握できるだろうかという問題がある。

これについては中小企業の場合には、大企業と異なり多数の性格の異なる部門を抱えて多角経営を行う例が比較的少なく、また、経営規模も小さいため実態把握が易しいという側面と、経理組織が未確立であったり、家計と未分離の状態であることが多く、却って実態の正確な把握は困難であるという側面があるといえよう。

前者の側面で云えば計算の適正がある程度確保されておれば、貸借対照表、損益計算書程度の開示でもって企業の過去のある時点での実態に迫ることについては、大企業の場合よりも中小企業の場合のほうがより容易であると云える。

近時、一部の金融機関あるいは信用情報機関等で貸借対照表、損益計算書をもとにした簡易な経営指標のいくつかの組合せで、企業がどのような体質・体力をもっているかを判別する手法が開発されてきており、中にはかなりの正確度で企業実態に迫りうるものもできてきている。もちろん金融機関の融資の際などの企業審査のケースでは、計算書類のみから実態を把握することは少なく、付属明細書その他の多くのデータの提供を求め計算書類の内容を分析する一方、資産・負債等についても具体的調査を行って融資の判断を行うのが一般的である。しかしそのようなケースは別にして一般の商取引の場合においては、財務データを分析して企業の信用判断をすることにあまり慣れていない人であっても、公開された貸借対照表と損益計算書のみをもとに、既存の簡易な企業判別手法を併せ利用することによって取引先企業等の少なくとも計算書類等作成時における実態の把握は十分可能であると言えよう。

他方後者の側面でいえば、種々の企業判別手法を併せ利用したとしても中小企業、特に小規模零細企業の場合には結局企業の経営内容の判別の正確性は期しがたいということになる。この背景としては、経営と家計が未分離であったり、会社としての計算が明確でないといったことに加えて、中小企業では経営者等の人的側面の企業経営に占めるウェイトが高いため計数面のみでの判断は困難なことや、企業内部における過去からの利益蓄積が少なく業況変化に対しての抵抗力が小さいといったことがあるものと考えられる。このように、小規模零細企業の場合には、もともと企業活動の場が広域ではないものが多く、会社をめぐる利害関係人も少ないため、計算を一般にまで公開することについての実際上の必要性が薄いという面があり、加えて計算を公開しても必ずしも実態をあらわさない、あるいは公開された計算書類が企業力把握上それ程大きな意味をもたないという面があることは、計算公開制度を考えるうえで十分念頭に置くことが必要である。

いずれにせよ、中小企業の場合は、その実態に応じて貸借対照表、損益計算書の公開に期待される度合いは異なると考えられ、実態を無視して一律に一般公開を強制することは必ずしも適当ではないと考えられる。

第三に、登記所での公開が随時閲覧希望者のニーズに応じた迅速性を有するものであるかという問題がある。

商取引は迅速である必要がある。したがって相手方の実態把握も、必要時に迅速に閲覧又は謄本徴求が可能であることが必要不可欠である。このためには、公開のスペースの確保、事務手続の合理化、手数料の低廉化等の措置が必要であると考えられるが、公開制度を検討する当たっては、このような点についての明確な構想が早期に明らかにされるべきであろう。

四、中小企業において計算書類の公開が果たしうる役割

(1) 登記所公開による受益者

株主及び既に取引をしている債権者に対しては自社内で計算書類を付属明細書を含め開示すべきことになっていることは前述したとおりである。新たに登記所等での計算書類の公開制度を設けたときに予想される直接の受益者は、まずその会社と新規に取引をしようとする者であることは当然であるが、更に既に取引をしている債権者もその受益者になるといえよう。既に取引をしている債権者は計算書類の開示を法律上会社に対して求める立場にあるが、親会社と下請といった力関係の差があるときはともかくとして、なかなか決算書類の提示を直接相手先に対し求め難い状況にある場合が多いからである。

(2) 判断のもとにしてきた信用情報

それでは企業はこれまで、新規取引開始又は取引継続に際して、どのような観点で、あるいはどのような信用情報をもとに判断をしているのであろうか。当該会社自身で発行している「営業報告書」、「会社経歴書」、「決算書」等が入手できればこれらの資料がまず利用されることとなるが、これらによることができない場合は勿論のこと、これらを入手できる場合であっても単に計算書類等によるものではなく、相手先企業の経営者の人柄、仕振りあるいは手形等の支払状況、相手先企業を訪問したときの感触といったものを重要な判断要素として利用することが通例である。また、新規取引の開始の可否については、同様に、以上のような情報を地元あるいは業界での風評の聴き込みや取引銀行からの情報提供等により得ることにより判断しているケースが多いものと思われる。

なお発注側が親企業等で力関係に差があるような資材取引（購買、外注）や営業取引（代理店・特約店）などでは、経営者本人に直接会って、企業分析に必要な決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、会計帳簿等）を入手し、必要に応じ経営指導や設備投資相談等にも応じ、また営業客先からの手形ジャンプ（満期延期）要請等に際し、同じく帳簿閲覧等によりその経理内容を確認することも広く行われている。

(3) 公開が債権者保護に役立つ程度

次に計算公開が取引安全に寄与し、債権者保護にどの程度役立ちうるかということについてみておきたい。

一般的には計算書類の公開により、自己の企業経営内容を公開すると同時に、取引先の経営内容も知りうることになるため、全体として商取引の安全が確保され、債権者が保護されるようになるといえる。

しかし現状においては、三、(2)で述べたように公開される計算書類を通じての実態把握の可能性からみて中小企業において計算書類の公開が、取引先の倒産等を察知するという点でどれだけの効果が期待できるか疑問である。

近年、年間二万社近くの企業が倒産している。これらの企業が倒産に至った原因としては、外的な要因としての不況による売上げや受注の減少あるいは需要構造の変化によるマーケットの激変と企業側の変化への対応の遅れといったものの複合によるケースが多数を占めているが、親企業、取引先の倒産によるいわゆる連鎖倒産のケースも多く、ほぼ一〇%前後に達している。これらの連鎖倒産例の過半は、親企業と下請の関係等にあって仮に親企業あるいは取引先の状況が早目にわかっていても取引先の転換が思うにまかせず、結局は連鎖倒産に至ったであろうと考えられるものであり、計算書類の公開によって必ずしも救われるものではない。しかし新規取引にあたって相手企業の情報がより的確に把握できておれば、そこまで深入りした取引をせずに済み、連鎖倒産に至ることはなかったであろうと考えられるケースも数多く存在する。健全な企業が情報不足から多額の貸倒れ被害を受け、企業経営そのものが危うくなることは、それ自体社会的にロスであり問題である。従って、計算書類の公開によって一応有効な情報提供制度が整えられることは、これらのロスをある程度回避するうえで意義あるものと言えよう。

しかしながら計算書類の公開が行われておれば、こういった不幸な事態は完全に避けられるかといえば、それにはやはり限界があるといわざるを得ず、特に中小企業においてはその経営基盤の脆弱性からみてより限定された効果しかもたないと考えることが適当であろう。なお、計算書類の登記所における公開制度に対しては、既に述べてきたことと重複する部分もあるが中小企業サイドから次のような批判が示されており、これらについても慎重な考慮が払われるべきであろう。

① 現状では計算書類自体に必ずしも信頼性があるとはいえず、このような書類の公開は企業負担の増大にこそなれ商取引上のメリットにはならない。

② 計算書類の信頼性を高めるため会計専門家による調査を義務づけるようなことになれば更に企業負担の増大を招くこととなる。

③ 中小企業にとって企業経営と経営者の家計とは密接である例が少なくなく、このような場合には計算の公開がプライバシーの侵害となることも考えられ、また第三者からの営業妨害、嫌がらせ等も予想される。

④ 下請業者にとっては、親会社に経営内容を知られることにより、取引上の不利につながる懸念がある。

⑤ 一般商取引においては、業界情報等により相手方の信頼性を確認するのが通常であり、公開される計算書類を頼りとして取引の安全を図るという方策は現実的でなく、公開に伴う企業負担に比べて期待されるメリットは大きいとはいえない。少なくとも現状において商取引を行うに際し、公告された計算書類の内容に全幅の信頼を置いて当該取引を開始するという商慣習は乏しいと考えられる。

五、中小企業の計算公開に対する意識

第三に、計算書類等の公開に伴い取引関係に生じる悪影響に対する懸念である。これには以下のようなものがある。

① 下請取引等における不当な圧力

一般的に下請取引においては親会社と下請会社の力関係から受注単価等が厳しく査定される傾向にあるが、計算書類の一般公開により下請会社の業績が明示されることとなると、親会社からの単価の一層の切下げ圧力等がかかり易くなる。この結果、たとえば企業努力による合理化の成果としてのコスト切下げが、下請企業の業績向上につながらず、下請単価の切り下げにつながってしまうケースが生ずることなどが懸念され、下請取引の適正化に大きな支障が生じることになりかねないとする声がある。我が国の場合、諸外国に比して下請取引の占める比重が高く、下請取引の適正化は中小企業施策の大きな柱の一つとなっており、下請取引への悪影響の発生は是非とも避けねばならない。

② 過当競争の助長

我が国経済は自由競争の原理が十分に働いているが、ともすれば過当競争に陥りやすい欠点を抱えている。この傾向は中小企業においてより強いが、このため、中小企業者の中には計算書類が一般に公開されると、

(イ) 赤字が生じると、競争相手の企業からの中傷等により既存の取引相手との取引が停止するおそれがある。

(ロ) 黒字が続くと、同様に儲けすぎであるとして適正な利潤すら確保できなくなるおそれがある。

として、その影響を心配する声が強い。

③ 官公需等の受注における不利の発生

官公需契約は、通常一般競争又は指名競争による入札を経て行われる。競争に参加を希望する者は、資格審査を経て有資格者名簿に登録されることが必要である。その際、直前二年間の事業年度に係る貸借対照表と直前一年間の納税証明書の提出が要求されている。

赤字法人が直ちに登録の資格を失うということはないが、赤字の場合は資格等級が最も低くなるため、競争上極めて不利になることは否めない。このため、実際には提出書類に必要最小限の加工を行う例があるとのことであり、公開によりこのような事業者の生業の権利に影響が生じることを懸念する声もある。

現在は以上のような取引関係においては、発注側も受注側も極めて弾力的な対応を行っている。これは、厳しい見方をすれば粉飾あるいは逆粉飾であり、本来は、許されるべきでないということになろうが、実際は経済活動に伴う知恵として認められてきているものであり、車を安全かつ円滑に運行するうえで必要不可欠なハンドルのあそびに相当するものとして今後とも認められるべきであるという主張もあながち否定することはできない。

六、中小企業に相応しい公開の方法

中小企業においては、現状では一般的にその計算内容を知る手段が十分とは言えず、計算書類の公開の必要性が少なからずあることは事実である。しかし、一方で公開に伴い企業活動の自由度や活力が削がれたり、手段・費用などの面で過重な負担を与えたりすることがないよう配慮がなされるべきである。

以下、これらの点を踏まえつつ中小企業に相応しい公開の在り方につき、①公開の方法、②義務づけの範囲、③信頼性の担保、④違反責任の問題、の順でみていくこととする。

(1) 公開の方法

計算書類の公開の方法について、現在の改正の方向は、大会社にあっては決算公告と登記所公開の双方を強制すべきであるとしているのに対し、中小会社にあっては決算公告は任意とし、登記所における公開を強制するとの内容になっている。

この点については、中小会社においてはその手段、費用等を極小化する観点から、公告と公開の双方を行う必要はないと考えられ、登記所公開のみを行えば十分であると判断される。従って公告制度を任意として残しておく必要はない。中小会社にとって決算公告と登記所における計算書類等の公開を比較した場合、登記所での公開が望ましいと考えられる理由は以下のとおりである。

① 利用者の立場からは「見たいときにいつでも手軽に見れる」という点については新聞広告は一時的なもので、「見たいときに手元にない」という大きな欠点があるのに対して、登記所公開は常時的なもので、「見たいときに容易に見れる」という長所があること。

② 決算公告より登記所公開の方が、会社、社会の双方にとって「コストがよりセーブできる」こと。

（四頁へ続く）

（三頁より続く）

③　中小会社にあっては、マスコミュニケーションの媒体としての日刊新聞紙等によって決算公告をする「実体上の必要性はない」場合が多いこと。

④　代案として考えられる会社内に備え置いて一般公衆に公開するような方法は、「会社と関係ないところで見られる」という要請に反し、利用者側および会社側それぞれの心理的要因等から好ましくないと考えられること。

このようにみてくると、仮に中小会社において計算書類の公開制度を導入するとすれば登記所における公開が最も適当な方法であると考えられる。

(2)　公開の義務づけの範囲

登記所における公開が中小会社にとって一応適当な方法であるとして、次に問題となるのが、公開を①中小会社の全部に強制するのか、それとも②一定規模以上の中小会社のみを強制とし、それ未満の会社は任意とすることで足りるとするかである。

これについては、中小会社全体に一律強制とする方が当然、考え方として一貫しているわけであるが、前述したように、中小企業、特に小規模零細企業においては、①債権者や新たに取引に入る者が頼りにするのは計算書類ではなく、むしろ経営者の実際の活動状況等から判断される信用状態であること、②このような小会社の場合にはもともと企業活動の場が広域でないものが多く、利害関係人も少ないため公開についての実体上の必要性が薄いこと、③公開の手段、費用などの負担も会社の規模が小さくなれば相対的に重くなることなどから、これらの会社にまで登記所での公開を強制とせず、たとえば当分の間一定規模以下の会社については登記所における公開を任意とすることが適当である、と判断される。一定規模の範囲については、公開に対する適応力その他を総合的に判断して決定すべきであるが、一応の目安としては株式会社の場合、資本金五、〇〇〇万円程度が基準となるのではないかと思われる。なお、有限会社については現行法以上の規制を課する理由に乏しいため登記所における公開を義務付けることはせず、任意とすべきである。

このように、一定規模以下の株式会社について登記所での公開を任意としたとしても、①公開によるメリットが大であるとの認識が広がり、②その結果非公開の会社に対する取引社会での信用度が著しく低下し、③信用調査の手がかりとして公開による計算書類を利用することに一般取引社会がなれてくれば、自ら進んで公開制度を利用しようとする会社が次第に増加してくるものと考えられる。全株式会社への義務付けは、このような登記所での公開制度の利用状況や公開制度に対する一般の理解度等を十分見極めたうえで、中長期的課題として検討していくことが、日本経済の実態に最も即した考え方ではないだろうか。

(3)　信頼性の担保

現在の改正の方向では、計算書類の公開に際しての信頼性を担保する主要な手段として、①会社の計算につき会計専門家による「調査」を行わせしめる、②計算書類の虚偽記載に対する罰則規定を設ける、の二点が検討されている。

まず会計専門家による「調査」については、負担能力や「調査」への対応能力の問題等から、全株式会社に適用せず、資本金三、〇〇〇万円未満かつ負債総額三億円未満のものは任意とすることが検討されている。このように一定規模以下の会社について「調査」を任意とすることは、中小企業の実態からみて妥当なものであると考えられる。

しかしながら、その一方で、計算書類の虚偽記載に対する罰則を設けることは、そもそも経理能力や帳簿作成能力において大企業に比し劣位にある中小企業(特に「調査」を受け入れる能力もないような企業)をねらい打ちにするものであり、極めて重大な問題を有している。

この意味においても登記所における公開制度を一定規模以上の会社に限ることは妥当な選択ではないかと考えられる。

なお、「調査」を受けたからといって計算書類の誤まりが完全になくなるかどうかは決して保証の限りではない。いずれにせよ、計算書類の虚偽記載に対する罰則の適用は、法的には当然の帰結であったとしても中小企業の実態を無視したものと言わざるを得ないであろう。

第五章　計算書類等の監査（「調査」）について

一、現行商法・有限会社法の規制

現行の商法・有限会社法は会計監査について、どのような規制を行っているのであろうか。株式会社のうち八中会社の監査〉については、商法第二八一条で計算書類を監査役が監査すべきことを規定し、第二八一条の三第二項で監査報告書に記載すべき事項というかたちで、監査の内容を規定している。〈大会社（資本金五億円以上又は負債総額二〇〇億円以上）の監査〉については、商法特例法第二条によって、監査役監査のほか、会計監査人の監査を受けるべきことが定められている。会計監査人の資格については商法特例法第四条により公認会計士又は監査法人でなければならないとされている。〈小会社（資本金一億円以下で負債総額二〇〇億円未満）の監査〉については、商法特例法第二二条によって、監査役は会計監査のみ（大・中会社の監査役は会計監査及び業務監査を行う）行うべきことを定めている。〈有限会社の監査〉は有限会社法第三三条により監査役を置くことが出来るが、監査範囲は会計監査に限られる（同法第三三条の二第一項）。

以上の通りであるが、ここで注意すべきことは、会計監査人監査について、監査人・監査対象の計算書類の範囲・監査報告書の記載事項などは規定されているが、監査手続等の監査方法については規定がない点である。この点は現在提案されようとしている改正案における「簡易監査」を議論するに当たって重要な点であるので、後述することとする。

二、計算書類等の監査の法的な意義

以上の規制の法的な意義は如何なるものであろうか。「新版会社法―鈴木竹雄著」によれば、「株主の有限責任の結果……その財産的基礎を確保するため多数の強行規定を設け、さらに営業成績と財政状態を公開する手続を定めて、株主及び会社債権者の利益の保護につとめている」として、監査が、債権者と株主の利害調整のためにあることを述べている。又は、会計監査人による監査については、「商法の一般的制度としては、監査役は会計を含む取締役の職務執行全般について監査を行うべきものとし、これに多くの権限を付与した。しかし、同時に商法特例法を制定し、大会社については、公認会計士又は監査法人を会計監査人としてこれに決算の監査を行わせることとして、監査役の会計監査権限を若干変容するとともに、小会社については、監査役の権限を従来どおり会計監査のみに限局し、それ以外の業務監査には及ばないものとした」とし、監査役及び会計監査人の位置づけを行っている。しかしながら、この商法監査の監査技術・監査手続等監査水準に関しては、証券取引法監査との比較関連において、両監査の目的が建前は異なるものの機能的に関連するので（監査役監査が有効に機能しないため）会計監査人監査がとり入れられた旨述べられているだけであり、証券取引法監査の監査水準（又は監査手続の範囲・質）と同じは否かは、商法規定の側面からは明らかでない。

三、中小企業における経理・会計処理の実態

中小企業における経理等の処理の実態はどのようなものであろうか。たとえば、粉飾という特殊なケースをとりあげたとき、大企業と中小企業とでは方法が異なるものであろうか。監査の前提となる受入体制（内部統制の整備状況及び監査に対する理解度・協力度合）や、粉飾の実際の事例等から中小企業のかかえる監査受入に対する問題点を考えてみたい。ただ、これらに関するデータが極めて入手困難なため、あくまでも限られた資料に基づくものであることを予めお断りしておきたい。

(1)　中小企業の監査の受入体制

まず、「簡易監査」の対象となる中小企業の受入体制は出来ているのであろうか。監査可能性の前提となるその経理処理及び内部統制組織の状況については、先に企業会計審議会特別部会が「小規模会社に対する外部監査にかかる実態調査報告」を出しているので、これに沿って考察していきたい。

まず、「調査報告」で指摘された状況を整理すると以下のようになる。

(ｲ)　経理処理の状況

①　会社の規模が小さいほど悪く、大きいほど良好な項目

㋑記帳にかかる証憑書類の整備、㋺経理規程の存在、予算統制、月次決算の実施、㋩売上・購買に関する証憑書類の整備、㋥実地棚卸のみでなく、帳簿棚卸との照合実施、㋭充分な額の引当金の継続的計上

②　規模の大小に関係なく良好な項目

㋑主要な会計帳簿の整備及び月次試算表の作成、㋺公正妥当な会計基準による収益・費用の計上、㋩実地棚卸の実施、㋥固定資産の適正な減価償却の実施

③　規模別では不明であるが比較的良好なもの

㋑売掛金の残高確認

(ﾛ)　内部統制組織の状況

①　規模が小さいほど悪く、大きいほど良好な項目

㋑重要書類及び手形・小切手の一定の方式による管理

②　規模別では不明であるが問題の多い項目

㋑代表取締役一族の持株比率の実質五〇％超、㋺監査役による計算書類のチェック未実行及び監査役の取締役会への不出席、㋩権限の委譲等についての規程の不存在、㋥会計記帳の担当者の現金出納及び債権・債務の管理の兼務、㋭従業員の職務のローテーションの不実施

次にこの原因を考えてみたい。経理処理の状況は、全般的に悪くないと思われるが、これは基本的に税法の要請をうけているためであると考えられる。加えて、会計事務所の指導による効果もあるのであろう。これに対して、内部統制組織の状況は、全般的に悪い。この理由としては、会社の規模が小さいために従業員数そのものが少ないことと、全体的には収益力が少なく人員の余力がないこと、更には経営者の内部統制組織の重要性に対する認識の遅れ等があるものと思われる。とすれば、経理処理の状況が比較的良好というものの、税務の重要性が相対的に後退したら（たとえば、資金繰りが苦しくなり、資金調達が第一優先となったら）これらの状況は簡単に一変しうると考えられる。この点から見て、今回の「調査報告」による限り、中小企業の監査の受入体制は、経理処理、内部統制組織の両面とも不十分と考えられる。加うるに、監査に対する経営者の認識のズレによる監査への非協力ということも併せて考えると、どのような形であったとしても、いわゆる監査制度の導入には相当の困難が予想されよう。

五、中小企業に相応しい監査方法

(1)　中小企業に於いて計算書類等の監査が果たしうる役割

前項で実効ある監査の制度の典型として、大会社に対するいわゆる正規の監査について見たが、この正規の監査は果たして中小企業や、中小企業の債権者に役立ちうるものであろうか。これを次に考えてみたい。

そもそも中小企業において計算書類の監査は、実際、どう役に立つのかを利用者という観点から見てみたい。すなわち二口に債権者保護といっても、中小企業にとっての債権者は、第一には金融機関であり、あるいは企業間信用というかたちで生じる取引先であり、次に租税債権、労働債権といった関係となると考えられる。では、これらの債権者は、監査を受けた計算書類からどれだけメリットが得られるであろうか。まず金融機関は、基本的には有担保、第三者保証といった形で債権を保全しており、取引口座を通しての仕振りを見ている訳であるから、監査ありということが、さしたる影響を与えるとは思われない。次に取引先であるが、これは年一回の計算書類であっても、損益計算書と貸借対照表を毎期継続して見ることにより、その会社の収益力や財務体質の傾向を把握することができ、この点では確かにメリットはあろうが、企業間取引は原則として月次で発生し、債権回収のタイミングもそれに合わせて行われるのであり、年一回の計算書類の開示では取引先にさほど影響があると思われない。ただ会社規模が大きくなれば、それ相応に債権者数も多くなるし、又財務数値も比較的安定し、年一回の財務情報でも、それなりに、債権者に役立つものとなってくると思われる。従って規模等対象となる中小会社の現状を慎重に見定めた、実情に合った監査制度であれば、債権者及び株主の利害調整、その他投資家のための判断資料として役立ちうるものと思われる。

(2)　いわゆる簡易監査とか「調査」に何が期待出来るか　簡易監査の構想とその問題点

さて、中小企業にとっての監査意見付財務諸表の役立ちの程度が以上の通りであるとするならば、現在提案されようとしている改正案に盛り込まれている「簡易監査」ないし「調査」は、中小企業にとり意味あるものであろうか。以下で簡易監査の基本的考え方を見た後、それのもつ重大な問題点を指摘することとしたい。

(ｲ)　簡易監査の基本的考え方とねらい

現在提案されようとしている改正案における「簡易監査」導入のねらいは、立法担当者の解説によれば、①有限責任の合理性を主張するには、計算の明確、適正を前提とする必要がある。②計算の適正を確保するために最も直接的かつ有効と考えられるのが、会社の計算の開示とその前提としての計算に対する第三者による監査である。③しかし、中小会社では商法特例法による監査対象である大会社と異なり、一般的に内部統制組織が弱く、精査を行うことも現実的でない。④従って中小企業の負担力を考えて精度は少し落ちてもコストのかからない、より簡易な監査手法が要求される。⑤この場合、公認会計士だけでは監査人としては人数が不足するから他の職業会計人も監査人の対象とする、というものである。

(ﾛ)　簡易監査の問題点

簡易監査の趣旨が上記のようであるとするならば、以下の点に問題があるといえよう。

(a)　限定監査という意味での簡易監査であれば、限定方法として、①監査対象となる項目を限定する、②監査手続を限定する、③監査意見を限定する、といった方法があるが、これら限定監査は、債権者保護を目的とした場合、役に立つのであろうか。

まず①については、粉飾しようとする場合は、発見されないことが目的達成の第一であることを考えると、監査対象項目が限定されたら、対象外の項目で粉飾を行おうとするであろうから、監査としては有効でない。②については、監査証拠の入手不足のまま監査意見を述べる形になる訳だから、もし仮に実査・立会・確認といった監査技術を使わずに、単なる会社経営者自身の確認書という宣誓書で間に合わせようとするならば、貸借対照表上の最も重要な部分である流動資産の主要部分（現金・預金・受取手形・売掛金・原材料・製品・商品等）の検証について決め手を欠いた監査になる。これでは余りにも形式だけの監査と言わざるを得ないであろう。③については、いずれにせよ、コストのかからない簡易監査という趣旨からすれば、監査意見限定の根拠は①、②に含まれる形になるから、この問題点も、①、②と同じことになる。四、(1)でも述べたように、監査手続は、最低限の基準としては意味をもつが、一体、免責基準としての意味があるのであろうか。

(b)　次に、監査精度を下げる、つまり、適正（適法）意見があるにもかかわらず、結果的には不正（不法）であったという、「誤診」を生じさせない監査制度の正確度を下げる形での「簡易監査」制度というものは可能だろうか。少なくとも現行の監査役監査制度は監査人の平均的な監査技術レベルで考えれば、監査精度はかなり低いと言わざるを得ない。従って、簡易監査制度を監査役監査制度よりも信頼感があって、正規の監査制度ほどまではいかない中間的な制度として考えるのであれば、このような精度を下げるという意味での「簡易監査」という考え方も議論としては成り立つと思われる。そうした場合、では、監査手続の禁止事項も免責事項もない場合において監査精度は何によって維持されるのか。結局のところは、それは職業監査人としての「正当な注意義務」である。これは裏から、注意義務違反、任務懈怠といった形で責任が問われるということによって支えられている訳である。それでは、抽象的な「正当な注意義務並びに裏からの問責」の程度を下げることによって、簡易な監査は成り立つであろうか。答は否である。理念としてはありうるが、仮に監査人に公認会計士がなった場合に、正規の監査の場合における「正当な注意」よりも低い程度の注意を払うということになるであろうか。それは、技術、経験と不可分のために出来ないと思われる。また第三者がそれと区別して認識は出来ないであろう。

(c)　監査人の独立の保持は、監査制度が効果的に機能するかどうかの大きなポイントである。監査役監査がうまく機能しない原因は、監査技術の不足ということに加えてこの点も非常に大きい。監査制度の信頼度は粉飾の発生時に確実に、粉飾のある旨を明確に監査意見として表明するか否かにかかっている。粉飾の疑いのある時の監査人と被監査会社との対決は、税務調査の時よりは、はるかにシビアなものになるであろう。なんとなれば、粉飾の事実が公表されれば、まず金融機関の取引は途絶えてくるし、それにより急激に倒産の可能性が強まる訳である。一つの会社と社員及びその家族がつぶれるのを、監査人は、自分の手でその引き金を引かざるを得ぬかも知れぬという状況に立ち至る訳である。当然、会社は監査資料を出し渋り、あるいは言をかえて、対抗することが考えられるが、あるいは、監査人を抱き込む形で見過すことを要求することも十分に有りうる。ここで監査人の精神的独立性が問われる訳である。例えば、仮に毎月会計顧問などで、会社の苦しい状況を見ながら、税務・会計の指導をして来た者が、監査の時点で監査人の立場で、筋を通せるであろうか。人にもよるであろうが、現実の問題としては非常に困難が伴なおう。力関係の問題になるからである。証券取引法監査においても、個人事業形態の公認会計士よりも監査法人が主流になっている（国の指導もそうなっている）のは、組織的監査を可能にするという点の他に、やはり監査人の独立性確保という点が重視されているためと思われる。この点から見て、「簡易監査」構想における監査人の独立性維持は非常に困難な面を持ち、監査制度としては大きな問題である。

(d)　監査受入側である会社の受入体制に問題はないか。

先の「三(1)中小企業の監査の受入体制」で述べた通り、会社規模が小さいほど内部統制組織の状況は悪く、適用対象範囲としても問題がある。

(e)　監査意見付財務諸表（計算書類）の利用の目的からみて（限定）監査対象会社の範囲に問題はないか。

「五(1)中小企業において計算書類等の監査が果たしうる役割」で見てきたように、監査意見や財務諸表の利用価値は、会社の規模が大きくなるほど高まるが、小規模のうちは利用価値も限定される。もともと企業の体力も無い訳であ

（五頁へ続く）

（四頁より続く）

るから、今、好調と思っていたら、アッと言う間に左前になってしまう（逆もあり）ということが日常茶飯事の中で、年一回の監査意見付財務諸表は、それほど頼りにならぬであろう。債権者保護という目的のために監査意見付財務諸表に過大な期待を寄せることは適当でない。

(3) 中小企業に相応しい監査方法

以上「簡易監査」制度について問題点の指摘という形で批判してきたが、ここで、これに代わる新しい監査制度を提案したい。提案の骨子は次の通りである。

① 監査項目・監査手続・監査意見等の監査実施上の基準の簡易化は、制度としての監査としては意味がない。この点で正規の監査と異ならない。

② 監査人の専門的能力・実務経験は正当な注意義務の程度との関係からして、正規の監査における監査人と同程度でなければならない。

③ 監査制度の実効性の軸は監査人の精神的独立性・公正不偏の態度にあると考えるので、監査人は、その職業法規において利害関係の規制に関し、公認会計士法並みの規制を受けるべきである。日本のようなムラ社会的な利害関係を有する国において、米国における監査人の利害関係規定のようなゆるい規制をしても有効とは思われない。

④ 監査人の責任は②③の関係から正規の監査の場合にならう。

⑤ 監査対象の財務諸表作成の根拠となる会計基準は、ある程度簡素化する。例えば、ⓐ継続性の原則の例外を認め、正当でない理由でも会計処理の変更を認める。ⓑ減価償却不足を七〇%とか八〇%というように一定割合まで認める。ⓒ退職給与引当金等の引当金繰入額について、一定割合まで繰入不足を認める。ⓓその他、会計処理の基準に一定の幅を持つことをある程度の項目について認める。

⑥ 財務諸表の表示方法は、簡素化し要約財務諸表とする。

⑦ 内部統制組織の不備等で監査実施不可能な場合は、一定の（例えば最高五年）指導期間を設ける。その期間中は監査意見に代えて、その旨を財務諸表に添えて述べる。

⑧ 監査意見の利用度と監査受入可能性から、監査対象会社の範囲は、改正試案における資本金三、〇〇〇万円超、負債総額三億円以上の基準は低すぎるので、大幅に引上げる。

最後に現在提案されようとしている改正案は、中小企業を対象にはしているが、中小企業のために作られているようには見えない。債権者を保護し、権利の濫用を規制するとはいうものの、かくまで「監査」を強力に導入しなければならないものであろうか。導入困難な状況に「意味の薄い監査」を無理矢理導入しようとすれば歪みが生じるのは当然である。結局、中小企業にとって監査受入による様々な業務・費用負担増ばかりが残ることになるであろう。

第六章　取締役等の責任強化について

三、改正案の検討

(1) 改正の方向

現在検討が進められている改正案においては取締役の責任強化として次のような内容が盛り込まれようとしている。すなわち第一に「計算の公開がされていない会社において、会社債権者は、その債権の弁済を受けられなかったことにより損害を受けたときは、取締役に対し、その損害の賠償を請求することができる」とするものである。もっとも「取締役において、計算の公開がされなかったことによってその損害が生じたものでないこと又は計算の公開がされなかったことにつき注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない」ものとされている。

㊟ 計算の公開がされていない会社とは、計算書類を登記所に提出していない会社をいう。

第二に、上記のことは、「会計監査人の監査又は会計専門家の調査を受けていない会社に準用」される。ここでも、「取締役において、計算に虚偽があったとしてもそれによって損害が生じたものでないこと又は計算の適正につき注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない」ことになる。

この改正案の背景となっている基本的な考え方は、昭和五十九年に法務省により公表された「問題点」に関する担当参事官の次の発言によってうかがうことができる。すなわち、「一般的に、社員有限責任を認めるための基礎条件は、……相当の責任財産があるということ、それは最低資本金制度につながるのですが、それと……計算の明確・適正が図られていることの、二つではないかと考えているわけです。しかし現実問題として……そのいずれについても完全な程度にまで基準を引上げることは無理なわけですが、その場合において、なおそれをクリアしていない会社について、有限責任を完全な形で認めていいのかどうかという問題意識があるのです」（座談会「大小会社区分立法等の問題点について(4)」（稲葉威雄発言）商事法務一〇二六号一八一頁）というものである。

この改正案の基本的な考え方によると、社員有限責任を認めるための基礎的条件として、最低資本金と計算の公開・適正が必要であるが、債権者保護のため充分とはいえないので、これを補うため取締役の責任を図ろうということになる。

(2) 計算の公開がされていない会社（以下「非公開会社」という）について

(イ) 規定の構造

現在提案されようとしている改正案においての取締役の責任は、その計算の公開義務に対応するものである。計算の公開義務については、提案されようとしている案では、「a、株式会社は、定時総会終了後、貸借対照表及び損益計算書を商業登記所に提出し、登記所でこれらの書類を公開する。

b、有限会社は、定時総会終了後、貸借対照表を商業登記所に提出し、登記所で公開する。ただし、一定の基準に該当する有限会社にあっては、損益計算書をも提出する」として、すべての株式会社及び有限会社についても計算書類の公開を義務づけようとしている。従ってこの義務に違反した会社及びその取締役が何らかの制裁を受けるという規定自体は不当なものではない。問題なのは、それが、現行法のような過料（秩序罰）ではなく、対第三者責任たる民事責任という点である。すなわち、改正案のように取締役と第三者たる債権者に対する債権の弁済義務とを結びつけるためには、少なくとも一般に、計算書類の非公開という事実が会社の債務不履行と結びつくという社会的事実がなければならないが、このようなことがいえるかどうか疑問である。いいかえれば、通常、会社と取引する相手が取引契約をする前に計算書類をみて取引をするかどうかの意思決定をする、という事実が社会的に認められていなければならないが、果たしてこのようなことがいえるかどうか問題であろう。むしろ現実には、会社と取引をする相手方は、特に中小企業者間の取引においては、その取引をするか否かの決定にあたっては、計算書類にあまり関心をよせず、その相手方企業の経営者の個人的信用、人柄などにむしろ重大な関心をよせるという事実も指摘されているからである。すなわち中小企業者の債権者にとっては、計算書類の公開は、次のような制約があることが指摘されている。

第一に、公開される計算書類は過去の経営成果を表わす資料であるが、それによって会社の将来の信用度を予測し得る可能性は、経営体質の弱い中小会社においてはかなり制約される。外部要因等の影響により、前決算期以後会社の財務内容が急激に悪化することが少なくないからである。

第二に、中小会社の信用力を判断する場合は、会社の経営実体を構成する人・物・かねの三要素及び外部環境との関連についての検討が重要であり、財務分析はそのような経営実体の検討と併せて行うことにより、はじめて意義あるものとなる。

第三に、仮に会計専門家の調査等が行われても、広範な中小会社に関し粉飾や簿外処理を厳格にチェックすることは事実上困難であり、期待される機能は経営指導程度にとどまらざるをえないものと考えられる。

以上の理由により、中小会社に関しては、公開された計算内容について、それだけを対象として財務分析を行っても、会社の信用力判断にさしたる効果があるとは考えられない。

次に債権者のタイプごとにみると、個人債権者―前払いによる割賦販売の利用者や宅地建物の購入契約者―の場合は、債務者について法定された営業保証金の制度や行政監督があり、計算公開を利用する余地は少ない。金融機関や大企業である親会社の場合は直接信用調査を行うであろう。

また中小会社に販売信用を提供する取引先債権者の場合、わが国では市場取引ではなく、下請等の継続的な顧客関係が中心となるので、既往の取引振りや、債務者に対する発注企業の動向、系列の動きなど業界筋の情報が信用判断に際しては財務分析より有効と考えられている。

以上のように中小会社の計算公開については、信用情報としての利用価値に大きな制約があり、大会社の場合のように、それなくして与信は成立しないという状況とは程遠いのが実態であると考えられる。

(ロ) 責任の主体

現在提案されようとしている改正案によれば、「計算が公開されていない会社」において、会社債権者は「取締役」に対し、その債権について損害賠償責任を追求できるのであるから、その責任を負うのは、非公開会社の取締役全員である。しかし、非公開会社とは「計算書類を登記所に提出していない会社」とされているから、そのような会社の取締役である限り、その取締役が公開について責任及び権限を有しているか否かにかかわりなく、損害賠償責任を負うこととなる。すなわち、計算書類の作成、公開は、取締役の業務執行についての範囲内の行為であるが、その非公開の事実が確定し、非公開会社となることが決定するのは、常に後の営業年度である。従って非公開会社の取締役として、債権者の取引の相手方となるのは、その公開について責任を負う取締役とは必ずしも一致しないのである。すなわち取締役がその業務執行について責任を負う期間と、その公開がなされる時期とは必ずしも一致しないにもかかわらず、その責任を追求できる債権者は、取引の相手方たる会社が非公開会社でありさえすればよいため、複雑な問題を生ずることとなった。つまり、計算書類を作成し、かつ、これを公開すべき義務を負うのは、原則として、その決算期及びその翌期の三ヶ月以内、すなわちその決算書類を決議もしくは報告すべき株主総会まで存在する取締役（商法第二八三条等）である（以下「決算期の取締役」という）。これに対し会社債権者が決算書類を登記所で閲覧し、これに基づいて債権、債務契約を行うべき相手方となる会社の取締役は、決算期以後の取締役である（以下「決算期以後の取締役」という）。

(3) 計算は公開されているが、会計監査人の監査又は会計専門家の調査等を受けていない会社（以下「監査等を受けない会社」という）について

監査等を受けない会社についても、改正の方向では、取締役は会社債権者に対して債権の弁済について責任を負うこととしている。しかしこれについても、法律上次のような問題がある。

(イ) 規定の構造

一般に取締役が何らかの責任を負うためには、その前提として何らかの義務がなければならないが、この場合は一方で監査等を受ける義務を免除しておきながら、責任だけを課すのは著しく不当である。

(ロ) 但書

但書においても因果関係、もしくは、注意義務を尽したこと、のいずれかを立証するときは免責する旨を定めているが、この点についての立証も(2)で述べたと同じ理由で事実上不可能であろう。まず、因果関係についても「計算に虚偽があったとしてもそれによって損害が生じたものでないこと」という事実の立証は、(2)と同じく「ないこと」の立証はそれが不法行為債権等取引行為以外の債権の場合を除いてはまず不可能であるところから無理である。逆にこれが簡単に立証されるようでは、この規定を設けた意味はほとんどなくなることとなる。さらに、「注意を怠らなかったこと」についても、その計算書類に虚偽があれば、事実上立証は不可能と思われる。

(ハ) 現行法との不均衡

改正案によれば、計算が公開されていても、それが監査等を受けていないという理由だけで責任を負うこととなる。すなわち、その計算書類が真実なものであっても、何ら責任が軽減されるわけではない。ただ前述のようにそれについて、「因果関係の不存在」「注意義務の履行」を立証したときにのみ免責されるのであって、この免責要件も(2)で述べたように事実上立証不可能であると考えると、取締役の責任は著しく重くなる。しかしこのことは、監査等を受けている会社と著しく均衡を欠くものである。すなわち、監査等を受けている会社においては、その会計監査人、監査役、取締役等が、その作成、あるいは監査した計算書類等について責任を負うのは、それが、記載すべき「重要ナル事項」について「虚偽」の記載等をした場合に限られるのである（商法第二六六条の三第二項、第二八〇第二項、商法特例法第一〇条。すなわち監査等を受けた会社においては、すべての計算書類の記載についてではなく、「重要ナル事項」についてのみ、しかも「虚偽」の記載をした場合だけ、責任を問われるのであり、それが真実な場合には、何らの責任も問われないのである。何故に、監査を受けない会社の取締役は、その計算書類のすべてについて、しかもそれが真実であったとしても、このような広い責任を負わなければならないのか疑問である（但書の立証の困難さは既述のとおりである）。

同様の問題は、現行の証券取引法との比較からもいえる。すなわち改正案と類似の規定は、証券取引法にもある。同法第一七条、第一八条、第二一条、第二四条の四などであるが、そこでは一定の届出書類の記載内容が不実であるときに、書類作成等に責任を負わせており、ここでも立証責任が転換されている。この場合は、有価証券の発行、流通等について、その情報開示がなければ、投資家が投資判断をすることができないという意味で、開示と責任に必然的な関係があると思われる。しかもその責任の要件は、いずれも「重要な事項」等及び「虚偽の事実」等のしぼりがかけられ、無限に責任が拡大されないように歯止めが設けられている点において、改正案とは相当異なっている。

第八章　中小企業の活力維持と安定的発展のために望ましい立法措置

二、簡素化と責任の強化

今回の商法改正の主目的である大小会社の区分立法のねらいは、先に述べた前回法改正時の国会における附帯決議にあるように、第一義的には中小会社の実体に即した制度の簡素合理化を目指すという点にあるのであって、有限会社の監用に対する会社債権者の保護のための規制強化はあくまでも第二義的なものと考えるべきである。

この意味で今回の商法改正をめぐる議論が、一昨年の問題提起以来、この別個の問題を相互の関連を強調し、これら二つがあたかも一体不可分のもののごとく取扱ってきたことは大きな問題であると考えられる。

勿論、会社債権者保護の強化も重要な問題であるが、中小会社の実体に即した法制度の簡素合理化とは本来異なる基盤に立って検討されるべき問題であって、簡素合理化を認める代わりに中小会社の責任を強化するという関係に立つものではないはずである。

簡素合理化の見返りに規制強化を行うというような論者をパッケージにした議論は中小企業にとっては極めて理解し難いものと受けとられよう。

現在検討が進められている簡素合理化の内容はあくまでも中小企業にとっては「そうなれば望ましい。」という程度のものであって、たとえば法改正が行われなくても、我が国中小企業は実体上「現行法でそれなりに対応していくことができる。」ことは明らかであるのに対し、新たな規制強化の方向は、前各章で述べられてきたように、その主要なもののみに限ってみても、我が国中小企業にとっては極めて厳しいものとなっており、これによって中小企業が受ける影響は、簡素合理化によって得られる利益とは比較にならない程度に大きいと言えよう。

今後の商法改正に対する対応を考えるに当たっては、この点を十分念頭に置いて、真に我が国中小企業のためになる改正の方向に導いていくことが必要であろう。

なお、現在提案されようとしている簡素合理化案の中には、たとえば発起人の員数（株式会社について現行七人を一人に、有限会社について現行二人を一人に、それぞれ減少させることが検討されている。）のように、会社のもつ社団性との関係や個人と法人との境界問題等において慎重な対応を要するものも含まれており、簡素合理化の内容についても引き続き慎重な検討が必要であろう。



白墨なら　よくかけて　よくきえる　きぬごし製
天神白墨
各種黒板・ラーフル・ねんど・石膏製造販売
天神白墨本舗　JIS表示許可工場
日本白墨工業株式会社
本　社　〒124 東京都葛飾区西亀有2-15-17　TEL 03(601)6271(代)
工　場
営業本部　〒341 埼玉県三郷市泉13　TEL 0489(53)1537(代)
工作用ねん土、各種好評をいただいてよく売れております。ご拡売おねがいします。

歴史考察

徳川家臣団
南光坊天海・金地院崇伝（下）

7　善玉の役割の南光坊天海

前述したように、崇伝は悪役に徹して行動し、天海は善玉に徹した。既に述べたごとく、家康は立法の緩急を主張しており、初めを厳にして、あとを緩やかにということを配慮している。この場合、その初めの法の峻急さにおける勇み足に歯どめをかけ、冷厳なる法に血の温情を注ぐという緩やかさを受けおったのが天海だった。

彼はしばしば罪人の赦免や減刑などを家康にとりなした。つまり厳しい罪を科しておいて、それ相当の貢献を持った〝とりなし役〟の活躍で赦免ないし減刑すれば、初めから軽い刑を宣告するよりはるかに当人に威嚇と恩恵を感じさせる効果を狙ったのである。天海は当人には感謝されるし、幕府からはその意味でなくてはならない存在であり、幸運な役廻りであった。それも天海の高い人徳の然らしめたものであろうが、彼はそれなりに機智に富み、心くばりがゆきとどいていて、家康や秀忠に信任される所以があった。

たとえばこんなことがある。家康はよく天海を鷹狩りに誘った。その折天海はきまって四つ時（午前十時）に出かけるのがよろしいでしょうと進言する。

「いかなる日でも四つ時がよいのか、悪い日もありえないか」

と家康が聞くと、

「合戦なら日の吉凶や方角も顧慮しなければなりませぬが、今や天下太平の世なれば、狩りも遊び、日の好し悪しは無用でござる。また、時刻があまり早くても遅くても供の者は迷惑します。四つ時くらいがよろしいのです」

と答えている。家康は「なるほど」と感じ入ったと伝えられる。

また、家光の時代に、家光の柿を食うお相伴をした。食後天海はその種を懐に入れた。

「これ坊、柿の種を何とする？」

「わが庭に植えるのでござる」

「百歳にもなるご老体のほどに実の成ることを期待しようとてか」

家光は思わず笑ってしまった。

「天下人は気短かではなりませぬぞ」と天海はニコリともせず退出した。何年かして天海は大きな柿を江戸城に持参し家光に献じた。

「ほう、どこぞの柿じゃ」

家光は柿の種の件はすっかり忘れていた。

「先年拝受いたしました柿の種がかくも見事に生長いたしました」

と、じっと家光の顔を見る天海に、将軍家光は大いに感ずるところがあったとも伝えられている。

8　鶴の一声で〝東照大権現〟に

天海の黒衣の宰相同志が、元和二年（一六一六）の家康の死後真向から対立して、秀忠をはじめ側近達を困らせたことは有名である。

家康は遺言によって「神」として祭られることになったが、神葬ならば神祇官の吉田流唯一神道によって「明神」号が当然とする崇伝と、山王一実神道（神仏習合神道）によって「権現」号を贈るべきとする天海と厳しく論争したのである。崇伝をはじめ神龍院梵舜、本多正純も京の公家も「山王一実神道などとは大御所さまご在世中から聞いたこともない、大御所さまが死に臨んで希望されたなどとはウソだ」と反対したが、天海は頑固に固執し、みなあきれた。

当時八十歳にもなる老天海の執念にへきえきした将軍秀忠が、「なぜ明神なら悪く、権現なら良いのか、存念を申されねばことは解決しないではないか」

と再三天海に訊ねた。天海はそれに容易に答えなかった。ほとほとその頑固さに手を焼いた秀忠が「ご坊、これが最後ぞ」と言うと「明神は悪い。豊国大明神をご覧じなされ」とズバリと言った。

豊臣氏の悲惨な滅亡からまだ一年も経っていない、豊国神社も取り壊されている――そんな不吉な神号は罷りならぬということになって、論争にピタリとピリオドが打たれた。明神説を打破すべき切札の見事さ、八十老翁の機智は心憎いばかりである。そこで幕府首脳部は、家康の神号を「大権現」と決定し、朝廷に奏請して、「東照大権現」が本決まりとなった。

この神号奏請のために上洛した天海は、七月二十七日、大僧上に任ぜられた。これは名宗の最高の僧階であり、天海は僧侶における大納言に匹敵する実に最高位に達したのである。

元和九年（一六二三）に大御所となった秀忠は、将軍家光と諮り上野の寛永寺を起工させ、仙波喜多院の山号〈東叡山〉を移し、境内に東照大権現の社殿を造営させた。寛永寺は増上寺とともに徳川家の菩提寺となった。

9　大長寿の秘訣

天海には、長寿の秘訣を教えた次の歌がある。

気は長く、勤めは堅く、色うすく、食ほそうして、心ひろかれ
長命は　粗食　正直　日湯　陀羅尼　をりをりご下風　あそばさるべし

前半は説明するまでもない人倫の哲理であり、後半は思わず微笑をさそう含蓄に富んでいる。長命の極意は、粗食をし、あとでくよくよしないよう正直に生き、毎日風呂に入り、お経を読み、時々は誰にも遠慮せずにおならをすることだと言っている。ここには「黒衣の宰相」などと称された要領のよい暗い印象はなく、百歳を優に越える長寿の所以も感得することができ、しかも飄々逸々たる人生の達人の面目が躍如としている。

そういえば、天海は同時代の中国の進歩的思想家李卓吾に私淑していたといわれる。今日、日光の慈眼堂や叡山文庫に「天海蔵」と呼ばれて保存されている天海の旧蔵書中には、中国の小説が多く、中にはおよそ天海には不釣合いな「金瓶梅」などの艶書もあるという。季卓吾は、「水滸伝」や「西廂記」等の小説・戯曲を「論語」や「孟子」に勝るとも劣らない「天下の至文」とまで評価した人物であり、天海の蔵書もその影響であろうといわれている。

寛永九年（一六三二）正月二十四日に、秀忠は五十四歳で死に、家光は寛永十一年（一六三四）に日光の東照社（東照宮と称するようになるのは家光晩年に近い一六四五年の正保二年）の大規模造営を行った。寛永十二年五月、百歳の天海は日光山に登って東照社の仮殿遷宮の儀を奉修した。次いで寛永二十年（一六四三）四月、日光山相輪檮の立柱式が行われ、五月二十八日のその慶讃供養の日、百八歳の天海が、日光山に登って法要をとりしきった。これが天海の日光山における仕事納めとなり七月十四日の朝病いに伏した。

家光は自身何度か上野の御本坊に見舞ったが、十月一日夜「われ帰寂の期は明日に迫りぬ」と高弟達に告げ、翌二日静かに瞑目した。

天海の入滅後、承応三年（一六五四・四代家綱）、守澄法親王が東叡山第三世の住職となり輪王寺宮と号して比叡山・東叡山・日光山の三山を管領、天台一宗を統摂するに至る。（税理士　今村秀夫）

銘語録

面白き　こともなき世を　おもしろく
住みなすものは　心なりけり
高杉　晋作

天下衆知のように高杉晋作は、明治維新の志士として活躍し、惜しまれながら若くして逝ってしまった。冒頭の歌は晋作が辞世の句を苦吟していて「面白き　こともなき世を　おもしろく」までできたが下の句ができないのを、臨終にのぞんで看病していた野村望東尼が「住みなすものは心なりけり」とつけたと言われている。

晋作は長州にあって藩論が佐幕に固まりつつあるとき、孤立無援の中をひとりで武力蜂起し、それがきっかけで倒幕派が長州で勢をえて政権をとり、遂には日本の王政復古の大号令となったのである。その人が「面白きこともなき世を」と歌ったのは意味のあることで、良寛が好んで書いたという「君看よ双眸の色、語らざれば憂無きに似たり」という詩の如く、他人からは聞いてみなければ真の苦しみ悩みは分らないというのが、本当ではなかろうか。

般若心経の中に「顚倒」という言葉がでてくるが、これは凡夫の四顚倒と言って常、楽、我、掌が存在していると感違いして、この世が無常、苦、無我垢であることを知らないとしている。すなわち、この世は常に変化し、人間はいつも苦しみ悩みをもっているのが真実であることを忘れているということである。晋作ほどの人でも、この世の苦しみをうけて「面白きこともなき世を」と歌い、最後にそれを面白くしていくのは人間の心しかないと悟った。

この頃「大連―空百の六百日」という分厚い本がでた。それを読んでいて終戦後一年半、私は日本から目と鼻の先のような植民地の関東州大連からソ連占領下にあって帰るに帰られず、同胞二十万人とともに望郷と飢えと寒さに震えた日々を思いだし身につまされ、胸にこみあげるものを感じた。

しかし一面、当時十六、七才という若さのせいか、どうやって生きてきたかどうしても思い出せない部分があり、しかも苦しかったというよりは、懐しい思いのみが大連には残っている。まことに「住みなすものは心なりけり」で、どんなときでも、心さえしっかりしていれば生きぬくことはできると感じる。

〈鍾馗〉

税の歴史から
貨幣の話（その一）
〈58〉

ここで税金と密接な関係にあるので、貨幣が伝えられ、それぞれ貨幣について考察してみよう。

わが国で物々交換に多く使われたのは稲、矢の根、麻布、砂鉄、銅などでもうになって行った。

中国ではその後、農具のすきの形をした布貨とか魚幣とかが作られたが、戦国時代に入って斉の刀銭、楚の蟻鼻銭、魏の環銭、秦の布銭などが流通し、秦する漢字の扁やつくり等に貝の始皇帝以降は新の一時期を除が多く使われている。子安貝をいて円形の貨幣が発行されるよ真似て石、骨、泥、銅などでも同じ形のものが作られている。

一方ギリシャは円形の貨幣ではあるが真中に穴はなく、中国のが文字をしるしているのに対かは判らないが、金と銀との自して、都市の守護神等が彫刻を然合金であるエレクトルム（琥そのまま貨幣にした様な芸術的珀金）の一定の目方にした塊をな表現でしるされている。かつて使われていたので、経済に関鉄製の型の間に挟み、上から鎚で打ち、世界最初の国家保証の印が刻まれた貨幣がエーゲ海に面したリディア王国に紀元前六百年頃作られた。

これは世界最初の貴金属によるる貨幣であるとともに西欧におけるとほとんど同じデザインであった。ペルシャ帝国はダリウス一世をはじめ皇帝の肖像を貨幣にされ、表面には獅子の頭が浮彫りされ、リスタテールの貨幣はきさんでいるが、ギリシャは神トルコ共和国のアナトリア文明像ばかりでマケドニア王国のフ博物館に秘蔵されているが、ィリップ二世が自らの肖像を貨スタテールの貨幣は我が国にも幣にしたのがその地方での入っている。リスタテールの貨最初である。貨幣に大量に彫刻幣には獅子と対峙する形で牛の頭も刻まれている。

各地の資料館は日本の貨幣を中心に集めているのでリディアる事ができる。

今年秋発行される金貨に今上王国の貨幣を展示している所は天皇の肖像をという声もあった日本銀行の貨幣博物館のみであるが、ここのも羽のある猪の紋様のようなのでリディア王国の匠になってしまったのは、歴史隣りにあったイオニアの金貨でを伝えるという点からは惜しまはないかと思われる。れる、東洋的な伝統をふまえての判断だったのである。

古代エーゲ海の島々の住民もギリシャの都市国家群も交易無しには生活の維持が困難だった

（公認会計士・税理士　岸本勝次）

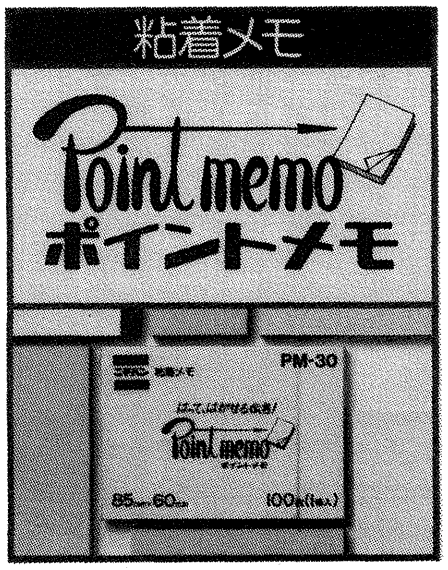

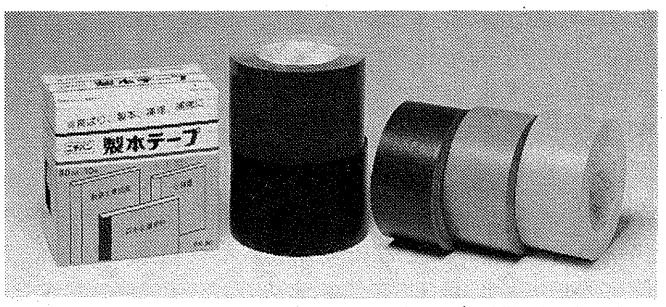

製本テープ
（ペーパークロス）

ニチバンの製本テープは仕様書や文書などの簡易製本、本やノートの補強・補修に便利な新製品です。耐候性耐老化性にすぐれた粘着剤を使用していますので長期間変質しません。

品番	サイズ	中箱	価格
BK-35	35mm×10m	10コ	600円
BK-50	50mm×10m	10コ	800円

●色＝黒・赤・紺・黄・緑・空・茶・白

粘着メモ Point memo ポイントメモ

情報化時代の有能なアシスタント、ニチバンのポイントメモはさっとメモして、目立つところにペタッ……伝えたいことを確実に伝えます。サイズも豊富で20種類、使いみちはさまざま。オフィスやお店、学校、ご家庭などで幅広くお使いいただけます。

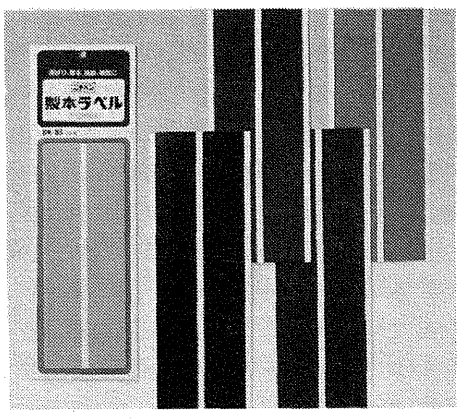

製本ラベル
（ペーパークロス）

製本ラベルは、製本テープを予め一定の長さにカッティングしたシートタイプで、ご家庭など少量使用の方におすすめします。

ニチバン株式会社

本社	〒102 東京都千代田区九段南2丁目2番4号	☎(03)263-0151(大代表)
札幌支店	〒060 札幌市中央区北五条西6-2札通ビル	☎(011)231-2310(代)
仙台支店	〒983 仙台市幸町3-11-3第1小西ビル	☎(0222)97-2155(代)
大宮支店	〒330 大宮市宮原町3-147	☎(0486)66-7495(代)
新潟出張所	〒950 新潟市米山10-8丸信ビル	☎(0252)46-3261(代)
東京支店	〒103 東京都中央区日本橋本町2-2小津ビル	☎(03) 666-3101(代)
千葉出張所	〒260 千葉市新田町137大丸ビル	☎(0472)48-1085(代)
八王子出張所	〒192 八王子市南新町10繊維センタービル	☎(0426)26-7591(代)
横浜支店	〒221 横浜市神奈川区金港町3-3第9大塚ビル	☎(045)453-3151(代)
静岡出張所	〒420 静岡市千代田2-2-13	☎(0542)47-5578(代)
名古屋支店	〒460 名古屋市中区栄5-26-39タカシマ名古屋ビル	☎(052)261-1441(代)
松本出張所	〒399-65 松本市芳野14-10	☎(0263)27-1863(代)
金沢支店	〒920 金沢市問屋町1-93	☎(0762)38-0801(代)
京都支店	〒601 京都市南区唐橋川久保町29大佐ビル	☎(075)681-1781(代)
大阪支店	〒541 大阪市東区道修町2-19-1山口ビル	☎(06) 203-5631(代)
和歌山出張所	〒640 和歌山市太田275川端ビル	☎(0734)72-2002(代)
神戸支店	〒650 神戸市中央区北長狭通4-7-32兵庫県ゴム会館	☎(078)392-1206(代)
広島支店	〒733 広島市西区西観音町9-7なかよしビル	☎(082)291-7497(代)
高松支店	〒760 高松市中央町17-26	☎(0878)61-8661(代)
福岡支店	〒810 福岡市中央区渡辺通2-4-8小学館ビル	☎(092)771-4852(代)
鹿児島出張所	〒890 鹿児島市鴨池1-48-11	☎(0992)57-1942(代)

（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第168号

第一税協

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁……再び「商法・有限会社法改正試案」について——中小企業の立場を考えてみると——
二頁……歴史考察、税の歴史、銘語録

再び「商法・有限会社法改正試案」について
——中小企業の立場を考えてみると——

本紙七月号で計算、公開の中の会計監査人による監査と会計調査人による調査にふれて論じたが、これについての補足と最低資本金、登記所における公開等について若干論じてみたい。

先ず総体的にみて、中小会社、特に小会社が、この改正によってどのような影響をうけるかである。もともと、百何十万社かが個人企業から株式会社、有限会社となって現に社会的に活動している原因は税法にあることは間違いない。法人にすることによる個人事業者よりも税務上、有利であったことが中小会社増加の要因となったわけである。ところが戦後こうして株式会社、有限会社が一般的な形態として増えてくると、法人であれば合名会社、合資会社でも同じ税法上の取り扱いであるのに、いつのまにか合名、合資会社より有限会社が、又有限会社より株式会社がいかにも高級であるというイメージが定着してきた。例えば求人をする場合も、仕入先、販売先を選択するときも株式会社でないと何となく肩見がせまいということになる。

このような状況の中で今回の改正試案が発表されたわけだが、当初の大小会社区分立法と銘うっての小会社のそれにふさわしい立法として、規制を緩和し守りやすくすることを目ざしていたはずである。ところが蓋をあけてみると緩和された部分もあるが、逆に規制が強化されたものも目につく。特に最低資本金問題、取締役の責任強化、登記所における公開、会計調査人による調査等がそれである。やはり法の改正という観点からみるとどうしても、現実よりもよりよいものを追う結果となり理想、正義を貫ぬくことになるのかもしれない。しかしその結果マイナス効果が中小企業の活力を失なわせ、角を矯めて牛を殺すことになっては何もならない。

最低資本金はいくらが良いのか

今回改正の中で最低資本金の問題は中小企業からみると、現在の株式会社三十五万円、有限会社十万円からそれぞれ二千万円、五百万円と試案に示されている案はかなりの影響があると思われる。たしかに資本金は取引先、債権者にたいする会社担保として大きければ大きいにこしたことはない。

だが、中小企業庁の財団法人産業研究所の「商法・有限会社法改正問題と中小企業」の調査報告書でのべているように、最低資本金は会社設立の通行手形と同じで入口のところで幾らにしたらいいかを決めているかにしかすぎないという。本当にそのとおりで会社が設立されて後、企業活動が活発に行われ始めると、資本の大小と倒産による債権者へ及ぼす被害の程度とは全くといっていい程、関係のないものだといえる。現に一般的に資本金の小さい会社ほど金融機関、取引先の信用がないから代表者個人の信用によって会社運営がされ、むしろ代表者の個人の人的、物的保証で社会的責任が全うされているのが実状である。

そのような状況のところで、現に経済活動が何とか行なわれ、社会的貢献がされているものは、例え猶予期間があるとはいえ、株式会社二千万円、有限会社五百万円以上に増資できないものは組織変更して合名、合資会社になるか、これをしないものは解散ということは酷ではないかと思う。又、これにともなう変更登記の手数料、登録免許税、そして資本金壱千万円超による交際費課税の強化、増資資金手当とその利息負担等々。産業構造の変化と競争の激化に耐えながら努力している企業にとって、余分な精力と負担を強いることになる。

さらに増資と組織変更もしないものは解散となり、その上他の登記の申請まで却下するとなると、その会社は勿論、取引先も混乱することになるのではないか。法律を守らないのが悪いといってしまえばそれまでだが、経済の活力を低下させても正義を貫ぬこうということには疑問を感ぜざるをえない。こう考えていくと最低資本金は極端に少ないのはともかく、何とか中小企業が増資できる線で株式会社五百万円、有限会社二百万円位とし、株式会社から有限会社への組織変更の手続を簡素化することを考えるしかない。

登記所における公開は抵抗が強い

従来から、貸借対照表等を日刊新聞又は官報に掲載し公告することを株式会社は義務づけられていた。中小企業はこれを守ることができず全く形骸化されていたし、当事者の企業では、こういう規定があることすら認識していない経営者が多いのが実状である。

試案では大会社以外は新聞の広告義務をはずし、株式会社及び有限会社のうち資本金一億円以上等一定基準以上のものは、貸借対照表、損益計算書を登記所に、会計調査人の調査報告書をうけたものはこれを添付して提出することになる。有限会社の一定基準以下のものは貸借対照表を登記所に提出し公開する。この公開をしていない場合は債権者にたいし取締役は損害賠償責任を加重され、刑事罰についても検討する旨のべられている。

この登記所の公開問題が他の改正、取締役責任強化、最低資本金制度、会計調査人調査より中小企業庁の調査では企業側の抵抗が最も強いとのことである。この中小企業の抵抗が強い意識の底には、会社の代表者は企業の株主すなわちオーナーであると同時に、個人の全財産と信用を提供して会社を運営しているという自覚の上に立っている。そして、同業他社との競争、親会社、得意先よりの受注の際に公開されたものを悪用されはしないかを、おそれているのではないかと思われる。

又、その中小企業との取引はその企業の財務内容が安定しているかを外見的にみてはいるが、それよりも代表者の個人的信用とその会社の扱う商品なりサービスの内容をより重視し判定するのであって、登記所に公開された計算書類の利用による効果より、マイナスの方が大であるということになるのではないかと不安を抱いていると推察される。その上、会計調査人による調査報告書の添付を強制したのでは、費用及び手続負担からいっても中小企業の負担は重く抵抗はますます激しくなることが予見される。

会計調査人調査は中小企業も反対の意向

登記所への貸借対照表等の公開について、この会計調査人による調査が中小企業には受入れ難いとの調査結果が、中央企業庁の調査で発表されている。またこの内容については中小企業団体なりで充分検討されていないのであるが、なんとなく直観的にそう感じているのではないかと思う。

正規の監査にくらべ会計調査人調査は費用の面で少ないとされても、中小企業からみると手続面の煩雑さ、費用負担、そして調査をうけたにしては効果があるとは思えないということである。

特にこの会計調査人が今まで、企業の会計指導、計算書類作成、税務申告書作成をしていた税理士が担当することについては、実際に行ってみると思わぬ抵抗につきあたることになりかねない。たしかに立法担当者である法務当局も指摘しているが、正規の監査の場合、特別利害関係の範囲に税務を入れているのは諸外国にも例がなく、これは政策的な要請にしかすぎないといっているのも正しいかもしれない。

だが中小企業の場合と大会社の税務は全く立場が違う。中小企業の税務は経営者と税理士の関係は密接そのものであり、経営者の個人的関係にまで立入って相談にのり、ときによっては経営の相談にまで親身になって話合うことも多い。大会社の場合は組織が確立しているから純粋に税務そのもののことで解決する。

そのような親身になって中小企業の相談相手であった税理士が、ある日突然、会計調査人という立場になって調査に従事する。会社はとまどいを禁じえないであろう。会計調査人に就任した税理士も、もっと困難な事態に立つことになる。二律背反ということにもなりかねない。

その上調査は、「一応の検証すべき相当の注意義務を負う。この場合における心証の程度については、「正規の監査」より低く「一応の確からしさ」でよい……』などと曖昧な内容になっていて、手数と費用をかけただけの調査報告書の利用価値にも疑問がある。

前に出された大小会社区分立法の問題点についての意見書も多くの中小企業団体、地方の商工会議所も多数が会計専門家「監査」に反対の意向を表明し、むしろ取締役の責任強化の方向がのぞましい旨をのべていたことは記憶に新しい。

又、この調査を担当する会計調査人の側からも僅かの報酬と仕事の負担、そして調査内容の曖昧さ、行政罰、刑事罰、民事責任の重さを考えると、決して好ましいものではない。したがって、会計調査人による調査よりも取締役責任強化と監査役制度の充実をすこしでも改善していく方がより現実的かもしれない。

中小企業のためになる改正を望む

以上いくつかの点で改正というより中小企業にとって改悪と思われる点をとり上げ論評した。最近のように為替の激変による産業構造の疲弊性が進行し、企業体質の改善が迫られているとき、中小企業に負担となるような改正は極力避けるべきで、むしろ国は企業活動が円滑になるよう応援することがのぞましい。十一月中旬には試案にたいする意見が出揃うであろうが法務省も謙虚にこれをうけ入れて四十九年に始まった商法改正の立派な仕上げを切にのぞむ次第である。

〈松木　正輝〉

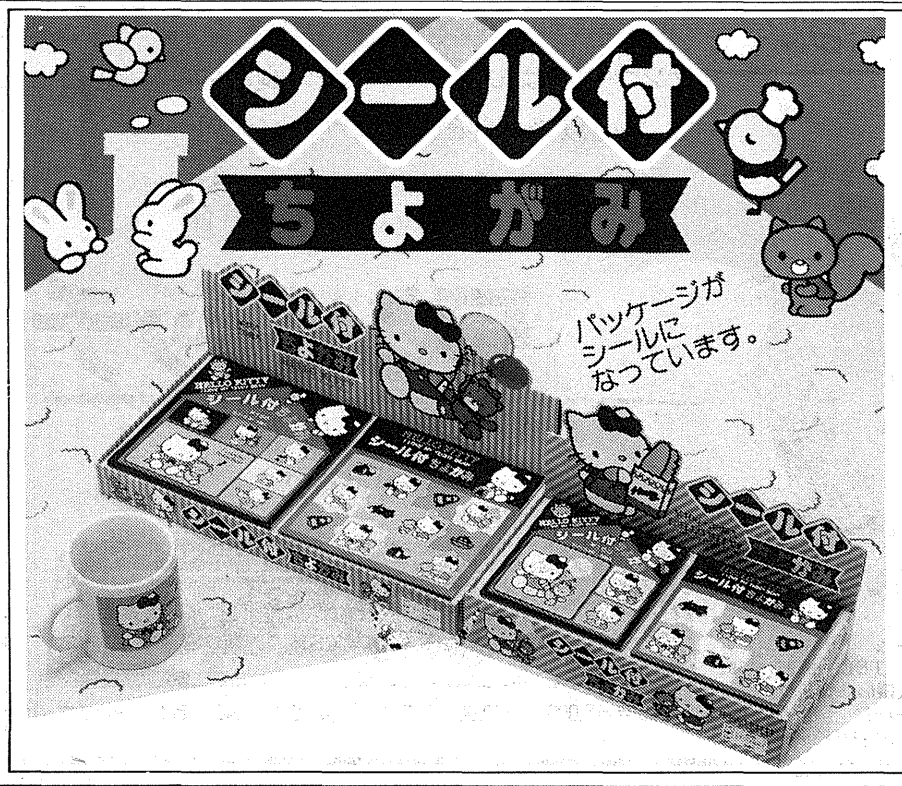

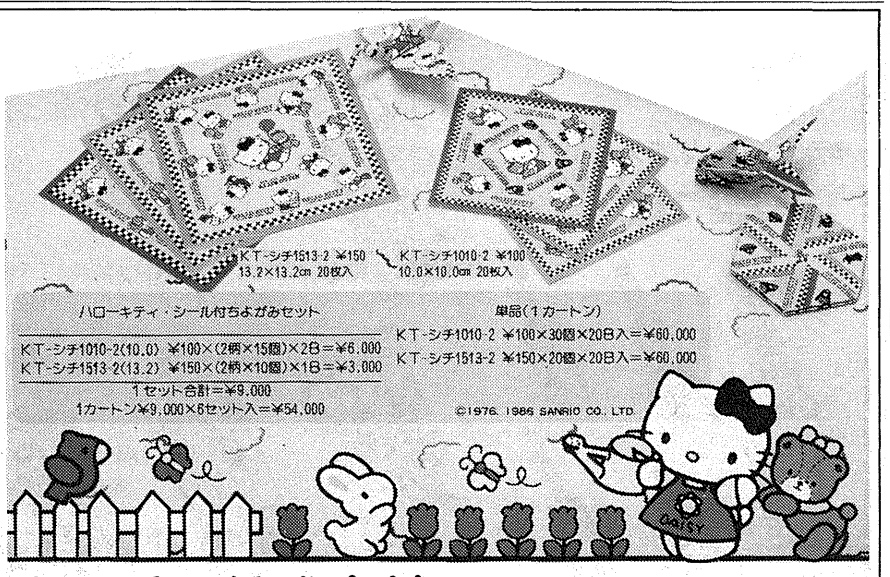

東洋紙工株式会社
本　社　〒120 東京都足立区柳原1－35－4　TEL.03-882-8161(代)
大阪支店　〒581 大阪府八尾市新家町1－15－3　TEL.0729-97-8455
名古屋営業所　〒465 名古屋市名東区よもぎ台3－219　TEL.052-773-8551
札幌営業所　〒003 札幌市白石区本通り4丁目南1－10　TEL.011-864-5125
福岡営業所　〒812 福岡市博多区吉塚3－2－22　TEL.092-611-7158

歴史考察

豊臣家臣団と徳川家臣団の相違点

二年に亘って豊臣家臣団と徳川家臣団を紹介してきたので、ここらで簡単なまとめを試みてみたい。重複の部分もあると思うがご容赦頂きたい。

1 豊臣家臣団

尾張の百姓の出身で織田信長という天才的革命家に仕え、努力の積み重ねと生来の智恵、機敏性、人使いのうまさ等がこれに加え、運もよく、また運を自分のものにする決断と才、英雄というものに兼ね備えるべきすべてのものを備えていた秀吉も、信玄、謙信、家康等の当時の戦国武将の共通して持っていた譜代の臣というものがなかった。信長の信任を得て出世するに従い、小姓という部下を自分の身辺に置き、戦陣の中で実戦を経て養成し、それぞれの手柄により自分の禄高の中から与えて天下統一後は多くの大名にとりたてている。また、降伏する者を味方にし、その忠誠心と功により多くの家臣団を作った。

しかし、こうして養成した家臣団も秀吉という巨石により一糸乱れない統制がとれていたが、これは組織的でなく、秀吉個人の力により統制していたところに、家康の家臣団と大きく相違するところであり、最大の弱点であった。

豊臣家臣団の最大の特色は秀吉の正室北政所側に武断派といわれる野戦向きの荒小姓上がりの大名が閥を作り、一方側室淀君側には文智派といわれる大名がこれに入り完全に対立し、これが感情的に発展したため秀吉死後は家康に政治的に利用され、関ケ原、大坂冬・夏の陣となり豊家は滅亡した。

男の構成する人脈に女性のボスがつけば、これは女性特有のやきもち的心理が働き、秀吉という巨石の力があるうちはよいが、この力がなくなれば崩れ去ることは自然の理である。これに加えて家臣団の統率の要となすべき相続人秀頼は秀吉の老年の子供であり、淀君の過保護の下に養育されたブヨブヨ肥りの世間知らずでは多くの部将を統率することは不可能であり、現代の企業にも多く見られることである。

2 徳川家臣団

家康の家臣団の特色は前述の通り三河武士という地味で忍耐力、忠誠心が強く、これに中心は家康という人使いの名人が組織中心の徳川幕府という巨大なのを作り、日本歴史最大の強固な長期安定政権となった。それでも家康の死後は派閥争いが起き、本多正純、土井利勝等の重臣が失脚しているが幕府そのものの土台をくつがえすことにはならなかった。

家康は人質生活を織田方に二年と今川方に十二年送っている。生まれつきは勝気で短気であったという。これが成人してからは要心深い、無口で地味、どこか農民的な振舞い、自分の意志を十分発言できないというタイプで、家康を、吝嗇、タヌキ親爺、ガメツイ、計算高い等と評する人がいる。

しかし山岡荘八氏が「徳川家康」を出版してから経営者としての世評を高くした。

家康の最大の特長は、人質生活を体験してその人間形成が基本的に完成されたと見てよい。これは前述の通り、今川の代官の下で家康の腹心の部下が年貢の取り立てを厳しくされて生活はぎりぎりまでに圧迫され、いざ合戦ともなれば三河武士は先陣に立てられ鉄砲よけに使われ、平時は農民並みに百姓仕事をさせられてきた。岡崎城の主人であり、星であり、希望でもある家康が生きている限り何時かは主人が帰ってきてくれるという夢を持って貧乏と苦難に耐えている現実は、若い家康の目に映じている。この部下のため腹を立てるということをすれば、自分の死のみでなく、これらの部下の生死の問題となり、忍耐こそ家康の最大の性格の特長となったのだ。

また信長との同盟期間、妻築山殿、長男信康が武田に通じたとの嫌疑を信長からうけこの二人を殺さざるをえないところまで追い込まれている。このような家康の忍耐力を示す事柄は多い。多感な少年期、青年期の体験が家康の人生において忍耐を強調し、自分も実践し、子孫までに遺言している武将は少ない。

またこれが家康の外交方針の支柱になっているし、主従の結びつきの強固な原動力ともなっていることである。家康の強兵性と主従の結束の固さを物語るエピソードは、鳥居元忠の伏見城全員玉砕にまさまさと見ることができる。この戦いは伏見城の床板が血の海と化した大激戦で、現在この床板の一部が京都洛北の正伝寺の天井に血の天井として保存され、重要文化財となっている。

この元忠をもって代表される徳川家臣団の忠誠心の権化ともいえる多くの部下を持った家康と、死後二年で分裂した豊臣家臣団を持った秀吉と——顕著な相違点はそこにあるのではなかろうか。

3 豊臣家臣団の主なるもの

最後に武将に限定して、既に紹介した人物とそうでない人物に限らず、私が主なるものと思うものの名前だけ挙げておこう。

竹中半兵衛　前田玄以　堀尾吉晴　堀秀政　生駒親正　片桐且元　蜂須賀正勝　黒田如水　木村重成　安国寺恵瓊　木下家定　豊臣秀長　後藤又兵衛　石田三成　京極高次　真田幸村　大谷吉継　田中吉政　大野治長　小西行長　浅野長政　増田長盛　長束正家　加藤清正　黒田長政　中村一氏　真田昌幸　福島正則　脇坂安治　藤堂高虎　朽木元綱　渡辺勘兵衛　立花宗茂　宇喜田秀家　山内一豊　石川数正

4 徳川家臣団の主なるもの

徳川家臣団の場合は、かなり各人にわたって紹介しているので、なるべく少数にとどめたい。

石川数正　井伊直政　平岩親吉　大久保忠世　大久保忠隣　内藤正成　天野康景　酒井忠次　榊原康政　奥平信昌　服部正成（半蔵）　結城秀康　本多正信　本多正純　本多重次　高力清長　渡辺守綱　鳥居元忠　本多忠勝　大久保彦左衛門　藤堂高虎

既にお気づきと思うが、藤堂高虎と石川数正は両方に名を連ねている。このことは歴史の皮肉でもあり、現代に共通する何かを暗示していないだろうか。

5 むすび

というのは、現代においても、国と国、企業と企業との間に、スパイや裏切りが横行しているということで、政治家や経営者は、この厳しい国際競争や企業競争の荒波を乗り越えて行くうえで、歴史の中から教訓を見出しうると思うのである。それにしても、徳川家臣団に見るが如き主従関係を現代の企業の中に求めることは困難であり、封建時代の遺産ともいわれている忠誠心に至っては現代の若者は拒絶反応を示すだけのことと判り過ぎるほど判っての考察であった。高度情報化時代の経営理念・経営戦略・人間関係の確立を望みつつ……。

（税理士・今村　秀夫）

銘語録

情熱とは生命エネルギーの集中化であり、その持続である。

無能唱元

ここで主張される情熱はすべての成功するための出発点として、情熱をもたなければならないことを説いている。たしかに情熱がなければ如何に成功する環境、条件がととのっていても事の成就はなるものではない。道元禅師も「切に思うことは叶うなり」と言って、どんな困難があっても一筋に思い続け努力すれば必ず成就するものだといっている。

「あなたが今そうなっている姿は、かつて、あなたがそうなるよう考えていたことの現れである」とアメリカの哲人エマーソンが言っている。これは正に生命エネルギーを集中し、持続した結果が現在の姿を形成していることになるという。

ところで気持を一時的に集中することは、割合に楽にできるかもしれない。しかし何事も持続することは困難といえる。三日坊主という言葉があるが誰しも決心するのは簡単にできるものである。続けるのは大変だ。例えば朝始業の時刻に遅れずにくること、朝の挨拶をキチッとすること、一つとりあげても、人によってそう簡単なことではない。最初入ってきた当時は張り切って、誰よりも早くきて掃除に、仕事に精出していたものも、何時かマンネリ化して、だんだん遅くなり、遂には遅刻するようになる。

「持続は力なり」と言った人がいるが、まさにその通りで勉強でも、仕事でもさらに人に対する挨拶ひとつでも、続けることによって意外な力を発揮することになる。例えばよく会社でも営業は外向的な性格の人が向くと言われるが、内向的な性格の人が思わぬ成績を上げていることがある。こういう人は常に得意先を積極的にまわり、相手に挨拶をし、声をかけ、初対面であっても顔と名前を覚える努力をしながら、そうかといって、こちらからべらべらと、しゃべるのではなく、むしろ相手の話を聞こうとする姿勢をとる。

この頃、取引先の銀行で在任中に支店長代理から副長になり、しばらくすると他の支店の次長に栄転していった担当者がいたが、とりたて派手なタイプではなかった。聞き上手という点では抜群であった。おそらく情熱をうちに秘めて、そのエネルギーを持続しつづけるタイプの人のように思えてならない。本当に「持続は力なり」の言葉を思わせるし、無為自然のかたちでエネルギーの集中が、つづいているようだ。〈鍾馗〉

税の歴史から

貨幣の話（その二）

〈59〉

ギリシャの時代は印刻の深い浮彫りであった貨幣もローマの時代になると現代貨幣の様に平版になる。それも共和国の時代は守護神等と共に馬車とか建物のように生活や風俗をほうふつさせるのもあるが、帝国の時代になると皇帝の肖像を浮ぼりにした貨幣が断然多くなる。ローマ帝国は小麦を北アフリカに依存し、香辛料は中東やインドから、絹は漢帝国から輸入していたという。葡萄酒はフランスで作っていた。インドでも貨幣が使われだしたのは古い。大蔵経に釈尊の在世当時、一人の富豪が多額の銀貨を支払って祇園精舎を建てたことが記されているといわれている。日本は聖徳太子の頃から遣隋使を派遣したので無論、貨幣に対する知識も得ていたであろうが、慶雲四年（七〇八年）武蔵国から沢山の銅が産出したので、年号を和銅と改め、唐の開元通宝にならって和銅開珎を作ったのがはじまりとされている。この開元通宝は一枚の目方が一文目即ち二刃であり、千枚縄で通してまとめると一貫、横にならべると九文の足袋という風に、長さと重さの尺度にもなっている。この和銅開珎一枚で当時白米三升五合買えたといわれている。

しかし最初は人民も勝手がわからなかったので貨幣を流通させるために、庸調の税を銭で納めさせたり、蓄銭叙位令を出して銭を蓄えたものには位を授けたりしている。皇朝十二銭として発行されたものが、種類が変るごとに小さくなり、質が低下し遂に発行を停止した後、暫くまで待たねばならなかったのである。

すると経済の発達につれて貨幣の必要が高まり、宋から銭を輸入して流通にあてるようになった。

一方ヨーロッパの方は七世紀になるとサラセン帝国が勃興して北アフリカを押え、地中海の制海権を奪った為、ヨーロッパ社会は穀倉を失い、中心が北部に移っていった。じゃが芋がヨーロッパに南米から入ったのは十六世紀なので、まだ入っていない。パリもロンドンも北海道よりも緯度は北にある。それでもフランスの土地は割合と肥沃で十一世紀頃から農耕技術が進み人口が増加しだし、十四世紀にはヨーロッパ最大の千三百万人位いたろうといわれている。イギリスは五百万人位、ポルトガルは百五十万人位という。日本はその頃やはり千三百万人位いたといわれている。国土がフランスの約三分の二、その五分の四が山地と考えれば、可住地面積に対する人口密度はその頃、即ち室町時代すでに世界一だったかも知れない。

貨幣というものは面白い事に、はじめは物々交換から始ったので実質的価値が無ければならなかったであろうが、名目貨幣となってくると次の様な事が行われた。一九三三年にはスペインで丸い厚紙の様なものに印紙切手のようなものをはりつけて貨幣の代用にした。当時金属貨幣が間に合わず幾つかの国でこの様な事が行われたらしい。

江戸時代の東北等で貨幣の代りにきせるの雁首を切って、それをたたいて穴明き銭様のものを作り貨幣の代用にした。がんくび銭といって結構流通していたようである。

わが国が再び自前の貨幣を持つ様になるには戦国大名の登場まで待たねばならなかったのである。

（公認会計士・税理士　岸本勝次）

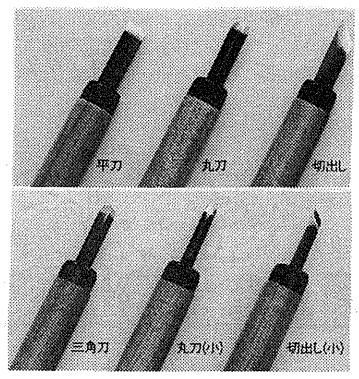

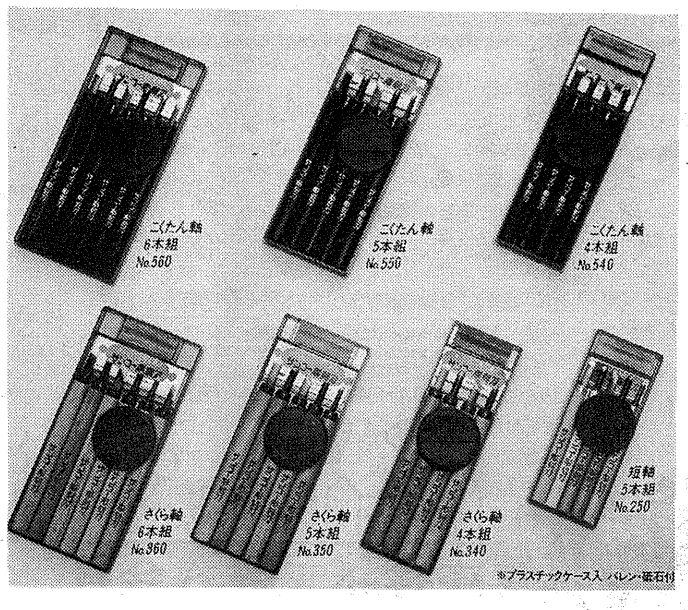

SANKO
切れ味に、技あり。
サンコー彫刻刀
※プラスチックケース入、バレン・砥石付

サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。

スタンダード型、スピーディー型、エリート型も従来通り
取りそろえておりますのでよろしくお願い申し上げます。

ワンタッチ

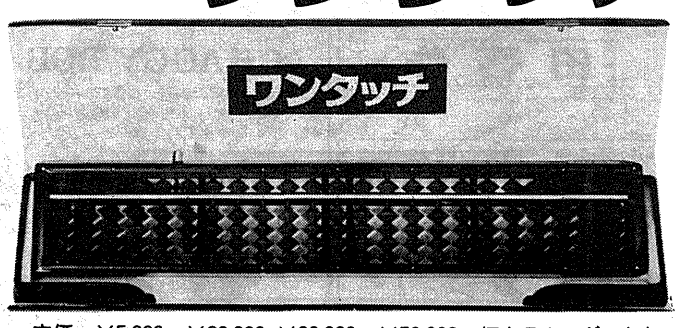

定価＝￥5,000～￥20,000、￥30,000～￥50,000の極上品もございます。

サンコーそろばん・高級木工芸品・生産・輸出入　高級彫刻
三貢工芸株式会社
工　場　兵庫県・島根県

本　社　〒101　東京都千代田区内神田2-15-12
東京営業所　〒101　東京都千代田区神田司町2-4　TEL.(03)251-1591
福岡出張所　〒811-23　福岡県粕屋郡粕屋町上大隈644-10
札幌出張所　〒061-21　札幌市南区真駒内緑町3-1-37
緑マンションC405　TEL.(011)583-6725

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5—18—3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁　会社法改正消極論に対する疑問——会社法改正問題研究委員会報告書を中心に——
四頁　歴史考察、税の歴史銘語録

会社法改正消極論に対する疑問

——会社法改正問題研究委員会報告書を中心に——

法務大臣官房審議官　稲葉威雄

本稿は、本紙八月十五日付号に掲載した中小企業庁委嘱による財団法人産業研究所・会社法改正問題研究委員会の報告書「商法・有限会社法の改正と中小企業」に対する、稲葉威雄法務大臣官房審議官の反論である。本紙では会社法改正問題研究委員会同報告書の略全文を掲載したので、対比研究の便のため、本号において稲葉審議官のこの論文は、「商事法務」誌九月二十五日付第一〇八九号に掲載されたものであり、快く転載をお許し下さった同誌発行の（社）商事法務研究会及び稲葉審議官に深甚なる謝意を表したい。

はじめに

本年五月に法務省民事局参事官室から公表された「商法・有限会社法改正試案」（以下「試案」という）に盛られた諸施策のうち特に株式会社・有限会社の基本的性格をみたすための制度改正（株主・社員の有限責任を支えるためのもの、債権者保護策）について、中小企業の立場からと称される疑問ないし消極論が呈示されている。

その多くは、中小企業の置かれている実態を根拠とするもののように思われるが、理由なしに反対を叫ぶものもあり、論理的な議論としては、必ずしも納得できないものも多い。十一月十五日期限の試案に関する意見提出までにより議論が深められることを期待して（これらの意見がオウム返しに法務省に提出されても、今後のよりよい改正への参考とはなり難い）、あえてこの段階で疑問を明らかにしておくことが本稿の目的である。ここでは、比較的理由がきちんと述べられている中小企業庁の委嘱による財団法人産業研究所の「会社法改正問題研究委員会」の報告書「商法・有限会社法改正問題と中小企業」（以下「報告書」という。これについては、木内宜彦「商法・有限会社の改正と中小企業」本誌一〇八三号一四頁参照）を一つの素材として取り上げてみたい。

なお、本稿は全く筆者の個人的意見である。

一　実態と法規整

右の報告書は、わが国の会社法による法規整が現実に多くの中小会社で有名無実のものになっていて、実態に適合していないこと、すなわち会社法の形骸化の現象が見られること自体は、総論として認めている。問題は、その具体的な対策であるが、これについての報告書の内容は矛盾に満ちたものであって、一体どのような方向を示唆しているのかはっきりしない（試案の具体的な提案に対して疑問を呈していることは判るが、それだけにとどまり、将来のあるべき中小会社像がはっきりしておらず、趣旨も論理も一貫していないようにみえる）。

たとえば、同報告書は、実態に合せすぎた簡素化（もっともこれが具体的に指示している内容が何かは、はっきりしない）は株式会社の本質を歪めることにならないかとの危惧を表明する一方で、株式会社についての比較的低額の最低資本金の導入、すべての株式会社の登記所での計算書類の公開、会計監査の実質化にすべて消極論を述べている。これは明らかに矛盾である。これでは会社法を守る意思も能力もない株式会社を排除することはできないし、その存在を認めることは、法律の形骸化をそのまま肯定することに外ならない。要するに、報告書は、美辞麗句を連ねているだけで、結果としては法律の形骸化をそのまま温存しようとしているようにみえる。

法律が現実に守られていない場合に、そのギャップを埋める方策としては二つの方向が考えられる。一つは法律を現実に合わせ、現実に行われるところに近い規整にすることである。もう一つは、その規整が実際に守られるように法違反を防止し、法律を実質化する措置を講ずることである。このいずれの選択をするかは、その法規整の内容による。その規整が実体的に不必要に厳重なものであるならば、これを簡素化する方向がとられるべきであり、その法規整がどうしても必要なのであるならば実質化されるべきものである。

現在進行中の会社法の全面見直しの基本的な問題意識は、制度の合理化である。すべての会社法の制度をひとつずつ洗い直し、その政策目的に最もふさわしい制度はいかなるものかを策定していく。それが結果的に現行制度に比して簡素化されたものになるか、実質化され規整強化と受けとられることになるかは、その法制度のもつ意味によって定まる。

そもそもいかなる法規整も不必要に厳重複雑である必要はない。そのような法規整は当然改められるべきである。

一方、当然守られるべき法規整あるいは達成すべき政策目的が存在する場合には、それが守られるように強制する仕組みを導入し、その政策目的をよりよく達成する制度にすべきである。この両者の方向は、何ら矛盾するものでもないし、対価関係にあるものでもない。それをアメとムチというのは、大きな誤りである。

報告書は、会社法の全面見直しが、中小会社についての規整の簡素合理化を第一義のものとすべきであるというが、それはいわれのない議論であって、簡素合理化だけが今日の会社法がかかえている問題を解決するための唯一の方向ではない。さらにいえば、有限責任を基礎づける会社債権者の保護のための一連の制度改正を新しい規制の強化ととらえるのはおかしい。これはすべて株式会社制度、有限会社制度に本来内在する要請であり、それを実質化しようとするのが試案の提案である。これまでその要請を守らないで済ませてきた方がおかしいというべきである。

制度の合理化ないし改正というのは本来そういうもので、それはアメをやるからムチを受けろという関係にないのと同様、逆に中小企業が法規整の簡素合理化による利益はいらないから、規整の実質化は止めてくれといって通るものでもない（もちろん、結果的に自分に都合のいい改正は勧迎され、都合の悪いものは嫌がられるのは当然で、現実に立法にこぎつけるためには、その両者のバランスが問題になることは避けられない。しかし、それは対価関係に立つものではない）。

会社法は、自然人と並ぶ法主体としての法人の一つである会社に関する組織法であり、社会生活の基本法である。いわゆる中小企業保護立法のような政策立法ではない。税法を含めて、会社をめぐる諸法律は、実態に即しかつ理念に合致した会社法制に基礎を置いて策定されるべきものである。この基礎に歪みがあると、これらの政策立法は歪みの上に歪みを重ねることによってのみ、実効性をもつことになる。それは、わが国の経済社会および法制度に好ましくない影響を与えることは明らかである。

二　いわゆる債権者保護のための一般的施策について

報告書は、株主・社員の有限責任の制度を支えるためには、会社債権者を保護するための十分な条件が整備されていることが必要であることを肯定し、資本の確保と計算の適正がその主要な柱であることを認め、最低資本金制度の導入、外部監査制度の強化、実効性の計算の公開といった試案の方向は基本的には正当なものとする。

しかし、それが各論になると、その正当性の評価は影をひそめ、消極論一辺倒に近いものになる（この点については改めて具体的な各項目で述べる）。つまり、総論の賛成と各論の反対との間に整合性が認められない。

報告書はまだ一応総論賛成をしているが、中小企業の代弁者と称する意見の中には総論賛成ともいわず、ただ資本の確保のため最低資本金制度を始めとする一連の施策や計算の適正をはかるための会計監査体制の充実、計算の公開にすべて反対するものがある。

これらの意見は、一体株式会社や有限会社という法制度をどのようなものと考えているのであろうか。その性格にふさわしい実体をもたないものが、紙のうえで株式会社や有限会社の登記をしさえすれ

（二頁へ続く）

UCHIDA

時代はいま、垂直分散から水平連携システムへ。

「USAC 2001VHシリーズ」VH3、VH5、VH7、VH9、VH11の5モデルで新登場！

垂直・水平連携機能でオフィスをカバー。

オフィスの各部門で分散即時処理を行なう垂直連携（Vertical）システムをさらに発展、CPU同士の連動を可能にした水平連携（Horizontal）システムを採用。
ハード／ソフトウェア資産をそのまま相互に継承できる経済効率の高いオフィスシステムを実現しています。

- 社内・外へのグローバルネットワークへ展開。
- 統合オフィスを実現する、リレーショナル型データベース。
- 事務処理の効率アップを実現する統合ソフトウェア。
- アプリケーションの領域を拡げる高性能専用装置を用意。

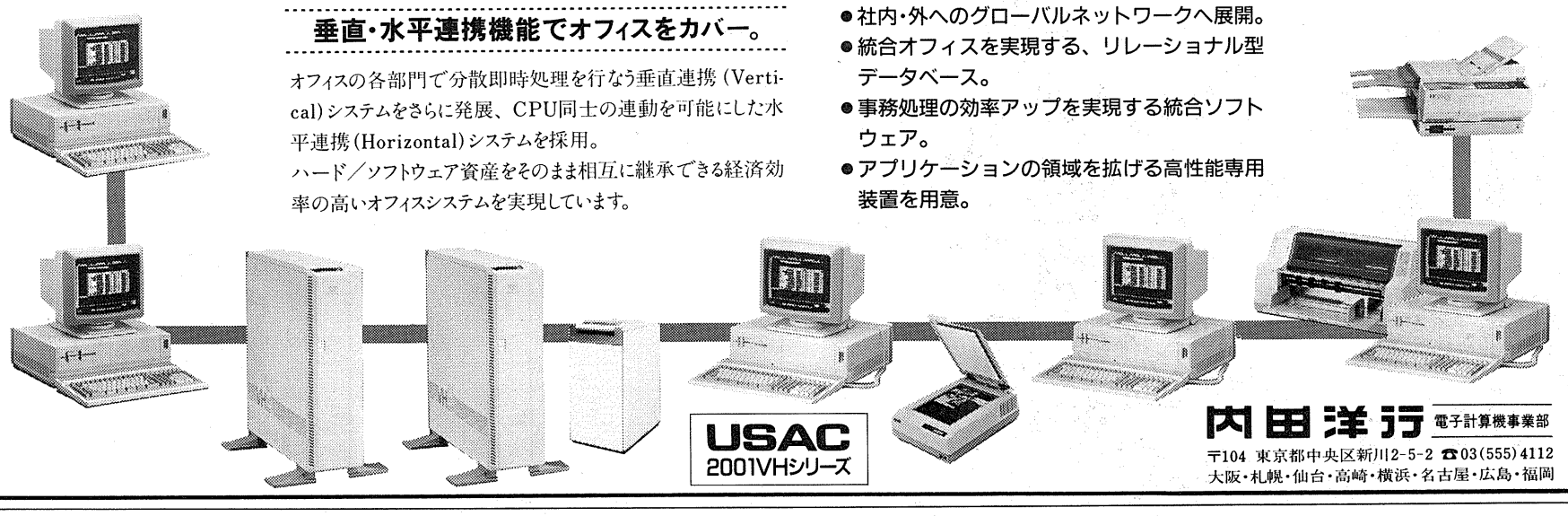

USAC 2001VHシリーズ

内田洋行　電子計算機事業部
〒104 東京都中央区新川2-5-2 ☎03(555)4112
大阪・札幌・仙台・高崎・横浜・名古屋・広島・福岡

（一頁より続く）

会社として取り扱われるというのが理にかなったものとは到底思われない（社会生活のルール違反を放置することであって、社会秩序の破壊につながる）。法制度上いかなる実質をもてば株式会社や有限会社として取り扱うことが許されるのかを考える必要がある。法律的には株主・社員の有限責任制度は、債権者に迷惑がかかりうることを前提とした制度であり、それを軸にして会社自体の財産的組織的充実がはかられるべきで、その充実の故に社会的信用が与えられるものだということが改めて認識されなければならない。

中小企業の実態を理由とする反対論がある。中小企業のうち少なくとも物的会社として企業活動を行うのがふさわしいものについて、試案が提示しているいくつかの方策に対処できないはずはない（その意味では、試案の制度もきわめて妥協的なものである）。少なくともそれを目指して努力し、それがどうしてもできないものについてはそれなりの代替策を考慮するという態度が必要であろう。

誰も好んで負担を負う者はいない。負担なしに利益を得られればそれを望むであろう。しかし、それは只乗りである。それで世の中の公正さが保たれるものかどうかもう一度考えてもらう必要がある。有限責任形態の株式会社や有限会社の制度を利用して企業活動を営む以上、相当の財産の拠出、会社の計算の公開、会社の計算の明確化（第三者による計算のチェック）は、当然払うべきコストである。筋からいえば、これができない会社は株式会社や有限会社として存在できないものにするということになるが、実態としてそれは無理であるとすれば、そのような会社については有限責任の貫徹はしないことでバランスをとるほかない。

そもそも規整強化といわれている最低資本金、計算の公開、計算の第三者によるチェックのいずれも、会社法上新しい制度ではない。現行法も認められている制度であるが、いずれも多くの会社で形骸化して、実効性を失っている。もし、これらが全く不必要な制度であるならば廃止すべきであるが、それはおよそ理念上（国際的なバランスからも）許されない。この場合専ら計算の公開を軸にして、取引をする者の自己責任で対処するアメリカ方式も考えられなくはないが、日本の現状に合致しないから（また一つの制度を徹底するのも難しい）、それぞれを適当に組み合わせて実効性をもたせるほかない。

つまり規整強化といわれるものは、正確には現存する制度の実質化にほかならない。これに頭から反対するのは、要するに法律の形骸化を放置しておけというのに等しい。これまで法律を守ってこなかったことに対する反省の念が見受けられない。それは同時に法律制度の信用を失わせ、社会的不公正を温存することになる。

すなわち試案の最低資本金制度は、昭和十三年に一万円と定められた有限会社の最低資本金額の物価水準の変更に応じた最低限の見直しであり、株式会社の最低資本金制度の新設は、昭和十三年以来みられた株式会社濫設現象に対応する最小限の手当てである。また、計算の公開の改善は、現行の決算公告をより低廉で実効性のあるものにしようとするものである。計算に対する外部監査の拡大は、現在行われている計算についての第三者チェックたる監査役監査の形骸化対策である。新たな規整強化というのは当たらない。

さらに現実の中小企業の実態が問題がないとは到底思われない。最小限のルールすら守らないで、なお自らの利益には固執する態度をそのまま肯定する議論が横行すること自体、日本の企業社会の病弊の重さを示すものというべきではないであろうか。自由経済の活力を維持するためにも、フェアプレイの理念を放棄してはならない。

三　最低資本金について

最低資本金について、報告書は、試案の呈示した金額が債権者保護のために不十分なものであることを認めながら、その資本すら用意できないものを株式会社や有限会社から排除することについて疑問を呈し、それが説得的な根拠を持たないという。

これは意味が全く判らない。最低資本金は倒産防止のきめ手ではないし、多様な企業の新規参入による経済の活発化の要請を満たすためには相当妥協的な額にする必要はあろう（もっとも、経済規模が日本に比べてかなり低いと評価される韓国でも、相当の額の最低資本金制度が導入されている）。しかし、およそ有限責任を主張するためには相当の危険資本を拠出して債権者に生ずべき損害との間でバランスをとるべきことは当然である。また、出資者たる株主・社員と別の法主体（責任財産）として機能するためには、相当のスケールを要することもまた当然である。債権者に迷惑をかけるかどうかは将来の問題であって、現在は迷惑をかけていないとしても将来どうなるか判らない。迷惑をかけるかもしれない存在であるということが重要なのであり、少しの資本しか拠出できないのは明らかに迷惑をかけるおそれが極めて強いもので、最低限これを排除することは当然である。今のところ資本が少ない会社でも倒産しないというのは、より高額の資本を充足するための資金調達能力はあるが、諸般の配慮から過少資本にしているからである。本当にそれだけの資金調達力もないものは、株式会社・有限会社になれないことにするのは当然である（そして株式会社・有限会社でなくても、企業活動は営める）。報告書の考え方は、毒皿論あるいはオール・オア・ナッシング論の典型（免許を持っている者でも事故は起こすから、無免許運転を認めろというのに等しい）で、極端にはしっており、説得力がない。

四　計算の公開について

これについても、報告書のいうところは、よく判らない。まず、公開された計算書類が債権者保護に重要な意味を持たないというが、どうしてそのような結論になるのか理解に苦しむ。現在は会社による計算公開の制度が形骸化していて、会社と取引する者は、それに頼らず、そのほかの自衛措置を講じているのが実情であろう。しかし、会社の信用状況を判断するに当たって、会社の財産状態や経営状態がいかなるものであるかは欠くことができない情報である。現在でも、会社の信用調査のためには、興信所等の信用調査機関に頼んで計算書類ないしそれに盛られた情報を入手しようと努力しているはずである。

制度として正確性が保証された（内容が正確でない場合には取締役等に対する責任追及が認められる）計算書類が公開されることになれば、それを軸にする取引秩序の形成が期待される。さらに計算の自浄作用も期待できることは、報告書も認めるとおりである。

さらに報告書においては、計算の公開を強制しない方向が示唆されているが、現行でも決算公告による計算の公開は少なくとも株式会社について全面的に強制されていることを看過している。また、現在のわが国の情勢からいって、このような基本的な制度の実行を個々の企業の自由に任せておいて、公正な慣行が形成されるとは思われないし（それは歴史が証明している）、結果として公正な経済秩序の形成を妨げるおそれがある。また、会社制度が濫用されないよう最小限の歯止めをかけることは、制度構築の最小限の要請であり、計算の公開はそのための有効な方策である。

会社法は、経済社会の基本的な構成要素としての会社を基礎づけるものである。その基礎に歪みがあれば、社会全体に波及する。真実をおおい隠すことの上に繁栄を求めることは、今後の日本社会にとって好ましい影響をもつとは到底思われない。それではまさにエコノミックアニマルと蔑まれてもやむを得ないことになる。

もちろん、現実の社会にあまり急激な衝撃を与えないように、ソフトランディングをはかることは大切である。それにしても、報告書が公開を強制する対象として示唆する資本金五、〇〇〇万円以上の株式会社は、五万社に満たず、それで事足れりとするのは無理ではないか。また、バランスからいえば、当然計算公開をしない会社に対する代償措置（取締役の責任強化等）が要求されるべきであるが、これについても報告書は消極である（この点は、後述する）。

また、下請保護のためには下請企業の財務内容のあいまいさを必要とするとの立論もあるが、下請企業の保護のための手段をその経理内容の不透明に求めようとするのは、本末転倒もはなはだしい。それは、健全な中小企業育成策とは考えられない。むしろ発注者側の抑圧的なビヘイビアを抑止すべきであり、それこそ本来中小企業保護立法で対処すべき事柄である。

それを基本法たる会社法の枠組みにしわ寄せしようとするのはおかしい。また、中小企業の財務内容すなわちその実態が明確に把握できない状況を放置するようでは、中小企業保護に関する施策の立案遂行が適切に行われることを期待できるかどうかすらあやぶまれる。

なお、計算公開に関連して、計算書類の虚偽記載に対する罰則は、経理能力が劣る中小企業をねらい打ちするものだとの主張があるが、これも全くおかしい。この虚偽記載については、故意犯だけが対象となるから（そのことは試案に明記されている）、経理能力が劣っているかどうかは問題にならない。実際に起これば、社会的影響の大きい大企業の虚偽記載こそ重く処罰されることになろう。もっとも、その前に、この規定は処罰自体を目的とするのではなく、虚偽記載の抑止を目的とすることを忘れてはならない。

五　計算適正化の措置について

報告書は、計算の明確化と適正化は、規模を問わず有限責任の会社に共通して必要なものであることを認めている。しかし、その前提と具体的な意見として述べられていることは、やはり整合しない。

改正試案で提示されている「調査」（報告書では簡易監査」と称している）についての技術的な批判については、しばらくおく（この点についても報告書の記述は問題が多いが、それに対する疑問提起は他日を期したい）。

基本的な疑問点は、報告書が認める「規模を問わず有限責任の会社に共通して要請される計算の明確化・適正化」は、中小会社については何によってはかられるべきなのかという視点が、具体策の局面では全く欠落していることである。

冒頭に述べたとおり、現行法でも少なくとも株式会社の計算は、取締役に任せきりにしていない。監査役による監査が必要要求されている。会社法の全面改正の目的が制度の合理化――すなわち不要な制度は廃止し、複雑厳重に過ぎる制度は簡素化し、必要ではあるが形骸化している制度はこれを実質化すること――にある以上、会計監査制度・監査制度についてもこのような観点からの検討が必要である。

そして報告書も認める前記の前提からすれば、現行制度では監査役による監査が担っている会計監査をおよそ廃止することは考えられない。その一方で、現行の中小会社における監査役監査が形骸化していることは顕著な事実である。

（三頁へ続く）

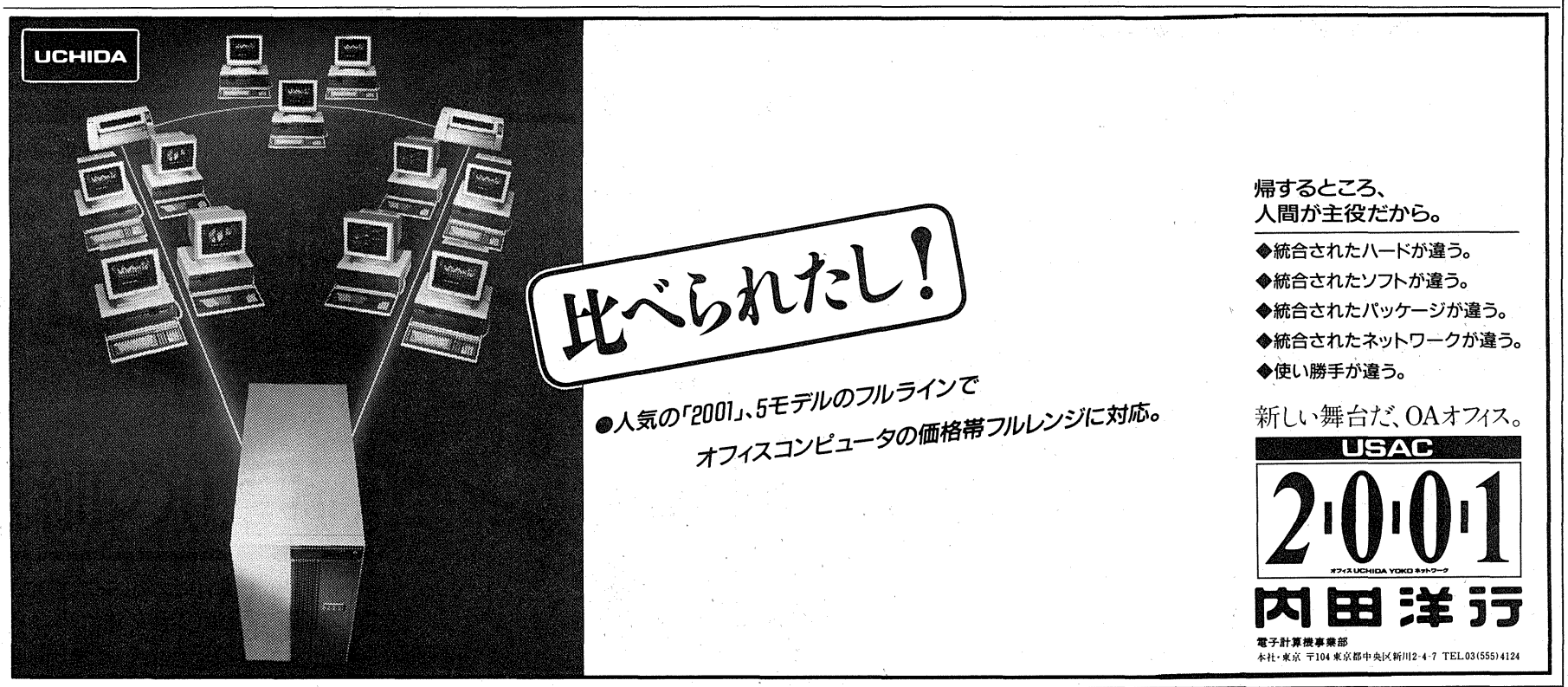

（二頁より続く）

る。そこでは、監査役監査と代替策としての調査との有効性の比較が必要である。実態として調査が導入困難というのは、そもそもそのような実態の会社が株式会社や有限会社としての存在を主張することと自体が無理だというのが、論理的な帰結のはずである。

監査など第三者によるチェック（吟味）の本質は、取締役の自由に対する拘束であり、相応の費用はかかる。取締役の自由が相当程度拘束されなければ、有効な監査とはいえない（その拘束をバックにして取締役が自発的に適正な計算を行うことが期待される）。その点は、大企業も中小企業も変わらない。

このことに関連して報告書では、調査を批判しつつ、中小企業にふさわしいと称する新しい監査制度を提案している。それは要するに、公認会計士による監査の拡大であるが、一方で①会計基準の緩和、②財務諸表を要約したものにする、③暫定的な指導期間、④対象会社の大幅な減縮を骨子とするものである。これが試案が提示する調査に比し中小企業にふさわしいものとして正当性を主張できるかどうかは、きわめて疑問である。すなわち、公認会計士による正規の監査の拡大が現実にどの程度の会社まで可能かの現実的アプローチがないうえ、対象会社を限定すれば、それは大会社の監査の拡大に外ならず、中小会社は蚊帳の外に置いてしまう（試案についてすら、そのような批判すなわち中会社だけを対象とするもので、小会社の計算の明確化の措置が不十分という批判はありうる）。

会計基準の緩和についても、たとえば減価償却の不足を七〇%とか八〇%とか一定限度で認めるといっているが、何の七〇%か判らない（多分税法の基準であろうと推測はされる）。商法三四条二号は、固定資産につき毎期相当の償却をすべきことを定めている。これは商人一般の規定であり、「相当」という判断にはある程度のゆとりはあると思われるが（それは税金の取扱いとは直接の関係は持たない）、その幅を超えた償却不足が中小企業だからといって許されてよいはずはないであろう。

要約財務諸表は、むしろ計算の公開の問題であり、監査は会社の計算全般について行われなければならないのであって、要約財務諸表を認めることと監査とは直接の関連はない。公開の問題としても、要約を認めるのは、社会的影響が少ない会社に限定されるべきである。

現実に日本の中小会社では、その計算に税理士が関与している度合いは極めて大きい。その現実を無視した制度改革は困難である。むしろその人的資源を活用し、その会計の適正処理についての自覚を促がし、会社専門家としての責任を背景に関与先に適正な会計を求めるようにすることが、わが国の中小会社の計算のレベルアップをはかるための有効策と考えられる。そして、計算の適正は、有限責任の会社としての基本条件であるだけでなく、組織としての企業の発展に不可欠のものであることが改めて認識されなければならない。

六　取締役・支配株主等の責任について

報告書は、これらの施策について、一つの考え方として認めているようではあるが、結論的にはやはり消極的なニュアンスが強い。

まず、取締役の責任についていえば、計算の公開もせず計算の適正化を担保するための相当の措置を講じないまま、有限責任を享受する余地を認めることは、公正な利益調整の見地からは背理であるという認識が基礎に存在する必要がある。何も中小会社を狙い撃ちしているわけではなく、大会社でも計算公開等をしなければ当然に適用を受ける。報告書が中小の閉鎖的会社にのみ責任を強化するという表現を用いているのは、極めてミステリーディングである。

商法二六六条ノ三第二項（有限会社法三〇条ノ三第二項）の責任にも言及されているが、その責任追及は、計算の公開が前提になる（計算公開をしないことによって責任追及を免れるというアンバランスが生ずる）。

要するに改正試案における この責任規定は、そのこと自体に独自の政策的要請があるのではなく、むしろ計算の公開もせず、外部監査も受けないで、なお株式会社や有限会社にとどまりたいという要望を満たすための苦肉の策である（中小企業界の一部にそのような有力な意見がある）。あれもだめ、これもだめという現実論に流されたのでは、まさに報告書にいうとおり「株式会社の本質を歪めることになる」。規範性を全く欠く法律は、法律としての意味を失う。その点をどう考えるかが問題である。

株主・社員の責任強化については、報告書は比較的肯定的な反応をしているように思われるが、一定の資本金額以下の会社の支配株主等についてのみ労働債権等の弁済責任や貸付金を出資金とみなす等の責任（試案三14・15）を課しようとするもので、その考え方に説得力がないとは思われない。

七　有限会社の取扱いについて

報告書は、有限会社制度の活用をいう。もっとも、その前提として株式会社には厳重な規制を貫徹して、それに服することを欲しない会社は株式会社から追放する方向を選択することが望ましく、かつそれが可能であると考えているのかどうか必ずしも明らかではない（報告書の記述の間に矛盾がある）。

その点はともかく、有限会社に関する規整を株式会社のそれに近づけることに反対しているが、いわゆる有限会社の特色としていわれているもののうち特に債権者保護に関するものすなわち資本充実、計算公開、計算の明確化等についていかなる理由で特別扱いが認められるのか、その論拠を明らかにして貰いたいものである。

有限会社は、ドイツで生まれた歴史的所産であって、アプリオリな存在ではない。制度の全面見直し作業にあっては、その現在の規整の合理性が説明できて初めてその維持が図られるべきものである。欧州諸国でも見直しが行われている。現在のわが国のおかれている社会経済状況をふまえ、さらに半世紀の会社法学の深化をふまえて考える必要がある。単にルーズな取扱いを欲する企業の逃避場所となるだけでは困る。

有限会社の特色は、社員の閉鎖性であって、その点で特色をもたせることは全く当然であるが、債権者保護――社員有限責任に関連する部分では本質的に緩和にも限度があると思われる（もちろん政策的に若干の緩和をすることまで否定しているわけではなく、そのことは試案の上でも明らかである）。また、取締役が複数の場合の取扱いなども、取締役会制度にしたほうが法律関係はずっと判り易くなる。株式会社に近い規整にするかどうかの問題ではなく、どのような規整が合理的かという問題である。株式会社についての諸制度についても前記のような合理化の観点から見直しをすると、自ずから近似してくるということは避けられないし、その合理性に目をつぶり、ことさら人為的に差異をつくろうとすることのほうが問題であろう。たとえば、取締役が複数の場合に取締役会制より独任制のほうが法律関係が簡明になるというのは、思いこみにすぎない。

八　会社の区分について

試案は、会社の規模や閉鎖性に応じてきめ細い規整をしている部分がある。これについて、複雑に過ぎるとの批判がある。しかし、個々の会社にとっては、その座標軸が決まれば、適用される法律は自ら明らかになる。しかも、具体的にはある一定の基準以下（未満）のものについては、より緩和された取扱いをすることができるというかたちになっていることが多い。規模の大小等にかかわらず原則どおりの取扱い（たとえば株式会社で取締役三人以上、監査、決算公告等）をするのが自らおかしいのである。

おわりに

その場その場で口当りのいい文句を並べて、一見もっともらしい文章をつくっても、それだけでは説得力はない。問題は、あるべき企業の姿を見据え、なおこれを現実のなかに生かすための方策としての首尾一貫性である。社会生活における最小限のルールの設定とそれを守るための努力は、規範としての法律の制定や改正をするときにその前提として忘れてはならない。その意味で、報告書の内容には極めて疑問があるといわざるを得ない。

適当だと考えれば、それによればよい。わが社では原則どおりでは不都合だという場合に始めてその取扱いが許されるかどうかを調べればよいことになる。したがって、実務上煩雑で困るということはないはずである。

もちろん、立法美学のうえからは規整は簡明なほうがよい。しかし、実態に即した法規整を考えるとき、実態が多様であれば法規整も多様になることは避けられない（そうでないと、法の形骸化が生ずることは必然である）。法律のために会社があるのではなくて、会社のために法律がある。法律の規定を節約するために、ことさら会社に不必要な規整を課することは許されない。立法美学や体系を重視し過ぎて実態を無視するのは、概念法社のそしりを免れないであろう。

恒例好評の大研修会

実務に役立つ

最近の法人税申告をめぐる問題事例研修会

固定資産、繰延資産、交際費の徹底解明！

減価償却・借地権、ソフトウエア、テレホンカードなど実例を挙げ興味深く解説する！

講師は渡辺氏。本年の締め括りに多数参加を！

と　き：12月13日(土) 午前10時～1時

ところ：会計士会館3階研修室

会　費：3,000円 お早めにお申込みください



歴史考察

英雄と女性（一）

1　男と女の考え方

私が歴史を物語る場合、どちらかというと表の面を書いていたわけであるが、ここらで少し裏側というか側面といった面をひとつ捉えてみたい。

私は歴史というものに興味を持ちはじめて約三十年になるが、作家とか歴史学者ではないわけで、素人のほんのかじりである。歴史に関する蔵書だけは三千冊を優に超えているが、側面史も見ると、歴史に対する考え方も少し変わってくるような気がする。

歴史を読んでいると、そこには大勢の人達の、さまざまな人間の姿、生きざまがわかる。たとえば男性の場合の共通点というと、権力に憧れる、財力を蓄積したい、社会のために尽くしたい、天下国家のために活躍したい、などという考えが、男性の基本的な発想に存在する。

ところが女性の場合は、一般的にあまり天下国家というようなことは考えない。男の考え方と大きく違う点は、まず女性の場合は、ものを判断する場合でも、直観的であり、感情的である。したがって自分の夫とか子供とかに対する考え方が献身的な場合もあると同時に、反面またこれが一旦狂いだすと嫉妬心が募るなどということになる。

2　平清盛と女性

第一話として取上げたいのは、源平時代の代表的な平家の大将、平清盛の場合である。この男は女性に非常に甘かった。裏側をみれば噂が広いという人間性もあるわけであるが、清盛の場合は、常盛御前という敵将の思い女に惚れ込んでしまって、結果的には平家を滅ぼしているのである。いま、NHKで「弁慶」が放映されているが、弁慶の主人の九郎判官義経もテレビでもご存じのように多くの女性から好かれている。表では天才的な戦争巧者であった。義経の兄の頼朝は、自分の妻である北条政子の嫉妬心に苦しんでいる。以下第二話、第三話と取上げよう。

日本の歴史の中で、武将というのは大体源平のどちらかに属している。桓武平家の末流である平清盛は、西国の方面で勢力を張り、平家の全盛時代が二十～三十年続いている。平家に非ざれば人に非ずといわれるほどの支配者となり戦争中は歴史上の悪者の代表の一人とも見られた。平家一族をまとめ、全盛を誇って貴族になったわけだが、自分の妻である時子が生んだ徳子を高倉帝の中宮に上げ、そこで生まれたのが安徳天皇であって、いわば皇室に自分の血を入れ、権力を揮ったわけである。

平治元年（一一五九）に平治の乱が起きて、源氏の大将、義朝を滅ぼした。その愛人の常盤御前は当時の絶世の美女だった。源平時代の美人の代表というと、いろいろ見解の相違はあろうが、私は常盤御前、巴御前、静御前とみている。

当時御前などと呼ばれるのは、上流社会とは限らず、有名女性は御前とか式部などと呼ばれた。式部といえば紫式部とか和泉式部がすぐ浮かんでくる。

清盛はこの常盤御前を手に入れた。その代償として、義経と二人の同腹の兄弟の命を助けた。その前に頼朝を、自分の母から助命嘆願されて助けている。いわば虎の子を野に放す形になったわけである。平家の団結が盤石のいま、源氏の子が一人や二人いたところで何程のことがあろうくらいの大きな気持で助けてしまったのだろうが、これが二十年後に、その頼朝や義経らのために、平家一族を壇ノ浦まで追い込まれ全滅させられたのである。

つまり、女性の色香に迷うことも結構だが、そもそも清盛には女性を人間として敬愛する心が欠けていた。敵将の妻を自分のものにするとは、いわば〝戦利品〟であり、数年後には厭きてしまって、貧乏公卿の一条大蔵卿良成に〝中古品〟として払い下げている。

二十年後、以仁王の令旨を掲げて打倒平家の旗印のもと導火線を切ったのが源三位頼政。その時、伊豆に流されていた頼朝が、北条家という妻政子の里方の武力を背景にして打倒平家の兵を挙げた。ほどなく義経がそれに加わる。ここから源平合戦が十年ほど続き、結局平家は滅されたわけである。

3　源頼朝と女性

頼朝は、二十年も流されていたので、自分の武力というものは持っていない。平家の監視をずっと受けていた。ところが男も三十代を過ぎてくると、独りでいるわけにはいかない。ある日いい娘はいないかと探したところ、頼朝の見張り役である伊東祐親に八重姫という美女がいる。この姫と懇ろになった。京都の勤番から祐親が帰ってくると、庭先に小さい女の子がちょこちょこと歩いている。「これは誰の子だ」とおどろき、何とわが娘と流人頼朝との間にできた子供とわかって彼は激怒した。平家から頼朝の監視を命ぜられているのに、その政治犯人である頼朝とわが娘がデキてしまったなどと平家に聞こえたらわが家の破滅と、直ちにその女の子を殺してしまった。それで頼朝が命からがら逃げ込んだ所が北条館である。

北条館の時の大将は時政。これも頼朝を監視していた。頼朝は最初、伊東祐裕のバックで、その娘が自分の妻、愛人ということで将来身を立てようとの政治判断があったわけだが、これが失敗した。

北条館に逃げ込んだ頼朝は暫らくはおとなしくしていた。がまたぞろ女性が恋しくなってきた。北条館には一の姫、二の姫というのがいて、一の姫すなわち後の頼朝夫人政子は時政の先妻の子であった。この一の姫がたいへん気の強い女性なので、頼朝ははじめ一の姫にしようか二の姫にしようかと大いに迷っている。そして二の姫のほうが、現時政夫人の子だから北条家をバックにするには、このほうがよかろうという判断をし、恋文を家来に持たしてやった。家来が途中で考えた。わが主人はいま流人の生活をしているが、将来ことを成す場合にはどうしても北条の武力が必要である――同じ色事でも昔の政治家たる者は、そういう計算をして色事をやった。いや、現代でもそれは存在する。

藤九郎というその家来は、頼朝とは逆の判断で、北条の武力と関連づけると長女で勝気な一の姫にしくはないとその手紙を政子のところへ届けてしまった。政子も常日頃頼朝を憎からず思っていたことて、間違った手紙を承知で受け取って頼朝と逢いびき、後に夫婦になったわけである。

この頼朝こそ、日本の歴史上で〝英雄色を好む〟の代表的存在である。父の義朝も然りであり、祖父の六条判官為義も、その道のベテランだったが、その血を享けた頼朝は、男盛りの三十過ぎになると、政子でも構わぬとアツアツになり、数年後、まさに北条の武力をバックに石橋山で挙兵して、鎌倉幕府を築くまでになったのであった。続く　（税理士・今村秀夫）

銘語錄

生れてからの経験ばかりでなく、両親や祖先のありとあらゆる経験を貯蔵しているのが阿頼耶識である。

鎌田茂雄

昔、小学校にいっているとき、先生から「ひとに嘘を言ったり、他人のものを盗むと子どもなり子孫に、そんなものができるから、自らの行いは慎みなさい」と教えられたことがある。そのときは漠然とそんなこともあるのかなーと思っていた。

仏教では眼、耳、鼻、舌、身、意にそれぞれ識を下につけて、六識という。眼で見、耳で聞き、舌で味あい、身で触れてみる。さらに意識で認識をする。ここまでは常識として現代人もよくわかっている。さらにフロイトも唱えているごとく無意識の世界が仏教にもあり第七識として末那識と第八識として阿頼耶識の世界がある。

末那識とは我執すなわち自己主張の世界であり、俺が俺がということである。今の学校教育はこの自己主張中心の教育を行っているが、最近はその弊害が顕著にあらわれているようだ。そして善悪を越えて過去から現在に至るすべての経験、祖先からの受けついだあらゆる経験を脳の阿頼耶識という根本識に貯蔵しているという。人間は自分だけでなく無限の過去と未来に連続していることである。今の学校教育はこの自己主張中心の教育を行っているが、最近はその弊害が顕著にあらわれているようだ。そして善悪を越えて過去から現在に至るすべての経験、祖先からの受けついだあらゆる経験を脳の阿頼耶識という根本識に貯蔵しているという。人間は自分だけでなく無限の過去と未来に連続している。

明るい人、そして暗い人はそれぞれ思ったことそして言ったこと、行動したことを、そのとおりに阿頼耶識に貯蔵し将来のための因を作っていることになり、ある縁を条件として果を導いているということになる。

春は花　夏ほととぎす
秋は月
冬雪さえてすずしかりけり
道元

（鐘馗）

税の歴史から

貨幣の話（その三）

<60>

大阪府と奈良県との間にまたがる屏風をたてた様な金剛山脈、北にある葛城山は山上が高原状で明るい感じ、南の金剛山は木が繁って幽邃な感じである。古くは現在の金剛山の事を葛城山といっていた。金剛山の山上には一言主神を主祭神とする葛木神社、法起菩薩を本尊とし役行者を副本尊とする転法輪寺等がある。面白いことにこの神社の宮司とお寺の貫主とは同一人物、即ち神仏混淆なのである。さらに面白いことには、そこに手紙を出す時の住所は「大阪府神山局区内千早局気付奈良県金剛山頂」となっていて、行政上は山上は奈良県、県境は山腹をまいているが、交通は断然大阪府側が便利となっている。葛木神社の社務所の後の一般には通行止になっている細い道を少し登ると、林の中に、後醍醐天皇と大塔宮の宝剣を埋め供養のために建立したという宝剣が立っている。

昔大和側と河内側で深刻な水争いがあり、元禄十四年に裁定が下ったが、その頃葛木神社の石段のかたわらにある福石と宝剣塔を結んだ線が境になっていたと葛木神社の葛城宮司がいっていたが、その線は東西なので南北に分けるべき境界線は曲線をえがいていたのかも知れない。

金剛山は麓の千早城はじめ建武の中興の一つの舞台となった所であるが、後醍醐天皇が皇朝十二銭に続く我が国の政府発行の銅銭並に我が国初めての紙幣を発行したというのは本当であろうか。建武元年三月二十八日（一三三四年）つぎの様な詔書が出された。「くだつて近古に及び、銭を外国に求めて民間に敷き、官法が忘れられたようである。」という意味の事を述べてはあるが、その後長く（文政年間まで）甲州金の発行を続けさせたのである。

（公認会計士・税理士　岸本勝次）



ぺんてるはTQC（全社的品質管理）及びQCサークル活動を推進し、その成果を絶えず品質向上に結実させています。
品質管理の最高栄誉であるデミング賞受賞メタル

細さが変わらない！



ペン先に新技術。宇宙素材のニューセラミック採用。

ペン先はダイヤモンドに次ぐ硬さのニューセラミック。
だから、つぶれや摩耗がなく、いつまでも細さは変わりません。

●インキ交換は、カートリッジ式なのでワンタッチ。　01 02 03 04 の4タイプ。　※01はセラミックコーティング処理

1本 ¥500

Pentel® CERAMICRON 500

ぺんてる株式会社

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 下田友吉（1部 100円）
編集人 岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁〜二頁……商法・有限会社法改正試案に対する第一税協の意見
三頁〜四頁……日本商工会議所の意見
四頁〜五頁……東京商工会議所の意見
五頁……税理士21世紀の会第二回総会、研修会開催案内
六頁……歴史考察、税の歴史、銘語録

第一税理士協議会、商法・有限会社法改正試案に対する意見書を策定

「調査」に反対の趣旨を法務省に提出

商法・有限会社法改正試案に対する意見書

第一税理士協議会

〈前　文〉

昭和六十一年五月十五日付で、発表された「商法・有限会社法改正試案」につき、法務省民事局参事官室より意見照会があり、第一税理士協議会の意見をここに提出する。

第一税理士協議会としては、過ぐる「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」に対する意見では、総体的に賛意を表したのであるが、今回の試案に対しては、その内容が具体化するにつれ必らずしも賛意を表しがたい面がある。

というのは、今回の試案は、少し理想を追い過ぎている感があり、現実を的確に顧慮されていない面が見受けられ、中小企業に対する規制の強化が法の形骸化を招き経済の活力を損ねることになりかねないからである。

たとえば、計算・公開の面で、中小企業にも貸借対照表等の登記所における公開をすることや、会計調査人調査を強行することなどは、現状と乖離することと顕著なものがある。試案のままでは、改正前よりかえって事態が悪化することもあり得るので当会としては反対である。

以下、「試案」の順をおって、意見のある部分についてのみ意見を述べることとする。

〈商法・有限会社法改正試案に対する意見〉

一　設立

（発起人・原始社員）

1　について

（意見）株式会社の発起人及び有限会社の原始社員が一人で足りるとするのは賛成である。

（理由）現在、実務的には一人会社は募集設立の手続で設立登記を行い、後に株式の買取りをして一人会社となっているのが実状である。したがって、現実に合わせる意味で、発起人や原始社員は一人でよいと思われる。

（現物出資・財産引受け）

3（a）3　について

（意見）この部分は賛成であるが、ただ、（注）3の「適格者の名簿を備え置くことの可否」については、名簿は必要なく、それぞれの資格により証明者とすればよい。

（理由）弁護士にしろ公認会計士にしろ、すでに有資格者として公的に登録されているのであるから、あらためて適格者の名簿を備え置くことは、煩わしく、必要がない。

（最低資本金）

20a　について

（意見）最低資本金額は、できるだけ低くすることが望ましい。試案では株式会社二、〇〇〇万円と提案されているが、一、〇〇〇万円でよい。有限会社もできるだけ低くし、経過措置においてもできるだけ緩やかに配慮することが肝要と思われる。

（理由）物的有限責任会社の最低資本金があまりにも低いのは問題があるとおもうが、資本金の大小だけが債権者に対する担保力ではなく、その企業の商

（二頁へ続く）



お気軽にご来店ください。（短期貯蓄の決定版！）
「初めてのお客さまコーナー」開設！
■お電話でのお申込み・ご相談は……(03) 205－1001(代)

100万円の利息くらべ

〈非課税扱い〉　〈課税扱い〉

期間	中国ファンド 年4.124% 円	%	定期（1年） 年4.13% 円	%	普通預金 年0.38% 円	%	定額貯金 年3.53% 円	%	中国ファンド 年2.681% 円	%	普通預金 年0.3% 円	%
1ヵ月	3,437	4.12	317	0.50	317	0.38	1,150	1.38	2,234	2.68	253	0.30
6ヵ月	20,801	4.16	13,150	2.63	1,900	0.38	13,150	2.63	13,480	2.68	1,520	0.30
1　年	42,034	4.20	41,300	4.13	3,804	0.38	31,545	3.15	27,141	2.71	3,040	0.30

〈特　長〉
★30日たてば、手数料なしで、いつでもお引出しができます。
★ふやす期間は、あなたのご利用目的にあわせて自由、自在。
★ご入金、お引出しは、お近くの銀行、野村のＡＴＭでできます。
★株式や買付商品の精算にも、ご利用いただけます。
★中国ファンドをお持ちの方は、〈野村ＪＣＢカード〉のお申込みができ、お買物は、カードとサインでＯＫ！

1ヵ月複利で
ぐんぐんふえる
4.124%
('86.5.19 現在)
（10万円以上1万円単位）

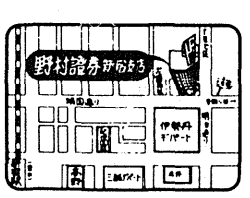

新しい魅力で
身近なおつきあい
野村證券
新宿支店
郵便番号　160－91
東京都新宿区新宿5丁目17番9号
(三光町交差点カド・伊勢丹ソバ)
電話　東京 03(205) 1001(代)

（一頁から続く）

品開発の将来性、経営者の資質と個人の信用力、会社の収益力等の総合的なものが企業担保として要求される。又、資本金が大きいから企業の安全性が高いとも限らない。むしろ、最低資本金を引上げることにより、有望な企業を物的会社から締め出し、組織変更しない会社の解散により、取引関係に混乱を生じる危険性もある。また、税法上、資本金壱千万円超の会社は交際費課税が強化され負担が重くなる。

二　経営管理（運営）機構

（取締役の員数）

1a　について

（意見）一定規模以下の取締役の員数を減らすことに賛成である。

（理由）取締役についても、その執行責任をはっきりさせるため、現在株式会社において名目的に存在する取締役は、員数を減らすことが望ましい。

（監査役の員数等）

2a　について

（意見）株式会社の監査役は一人以上とし、必要機関として一層充実するよう検討すべきである。有限会社においては現行法のとおり任意機関でよい。

（理由）監査役を置かないかどうかは、後述する会計調査人調査に当会としては反対なので、当然、監査役を現在以上充実することが必要である。

（取締役の任期）

3　について

（意見）有限会社の取締役の任期を、最長三年と法定するのは疑問である。現行通りがよい。

（理由）最長三年とするよりは、むしろ現行法通り、定款にまかせて法定しないほうがよい。そのほうが費用負担の懸念もないし、有限会社本来の簡易性の特色に適っている。

四　計算・公開

（貸借対照表等の登記所における公開）

2　について

（意見）公開そのものは必要なことであるが、商業登記所に提出し、登記所でこれらの書類を公開する点は、費用及び手数負担の問題があり、又、これを悪用されるおそれもある。中小会社に抵抗があってなじまない。したがって中小会社にはこれを除外することが望ましい。現行の会社での開示でよい。

（理由）試案の通り登記所に提出する制度が法定し一般公開されるようになると悪意ある者に利用される可能性があり、中小企業の企業活動が混乱する虞れがある。さらにこれにかかる費用や登記所提出費用も中小企業の負担増加となる。したがって中小会社は会社においての開示で充分である。

（会計監査人による監査）

3a　について

（意見）当然のことであって賛成である。

（理由）商法特例法二条の基準はできるだけ引き下げる必要がある。少なくとも資本金一億円以上、又は、負債総額一〇億円以上の株式会社及び有限会社は、会計監査人の監査を受けなければならないとすべきである。したがって、この点につき（注）において、「商法特例法二条の基準（資本基準及び負債基準）を修正して会計監査人の監査を受けなければならない会社の範囲を拡大することについては、4の取扱い等との関連で、なお検討する」としているが、4の取扱いと関連させることなく、本筋は本筋で行うべきである。

3b　について

（意見）aまたは一定の基準に該当する株式会社以外の株式会社が、定款で、会計監査人の監査を受ける旨を定めることは賛成である。

（理由）会社が定款で自主的に任意監査を行う道を開くことは社会的に有効である。このように定款にきめて会計監査人監査を受けるようになれば、会計監査については監査役の監査を任意にしてもよいと思われる。このような制度をつくることによって外部監査がより一層定着し普及することになる。

（会計調査人による調査）

4a　について

（意見）この部分が今回の改正試案の大きな問題の一つであろうが、全面的に反対である。

（理由）確かに「会計あるところ監査あり」は全く同感であり、物的有限責任会社としての経理公開も当然そうあるべきである。しかし現実の中小企業は、それを受け入れられる現状にない。諸外国でもスムーズにいっていない。特に今回の提案のC（注）において、詳細な調査についての内容が示されているが、それを見る限り、監査から調査に名をかえているのみで、いろいろな問題を投げかけている。

その内容をよく読めば、一定のレベルに下げて監査として役に立てようとしているのであるが、調査は監査と本質的に同じである。調査は費用負担を軽減するところから出たものであり、そのため全般的にレベルを下げて実施しようとしている。それが「一応」とか「確からしさ」という表現となっており、「監査ではない」の表示をしようという旨も述べているが、本質的には監査のレベルダウンをしようということに外ならない。

監査というものは、レベルを下げてある程度の効果を上げ得るものではない。監査の場合は、負債が簿外になっていたとか、売掛債権が貸倒になっていたなどの一点を見逃すことによってその会社に対する判断を誤らせることがある。このような「調査」を行って「調査報告書」を発行し、取引先を信用させることは、調査報告書がないときより被害がでることがある。利害関係人は調査を受けているから大丈夫だと思い込んで取引を行うからである。いいかげんな監査ならしないほうがよいのである。

（会計専門家による指導）

5　について

（意見）一つの提案として理解できるが、商法の立法上なじまないと思われる。

〈結　論〉

今回の改正試案は理想を考慮しすぎてか、思ったよりも規制強化の面が多く強いのが気にかかる。理想を現実化するのがまた法のあり方であろうが、漸進的に行い、円高基調で中小企業が塗炭の苦しみを舐めているいま、規制強化は避けたほうがいいと思料される。どうか、大所高所に立った立法当局の叡慮を望みたいものである。

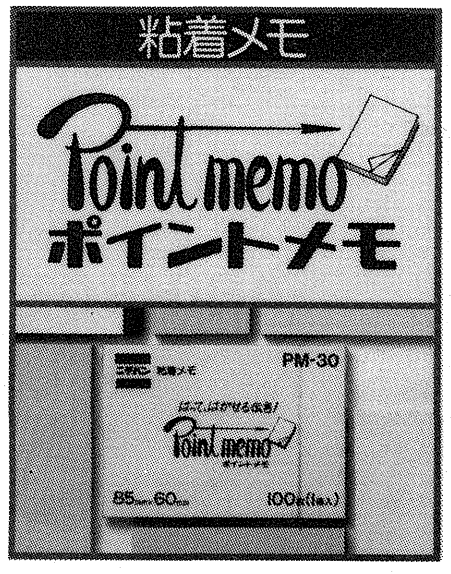

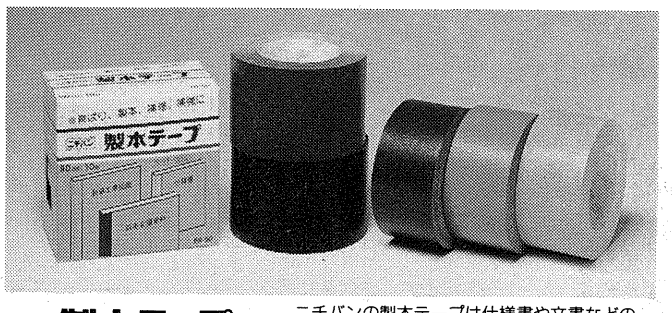

製本テープ
（ペーパークロス）

ニチバンの製本テープは仕様書や文書などの簡易製本、本やノートの補強・補修に便利な新製品です。耐候性耐老化性にすぐれた粘着剤を使用していますので長期間変質しません。

品番	サイズ	中箱	価格
BK-35	35㎜×10m	10コ	600円
BK-50	50㎜×10m	10コ	800円

●色＝黒・赤・紺・黄・緑・空・茶・白

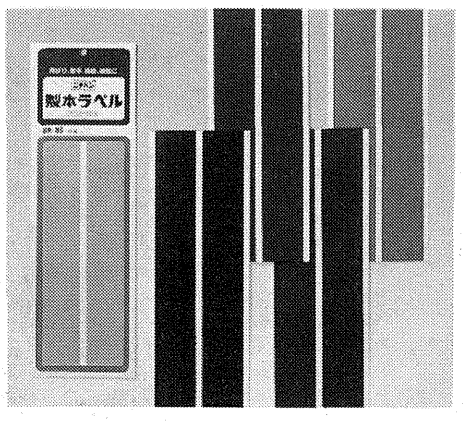

製本ラベル
（ペーパークロス）

製本ラベルは、製本テープを予め一定の長さにカッティングしたシートタイプで、ご家庭など少量使用の方におすすめします。

粘着メモ Point memo ポイントメモ

情報化時代の有能なアシスタント、ニチバンのポイントメモはさっとメモして、目立つところにペタッ……伝えたいことを確実に伝えます。サイズも豊富で20種類、使いみちはさまざま。オフィスやお店、学校、ご家庭などで幅広くお使いいただけます。

ニチバン株式会社

本　　社：〒102 東京都千代田区九段南2丁目2番4号 ☎(03)263-0151(大代表)
札幌支店：〒060 札幌市中央区北五条西6-2札通ビル ☎(011)231-2310(代)
仙台支店：〒983 仙台市幸町3-11-3第1小西ビル ☎(0222)97-2155(代)
大宮支店：〒330 大宮市宮原町3-147 ☎(0486)66-7495(代)
新潟出張所：〒950 新潟市米山10-8丸信ビル ☎(0252)46-3261(代)
東京支店：〒103 東京都中央区日本橋本町2-2小津ビル ☎(03) 666-3101(代)
千葉出張所：〒260 千葉市新田町137大丸ビル ☎(0472)48-1085(代)
八王子出張所：〒192 八王子市南新町10繊維センタービル ☎(0426)26-7591(代)
横浜支店：〒221 横浜市神奈川区金港町3-3第9大塚ビル ☎(045)453-3151(代)
静岡出張所：〒420 静岡市千代田2-2-13 ☎(0542)47-5578(代)
名古屋支店：〒460 名古屋市中区栄5-26-39タカシマ名古屋ビル ☎(052)261-1441(代)
松本出張所：〒399-65 松本市芳野14-10 ☎(0263)27-1863(代)
金沢支店：〒920 金沢市問屋町1-93 ☎(0762)38-0801(代)
京都支店：〒601 京都市南区唐橋川久保町29大佐ビル ☎(075)681-1781(代)
大阪支店：〒541 大阪市東区道修町2-19-1山口ビル ☎(06) 203-5631(代)
和歌山出張所：〒640 和歌山市太田275川端ビル ☎(0734)72-2002(代)
神戸支店：〒650 神戸市中央区北長狭通4-7-32兵庫県ゴム会館 ☎(078)392-1206(代)
広島支店：〒733 広島市西区西観音町9-7なかよしビル ☎(082)291-7497(代)
高松支店：〒760 高松市中央町17-26 ☎(0878)61-8661(代)
福岡支店：〒810 福岡市中央区渡辺通2-4-8小学館ビル ☎(092)771-4852(代)
鹿児島出張所：〒890 鹿児島市鴨池1-48-11 ☎(0992)57-1942(代)

「商法・有限会社法改正試案」に対する各界の意見書

日本商工会議所の意見

先般意見照会のあった「商法・有限会社法改正試案」に対し、下記のとおり回答する。

本改正がわが国中小企業に与える影響の極めて大きいことに鑑み、今後の立法にあたっては、法体系の整備を優先させることによって、わが国経済に無用な混乱を招くことのないよう、また、二一世紀に向けてわが国経済の活性化を阻害することのないよう、さらに慎重な検討と十分なコンセンサスづくりに努めるべきである。

記

〈基本的な考え方〉

1. わが国経済において中小企業の果たしている役割を認識し、法改正が中小会社に過大な負担を課することのないよう、また、中小会社の資本金別構成の実態を十分踏まえたうえで検討を行うこと。
2. 中小企業基本法、税法等関連法規との整合性について配慮すること。
3. 新しい事業分野等における会社の新設を阻害することのないよう配慮すること。
4. 試案における規制の区分は複雑にすぎるので、立法化の段階においては、極力簡素なものとすること。
5. 有限会社については、その多くが小規模かつ閉鎖的な組織として定着している現状に鑑み、基本的には規制強化を行わないこと。

一、設立

1. 発起人・原始社員

会社設立にあたって、発起人及び原始社員は一人でもよいとすることは、現実的な措置とも言えるが、他面、個人企業と法人企業との相違を不明瞭なものとし、安易な会社設立を助長する恐れもある。改正を急ぐ問題とは思われず、あえて改正するとすれば、一人ではなく少なくとも複数とすることが妥当と思われる。

2. 最低資本金制度

(1) 最低資本金額

本来、会社の最低資本金額を業種、業態等と関係なく一律に規定する妥当性は認めがたい。あえて設定するとしても、①既存株式会社の約七〇%が資本金一、〇〇〇万円未満、同じく有限会社の約八〇%が資本金五〇〇万円未満である、②近年新設される会社の資本金額もほぼ同様の傾向にある、等の現実を踏まえると、最低資本金額については、株式会社は一、〇〇〇万円以下、有限会社は三〇〇万円以下で設定すべきである。

(2) 猶予期間

上記の最低資本金額を前提として、既存会社に対する猶予期間は少なくとも五年程度とすべきである。

(3) 税法上の優遇措置等

最低資本金制度の導入に伴い、①増資のための資産再評価を認め、その評価益を非課税とする、②既存剰余金の繰入れ等にあたっても無税とする、③組織変更する場合の登録免許税を減免する、等の税制上の優遇措置が不可欠である。さらに、最低資本金額を設定するにあたり、法人住民税、交際費課税に関する資本金基準の調整も必要に応じて行い、中小会社に対する課税強化とならぬようにすべきである。

(4) みなし解散

一定の猶予期間内に法定最低資本金額に達せず、また、組織変更もしない会社について、解散したものとみなし、登記官が職権で解散登記をすることは、社会的な混乱を招くことが予想される。従ってC別案に準じた合理的緩和措置が望まれる。

二、経営管理（運営）機構

1. 取締役の員数

名目的な取締役を排除し、中小株式会社の負担軽減をはかる見地から、一定規模以下の株式会社の取締役は二人で足りるとすることは妥当と思われる。しかし、一人で足りるとすることについては、さらに慎重に検討すべきである。

2. 取締役会の決議

取締役会が、会議を開かないで決議（例えば持ち回り決議）できるとすることは、会社の意思決定の迅速化等運営上の利点があるので、実現が望まれる。

3. 計算を公開していない場合等における取締役の責任

試案によると、取締役側に立証責任が転換されて、事実上無過失責任を負わざるを得ず、免責の立証は殆ど不可能と思われる。また、公開や監査（調査）を実施すべき時期と取締役の任期との関連においても問題があると思われる。本件に関しては、現行商法第二六六条の三取締役の第三者に対する損害賠償責任の活用も含めてさらに検討する必要があり、仮に新たな規定を設ける場合においても、責任を負うべき取締役の範囲等を限定するべきである。

4. 監査役の資格

監査役の独立性を確保する見地から、ある程度の資格制限はやむを得ないと考える。しかし、試案のような制限では、中小会社において、監査役を選任する場合に困難が生じると思われる。従って、例えば姻族関係は除外しない、あるいは生計が別である者は除外しない、等試案の緩和措置が必要である。

三、株式・持分

1. 支配株主等の責任

一定の資本金額に満たない株式会社及び有限会社の実質的な支配株主・社員に対し、労働債権又は不法行為債権につき二次的弁済責任を負わせることは、①株主・社員有限責任の原則を否定することとなる、②投資資金調達が阻害される、③資本金額をもって適用を区分する理由に乏しい、等により賛成しがたい。

四、計算・公開

1. 貸借対照表等の登記所における公開

わが国における各種ディスクロージャー制度が、欧米諸国に比し未発達な現段階において、会社の計算書類等を登記所において一般大衆にまで公開することに社会的な有用性は見い出せない。とくに、中小会社の公開については、①企業情報の悪用、②取引上の誤解や信頼関係の喪失、③事務的・経済的な負担増も懸念される。

従って、近い将来、こうした公開制度に対する国民的コンセンサスが形成されることを前提とし、経済の国際化、企業の社会的責任という観点から登記所における公開に踏み切るにしても、有限会社及び資本金一億円以下の株式会社までその対象とする必要性は認めがたい。

2、会計調査人による調査

計算書類の適正化・明確化をはかるための外部監査の重要性については理解すべきであろうが、試案に示された会計調査人調査の制度化については従来の税務指導等との関連もあり、賛成しがたい。なお、調査の方法・内容・程度等についてさらに検討を行い、簡易かつ実効ある調査制度が具体化した場合においても、同調査の対象とされた会社において監査役を設置している時は調査を省略できるとすることが現実的な方法と思われる。

東京商工会議所の意見

中小会社に関する規定を中心とする商法及び有限会社法の改正に当たっては、わが国経済の発展にこれまで果してきた中小企業の役割を正当に認識するとともに、二一世紀に向けて産業構造の調整という厳しい課題に取り組みつつある今日の中小企業の実態を踏まえ、何よりもその活力の阻害につながらないものとすべきことは言うまでもない。

そこで今回の会社法の改正に当たっては、

① 徒らに株式会社及び有限会社の理念を追求することなく、中小会社の実態を十分に踏まえた漸進的な改正とすること

② 商法及び有限会社法の改正試案と関わり合いを持つ税法・中小企業基本法等中小企業関係法規との整合性にも配慮すること

③ 試案に提示された規制事項区分は複雑にすぎるので、極力簡明な法改正を目指すこと

④ 株式会社の組織変更の受け皿として考えられる有限会社についての規制は、極力緩和・簡素化すること

⑤ 試案提示段階において必ずしも内容が明確でない事項については、今後実際界の意向を踏まえて具体化すること

を基本的視点とすべきである。

このような観点から、このたび、法務省民事局参事官室から意見照会があった「商法・有限会社法改正試案」に関する当商工会議所の意見を、左記のとおり回答する。

記

一、中小会社に関する規定

1. 最低資本金制度

試案は、株式会社についても最低資本金を設定し、その金額を二、〇〇〇万円とするとともに、有限会社の最低資本金額を五〇〇万円に引き上げることとしている。

これについては、国税庁昭和五十九年分税務統計によれば、①株式会社の約七〇%が資本金一、〇〇〇万円未満、有限会社の約八〇%が資本金五〇〇万円未満とされているので、試案どおりの改正では中小企業に与える影響が社会的に見てあまりにも大きいこと、②これにより組織変更を余儀なくされる場合に、会社の名称変更による企業のイメージダウンへの懸念が根強く存することなどの理由から、最低資本金額については次のように考える。

時代はいま、垂直分散から水平連携システムへ。

UCHIDA

「USAC 2001VHシリーズ」VH3、VH5、VH7、VH9、VH11の5モデルで新登場！

垂直・水平連携機能でオフィスをカバー。

オフィスの各部門で分散即時処理を行なう垂直連携（Vertical）システムをさらに発展、CPU同士の連動を可能にした水平連携（Horizontal）システムを採用。
ハード／ソフトウェア資産をそのまま相互に継承できる経済効率の高いオフィスシステムを実現しています。

- 社内・外へのグローバルネットワークへ展開。
- 統合オフィスを実現する、リレーショナル型データベース。
- 事務処理の効率アップを実現する統合ソフトウェア。
- アプリケーションの領域を拡げる高性能専用装置を用意。

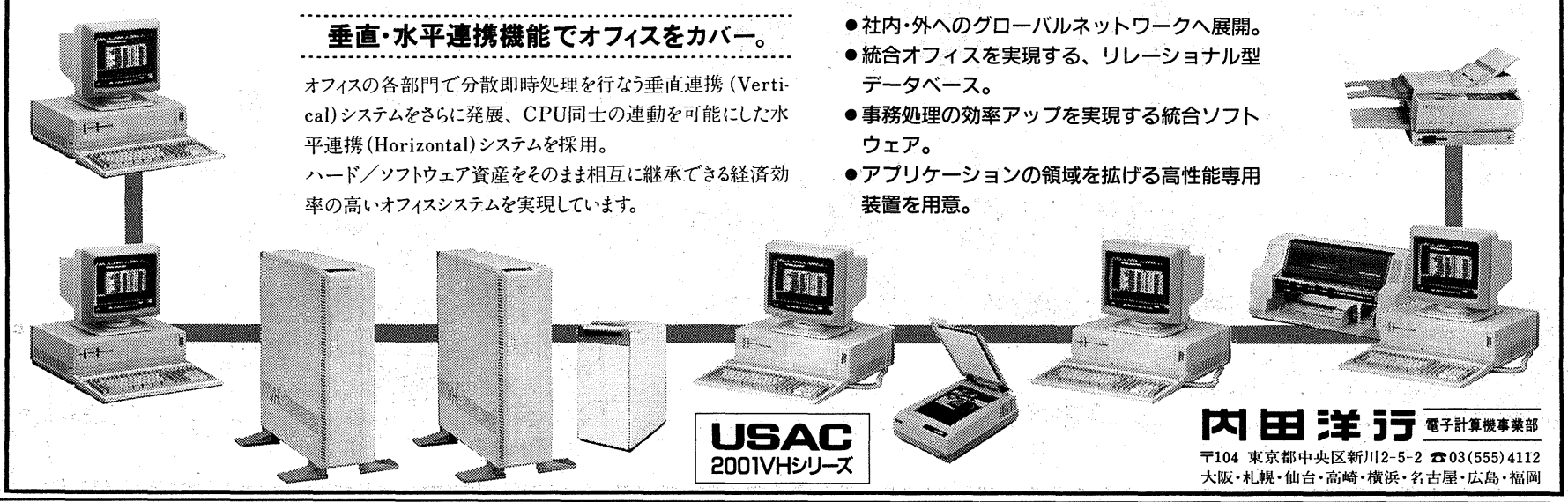

USAC 2001VHシリーズ

内田洋行 電子計算機事業部
〒104 東京都中央区新川2-5-2 ☎03(555)4112
大阪・札幌・仙台・高崎・横浜・名古屋・広島・福岡

会社はこれを新設会社と既存会社とに分け、新設会社については試案どおりでよいが、既存会社については、株式会社は一、〇〇〇万円（有限会社は三〇〇万円）とし、この要件を満たすために必要であれば資産再評価の途を開き、その際の評価益を非課税とするとともに、既存の剰余金の資本組入れ等にあたっても無税とするなど税制上の優遇措置を講ずること及び五年程度の猶予期間を設けることがぜひとも必要であると考える。

なお、上記の猶予期間内に法定の最低資本金額に達しえない既存会社の処理については、別案が示唆するように、特定事項の登記申請を却下しうることにとどめるのが望ましい。（試案一、20、a、b、（注）2、c）

2. 計算書類等の公開

試案は、商法特例法上の大会社以外の株式会社は、決算貸借対照表等を官報や新聞で公告することを要しないものとするとともに、すべての株式会社及び有限会社は決算書類を登記所に提出し、公開しなければならないとしている。即ち、公告は省略できても登記所における公開は必須としているわけである。

この点については、①登記所での公開は、企業情報の悪用が懸念されること、②中小会社が新たな手続きのために、事務的、経済的負担を強いられコスト増加につながる虞れが大きいこと、③他面、登記所も計算書類等の受理、保管、閲覧事務等新たな事務的、経済的負担を強いられ、行政改革に逆行することなどの理由から、登記所における公開については次のように考える。

中小の株式会社における計算書類等の公開は必然性に乏しく、作成した計算書類を会社の利害関係人に限定し閲覧に供するため、本店において一定期間開示することにとどめるべきである。

なお、有限会社についても、その閉鎖的な会社としての特性を維持するため、公開を不要とすべきであることはいうまでもない。（試案四、1、a、b、（注）2、2、a、b）

3. 外部監査・調査・指導

試案は、例えば資本金三、〇〇〇万円以上又は負債総額三億円以上の株式会社と資本金一億円以上又は負債総額一〇億円以上の有限会社は、会計調査人の調査を受けなければならない（会計監査人の監査を受ける会社を除く）としている。

この点については、①調査を受ける中小会社が新たに相当の事務的、経済的負担を強いられるにいたること、②試案によれば、調査結果は調査報告書として登記所で公開されることになるわけであるが、この調査が「正規の監査」より程度を下げたものでよいとされていること等から、会計調査人の制度の導入が、債権者の保護を図る制度として、社会的に有効に機能するものかどうか疑問が多く、形骸化が懸念される。したがって、会計調査人の調査等の制度化については、にわかに賛成しがたく、制度の具体化に当たっては慎重な配慮が望まれる。

なお、有限会社については、会計調査人による調査の制度化にも、また会計専門家による指導の法制化にも反対である。（試案四、3、4、5）

4. 取締役

(1) 取締役の責任の強化

試案では、計算を公開していない会社あるいは会計監査人の監査または会計調査人の調査を受けていない会社の取締役は、自己の無過失を立証しないと債権者に対して責任を負わされることになるなど、責任の強化が提示されている。

もし計算書類等の公開や外部監査が法律上要求されている場合には、その計算書類等の非公開、外部監査を受けないことの代案として、株式会社の取締役の責任を強化すること自体は（有限会社の取締役の責任は別として）現実的な対処として首肯しえないではないが、その場合にも、少なくとも責任が強化される取締役の範囲は、代表取締役と経理担当取締役に限るべきであると考える。（試案一、12、a、b、（注）1）

(2) 取締役の員数

試案は、取締役の数について、一定規模以下の株式会社では三人でなく二人でもよいが、一定規模以上の有限会社では一人でなく二人以上でなければならないとしている。そして、「取締役を一人で足りるものとするかどうか等については、なお検討する」と注記している。

取締役を一人とした場合、本人の病気、行方不明等により業務が停滞することも考えられるが、この点は現行の仮取締役の制度を改善することによって、克服できると考えられるので、一定規模以下の株式会社については取締役は一人でもよいとして差し支えないものと考える。（試案二、1、a、b）

5. 労働債権・不法行為債権に対する支配株主・社員の責任

試案は、資本金が一定の金額に満たない株式会社・有限会社では、経営に関与する支配株主・社員は労働債権と不法行為債権について個人責任を負うとしている。

財産的基盤の十分でない中小会社について、機能資本家たる支配株主・社員に対し上記債務に限って個人責任を負わせるとの趣旨は理解できないでもないが、責任を負う債務額の限度が明確でなく、株主・社員有限責任の原則を大幅に崩す虞れがあるので、たとい前記の債務に限ってであっても個人責任を負わせることには反対である。（試案三、14）

6. 一出資金とみなすべき貸付金

試案は、資本金が一定の金額に満たない会社が倒産した場合には、経営に関与する支配株主・社員の会社に対する貸付金債権は、一定の限度で一般の債権に劣後するとしている。

平常時における株主・社員の会社に対する貸付けは、実質的には会社の資本として機能しているともみられるので、試案の趣旨には賛意を表するが、ただ、「平常時」と「窮境時」の区分けについてはこれを明確にする必要があると考える。（試案三、15）

7. 監査役の資格

試案は、監査役は取締役の直系親族、配偶者または取締役と生計を一にする者であってはならないとして監査役の資格を制限している。

監査役の独立性を確保する見地から、ある程度の資格の制限はやむをえないものと思われるが、姻族関係のものまで一律に無資格者とすることには反対である。

親戚だからといって馴れ合い監査になるとは限らず、また、試案のように大幅に資格が制限されると、監査役の選任が中小会社にとってかなり困難なものとなりはしないかと考えられる。（試案二、16）

二、大会社・中小会社に共通する規定

1. 合併による計算の承継

試案は、合併期日の前日で消滅会社の営業年度が終了し、消滅会社は決算手続きを行わなければならず、この決算手続きに関して消滅会社は、合併登記後も存続するものとみなすとしている。

しかし、一方で試案は、合併期日に合併の登記をすることにしているので、決算の時には消滅会社は法律上すでに存在していないわけであり、試案は、法事実の面での矛盾を法技術的に解決する点において無理を犯しているといえようから、このような規制は、再考すべきである。その上、試案によれば、報告総会は省略されるが、少なくとも消滅会社においては定時総会を開かざるをえないことになるので、余計なことのように思われる。（試案七、3、a、b）

2. 取締役会の持回り決議

試案は、取締役会は、一定の条件のもとに会議を開かず持回り決議等の方法で決議することができるとし、「会社の規模、決議事項の内容等により取り扱いを異にすることの可否については、なお検討する」と注記している。

持ち回り決議の途を開くことにより、会社の意思決定が迅速化され、会社運営上のメリットも大きいと考えられるので、賛意を表する。ただし、この点について、会社の規模、決議事項の内容等によって区別する必要性はさしいと考える。（試案二、6、（注）2）

3. 総会検査役

試案は、少数株主に限らず、会社も総会検査役の選任を裁判所に請求できるとし、更に、「会議の目的たる議案に関し相当の審議を尽くした場合には、なお説明を求める者があっても、議長はその議案につき採決をするという規定を設けるかどうかは、なお検討する」と注記している。

しかし、もし会社選任の総会検査役に何らか事実上の利点があるとするならば、そのこと自体が問題であるのみならず、すべての会社が総会の前にこのような検査役を用意することになるであろうから、徒らに複雑になるだけのように思われる。

また、審議を尽くした場合に、議長がその判断で採決できるのは議長の権限としてあまりにも当然であるから、これを新たに規定する必要もないと考える。（試案二、24、（注）1）

4. 株主に対する連結財務諸表の送付

試案は、証券取引法の規定により連結財務諸表の提出を義務づけられた会社は、決算期後相当の期間（例えば三月）内にこれを株主に送付しなければならないものとするかどうかは、なお検討することとしている。

しかし、この種の規定は、規定を設けるにしても、商法ではなく証券取引法に委ねるべきものと考える。（試案四、9）

5. 一人会社の設立

試案は、株主が一人の株式会社、社員が一人の有限会社を設立することができるとしている。

一人会社は、現在でも株式会社では会社設立後に株式を譲渡することによって実際上認められるので、発起人の数をわざわざ法律上一人でよいことにして、特に一人会社の設立を奨励するようなことは適当でない。したがって、この点については、発起人は七名以上を要求する現行法の規定は削除するが、会社をもって営利性の社団とする現行法の態度はそのまま維持するのがよいのではないかと考える。（試案一、1）

6. 仮装の払込み

(1) 仮装払込みの処罰

試案は、発起人または取締役が株式の払込みを仮装して払込金の保管証明をさせたときは処罰し、この払込みが仮装であることの情を知って」払込金の保管に関する証明をした者も同様に処罰することとしている。

現行商法は、発起人・取締役等が払込取扱金融機関と「通謀」して株式の払込みを仮装した場合、預合いの罪として処罰しているが、この「通謀」については、当該行為について決定権を有する役職員が「通謀」の当事者であることを要し、それらの者が単に仮装の払込みであることを知っていただけでは足りないと解されているところである。

そこで試案は、仮装払込み防止を更に強化するため「知情」についても処罰の対象としたものであろうが、これでは処罰の対象が拡がりすぎる虞れがあるので、犯罪の構成要件について慎重に配慮すべきである。（試案一、11、a、b）

(2) 会社の株主・社員への貸付け

試案は、会社は成立後一定期間は株主・社員に金銭を貸付けてはならないとしている。

これは、成立後間もない会社が出資者である株主・社員に金銭を貸付けることは一般には合理的な理由に乏しく、これを禁止することによって仮装の払込みを防止する方策の一つともなると理解できるが、少なくとも株主・社員の不慮の事故に対する貸付けの場合や従業員株主に対する貸付け等の場合を除くべきである。（試案一、12）

7. 監査役の刑事罰

試案は、会社が決算書類とともに監査報告書を登記所に提出した場合において、虚偽の記載をした監査役は刑事罰に処するものとしている。

故意犯のみが処罰の対象とされるわけであるから不都合はないともいえるが、監査役就任の実情等に鑑み、少なくとも法施行から当分の間はこれを行政罰にとどめて、制度の運用を見た上で必要があれば刑事罰に処することにしてもよいものと考える。（試案四、15、b、c）

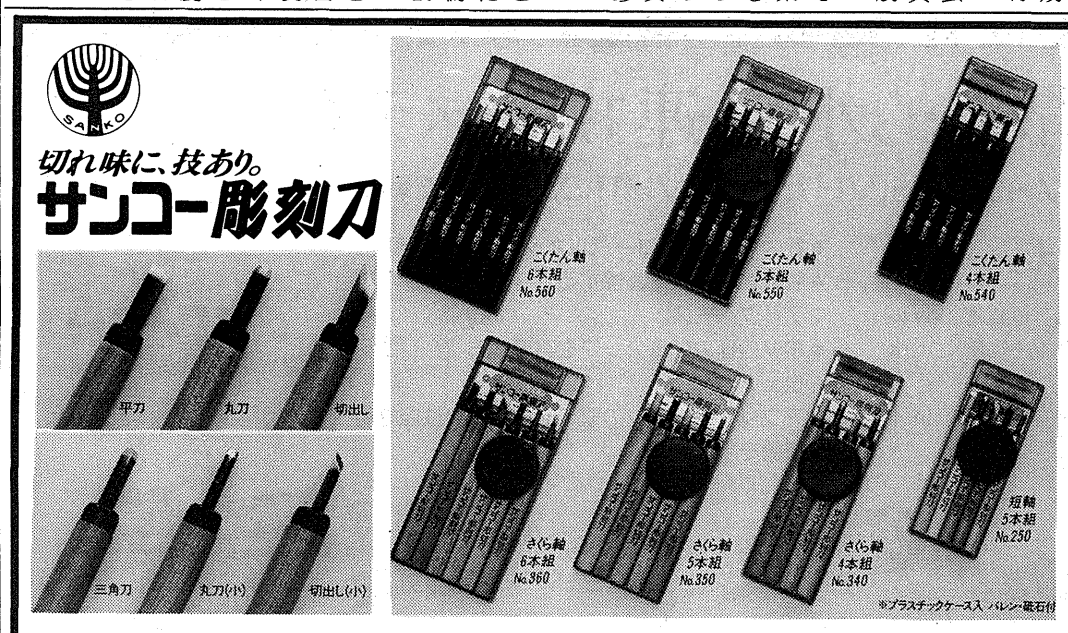

サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。

スタンダード型、スピーディー型、エリート型も従来通り取りそろえておりますのでよろしくお願い申し上げます。

ワンタッチ

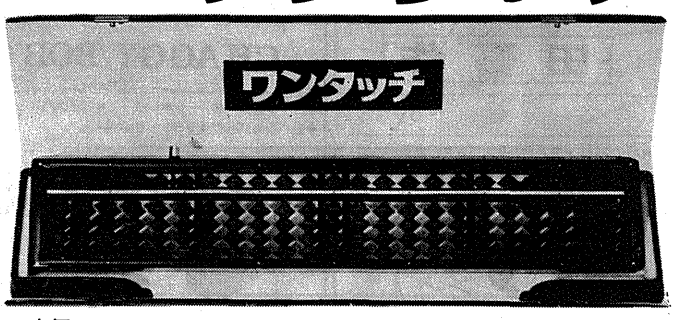

定価＝￥5,000～￥20,000、￥30,000～￥50,000の極上品もございます。

サンコーそろばん・生産・輸出入　高級彫刻
高級木工芸品
三貢工芸株式会社
工　場　兵庫県・島根県

本　社　〒101 東京都千代田区内神田2-15-12
東京営業所　〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL.(03)251-1591
福岡出張所　〒811-23 福岡県粕屋郡粕屋町上大隈644-10
札幌出張所　〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37 緑マンションC405 TEL.(011)583-6725

名実共に大構想の会に！

税理士21世紀の会第二回総会

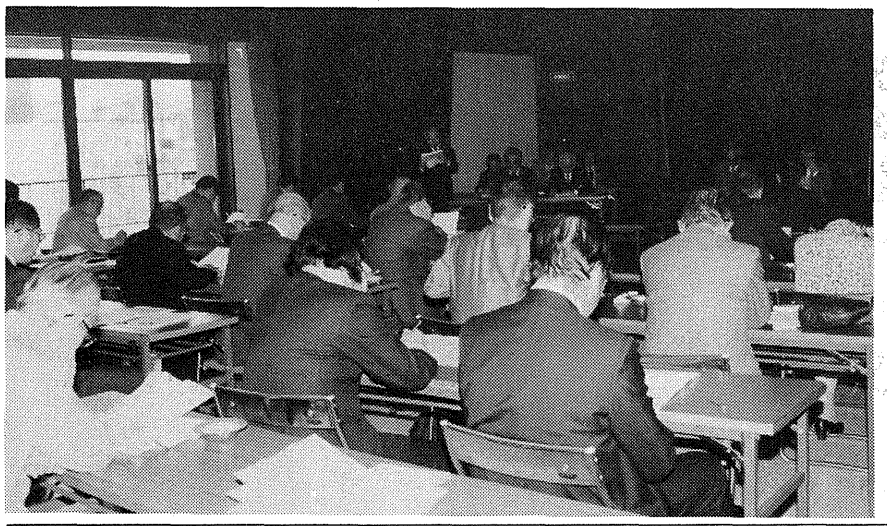

十月二十一日に、税理士21世紀の会の第二回総会＝写真＝が、銀座・東邦生命ビル八階会議室において午後一時三十分から開催された。同総会における基本方針は、「税理士21世紀の会は、創立以来税理士法第一条に規定する税理士の使命である独立公正な立場に徹し、業界の正常化と発展に寄与するために行動してきたところである。本年度においては、東京税理士会役員の改選もあり、税理士21世紀の会の重要な役割りであるとの認識のもとに、次のとおり重点項目を掲げて活動する。

重点項目：一、会員の拡大増強並びに支部結成の促進。二、財政の健全化のための財源確保。三、第三次商法改正問題の検討とその対策。四、勤務税理士に関する実態調査。五、研修会、講習会等の実施。六、本会の積極的PRの実施。」というもので、確実に基盤固めをして行くことになった。

総会は中嶋時男氏の司会で始まり、下田友吉副会長の開会の辞のあと、大竹浩司会長が会長挨拶に立って、あらためて税理士21世紀の会の存在の意義を強調した。

「税理士桜友会、第一税理士協議会、全日本計理士会、税理士清流の会、監査協会の五会とそれらに属していない一般の税理士の六会から成る連合体が税理士21世紀の会であり、いざとなれば大同団結、打って一丸の力を示す――今だかつて、かかる大構想の会はない。しかもその各会の会長、副会長、理事長が会長となり副会長となり熟行部となって熱心に活躍するという優秀さ。今はまだ小さな輪だが、大きな輪になった暁には、税理士法第一条の〝独立した公正な立場〟を理解する人が増え、東京税理士会の正常化、税理士の地位と気質の向上、納税者の信頼や税務行政の円滑にも寄与できると自負する。これはわれわれの成し遂げねばならない基本目的である。また、これから活躍する先生方が路頭に迷わないような環境整備もわれわれに課せられた責務である。更にお膝元のマンモス東京税理士会の会長が日税連会長になれるような候補を選ぶことも大切で、今こそ東京税理士会を正常化しなければ俺を千載に遺す」という力強いものであった。

議長選出に移り、味岡一義氏と大竹浩氏が議長団席に就き、議事録署名人に岡崎寿士氏、牛島四郎氏を指名して議案審議に入った。

第一号議案／昭和六十年度事業報告承認の件、第二号議案／昭和六十年度収支決算承認の件、第三号議案／昭和六十一年度事業計画（案）承認の件、第四号議案／昭和六十一年度収支予算（案）承認の件、第五号議案／会則一部変更の件、第六号議案／役員改選の件が上程され、いずれも拍手多数で承認可決された。新役員は次の通り。（総会後の十月二十七日に開かれた正副会長会で、副会長の分担が頭書のようにきまり、なお末尾に六会所属の別を記しておく）

名誉会長　大竹浩司―計理士会
会　長　萩原咲太郎―一般
副会長　本多嘉憲、味岡一義―桜友会
総　務　秋場邦雄――監査協会
財　務　下田友吉、岡田一馬――清流の会
広　報　第一税協
組　織　笠井郁夫――桜友会
事　業　勝山公夫――清流の会
青　年　板倉孝典――清流の会
婦　人　田中弘子――清流の会
渉　外　小林　繁――桜友会

監事には飯島文夫、岸本勝次、三宅宗文、後閑よし江、佐藤寛各氏が選任された。

以上で議長団が退席し、新役員を代表して萩原新会長が挨拶。

渡辺美智雄、塚本三郎、武藤山治、村山徳五郎、田村幾蔵、佐藤作文郎氏らの祝電が披露され、勝山副会長の閉会の辞で総会が終了して和やかな懇親会となった。

会長に萩原咲太郎氏

第一税協出身副会長に

下田友吉、岡田一馬両氏

実務に役立つ

最近の法人税申告をめぐる問題事例研修会

ご　案　内

主催／第一税理士協議会
協賛／東京会監査団連絡協議会
〃　／東京会共同事務所連絡協議会

▶開催のねらい ―― 現在、東京局で取扱っている管内の法人税申告をめぐる種々の事例の中から特に実務的に興味の有する問題ケースを取り上げる！例えば昭和60年に最終改訂された借地権通達（法人税、所得税、相続税〈贈与税含む〉）の施行後一年間に浮上して来た問題点や、同時に最近の固定資産をめぐる減価償却問題を解明する。また、コンピュータやＮＴＴ民営化等の新時代におけるソフトウェア、テレホンカード等の問題点を繰延資産、交際費の関連で明らかにする。講師は定評の東京国税局調査審理課長渡辺淑夫氏。本研修で本年税務の総仕上げをどうぞ。先生も職員の方々もこぞってご参加下さい。

記

開催日時	昭和61年12月13日(土)　PM10：00～13：00
場所	公認会計士会館　3階研修室　（交通機関）地下鉄丸の内線：本郷三丁目駅下車 文京区本郷5－18－3　TEL (816)3346　都営三田線：春日駅下車
主な内容	相当の地代を払って改訂しない場合における借地権（自然発生借地権）/耐用年数の適用／除却又は売却の場合の残存価格／償却計算の誤まり／中古資産・減価償却資産の範囲／コンピュータ関連やＮＴＴ民営化等の変化に伴う繰延資産や交際費等に使われる税務(ソフトウェア、リース、テレホンカード、ファクシミリ、電信電話専用施設利用権等)
会費及び定員	1名　￥3,000円（資料代含む。定員300名に達し次第締切らせて頂きます）
申込先	第一税理士協議会宛　〒113 文京区本郷5-18-3 公認会計士会館内TEL (816)3346 ・下記申込書に会費を添えて早目にお申込下さい。なお、電話による申込も受付けております。 ・なお、会費は現金書留か、第一勧銀本郷支店普通預金口座（No.1290861）、または、当日受付にてお願い致します。

（注）講師への質問・講演内容の要望等がありましたら、前もって文書にて提出して下さい。
なお、当日講師の関連著書を特別割引にて頒布する予定ですのでご利用下さい。



歴史考察

英雄と女性 (二)

3　源頼朝と女性（承前）

北条政子は日本女性史上屈指のやきもち焼きで、頼朝があちこちに愛人を作ると、すぐ喚きつけてきて、猛烈にやきもちを焼く。頼朝は前述したようにどちらかといえば、北条の武力をバックにしたいために政子を妻にしたのであって、男というものは一般的に男勝りの気性のきつい女というものは好まないものである。つまり男に甘えてくれる可愛い女というものを好む面がある。

ある家来の娘に亀の前という娘があり、いつしかこの娘とも愛し合う仲となり、いろいろ口実を設け政子の手前をとり繕って、亀の前の許へしばしば通うようになった。しかしそれが政子にばれた。政子の怒るまいことか、家来に命じて亀の前の館を全壊してしまった。亀の前は命からがら逃げるスキャンダルが明るみに出た。

当時の習慣では、自分のライバルの家を壊すというのは、女の権利のような道徳感があったようである。ところが頼朝としては面子が立たない。政子に亀の前の家の壊しを命じられ実行した家来に切腹を命じた。女房の言うことを聞いたら今度は亭主に怒られ殺されてしまって、結局大いにバカをみたのはその家来だった。

「うちの北条家というものがあったからこそ、あなたは打倒平家ができたんでしょう」

と政子に詰寄られると一言もない頼朝で、そのうっ憤と焦らだちがその家来に爆発した。何ともはや、乱暴な話である。

4　源義経と女性

義経はご承知のように軍事の天才で、日本の歴史の中ではその面の代表的な武将であるが、残念なことに政治判断にかけては、意外だった。これが義経の悲劇であったことは知られる通りである。

頼朝は、古い堕落した王朝の旧秩序を倒し武家による幕府を創設するという大きな政治目的があるために、部下を統率するための論功行賞などその他一切の問題も、参謀たる大江広元に諮問してきめていた。その献策により頼朝が鎌倉幕府を開いて第一番に発した命令は、頼朝の許可を得ずして朝廷から位階をもらうことは罷りならぬという厳命だった。これを真っ先に平然と破ったのが義経である。平然はおろか、倒さなければならない旧秩序から鎌倉の合意なしに位階をもらうということが、如何に大きな政治的罪悪であるかという政治判断が義経にできないところに問題があったのである。

しかし、直接平家を打倒した英雄であるから、京都においては、凱旋将軍として義経の人気は非常に高い。男前もいい（平家物語では醜男のように描かれているが、それは別人であったらしい）ということで、まず朝廷としては女を義経に当てがえというわけで、公卿の娘を何人となく愛人として押しつけるに至った。

堺ノ浦で平家を滅ぼした時に敢った、平家の大将時忠の娘も愛人になってしまう。頼朝としては益々もって困ったものだということで、川越重頼の娘を義経の正妻として送り届けた。しかしそのうち都切っての美形の白拍子である静御前とも仲良くなってしまう。何と当時都において上流階級ないしは美人と喧伝された女性のことごとくが義経のところに集まるという形になった。

その中で猛烈な愛を貫いたのは静御前で、愛ひと筋に生き抜いた日本女性の典型であった。やがて義経と頼朝はことを構えるに至り落ちゆく義経と雪の吉野山で涙で別れた静は頼朝に捕らえられる。鎌倉の鶴岡八幡宮の社殿で舞を強要され、既に義経の子を宿しながら静は舞を舞った。笛と舞の名手だったわけだが、この時静は身重の体で舞いながら、

吉野山　嶺の白雪踏みわけて
入りにし人の　後ぞ恋しき
しずやしずしずのおだまきくり
返し昔を今になすよしもがな

と義経を恋うる歌を朗々と歌ってのけた。自分の夫を殺そうとする鎌倉殿の前で、夫を恋うる踊りを踊るとは男も真似のできない勇気である。勿論頼朝は激怒した。

「余の前で、不届きな反逆者を恋うる歌を歌うとは何たる不埒者」

と怒鳴って御簾を上げようとした。それを政子が諌めた。「殿と結ばれる時の私はどうでした。私がとに角山本代官の所に嫁がせられた時、夜中に逃げ出して殿の腕の中に飛び込んだではありませんか。女というものはどんな立場であっても、自分の恋うる人間のためには命も惜しまず愛を貫くものでございますよ。感心な静をどうぞ賞めてやって下さいませ」と自分の宣伝も兼ねて頼朝をなだめ、それで頼朝もしぶしぶ静に褒美を賜ったという有名な話がある。しかし程なく生まれた義経の子は由比ヶ浜の沖に捨てられた。

源平時代は争乱に明け暮れたわけであるが、その歴史の陰で、このように悲しい不幸に遭った女性や幸福を味わった女性などいろいろ存在する。ところで昔から〝英雄色を好む〟といわれるが、色を好むのは、何も英雄だけの独占物でないと思われる。英雄というのは権力を持っており、財力も持っているから、好きな女性を自由にすることが比較的可能だということで、町の英雄の場合は、知名度がないから世の評判にならないだけの話で、何も色を好むのは権力者、英雄だけの世界に限るわけではない。そういう意味では職業会計人の世界でも、そういう面の豪の者が若干名いられるのではあるまいか。われと思われん方は、ひとつ実行なされては如何？

5　豊臣秀吉と女性

豊臣秀吉と女性ということを語る場合のポイントは、秀吉は当時最下層の貧乏百姓の小伜に生まれそれが天下を取ったということから、彼は上流婦人ばかりを自分のものにしていることである。

まず代表的なのが淀君。淀君というのは母が有名な信長の妹のお市の方で、戦国の三美人の一人である。そこで最初はお市の方に惚れたのであるが、なんといっても主君の妹だから、自分の女房にするわけにはいかない。結局、浅井長政に取られてしまった。ところが浅井長政の征伐を主君から命ぜられ、お市の方を取り戻し、さてこれを自分のものにしようと思ったところが、今度は紫田勝家に持って行かれてしまった。〝とんびに油揚をさらわれた〟とはこのことで、仕方がないからお市の方の生んだ長女である淀君で我慢したわけである。母譲りの絶世の美女であった。この項続く

（税理士　今村秀夫）

銘語録

上に立つ者の人間学

「ついているもの」と
「ついていないもの」
とつきあえばつきが
落ちる。

船井幸雄

よく人は何の気もなしに、どうもこの頃はついていないとかついているとか言う。又あの人は運がいい人で、困難な問題に直面しても、いつも誰かに助けられて切り抜けているというひとがいる。たしかに運が良い悪いということ、つくつかないということはある。どんなに努力しても次から次へと悪いことが重なり遂に最悪な事態ということもある。

しかし、一見、偶然に支配されているかにみえることがらも、よく観察してみると、つきはつきを呼び、不運はさらに不運を呼びこんでいる場合がある。例えば、ふとしたことから不遇の状況にたったとしたとき、もともと明るい性格のひとで、その不遇さにもめげずその明るさを保持して今までどおり愚痴一ついわず、誰にも親切で感謝の念を忘れず、未来に希望をもっているとする。周りの人は自然とわかり手をさし出すことになる。それが、いつかはつきに変ってくる。

人は明るいもの、親切なもの、利があるものに近づく。するとその人もそれに染まってそうなる。したがって逆境にあっても自らは運が良いと思いこんでいる人は必ず運がよくなるものである。

人を採用するとき面接でよく職を転々とかえているひとに合うことがある。理由を聞くと運が悪くて、働いている会社が次々に倒産したという。まあそういう人はできるだけどんなによくても近づけない方がよいことになる。そんなんは、その因を内蔵していて、何かの縁で悪運を招きよせることになるからである。

ここでいう「ついているもの」とは人間もそうだが仕事、販売先、仕入先、商品すべてについていっているのだが、特についている人の側に行けばつくのだから、よくある、組織の中でお互いに特定の人を目標にして、こきおろし不平不満を言いあっていることがあるが、それこそつきを落している行為の最たるものといえる。

〈鍾馗〉

税の歴史から

江戸の民政

〈61〉

江戸府内の社寺及び武家以外の市民の行政、司法、警察つまり民政一般を担当していたのは町奉行であった。町奉行は天正十八年（一五九〇年）徳川家康の江戸入りと共に置かれたが、当初は関東代官と兼任で、慶長九年に専任となった。南町奉行と北町奉行とおかれたが、地域で担当を区分したのではなく、隔月交替で勤務した。

非番の奉行所は大門を閉じ、潜戸だけを開けて、前月未処理の分の処理にあたっていた。二人の奉行のもとに与力が南北奉行所合わせて五十人、同じく同心が二百四十人いた。与力のうち行政にあたっていたのが四十人、警察の仕事をしていたのが十人、同心のうち行政にあたっていたのは百九十二人、警察の仕事をしていたのは江戸市中を巡視する定町廻り同心十二人とその予備の臨時廻り同心十二人で、隠密廻り同心四人を加えても僅か二十八人であった。

享保八年（一七二三年）の江戸の町人の人数は約五十三万人、武家を加えると百十万人といわれているので、今の公務員の人数に比べると市民一人当りの人数は驚く程少ない。それでも十分こと足りた理由は三点ある。

第一は事件が少なかったこと、人相書が廻るような凶悪犯罪は年に一度か二度であったという。

第二に岡っ引とか下っ引という同心の私的な使用人のいたこと。

第三に、これが大きな理由であるが、市民の自治的な組織が出来ていて、細部にわたる実務はまかせていた事である。自治体の頭として町年寄が居り、樽屋、奈良屋、喜多村の三氏が月番制で従事していた。

幕府から何か布達があると、町年寄は奉行所に行き、受け取った町触を、末尾に署名して名主に渡す。名主はこれを二万人位いたという家主に伝達、家主は店子に知らせたり自身番に貼りだしたりして知らせた。名主は玄関を構える事が許され、税の徴収や上納に関する職務も担当していた。家主は二万人位いたといわれ、各町にもうけられた自身番で事務をとっていた。家主といっても家の所有者というわけではなく、差配といったところで、地主から責任を持たされている家作の家賃総額の三乃至五%の給料をもらうほか、新らしい店子の礼金、便所の下肥の売却代などで生計をたてていた。そして町代とか書役と呼ばれた雇人や夜番といった人達を使っていた。

町触れなどの公文書で町人というのは地主と家主（家守）だけで、その他の地借、店借といった人々は員数に入っていなかった。五人組も地主と家主とで構成されていた。地借と店借は町政に加われなかったが、税金もかからなかった。封建時代の租税は多く土地にかかるが、江戸は当初、商人や職人を集めるため急に地子を免除したのが幕末まで続いた。ただ町人には人夫を出す公役があり、職人には職人を出す国役があったが、何れも銀で納める様になっていった。

また江戸には神田上水や玉川上水等が来ていたが、この維持費（水銀）や建設費（普請金）は使用者から徴収した。武家は禄高により、町方は小間割に応じて支払っていた。名主は今の区長に相当し、町人の推薦によりり町年寄が任免した。

（公認会計士
税　理　士　岸本勝次）



ぺんてるはTQC（全社的品質管理）及びQCサークル活動を推進し、その成果を絶えず品質向上に結実させています。
品質管理の最高栄誉であるデミング賞受賞メタル

細さが変わらない！



ペン先に新技術。宇宙素材のニューセラミック採用。

ペン先はダイヤモンドに次ぐ硬さのニューセラミック。
だから、つぶれや摩耗がなく、いつまでも細さは変わりません。

●インキ交換は、カートリッジ式なのでワンタッチ。　01 02 03 04 の4タイプ。　※01はセラミックコーティング処理

1本 ¥500

Pentel® CERAMICRON 500

ぺんてる株式会社

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 下田友吉（1部 100円）
編集人 岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一～二頁…年頭挨拶
三頁　税制改革Q＆A
　　Ⅳ．売上税
六頁
七頁…歴史考察、税の歴史、銘語録
八頁…年賀名刺広告

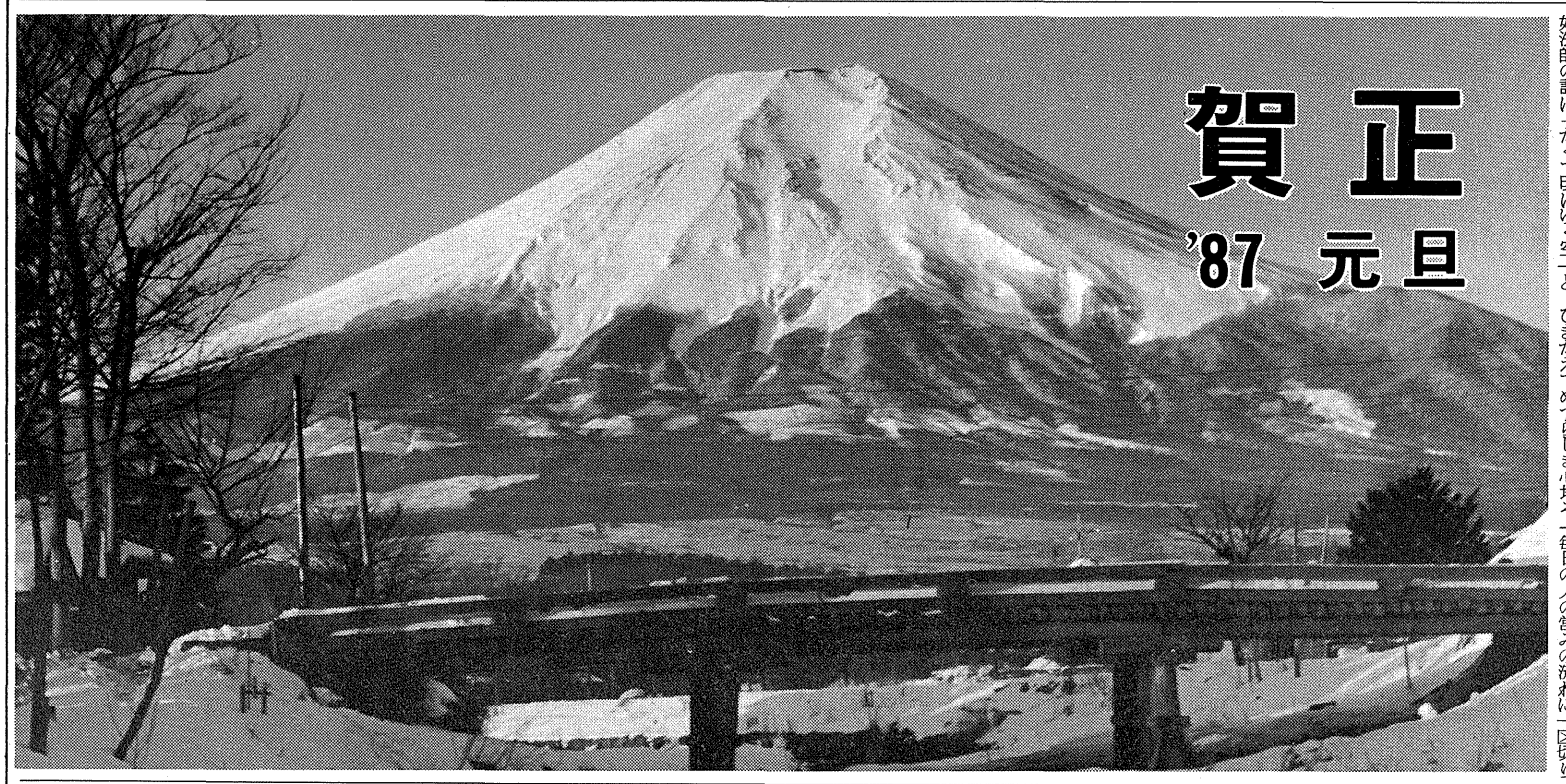



年頭あいさつ

第一税理士協議会
会長 下田友吉

新年お芽出度うございます。兼好法師の詩に「かくて明けゆく空の気色　昨日に変りたりと見えねど　ひきかえてめづらしき心地ぞする」というのがあります。毎日毎日の人の営みの流れに一区切りをつけて心を新たにして新しい前進を始めるのが新年であります。第一税理士協議会も新年に当り今年こそは新しい前進を始めたいと考えております。新しい前進とは何かと思いをめぐらしますと仲々むずかしくそんなにあるものではありません。しかし何かしなければならない、今までのようなマンネリではいけない、このままでは組織の弱小化を招くばかりである、精神を作興して何かをしなければならないと感ずるのは私ばかりでなく会員の皆様も同様であろうと思います。

現在第一税協が直面する問題点は沢山あります。

第一　会員の増強と会員の若返り化

会員名簿を繙くと会員の大部分は大先生であり従って老齢とは言わないまでも初老である。老齢必ずしも悪くはないが、若い会員を導入して後続部隊を育成しなければ組織の発展はあり得ない。大先生達が健在である間に一人でも二人でも周囲の若い会計士を会員に誘っていただきたいと思います。これの実施のために一大キャンペーンを起こす方策を樹てる必要があります。

第二　近畿税務研究会との糾合

近畿税研との連繋は兼ねて考えられて来たところであり、昨年は機関誌「第一税協」も近畿税研の要請により近税研の会員にも配布することになりました。近税研に多額な費用をかけていただいており感謝に堪えません。今年こそは第一税協と近税研の組織を一体化して、税務を行なう公認会計士事務所の全国的組織に発展せしめたいものです。これの実現のためのプロジェクトチームを編成する必要があります。

第三　日本公認会計士協会特別税務部会との連合

税理士法附則第37項と税理士法施行規則附則第12項によって、税理士会に入会しないで税務（委嘱者10以下但し個人委嘱者の場合は0.5とする）を行なう公認会計士については日本公認会計士協会はその会則の中に特別税務部会を設け、部会員の税務業務の援助を図っています。

公認会計士たる資格だけで税務業務を行えるように法改正をすることは日本公認会計士協会の長年提唱して来た重点施策であり、第一税協としても到達したい理想としているところであります。これを思えば特別税務部会と第一税協との業務の連合は強く進めて行く必要がある。日本公認会計士協会において会員の行なう税務業務に対してより真剣な関心を喚起されることを望んでやみません。

第四　税理士21世紀の会への協力

東京税理士会の不偏の態勢醸成の目的で結成された税理士21世紀の会は、公認会計士と税理士の共存の為の唯一の協同体であります。このような協同体を育成強化し円満な発展を図ることは将来わが業界に裨益するところ大なるものがあります。公認会計士は第一税協を通じ税理士21世紀の会に一層の協力をすべきものと考えます。



新しい年を迎えて

近畿税務研究会
会長 近松正雄

当会は本年一月一日現在、会員数三一九名を持つ税務団体であり公認会計士協会より独立した団体として形式上は近畿税理士会会員を持って構成し、協会会員の資格者の研究団体であります。常に主張している事ですが、公認会計士協会が全国で単一の会であるのに対して日税連は全国にある単一会の連合体でありますから、公認会計士協会を職域会として単一の税理士会を認めてもらえば、会費を二重に納めなくても税務業務は可能なのであります。公認会計士協会の重点施策にも、常に、この事がら掲げられているのに、なかなか実現が困難な情勢にあります。

わたしたち近税研は、近畿会のほかに、京滋会と兵庫会の会員の有志を加えて、近畿一円つまり、奈良地区、和歌山地区を加えた広範囲な会員をもって、研究活動を行っております。

ことに、本年十一月には、印紙税の講習会を行いまして、資本金五〇億円以上の大会社の担当者を加えて、四十名、うち会社側三十名で四時間の講習を行いました。会社側の出席者の多いのは、いわゆる文章課税といわれる印紙税は直接税とは違った法体系にあり、独自の法解釈によって、多額の税を負担することとなるので、税理士より会社担当者の方が関心が深いのではないでしょうか。

又、本年は「資産税事例研究集」を六三頁　A5版で作成し、会員に配付いたしました。非会員には定価一、二〇〇円（特別頒布価八〇〇円）で販売いたしました。お陰をもちまして好評を博して関係者一同気をよくしています。

新入会員は、ほとんど若手の会員であり、古い会員の脱会を上廻る勢いでありまして、予備軍として約七十名の若手の協会会員が、協会の税制委員会（税務委員会が名称変更）を中心に活動しています。

東京で行われている第一税協の活動は、月刊の会報によって承知していますが、近税研の会員には四月―七月―十一月号を貴会から直送して頂きました。近畿にいますと、つい、政治にうとくなりまして、対　税理士会問題でも、大変で若労をお掛けしています。

今後とも一層のご活躍をお願いしますとともに、東西相携えて、われわれの力を結集して、円滑な税務行政の実現を図るとともに証券行政にも、われわれの重点施策の実現を期待・要求すべきではないでしょうか。

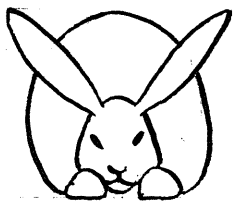

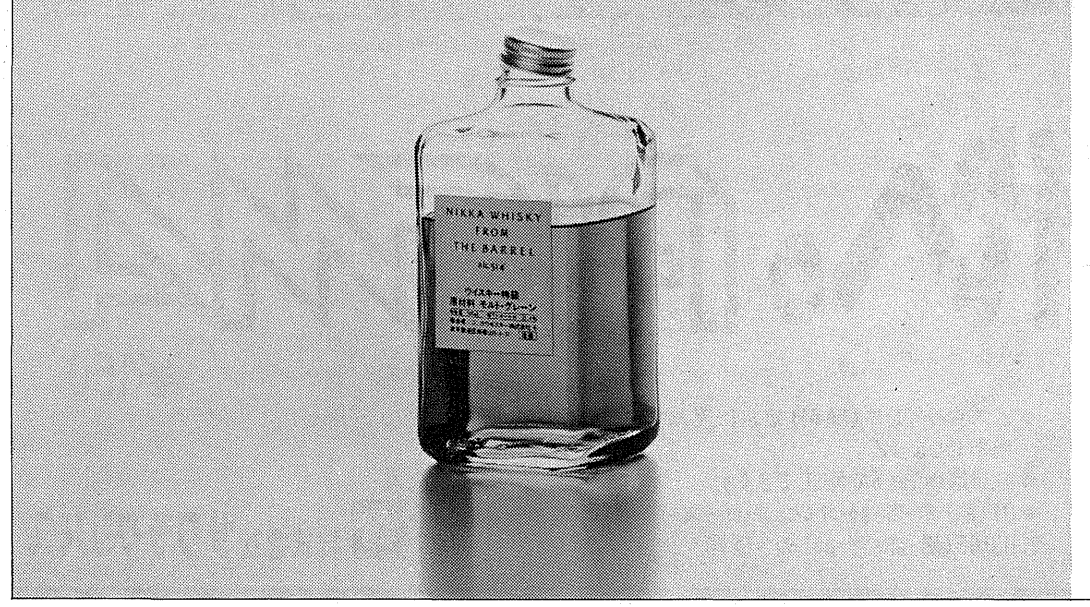

いつも新しいおいしさの世界に挑戦することから、ニッカのウイスキーづくりは始まります。素材の良さを、そのままお届けするピュアモルトしかり。たしかな原材料から生まれるニューブレンド商品群しかり。そして、51.4度、フロム・ザ・バレル。世界でもほとんど類がない高度数のウイスキー。度数が高い分、ウイスキーの風味を担う香味成分が、リッチに溶け込んでいます。それでいて、アルコールの刺激がない、まろやかな口当りを実現。熟成の頂点を迎えたモルト原酒とカフェグレーン、そして卓越したブレンド技術があって、はじめて世に問うことが出来るのです。さて、次のウイスキーは？研究室では、もう新しいおいしさへの挑戦が始まっています。

樽からそのまま、51.4°
フロム・ザ・バレル
2,800円（標準小売価格）500ml

Quality Creative NIKKA WHISKY

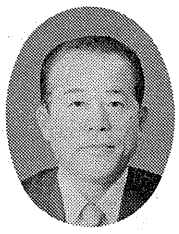

新年のごあいさつ

税理士桜友会
会長　宮崎　巌

新年あけましておめでとうございます。皆様ご健勝で新春をお迎えのこととお慶びを申し上げます。第一税理士協議会の下田会長はじめ会員の皆様には平素から格別のご指導、ご交誼を賜わり厚く御礼申し上げる次第でございます。さて、円高不況、経済摩擦と試練の六十一年をおくり、激動の年昭和六十二年を迎えることとなりました。シャウプ勧告以来実に三十八年ぶりに、税制の抜本改革が予想されます。第三次商法改正問題も法案提出が一年延長されたとは云え、本年はその骨子が煮詰められる大事な年になろうかと思われます。また、本年五月には東京税理士会の本部、支部役員の改選期にあたります。税理士21世紀の会に集う同志として、団結の力を発揮して真にふさわしい良識の士を選出すべきときがまいりました。会員皆様の一層のご助言、ご支援を切にお願いする次第でございます。私共業界にとって本年は正に多事多難の年かと存じますが、税理士法第一条の使命をしっかりと認識し、信頼される税理士像をめざして皆様と共に着実な前進をはかりたいと念じて止みません。第一税理士協議会のますますのご発展と、会員皆様の一層のご繁栄を祈念して新年のごあいさつといたします。



今年は理解と提携を深める年

社団法人全日本計理士会
会長　佐藤　作文郎

明けましておめでとうございます。第一税理士協議会の会員並びに役員の皆さまには、平素のご厚誼を厚く感謝申し上げますとともに、一層のご健勝とご活躍をいからお祈り申し上げます。

急激な円高による輸出の落ち込みや不況の影響は徐々に裾野を拡げており、世界の中でのわが国経済の比重の高まり、債権国への歩みは激しい対外摩擦を呼んでおります。今年は経済の外需主導型から内需中心型への移行を強く迫られ、経済、産業の構造転換に加えて、ますます国際化の方向に向わざるを得ないと予想されます。とにかく日本にとっては厳しい経済情勢となりそうです。

さらに大きな関心が持たれるのはシャープ税制以来といわれる税制改革を目指して政府税調が検討を進め、一応改革の方向が打ち出されたことです。われわれ転業会計人として、このような内外情勢を踏まえて、多くの関与先企業をどのように適切に指導していくか、大きな課題と責任を負わされています。

さて、昨年、法務省民事局参事官室から「商法・有限会社法改正試案」が公表され、これに対する関係各界、団体もそれぞれの立場から意見が表明されております。たしかに試案の段階では、いろいろ問題点も多々あるように思います。会計調査人による調査制度の導入一つをとっても、それ自体は職業会計人業界の共通項目でありながら、意見は大きく分れるところです。その理由として一つの基因は、職域論が挙げられましょう。しかしながら職域論に基因する議論では本当の解決はなかなか見出せないというのが、過去の歴史であり、事実私たちは苦い経験を持っております。従って、第三次商法改正を機会にもう一度原点に立ち戻って、「日本の職業会計人制度の在り方」なり「方向」について相互に話し合う必要があるのではないか、と強く感じております。さいわい貴会とは長年にわたって交流を深めて参りました。今年はこの交流を基盤として輪を拡げて参りたいと念願しております。理解と理解にもとずく提携、それがこれからの職業会計人業界の否応ない方向のような気がしてなりません。今後ともご指導を切にお願い申し上げます。

最後に、本年は皆さまにとりまして、ますますご健勝でご多幸の年でありますよう、心からお祈りいたしまして、新年のご挨拶といたします。



年頭のごあいさつ

税理士清流の会
会長　中村　弘

謹んで新しい年のお祝詞を申し上げます。第一税理士協議会の諸先生におかれましては、挙ってお健やかに新しい年を迎えられ、誠に慶ばしいことと存じ上げます。

常日頃公私ともに一方ならぬお世話様に相成り、この機会にあらためて厚く御礼申し上げます。

ことしは十支のうえでは、おとなしい動物とされる兎の年ではありますが、内外をめぐる情勢は、どうしてどうして、大へんな激動が予想され、おとなしいどころではございません。売上税に代表される税制改革問題一つとっても、したので非常に戸惑っているのが実情ですが、諸先方のご指導とご厚情とを支えとしてこの重責を果せますよう頑張ってみたいと覚悟いたしております。

税理士21世紀の会が、良識ある税理士諸先生にとっては極めて重大な使命を負っていることについては異論がないものと確信いたしておりますが、いざ具体的施策をどうするかという段階になると、これを統一して実行するまでには種々の障害に直面してしまうことが多く、活動がなかなか具現化して参らないように思われてなりません。

とは申しても、税理士会一部税理士はいかに納税者を指導し、行政に建言するか――全体としてよりよい日本の税制を確立することが実に税理士の使命であり、このことは極めて広い視野をもたなければ実現しないことであります。そのためには税理士21世紀の会の発展が急務であり、同会が大きくなる日までまた、わが税理士清流の会の存在が、その基礎作り役として必要です。どうか変わらぬご指導を宜敷くお願い申し上げます。

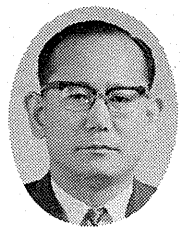

新年のご挨拶

税理士21世紀の会
会長　萩原　咲太郎

第一税理士協議会会員の諸先生方　新年明けましておめでとうございます。

諸先生には、お健やかに新年をお迎えのことと存じ、心からお祝い申し上げます。

昨年の税理士21世紀の会の定期総会において計らずも関係団体及び関係諸先生方のご推挙をいただき、会長に就任させていただきました。

第一税理士協議会会長下田友吉先生からも心暖まるご推薦とご支援とを賜わり、感激をいたしておる次第でございます。

21世紀の会々長就任に当っては、全く予期しておりませんでした。

そこで、諸先生方には大道の片寄った議論や行動力について現状のままで看過してしまうことは、到底耐えられるものではないことをまた、現実のようにも力強くスクラムを組んで邁進することが必要と思われてなりません。

この先達を受持つのが、21世紀の会の大きな目標ではないでしょうか。そこには、関係団体及び諸先生のご理解と行動力を欠いてはとても目的は果せないように思われます。

また、昨年末ごろからの売上税を中心とする税制大改革の報道は、私共の職業専門家にとっては極めて大きなショックに見舞われたように思われます。今後の対応が大切となりましょう。

このように考えて参りますと、税理士21世紀の会の果すべき機能は極めて大きいのですが、会員先生方からはその期待とは裏腹に何となく頼りなさと不安感とが混在しているような気がしてなりません。税理士21世紀の会は、先生方と共に先ずこの辺から出発し、運営に当っていく必要があると存じます。

先生方には深いご理解をお願い申し上げる次第でございます。

新年は、ますますご健闘賜わりご繁栄なされますよう祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

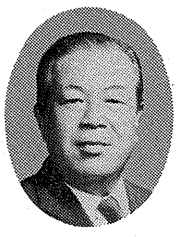

年頭の辞

東京税理士会
会長　服部　徹義

昭和六十二年の新春を迎え、第一税理士協議会の会員の皆様には心からご祝詞を申し上げます。

顧りみますと昨年は、税理士業界にとりまして商法改正問題をはじめ税制の抜本改革問題など非常に重要な一年でありました。

法務省の「商法・有限会社法改正試案」に対し本会では試案の概要とその問題点を全会員に周知するとともに四十五全支部の意見を求め、中小会社に対する規制の強化、税理士制度を変質させる虞のある「調査」制度には反対であること等を骨子とした意見書を日税連に提出しました。

日税連では各会の意見をもとに十一月の理事会で意見書を取りまとめましたことはご承知のとおりであります。

一方、法務省では「試案」公表後の各界に対する意見照会の結果試案の各項目にわたり予想以上に賛否両論の対立があり、予定していた国会上程を一年先送りし、六十四年春を目途に作業を進める模様であります。いずれにしても中小会社の存立と真に国民の立場に立った税理士制度を継続発展させるため、今後の法務省の動向に注視し、中小企業団体等と密接な連繋を図り対処すべきであると考えております。

「税制」の抜本改革構想については、政府税制調査会の答申、自民党税制調査会における増税論議に注視しながら対応しておりますが、売上税の導入は、税の転嫁が困難な中小企業にとって実質的な課税強化となるなど問題が多く、国会審議を見守りつつ税の専門家として慎重に対処しなければならないと考えております。

会務の重点施策としてかねてから検討しておりました税理士の代理権の確立については日税連でも検討を開始しており、今このほど「税理士の代表権確立についての提言」を本会制度部意見として日程連に具申いたしました。

税理士業務は納税者との信頼関係が基本であります。税理士に対する社会の期待が益々大きくなり、税理士業務も多様化しつつある昨今この信頼に応えるためには会員個々の日常の研鑽は欠くことはできません。また、税の専門家として申告納税制度のもと納税義務の適正な実現に努めるとともに、税務当局との信頼関係もさらに高め、税理士の社会的地位の反上と税理士制度の発展に努めなければならないと考えます。

このほか情報処理機器のめざましい発達が税理士業務に及ぼす諸問題、小規模納税者対策、福祉制度の充実など会務の重要課題については関係部等で鋭意検討しております。

本年も昨年以上に厳しく重要な一年になると思いますが、会務運営の基本を会員の「融和と団結」を旨とし、予測される難局には挙会一致で対処し税理士制度の発展のため全力を注ぐ所存であります。

最後に第一税理士協議会の益々のご発展と会員の皆様のご多幸を祈念し挨拶といたします。

筆記具は、ピグマの時代へ。PIGMA

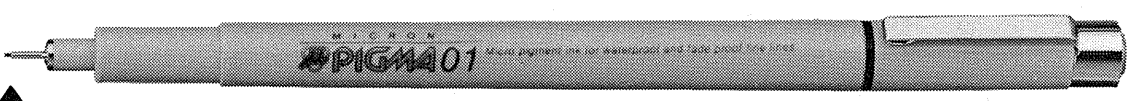

PAT.P

¥150

ピグマインキ使用
耐水性・耐光性
公文書に使用できます。

●ピグメントインキ（顔料）で水に流れず、にじまず、色あせしません。
●乾けばホワイトで修正できます。
●01（黒・赤・青・緑・オレンジ・ローズ・紫・茶）の極細から03・05（黒・赤・青・緑）の3種類。

株式会社サクラクレパス

（問76）売上税は仕組みが複雑で納税者に大きな事務負担をかけるのではないですか。

（答）
税制の簡素化を図ることは今回の税制改革の基本理念の一つです。
このため、売上税についても免税点を思い切って１億円とし、約９割の事業者を課税対象から除外するとともに、納税者の事務手続を簡素化するため以下のような様々な工夫を施しています。
①税率を５％の１本にしたこと（但し、普通乗用車及び小型普通乗用車には３年間11％の税率で課されます）。
②取引の都度インボイスの発行が義務付けられているＥＣ型付加価値税とは異なり、一定期間まとめて税額票を発行できるほか、税のための新たな書類を作成する必要がなく、税額票として請求書や納品書などを活用できること。
③課税期間（３ヶ月）及び申告納付期限（課税期間終了後２ヶ月以内）についてもヨーロッパの例に比べ長くしていること。

（参考）ヨーロッパ諸国の例（原則）との比較

	課税期間	申告納付期限
日　本	３ヶ月	課税期間終了後２ヶ月以内
フランス	１ヶ月	翌月15日から24日までの間
西ドイツ	１年（予定申告期間は１ヶ月）	予定申告の場合、予定申告期間後10日以内
イギリス	３ヶ月	課税期間終了後１ヶ月以内

（問77）非課税となる土地取引や有価証券取引の範囲はどうなるのですか。

（答）
土地取引については、その譲渡や賃貸が非課税とされ、また、有価証券取引については、その譲渡が非課税とされます。
しかし、これらの取引の仲介サービスは課税対象となります。
（注）その譲渡が非課税とされる有価証券としては、有価証券取引税が課税される有価証券のほか、登録された国債、地方債、社債あるいは約束手形等が含まれます。

（問78）非課税となる金融取引や保険取引の範囲はどうなるのですか。貸金庫や各種手数料、リースなどは課税されるのですか。

（答）
金融取引においては、貸付け、預貯金又は公社債の保有に伴う受取利子（割引債の償還利益を含む）、合同運用信託の収益の分配金、手形割引料、保証料等が非課税とされます。
また、保険取引においては、保険料収入、これに類する共済掛金収入が非課税となります。
しかし、貸金庫、各種手数料（外国為替手数料を除く）等のサービス料は課税対象となります。

（問79）非課税となる飲食料品の範囲はどうなるのですか。

（答）
通常、人の飲食の用に供されるものやこれらのものの原材料に供される動植物は、非課税とされます。（ただし、酒、たばこは課税されます。）
従って、通常飲食料品といわれるもののほか、食肉用、採卵用、採乳用の牛、豚、鶏なども非課税とされます。

（問80）非課税となる飼料の範囲はどうなるのですか。

（答）
家畜飼料、養殖魚用の餌については非課税となりますが、愛玩用動物のペットフードは課税されます。

（問81）非課税となる医療の範囲はどうなるのですか。

（答）
非課税とされる医療には、健康保険や国民健康保険による医療や労災保険や自賠責の対象となる医療のほか、法律で義務づけられている予防接種や一定の健康診断が含まれます。
また、正常分娩や高度先進医療、あるいは社会保険医療に関して提供される歯科技工や衛生検査等の受託サービスについても非課税とされる予定です。

（問82）非課税となる医薬品や医療用具の範囲はどうなるのですか。

（答）
医薬品、医療用具については、次のものが非課税となります。
１．薬事法に規定する医薬品全体
２．社会保険適用の医療用具のうち個々に価格又は点数が特掲されているもの（例：ダイアライザー、ペースメーカー、Ｘ線ＣＴ装置等）

（問83）非課税となる学校教育や教科書の範囲はどうなるのですか。

（答）
１．学校教育法に規定する次の学校の行う学校教育は非課税とされます。
(1)いわゆる１条学校（小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、幼稚園、養護学校等）
(2)専修学校
(3)各種学校（修業年限が１年以上のものに限る）
なお、非課税とされるのは教育の対価である入学金や授業料など一定のものです。
２．非課税とされる教科書は検定済教科書など一定のものに限られます。

（問84）非課税となる社会福祉事業や障害者用具の範囲はどうなるのですか。

（答）
社会福祉関係では、次のものが非課税となります。
１．社会福祉事業法第２条に規定する第１種、第２種社会福祉事業（例：養護施設、身体障害者更生施設、保育所等を経営する事業など）
２．老人福祉法等の規定に基づいて行われる在宅サービス（例：ホームヘルパー、ディサービス等）
３．身体障害者専用の特定の物品（例：義肢、義眼、車椅子等）

（問85）旅客輸送で非課税とされる範囲はどうなるのですか。

（答）
旅客輸送については、鉄道（グリーン料金を除く）、船舶定期航路（特等運賃を除く）、定期路線バス、タクシー（ハイヤーを除く）等が非課税とされます。

（問86）住宅建設や住宅の賃貸はどうなるのですか。

（答）
住宅については、建売住宅の販売のほか、住宅を新築、増改築する場合の工事請負や家賃も非課税とされます。
なお、中古住宅の販売も非課税とされます。

（問87）新聞や雑誌、ＮＨＫの受信料はどうなるのですか。

（答）
新聞、雑誌については、一般日刊新聞の購読料が非課税となるほか課税対象となります。
また、放送関係では、ＮＨＫの受信料、民間放送等の放送事業収入（広告番組に係る収入を除く）が非課税となります。

（問88）国や地方公共団体が行う事業のうち、どのようなものが課税されるのですか。

（答）
国、地方とも、原則として、民間事業との競合関係が認められる事業の売上げについて課税し、それ以外の売上げについては非課税とされます。
具体的には、国については、郵政事業特別会計、国有林野事業特別会計、印刷局特別会計、造幣局特別会計等の営む事業の一部が課税され、地方については、交通、電気、ガス事業などが課税されます。

（問89）公共法人や公益法人ではどのようなものが課税されるのですか。

（答）
公共法人については、不動産販売業、物品販売業、出版業等に該当する事業について、原則として課税され、公的法人については、法人税法上の収益事業（これに準ずるものを含む）について、原則として課税されます。

（問90）現在の酒税や物品税などと売上税とはどう調整するのですか。（個別間接税制度については問94以下を参照）

（答）
１．酒税、たばこ消費税については、財政物資としての性格上、諸外国と同様、課税ベースの広い売上税と併課します。
２．特品税、トランプ類税、入場税、通行税などの個別物品やサービスに対する課税については、税制の簡素化、合理化のため廃止し、売上税に吸収します。
３．印紙税、登録免許税などの流通税については、課税対象が異なるため、売上税が導入されても別途存続することになっています。
４．ガソリン税などの特定財源は、受益者負担的又は原因者負担的な性格を持っており、売上税とは課税の趣旨が異なること等から、ガソリン等については売上税を非課税としてガソリン税等を存続させることとなります。

（問91）売上税の税収は地方公共団体にも配分されるのですか。

（答）
売上税への吸収の結果生ずる地方間接税の減収や個人所得課税等の減収による地方税、地方交付税の減収を補てんするために、売上税の収入額の７分の１を人口等一定の基準によって地方公共団体に譲与するとともに、売上税収から譲与税収分を差し引いた残りの20％を地方交付税とします。

（問92）売上税の執行のため、税務職員の大幅な増員が必要となって、行政改革に反するのではないですか。

（答）
国税庁によれば、売上税の導入に当たっては、
(1)特品税などの現行個別消費税の見直しに伴う要員の転用、
(2)事務の合理化、省力化、
(3)その一環としての事務処理の電算化の推進、
等を図ることにより、可能な限り簡素かつ効率的な執張体制を臨むこととしていると聞いています。

（問93）欧米諸国ではほとんどの国で売上税のような税を施行していると聞きますが、うまく機能しているのですか。

（答）
１．現在、ヨーロッパではフランス、西ドイツ、イギリスなど15ヶ国が売上税とほぼ同じ仕組みである付加価値税を実施しています。ヨーロッパ以外でもこの付加価値税は広く実施されており、世界全体では約40ヶ国で実施されていると言われています。
２．これらのほとんどの国で付加価値税は導入後10年以上を経過しており、改廃されたという事実もありませんから、このような税は各国において、既に国民の間に定着しているものと思われます。
３．なお、アメリカには付加価値税はありませんが、ほとんどの州においては小売段階で売上税と同様広く課税する小売売上税があります。



白墨なら　よくかけて　よくきえる　きぬごし製　天神白墨
工作用ねん土、各種好評をいただいてよく売れております。ご拡売おねがいします。
各種黒板・ラーフル・ねんど・石膏製造販売
天神白墨本舗　JIS表示許可工場
日本白墨工業株式会社
本　社　〒124 東京都葛飾区西亀有２-15-17　ＴＥＬ 03(601)6271(代)
工　場　〒341 埼玉県三郷市泉13　ＴＥＬ0489(53)1537(代)
営業本部

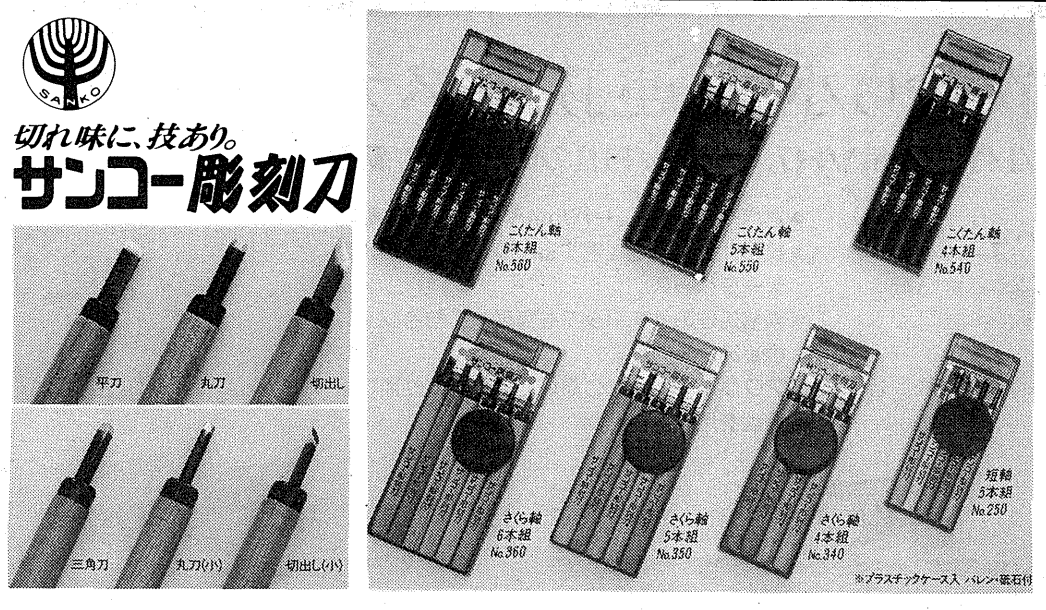

サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。
スタンダード型、スピーディー型、エリート型も従来通り
取りそろえておりますのでよろしくお願い申し上げます。
ワンタッチ
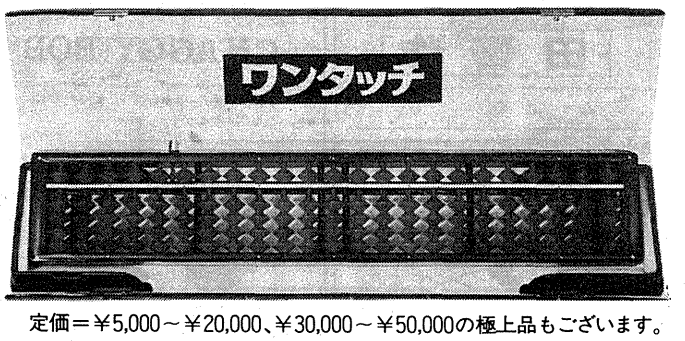

定価＝￥5,000～￥20,000、￥30,000～￥50,000の極上品もございます。
サンコーそろばん・高級木工芸品・生産・輸出入　高級彫刻
三貢工芸株式会社
工　場　兵庫県・島根県
本　社　〒101 東京都千代田区内神田2-15-12
東京営業所　〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL.(03)251-1591
福岡出張所　〒811-23 福岡県粕屋郡粕屋町上大隈644-10
札幌出張所　〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37 緑マンションC405 TEL.(011)583-6725

〔売上税の税額計算例〕

	売上げ	税　額	税込価格
〔売上げ〕	200 万円	10 万円	210 万円
	400	20	420
	800	40	840
	⋮	⋮	⋮
一定期間中の売上げ総額	10,000	500 (イ)	10,500

	仕入れ	税　額(税期末に足載)	税込価格
〔仕入れ〕	300	15	315
	500	25	525
	100	5	105
	⋮	⋮	⋮
同じ期間中の仕入れ総額	8,000	400 (ロ)	8,400

〔納付税額〕 (イ)－(ロ)　100

（問64）返品やリベートがあった場合の税額計算はどうすればよいのですか。

（答）
１．売上税の税額計算は、返品やリベートがあった場合でも特に難しいことはありません。
たとえば、前期に販売した商品が当期に返品された場合には、前期の売上げを修正するのではなく、返品の行われた当期の売上げを修正すればよい（当期の納税額から差し引く方法もあります）ので税額の計算は簡単です。

〔返品の場合の計算例〕

〔前期〕	万円	〔当期〕	万円	
売上総額	1,000	売上総額	1,200	(a)
		前期の売上げの返品	△ 200	(b)
		修正後の売上総額	1,000	(a)－(b)
売上げにかかった税額	50 (イ)	売上げにかかった税額	50	(イ)
仕入総額	800	仕入総額	900	
仕入れにかかった税額	40 (ロ)	仕入れにかかった税額	45	(ロ)
納付税額 (イ)－(ロ)	10	納付税額 (イ)－(ロ)	5	

２．また、売上高に応じてリベートを支払った場合も同様にそれを支払った期の売上げを修正すればよいのです。

（問65）安売り（バーゲン）をした場合の税額計算はどうすればよいのですか。

（答）
１．売上税の税額の計算は、課税期間（３ヶ月）中の売上げにかかった税額から同じ期間中の仕入れにかかった税額を差し引いて行います。
売上げにかかった税額が仕入れにかかった税額より少ないときは、その差額は税務署から還付されます。（翌期の納税額から控除する方法もあります。）
２．したがって、たとえば仕入れた商品をバーゲンで売って、売上げにかかる税額の方が少ない場合であっても、その差額を納税者が自分で負担することはありません。

〔バーゲンの場合の計算例〕

売上総額（バーゲンのため売上げ減少）	500万円
売上げにかかった税額	25 (イ)
仕入総額	800
仕入れにかかった税額	40 (ロ)
納付税額 (イ)-(ロ)	△ 15

税務署から還付されるか、翌期の納税額から控除されます。

（問66）例えば、食料品（非課税）と雑貨類（課税）を販売している場合、控除できる仕入税額はどのように計算することとなりますか。

（答）
課税売上げと非課税売上げの双方がある場合は、課税期間（３か月）中に仕入先から受け取った税額票に書かれた税額の合計のうち、前年の年間売上高の中に占める課税売上高の割合に応じた額を控除することになります。計算式で示すと次のとおりとなります。

○控除税額＝課税期間の税額票に書かれた税額 × 前年課税売上高 / 前年合計売上高

なお、課税売上げに対応する仕入れを個々別々に把握して税額を計算した方が得だと思う場合は、そのような計算方法を選択できるようにすることも考えられています。

（問67）コーヒーとコーヒー沸かし器のセットなど、非課税物品と課税物品を組合わせたセット販売はどう取り扱われるのですか。

（答）
１．非課税物品と課税物品の販売価格が分けられる時は、区分した課税物品の価格により課税されます。
２．区分ができない場合は、
(1)非課税物品の時価が$\frac{1}{2}$を超える時は、全体を非課税物品とみなします。従って、全体について課税されません。
(2)課税物品の時価が$\frac{1}{2}$を超える時は、全体を課税物品とみなしますので、全体について課税されることになります。

（問68）昭和63年１月に実施される際、免税点（１億円）以下の非課税事業者は、どうやって判定するのですか。

（答）
昭和63年において、非課税事業者であるかどうかの判定は、昭和61年１月から12月までの売上高のうち、売上税の課税売上高となるべきものがいくらあったかを基準として判定します。
この方法によることができない場合は、売上税の施行後一定期間の売上高を基礎として判定する方法が考えられています。

（問69）前年の課税売上高が１億円超であった事業者が、当年において１億円以下となった場合には納税義務がありますか。

（答）
当年の納税義務の有無は、その前年における課税売上高が１億円超であったかどうかによって判定します。
従って、当年の課税売上高が１億円以下となった場合でも、その前年において１億円超であれば納税義務があります。
なお、逆に前年の課税売上高が１億円以下の場合は、当年の課税売上高が１億円を超えても納税義務はありません。

（問70）事業者にとって売上税を価格に転嫁するのは困難であり、結局は自分で税額を負担することになるのではないですか。

（答）
１．売上税は税を転嫁してゆき、物やサービスの価格が上昇するという形で税を負担することが予定されているものですから、導入時にはすべての物やサービスの価格が一斉に引き上げられることになりましょう。従って、個々別々に業者が値上げを行う場合とは事情が異なり、事業者間の売買の場合でも、買手が消費者である場合においても、転嫁をしやすい環境になるわけです。
２．また、事業者間の取引の場合、税額票があれば、売主は転嫁しやすくなります。
３．いずれにせよ、便乗値上げはいけませんが、弱い者にシワ寄せが行くようなことにならないよう十分対処する考えです。

（問71）課税売上高１億円以下の非課税事業者の場合でも仕入れのコストが税金分上がってしまうのは課税事業者と同じであり、税額票が出せないだけ課税事業者よりも転嫁が難しいのではないですか。

（答）
１．非課税事業者は売上げに対して税金がかかからず税務署に申告する必要がない反面、税額票の発行や仕入れにかかった税額を控除することもできないので、その分値上げせざるを得ません。しかし、売上税導入時には物価が皆一斉に上がりますから、非課税業者の場合も転嫁に必要な価格の引上げを行いやすいと考えられます。
２．特に、小売業者やサービス業者の場合には、通常、消費者に販売するのですから、もともと税額票を発行する必要がありません。従って税額票の発行ができないことによって不利になることはありません。
３．他方、非課税事業者が卸売業者や下請業者のような中間業者の場合には、買手（事業者）に税額票を発行できないので転嫁がしにくいとの指摘があります。これについては、
①中間業者が下請業者で工賃収入が主である場合には、非課税になっても仕入れ税額の負担額はごくわずかでしょうから、その分まで転嫁ができない場合は少ないのではないかと考えられます。
②その他の中間業者の場合でも、望めば納税義務者になることが認められていますから、非課税事業者のままでいて納税手続をしない方を選ぶか、あるいは納税義務者になって税額票を発行できる途を選ぶか、その事業者にとっていずれか有利な方を選択することができるわけです。

（問72）課税売上高１億円以下の非課税事業者は税額票が発行できないので、取引から排除されることになるのではないですか。

（答）
１．非課税事業者が、卸売業者や下請業者のような中間業者である場合には、買手である企業が税額票を出して欲しいと希望することが考えられます。その場合、税額票を発行できない非課税事業者は取引から締め出されてしまうのではないか、との指摘があります。しかし、非課税業者も望めば課税事業者になることが認められていますからその点の心配はありません。
２．要はいろいろの情勢を判断して、非課税事業者が課税事業者となるか、または非課税事業者にとどまるか、いずれか有利な方を選べばよいのです。

（問73）課税売上高１億円以下の非課税事業者が存在するために、税制によって一物二価が発生するのではないですか。

（答）
１．非課税事業者の場合、仕入れにかかっていた税額については控除が認められないので、その分はコストにおり込まれることになります。
２．このような非課税事業者が税込みの仕入価格に一定のマージン率をかけた価格で販売する場合には課税業者と同じ販売価格となり、いわゆる「一物二価」は発生しません。
３．仮に、非課税事業者が税込みの仕入価格に一定のマージン額（税抜きの仕入価格の一定割合）を上乗せした価格で販売する場合には、非課税業者の売値は課税業者に比べてマージン額に税率（５％）をかけた額だけ安くなりますが、税率が低いので価格の差はわずかなものであり、大きな問題にはならないと考えられます。
４．いずれにせよ、「モノ」の価格は、需給関係など様々な要因で決まるものであり、現在でも「一物一価」が貫かれているわけではないのですから、それほど問題にはならないと考えられます。

（参考）税込価格にマージン率をかけて価格を決めるなら、一物二価は生じません。

（課税事業者の場合）

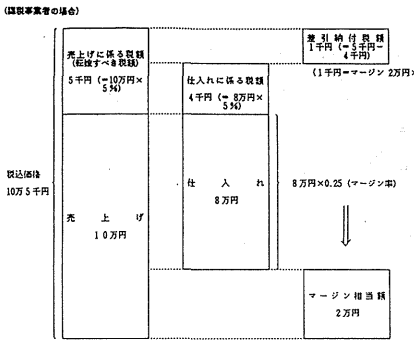

（非課税事業者の場合）

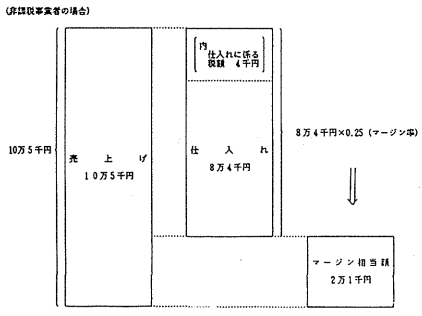

（問74）免税点が１億円と高いために、納税義務を回避するため企業分割が多く行われ、不公平になるのではないですか。

（答）
１．免税点が１億円と高目に設定されているので、売上１億円超の企業が企業をいくつかに分割し、売上高１億円以下の企業を作ることで売上税の納税義務を回避しようとすることも予想されます。
２．これを防ぐために、例えば免税点を超える企業が分割された場合に、分割をした企業（分割親会社）と分割により設立された企業（分割子会社）との間で、互いに支配し、従属する関係があり、かつ、企業を分割したことについて相当な理由（経済的合理性）がないと認められるときには、仮に分割子会社が免税点以下であってもこれを免税点を超える企業とみなして課税する、という様な対策を講ずることも考えられます。

（問75）違反は厳しく取り締まるのですか。

（答）
国税庁によれば、売上税の執行に当たっては、制度の意義、仕組み、手続等について納税者の方々の理解を深め、無用の混乱や不安を生じさせないよう配意し、新制度導入後両三年の間、指導、広報を中心とした運営を行い、制度の円滑な定着に努めるとのことです。
また、指導等に際しては、納税者の方々の主張に十分耳を傾け、親切な態度で接すると聞いています。

UCHIDA
時代はいま、垂直分散から水平連携システムへ。
「USAC 2001VHシリーズ」VH3、VH5、VH7、VH9、VH11の5モデルで新登場！
垂直・水平連携機能でオフィスをカバー。
オフィスの各部門で分散即時処理を行なう垂直連携（Vertical）システムをさらに発展、CPU同士の連動を可能にした水平連携（Horizontal）システムを採用。
ハード／ソフトウェア資産をそのまま相互に継承できる経済効率の高いオフィスシステムを実現しています。
●社内・外へのグローバルネットワークへ展開。
●統合オフィスを実現する、リレーショナル型データベース。
●事務処理の効率アップを実現する統合ソフトウェア。
●アプリケーションの領域を拡げる高性能専用装置を用意。
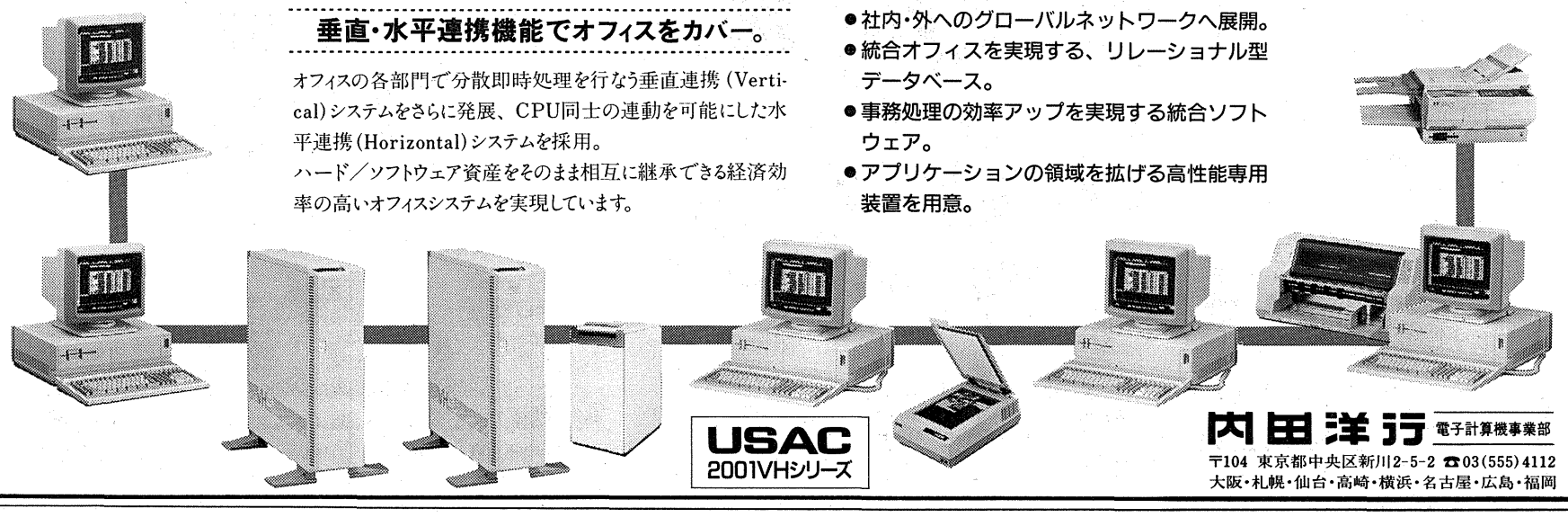
USAC 2001VHシリーズ
内田洋行 電子計算機事業部
〒104 東京都中央区新川2-5-2 ☎03(555)4112
大阪・札幌・仙台・高崎・横浜・名古屋・広島・福岡

るインフレ的な物価上昇とは全く異なり、売上税の導入時に一回限り生ずるものであって、その後も物価上昇が続くものではありません。
２．また、その程度も、飲食料品などが非課税とされ、物品税などが廃止されることなどから、税率（５％）よりもかなり低い水準にとどまると思われます。
３．いずれにせよ、売上税の導入に伴って便乗値上げが生じることのないように対処する考えです。
（注）政府経済見通しの昭和62年度
消費者物価上昇率…… ……1.6％
うち売上税による上昇……0.4％

（問52）食料品は非課税だから、売上税導入後も値段は変わらないのですね。

（答）
１．食料品は非課税物品とされていますからそれ自体の売上げについては流通のどの段階においても税はかかりません。
２．しかし、非課税物品を生産、販売している事業者でも、その生産、販売に要する設備、運送、容器等のための課税物品は税込みで購入しながら、その税額分の控除が認められないので、その分がコストとして価格の中におり込まれることになります。したがって、売上税導入後ある程度値段が上がることは避けられませんが、他の課税物品に比べれば値上がり分は小さくなります。

（問53）売上税は所得に対し逆進的であり、大衆課税となるのではないですか。

（答）
１．売上税は消費に課税するものですから、消費を基準としてその税負担をみれば比例的なものとなりますが、所得を基準にみればある程度逆進的な傾向が出るのは避けられません。
しかし、この売上税では誰もが毎日必要とする飲食料品などを非課税とするといった工夫がされており、所得に対する逆進性も大きく緩和されています。
２．また、そもそも税制の所得再分配機能は、一つの税目のみを取り上げて議論するべきではなく、税制全体、さらには福祉支出を含めた財政全体で判断すべきです。我が国の場合、改革後においても所得税は依然国際的にみて下に軽く、上に重い税制となっていますから、税制全体として逆進的であったり、大衆課税となったりするものではありません。

（問54）売上税は消費を抑制し、景気に悪影響を与えるのではないですか。

（答）
１．税制改革の経済に与える影響については、個別の税目だけとり出して云々するのではなく、改革全体として考えるべきです。
２．今回の改革では所得税、住民税、法人税などについて思い切った減税を行っており、これが事業意欲、勤労意欲を高めて経済を活性化します。したがって、売上税が消費に対して影響を与えるとしても、所得減税により概ね相殺され、さらに税制改革全体では、景気に好影響があると考えられます。
３．特に62年度においては、売上税の導入などの増税措置は年度後半から実施されるのに対し、所得減税はサラリーマンの源泉徴収制度を通じて先行しますので、減税効果は年度当初から浸透し、経済に対し好ましい影響を及ぼすものと考えます。

（問55）売上税は一度導入されると簡単に引上げが行われ、「大きな政府」につながるのではないですか。

（答）
１．我が国の憲法は租税法律主義を定めている（憲法84条）ので、政府の権限だけで増税を行うことはありえません。売上税の税率を仮に引き上げる場合でも、党の税制調査会で審議され、さらに国会で審議、議決することが必要であり、その過程で国民の意向は十分に反映されます。
２．ヨーロッパの付加価値税の例をみても、税率の引上げはほとんどが所得税減税との組合せで行われており、付加価値税の税率引上げが歳出増加の直接の要因となっているとは考えられません。
３．「大きな政府」になるか否かは、結局は財政支出の拡大に対する節度や規律の問題なのです。

（問56）物を買うときに売上税がいくらかかっているのか分かる仕組みになるのですか。

（答）
１．事業者間の取引については、税額票が出されますから取引にかかった税額がいくらかわかる仕組みとなっています。
一方、消費者には税額票が発行されませんが、購入価格に105分の５を乗じた額が税額ということになります。
２．消費者がはっきり税額を知ることができるよう小売価格と税額を別々に表示すべきだとの考えもあります。確かに一つの考え方で消費者行政の面から望ましいと思われますが、現在の我が国の取引慣行等を考慮すれば、これを法律で義務づけることは難しいと思われます。

（問57）売上税はどのような税なのですか。

（答）
１．売上税は、現在の酒税や物品税のように特定の特品に課税する個別間接税とは異なり、原則として全ての取引を課税対象とする消費税です。
売上税の納税義務者は国内の事業者及び輸入者ですが、事業者自身に負担を求めるのではなく、生産及び流通の各段階の事業者の売上げに課される税額は、その事業者の販売する商品やサービスの価格に上乗せされて次々と転嫁され、最終的には消費者が負担することになります。
２．また、この税では生産、流通の過程で二重、三重に税が課されることのないように、各事業者が仕入れの段階で負担した税額を、各事業者の売上げにかかる税額から差し引くことにより税の累積を排除する仕組みがとられています。
すなわち、事業者は課税期間（３ヶ月）中の売上高に税率をかけて算出した税額を納付するのですが、この場合、同期間中の仕入れの際に受領した税額票に記載された税額を差し引くことができ、これによって累積課税が排除されるわけです。

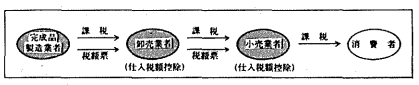

（問58）税額表とはどのような書類なのですか。

（答）
１．税額票は売上金額とそれにかかる税額とを別記した書類で、売手が買手に対し発行します。買手は自分の売上税を納税するときには、売上げにかかった税額から税額票に記載してある税額、すなわち、仕入れにかかった税額を控除することができますので、税の累積が生じないわけです。
このように、税額票は買手にとってみれば一度払った税金を取り戻せる金券のようなものですから、税額票を用いれば売手は税額の転嫁がしやすくなります。
２．この税額票は特別な書類ではなく、請求書や納品書などを用いることができます。
また、ヨーロッパの付加価値税で用いられているインボイス（仕送状）とは異なり、取引の都度発行する必要はなく、一定期間でまとめて発行できます。
このように税額票は、我が国の複雑な流通過程の実態を考慮し、簡素な手続きですむように工夫された仕組みなのです。
なお、この税額票は保存する義務はありますが、税務署に提出する義務はありません。

（問59）誰が納税義務者となるのですか。

（答）
１．売上税の課税対象は、①国内で事業を行う者が有償で行う資産の譲渡、資産の貸付及び役務の提供と②輸入貨物とされています。
したがって、納税義務者には国内で製造業、卸売業、小売業、サービス業などの事業を行う方をはじめ、自由業の方も含まれます。
また、例えば機械器具のリースなどは資産の貸付として課税対象に含まれますので、リースを行う方なども納税義務者となります。
２．ただ、課税される取引の年間の売上高が１億円以下の場合は納税義務は生じません。これにより個人・法人も含めた全事業者の約９割が非課税事業者になると見込まれています。しかし、取引の関係などによっては課税業者となった方が有利な場合もあるでしょうから、選択により納税義務者となることも可能となっています。
３．なお、輸入貨物については、事業者だけに限らず、消費者が輸入する場合も課税されることになります。

（問60）何にどの位の税率で売上税がかかるのですか。

（答）
１．売上税の課税対象は、①国内で事業を行う者が有償で行う資産の譲渡、資産の貸付及び役務の提供、②輸入貨物とされています。
２．従って、各種団体の会費や寄付金のようなものや無償の取引は原則として課税対象に含まれませんが、その他は、非課税とされる特定の物品・サービス（問61参照）を除き、一般に課税対象となります。
３．輸入については財貨の輸入のみが課税対象となります。
４．税率は原則５％ですが、自動車（普通車及び小型車）については昭和63年１月１日から３年間は11％とされ、昭和66年１月１日からは５％となります。

（参考）ヨーロッパ諸国の付加価値税の税率構造

	フランス	西ドイツ	イギリス
標準税率	18.6％	14％	15％
割増税率	33.3％	—	—
軽減税率	7，5.5％	7％	—

（問61）非課税の範囲はどうなるのですか。
（詳細は問77以下を参照）

（答）
１．売上税は、幅広く薄く負担を求める税ですから、非課税の範囲はできるだけ限定したものにするのが望ましいのです。
２．売上税が非課税とされる取引を大きく分けると、
(イ)消費税としての性格上課税対象とすることになじみにくいもの（土地及び有価証券の譲渡、受取利子及び保険料収入等）
(ロ)特別の政策的配慮から課税することが適当でないもの（飲食料品、社会保険診療、医薬品、学校教育、社会福祉事業、住宅及び住宅建設サービス等）
(ハ)現行の個別消費税との調整の結果、売上税の課税対象とならないもの（灯油、ガソリン、飲食代、宿泊代等）
の３つのグループになると思われます。
３．非課税取引の具体的な範囲については、現在政府で検討しているところです。

（問62）課税期間と申告納付の方法はどうなるのですか。

（答）
課税期間とは売上税の税額を計算するに当たり区切られる一定の期間で、この期間中の売上総額に税率をかけて算出した税額から、同期間中の仕入税額を差し引くことになります。売上税では納税義務者の事務負担などが考慮され、課税期間は３ヶ月（１～３月、４～６月、７～９月、10～12月）、申告納付の期限は課税期間の終了後２ヶ月以内となっています。

（参考）ヨーロッパ諸国の付加価値税の例（原則）との比較

	課税期間	申告納付期間
日　本	３ヶ月	課税期間終了後２ヶ月以内
フランス	１ヶ月	翌月15日から24日までの間
西ドイツ	１年（予定申告期間は１ヶ月）	予定申告の場合、予定申告期間後10日以内
イギリス	３ヶ月	課税期間終了後１ヶ月以内

（問63税額の計算方法は具体的にどうなるのですか。

（答）
１．税額の計算は、課税期間（３ヶ月）中の売上にかかった税額から同じ期間中の仕入れにかかった税額を差し引くだけです。
しかも、仕入れにかかった税額は、仕入先から受け取った税額票に記載された税額を合計すればよいので税額の計算は簡単です。この場合、販売した個々の商品ごとにいつ仕入れたかを管理する必要はありません。
２．たとえば、卸売業者Ａの課税期間中の売上総額が１億円としますと、
売上げにかかる税額……１億円×５％＝500万円（ａ）これに対し、同じ期間中の仕入総額が8,000万円であれば、仕入先から受け取った税額票に記載された税額の合計は、
(8,000万円×５％＝）400万円（ｂ）になるはずです。
したがって、この課税期間にＡが納めることとなる税額は、
（ａ）－（ｂ）……500万円－400万円＝100万円
となります。
なお、Ａがある品物を200万円で売る場合には、売上税額である10万円（200万円×５％）を加えた210万円という税込価格で売ることになります。



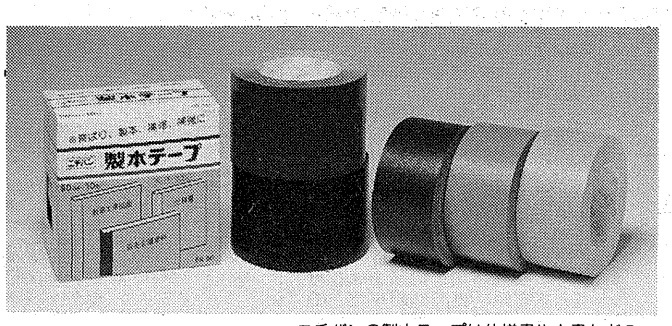

製本テープ
ペーパークロス

ニチバンの製本テープは仕様書や文書などの簡易製本、本やノートの補修に便利な新製品です。耐候性耐老化性にすぐれた粘着剤を使用していますので長期間変質しません。

品番	サイズ	巻数	価格
BK-35	35㎜×10m	10巻	600円
BK-50	50㎜×10m	10巻	800円

●色＝黒・赤・紺・黄・緑・空・茶・白

粘着メモ Point memo ポイントメモ

情報化時代の有能なアシスタント、ニチバンのポイントメモはさっとメモして、目立つところにペタッ……伝えたいことを確実に伝えます。サイズも豊富で20種類、使いみちはさまざま。オフィスやお店、学校、ご家庭などで幅広くお使いいただけます。

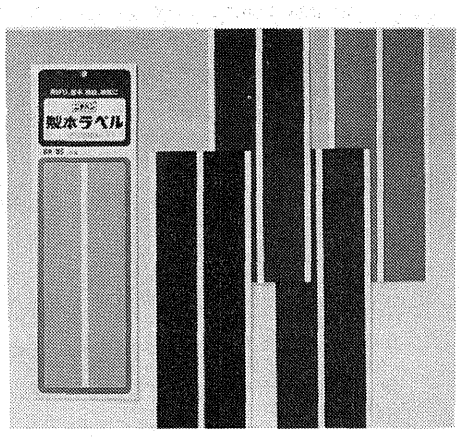

製本ラベル
ペーパークロス

製本ラベルは、製本テープを予め一定の長さにカッティングしたシートタイプで、ご家庭など少量使用の方におすすめします。

ニチバン株式会社

本　　社：〒102 東京都千代田区九段南2丁目2番4号 ☎(03)263-0151(大代表)
札幌支店：〒060 札幌市中央区北五条西6-2札通ビル ☎(011)231-2310(代)
仙台支店：〒983 仙台市幸町3-11-3第1小西ビル ☎(0222)97-2155(代)
大宮支店：〒330 大宮市宮原町3-147 ☎(0486)66-7495(代)
新潟出張所：〒950 新潟市米山10-8丸信ビル ☎(0252)46-3261(代)
東京支店：〒103 東京都中央区日本橋本町2-2小津ビル ☎(03) 666-3101(代)
千葉出張所：〒260 千葉市新田町137大丸ビル ☎(0472)48-1085(代)
八王子出張所：〒192 八王子市南新町10繊維センタービル ☎(0426)26-7591(代)
横浜支店：〒221 横浜市神奈川区金港町3-3第9大塚ビル ☎(045)453-3151(代)
静岡出張所：〒420 静岡市千代田2-2-13 ☎(0542)47-5578(代)
名古屋支店：〒460 名古屋市中区栄5-26-39タカシマ名古屋ビル ☎(052)261-1441(代)
松本出張所：〒399-65 松本市芳野14-10 ☎(0263)27-1863(代)
金沢支店：〒920 金沢市問屋町1-93 ☎(0762)38-0801(代)
京都支店：〒601 京都市南区唐橋川久保町29大佐ビル ☎(075)681-1781(代)
大阪支店：〒541 大阪市東区道修町2-19-1山口ビル ☎(06) 203-5631(代)
和歌山出張所：〒640 和歌山市太田275川端ビル ☎(0734)72-2002(代)
神戸支店：〒650 神戸市中央区北長狭通4-7-32兵庫県ゴム会館 ☎(078)392-1206(代)
広島支店：〒733 広島市西区西観音町9-7なかよしビル ☎(082)291-7497(代)
高松支店：〒760 高松市中央町17-26 ☎(0878)61-8661(代)
福岡支店：〒810 福岡市中央区渡辺通2-4-8小学館ビル ☎(092)771-4852(代)
鹿児島出張所：〒890 鹿児島市鴨池1-48-11 ☎(0992)57-1942(代)

参考

税制改革Q&A　Ⅳ. 売上税

自由民主党政務調査会
税制調査会

税制の抜本的改革と昭和62年度税制改正大綱
3　売上税の創設

三　売上税の創設
㈠　創設の趣旨等
　限られた物品・サービスにつき特別の負担を求めている現行間接税制度を改め、売上税を創設する。
　なお、その税収の一定割合を都道府県及び市町村に譲与するとともに、売上税を地方交付税の対象種目とする。
㈡　適用期日
　売上税は、昭和六十三年一月一日以降の取引から適用する。ただし、電話については、昭和六十四年一月一日以降の取引から適用する。
㈢　物品税等との調整
　売上税の創設に伴い、
　１．特品税、トランプ類税、入場税、通行税、砂糖消費税、電気税、ガス税及び木材引取税は廃止する。
　２．酒税及びたばこ消費税については、税負担調整のうえ売上税を併課する。
㈣　売上税の仕組み
　１．課税対象
　(1)　国内において事業を行う者が有償で行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供
　(2)　輸入貨物
　２．納税義務者
　(1)　事業者。ただし、年間課税売上高一億円以下の事業者については、納税義務者から除外する。（選択により納税義務者となることもできる。）
　(2)　輸入者
　３．非課税
　(1)　非課税取引の範囲
　①　飲食料品
　②　飼料（餌料を含み、ペットフードを除く。）
　③　卸売市場法に規定する生鮮食料品等（花きを除く。）に係る卸売市場手数料及び家畜取引法に規定する家畜に係る家畜市場手数料
　④　米麦及び卸売市場法に規定する生鮮食料品等（花きを除く。）に係る農業協同組合等の集荷・販売手数料
　⑤　と畜場法第八条に規定すると畜場使用料等
　⑥　租税特別措置法第26条第２項に規定する社会保険医療（療養費の支給対象となるものを含む。）及び公費負担医療
　⑦　歯科技工、検査等租税特別措置法第26条第２項に規定する社会保険医療（療養費の支給対象となるものを含む。）に関する受託事業
　⑧　労働者災害補償保険法等の規定に基づく療養の給付（療養の費用の支給対象となるものを含む。）
　⑨　公害健康被害補償法の規定に基づく療養の給付（療養費の支給対象となるものを含む。）
　⑩　自動車損害賠償保障法の規定に基づく被害者に対する療養の給付
　⑪　予防接種法等の法律の規定に基づき実施される予防接種
　⑫　学校保健法等の法律の規定に基づき実施される健康診断（診査）及び公費負担で実施される健康診断（診査）
　⑬　正常分娩
　⑭　健康保険法等の規定に基づく高度先進医療
　⑮　薬事法に規定する医薬品
　⑯　社会保険適用の医療用具のうち個々に価格又は点数が特掲されているもの
　⑰　学校教育法第１条に規定する学校の行う学校教育
　⑱　学校教育法第82の２に規定する専修学校の行う学校教育
　⑲　学校教育法第83条に規定する各種学校（修学年限１年以上のものに限る。）の行う学校教育
　⑳　学校教育法に規定する教科用図書（検定済教科書等）
　㉑　社会福祉事業法第２条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業
　㉒　老人福祉法等の法律の規定に基づき実施されるいわゆる在宅サービス
　㉓　身体障害者専用の特定の物品
　㉔　アマチュアスポーツ大会、伝統芸能の公演等
　㉕　中古自動車等
　㉖　旅客輸送
　　船舶（定期航路、但し、特別船室料金を除く。）、鉄道（特別車両料金を除く。）、バス（定期路線）、タクシー（ハイヤーを除く。）等
　㉗　一般路線貨物自動車運送事業の運賃のうち宅配便に係る運賃（10キログラムを超えるものを除く。）
　㉘　保冷車による貨物輸送
　㉙　道路運送法法組２条第３項に規定する自動車事業
　㉚　新聞（一般日刊新聞）（購読料）
　㉛　ＮＨＫ受信料
　㉜　民間放送及び一定の有線テレビジョン放送（放送事業収入＜広告番組に係る収入を除く。＞）
　㉝　土地・立木の譲渡
　㉞　住宅の譲渡
　㉟　住宅の新築及び増改築に係る請負
　㊱　不動産（土地・建築物）賃貸
　㊲　有価証券の譲渡
　㊳　金融取引に伴う受取利子（信用保証に係る保証料等を含む。）
　㊴　合同運用指定金銭信託（貸付信託を含む）、公社債投資信託並びに厚生年金基金信託及び適格退職年金信託に係る信託報酬
　㊵　保険取引に伴う保険料収入（これに類する共済掛金収入を含む。）
　㊶　外国為替業務に係る手数料
　㊷　印紙、切手、物品切手等
　㊸　現行の個別消費税との調整の結果非課税とされるもの
　　原油、石油製品（揮発油税及び地方道路税の課税対象を含む。）、ガス状炭化水素（一般ガス事業者の供給する都市ガスを除く。）、料理飲食等消費税の課税対象及び娯楽施設利用税の課税対象

　(2)　国、地方公共団体、公共法人、公益法人等の取扱い
　原則として民間事業との競合関係が認められる事業の売上げについて課税し、それ以外の売上げについては非課税とする。
　①　国
　四現業等の営む次の事業について課税する。
　郵政事業特別会計
　　郵便為替事業及び郵便振替事業（外国郵便為替及び外国郵便振替に係るものを除く。）、法令上郵政大臣以外の機関においても取り扱うこととされている歳入・歳出金等の受払業務、日本電信電話株式会社から郵政省に委託された業務及び日本放送協会から郵政省に委託された事務、国債等の販売等に係る手数料
　国有林野事業特別会計
　　林産物販売等に係る事業
　印刷局特別会計
　　一定の製品販売等
　造幣局特別会計
　　一定の製品販売等
　アルコール専売事業特別会計
　　アルコール販売
　②　地方公共団体
　特別会計の営む次の事業について課税する。
　　交通事業、電気事業、ガス事業、港湾整備事業（船舶の離着岸を補助するため船舶を使用させる事業に限る。）、観光施設事業、宅地造成事業、駐車場事業、公有林整備事業、牧場経営事業、産業廃棄物処理事業、酒類等の製造・販売事業、競馬・自転車競走・小型自動車競走及びモーターボート競走（入場料に限る。）
　③　公共法人
　　不動産販売業、物品販売業、出版業、席貸業、興行業、駐車場業、遊技所業、請負業等に該当する事業について、原則として課税する。
　④　公益法人等
　　法人税法上の収益事業（これに準ずるものを含む。）について、原則として課税する。
４．輸出（輸出類似取引を含む。）
　免税とする。
５．課税標準
　(3)　売上金額（他の消費税の額を含む。）
　(2)　輸入の際の引取価額（関税及び他の消費税の額を含む。）
６．税率
　５％とする。
　（経過措置）
　　普通乗用車自動車及び小型普通乗用四輪自動車については、昭和63年１月１日から昭和65年12月31日までの間11％とする。
７．納付税額の計算等
　(1)　納付税額は、課税期間中の課税売上高の合計額に税率を乗じて算出した税額から、同期間中の仕入れの際に受領した税額票に記載された税額（非課税売上げに対応するものを除く。）を控除した額とする。
　(2)　課税期間中の仕入れに係る税額が売上げに係る税額を上回る場合には、その超過額につき還付を受けることができる。
８．申告納付
　(1)　課税期間（３か月）終了後２か月以内に申告し納付する。
　(2)　輸入の際には関税と併せ申告し納付する。
９．その他
　(1)　納税地、質問検査権等の規定は所得税、法人税に準じて設ける。
　(2)　国内取引に係る売上税については、通告処分制度を適用しない。
㈤　売上税の地方団体への配分
　１．売上譲与税の創設
　　売上税の創設に伴い、売上税の収入額の一定割合を人口等一定の譲与基準により都道府県及び市町村に対し譲与する売上譲与税を創設する。
　２．地方交付税の対象税目
　　売上税を地方交付税の対象税目とし、税制の抜本的改革による所得税等三税の減収に伴う地方交付税の減収額を補てんする。

税制改正Q&A
Ⅳ、売上税

（問48）何故、売上税が必要なのですか。

（答）
１．今回の税制改革では総額４兆５千億円にものぼる思い切った減税を行うとともに、その財源措置の観点をも踏まえ、21世紀を展望して税体系全体の見直しを行いました。
２．間接税については、消費内容の変化及び多様化が著しく進んでいる今日、特定の品目のみを課税するという現在の方式の下で、課税物品を合理的に選び出し、適切に課税することは難しくなっています。また、その結果、所得課税と消費課税とのバランスを適正に保つことが困難になっています。
３．そこで、この機会に間接税制度について抜本的に見直すこととし、消費一般に「広く薄く」課税する新しいタイプの間接税である売上税を導入したのです。また、売上税の導入により所得税、法人税などの大幅な減税の財源が確保されたことを忘れてはなりません。

○ 間接税等の構成比の推移

昭和９～11年度	25	35	45	55	60	61
65.2%	45.0	45.7	33.9	28.9	27.2	27.9

○ 物品税のアンバランスの例

課税されている物品	課税されていない物品
毛皮製品	高級織物（毛織物、絹織物）
ゴルフ用具（クラブ、ボール等）	テニス用具（ラケット、ボール等）
サーフボード、水上スキー	スキー
普通の家具（けやき製等）	桐製、うるし塗りの家具

○ サービス課税の現状（昭和61年度）

国税・地方税　合計　(a)	662,825億円
うち　間接税　(b)	144,551億円
うち　サービス課税　(c)	7,145億円
(c)／(a)	1.1%
(c)／(b)	4.9%

○ 現行間接税に関する諸外国からの批判

税目	国名	対象物品	批判の内容
酒税	アメリカ	ワイン	従価税のため、アメリカ産ワインが不利
〃	ＥＣ	ウイスキー	従価税、級別制度等のため、ＥＣ産酒類が不利
物品税	アメリカ	乗用車	米国車に不利
〃	カナダ	金貨	金地金に比べ不利
〃	スイス	貴金属時計	スイス産時計が不利

（問49）売上税の導入は総理の選挙公約や国会答弁に反するのではないですか。

（答）
１．総理は、先般の総選挙に際して、「国民が反対し、党員も反対するような大型間接税と称するものは、やる考えはない。」と言明されました。その後、選挙後の国会において、いわゆる大型間接税というものは、多段階、包括的、網羅的、普遍的で、縦横十文字に投網で全部ひっくるめて取ってしまうという意味のもので、そういうものにならない相当の限定性を持ったものは、大型間接税にあたらないとする余地が残っている旨発言されています。（衆・予算委11・4、参・予算委11・7）
２．この売上税は免税点が１億円であり小売業、サービス業を中心に全事業者の約９割が課税を免れます。また、食料品や医療、教育、住宅、一般の旅客輸送など国民生活に密接に関連する分野が多く非課税とされ、課税分野は家計の消費支出の４割程度となっており、税率も５％と低いことなどからみて、相当の限定性があり、総理が導入しないと約束された大型間接税には該当しないと考えられます。
（注）売上税の限定性
①全事業者の87％にあたる事業者が課税対象から除外され、納税者が大幅に減少すること。
　・納税者が613万者から79万者に減少
　・小売業者（148万者）の大部分（９割以上）が納税者とならない
②食料品、社会保険診療、医薬品、学校教育、住宅、不動産賃貸、一般の旅客輸送等については、非課税とすることとされ、課税分野の割合は家計の消費支出の４割程度となっていること。
③税率が５％であり、極めて低い水準にあること。
　・諸外国の標準税率は、フランス18.6％、西ドイツ14％、イギリス15％であり、軽減税率は、フランス７％と5.5％（超軽減税率）、西ドイツ７％です。
③増収規模（物品税等の廃止分との調整後の順計で２兆９千億円）が所得課税や法人課税の総額に比較し、かなり小さいこと。
（注）所得課税　24兆円　国、地方合計
　　法人課税　19兆円　61年度当初予算

（問50）売上税のような影響の大きい新税の導入をこのような短期間に決めたのでは、国民の理解を得られないのではないですか。

（答）
１．我が国の税体系において、所得と消費に対する課税の適正なバランスを維持するため課税ベースの広い間接税を導入するという考え方は、各方面で長年にわたり議論をされてきたところであり、そのような議論を基礎として、今回、売上税の導入を決定しました。
２．売上税は新税であり、その課税の範囲が広いので国民生活にも広く影響を及ぼすと思いますが、他方、税率は５％と低く、納税者の負担を極力少なくするような工夫もされています。また、その執行もいわゆる強権的調査ということではなく指導や広報を中心に行い、納税者の主張に十分耳を傾け、親切な態度で接するよう、総理から国税庁に指示するなど、この税について国民の理解を得られるよう努力しているところです。
３．　いずれにせよ、今後、売上税の必要性やその仕組みなどについてさらに積極的にＰＲをして、国民の理解を深めていく考えです。
（注）党税調の審議は180時間に及び、これは、衆参両院での予算審議の時間数とほぼ同じものとなっております。

（問51）売上税は物価に対して悪影響を与えるのではないですか。

（答）
１．売上税はいわば価格の一部の形で税金を納めるものですから、売上税の導入により物価は上昇します。しかし、これはいわゆ

歴史考察

英雄と女性（三）

5　豊臣秀吉と女性（承前）

ご高承のように、豊臣秀吉にはお寧々の方という正室が若いうちから存在していた。秀吉には、これもよく知られるように子種がなかった。十何人もの側室がいたが子供が生まれたのは淀君だけで、淀君からは二人生まれ一人死んで残ったのが秀頼である。したがって秀頼が秀吉の実子かどうかということについては、相当疑問視される記録があるわけであるが、何といっても四百年も前のことで、現在からはこれを確認する方法はないわけである。一応秀吉が自分の子であると認知したから秀吉の子供であるということなのだが、血液検査もない時代だから真偽の程は定かではない。とに角多勢いた側室が、一人として秀吉の子を生んだという記録がないのだからあるいは秀頼は秀吉の子供でなかったかもしれない。

その秀吉が死んだ。賢夫人の聞こえ高かった北の政所とお寧々の方も、やはり女は女であった。というのは、自分の夫である秀吉の愛を独占してしまった淀君に決していい感情を持っていなかった。そして秀吉の家来の中の武断派と称する加藤清正、福島正則といった荒くれ大名は、殆ど政所側についた。片や文治派である石田三成を筆頭とする小西行長らの武将は淀君派になって、真っ二つに分裂してしまった。秀吉の在世中はその対立が収まっていたのだが、秀吉が死ぬとこの対立が表面化するに至ったのは必然的な成り行きであった。これを利用して天下を取ったのが家康であることは、本欄の前テーマにおいて繰り返し物語ったとおりである。

家康は、北の政所に化粧料として二万石を与え、盛んに政所を懐柔した。彼女にしてみれば、結局は自分は子供を生んでいない石女であるから、どうしても秀頼に対しては愛情は湧かない。豊臣家は夫の秀吉が死んだからこれで終わった――天下はまあどうならうとこうなろうと致し方もない――そのうえ女同士の対抗意識が加わり秀吉が死ぬと同時に大坂城を引揚げて、京都の高台院という寺に引きこもってしまったのだった。

淀君のほうは、自分が腹を痛めた子供が故太閤の一粒種だという悲惨な運命を辿ったのが淀君であった。反対に尼として天寿を全うしたのが北の政所である。

英雄が色を好むのも結構であるが、どうも、清盛の場合といい、秀吉の場合といい、自分の死んだあとの子孫の運命というものは、自分の愛した女というものとからんで、結局血筋を滅ぼしてしまうという歴史の皮肉が出ているようである。

6　徳川家康と女性

一方、家康は、うら若い時に今川義元の人質にされた。そして姉さん女房の義元の娘を義元から押しつけられた。これが有名な築山殿という女性である。

えてして姉さん女房というのは気が強いものであるが、築山殿も例外でない。それも今川の勢力をバックに、あんたは人質だと家康を軽く見る。はじめから夫婦仲がしっくりしなかった。ところが子供が生まれた。これが家康の長男の信康である。信長の信と家康の康をつけて、人知れず信長によしみを通じた命名でもあった。

しかも、その息子の信康の嫁さんに信長の娘をまた娶ったということで、姑の築山殿と折り合いがよくない。この信長の娘徳姫というのは、信長から命ぜられて来ていて、要するに徳川向けの監視役であった。

徳姫には、他にもいろいろな女のやきもちがあって、各種の情報を信長のところへ届ける。ますます築山殿は徳姫が気にいらない。築山殿にすれば信長は自分の父である義元を殺した男であるから、どだい気にいらない。

ましてや徳姫には男子がない。男子も設けられないような嫁は将来だめだからと言って、築山殿は、盛んに信康に側室を世話する。

それらもみなあることないことすべて徳姫は信長に書いて送る。信長は激怒し、家康に強要して、信康を切腹させ、築山殿も家康の命令の形で殺されてしまった。

この時から家康は、上流の女というものに懲り懲りしたか、下位の女を好むようになり、「下犯」の家康」と歴史に名をとどめる。反対に秀吉は「上犯」であった。

したがって家康は正室というものを殆どもっていない。側室だけで二十何人ももったのだが、正室は秀吉から押しつけられた朝日姫という秀吉の妹だけである。これは小牧長久手戦の和睦の条件として仕方なしに娶ったわけで、娶ったといっても、夫婦生活は殆どしていないわけである。側室二十人余みな百姓の後家さんや家来の娘たちであった。

なぜそうしたか。ここにも家康らしさを垣間見ることができるのであって、上流の女と関係することにより、その女が政治に口ばしを入れたり、指図をするということは、天下を取るためには困る。女の感情が入ると政治はうまくいかないというのが、家康の考え方であった。そのほか、あまりやきもちを焼かれたり、がたがたされるのも困るというのが、築山殿の事件から体得した家康の己に課した教訓だったのである。その点、下流の女なら、おれの言うなりになっている――家康の好んだ所以だった。

それにしても、家康という人もなかなかこれ、英雄らしく色を好んだ。戦争に行くにも全部、老若とりまぜたこれらの女たちを連れて行ったといわれる。ところが、五十歳から六十歳を過ぎてからというものは、これらの女のうち、うば桜は選りわけて、要するに十代から二十歳を出たか出ないかくらいの若い娘ばかり――つまり自分の孫くらいの娘ばかりを愛したものである。

しかし、家康はさすが利口者で心きいた老女にあることを言い含めておいた。つまり、老女は、家康の顔色を見て、今宵の御伽はどれにしましょうかということを相談する。要するに家康の健康度を勘案して、元気のあるときは元気のある娘をあてがい、ちょっと疲れているという時には淡白な娘を差し上げるという裁量をその老女はしたのであった。

秀吉の場合は、そんな顧慮なくがむしゃらに致したから、結局老衰を早めて死んでしまった。家康は同じ女と致すにも健康と相談でその老女が一切の権限をもっていたわけである。今宵はおやめなさいませ。今宵は何々の局になさいませ。今宵は何々……ふむふむ、左様か左様か、その通り致そう、と言って、老女の言うことを聞いた。それで長生きしたかどうか知らないが、七十五歳の往生といえば、戦国武将にしては長生きの部類に入る。

私は医学的・科学的に述べているわけでなく、これは長生きとあまり関係ないと思うのであるが、とに角、家康は女を愛した割合には、前述したように政治には一切口ばしを入れさせず、子孫が長く続いたのであった。

（税理士・今村秀夫）

銘語録

兵は拙速を尊ぶ

孫子

最近、本を読んでいたら、中小企業の社長に最も必要な資質を問うた場合の回答に一番多いのが「現実に対応すること」ということであったという。特に近頃のように経済が国際化時代を迎えて、為替レートの変動、社会のサービス、商品にたいする需要の変化の激しさは目をみはるものがある。この時代にあたり変化に対応して生起した事象に瞬間的に事に当たる能力が要求されてくる。

自由競争社会ではそのタイミングをはずすととりかえしがつかぬ失敗となり臍を噛むこととなる。もしその対応が失敗しても迅速に軌道修正を常に行うかどうかが重要な鍵となるのである。

「兵は拙速を尊ぶ」というのはあまりにも人口に膾炙した言葉であるが、拙速とはつたなくても速い」ということで勿論速いことに力点がおかれていると思われるが、正しいが慎重ということの反対だと思う。この頃人びとに拙速と慎重とどちらを選ぶかを質したところ慎重という答が意外に多いのに驚いた。

もともと人間は経験の動物といわれ、いくら理屈と頭では判っていても経験しないことは、心から納得することが難しい、試行錯誤すなわち失敗を重ねながら、反省の上に立って即座に行動することが大切なことだと思われる。

たしかに同じ失敗を二度も四度も繰り返す人は困りものである。まあ二度までは同じ失敗も許される。三度目となるとその人の性格診断が必要となる。

余談だが迅速果敢に行動しながら長期的には時期を窺う、短期的には拙速を尊びながら長い目でみては無為自然を旨として目標達成を期する。一見、拙速と自然の流れの中で時流に乗るという矛盾した行動がバランスをとって成功に導びくことになる。

とにかく失敗を恐れず行動することである。

〈鍾馗〉

税の歴史から〈62〉

渡辺崋山のなぞ（その一）

豊橋でたべる野菜は旨い。これは東三河が穂の国といわれた時代から豊饒の地であり、全国有数の野菜の生産地の為、新鮮なせいかも知れない。もっとも愛知県全体の作物のうち一番金額の多いのは風物詩となっている電照菊で名高い花卉であるというから、単価の高いものにはかなわないといえよう。

豊橋の駅前から電車に乗って小一時間程揺られると、終点の三河田原に着く。ここは渥美半島の付け根に位置しており、幕末に開国の先覚者として悲劇的な最期をとげた渡辺崋山が家老をしていた田原藩のあった所でもある。田原駅から城下町特有の三叉路になっている道を通って、枝振りの良い木々の繁つた一郭に行くと堀割りと石垣があってそこが田原城跡であった。

田原城は応仁の乱に一色氏が京都に出陣中、戸田宗光が田原近郷の支配権をうばって築城したものである。後に家康になる竹千代が今川家の人質として今の静岡に行くのを途中でうばって織田信秀に送ったため、今川義元に亡ぼされるまで戸田氏がいた。今川治下の田原城はその後家康に攻略されて三宅氏が入った。

三宅氏は児島高徳の後裔で一万二千石の所領を持っていた。渡辺崋山は三宅家の家老で、その書簡に「田原は武を構ど徳を敷き、天地の間に独立致し、掌大の地を百世に存する様御工夫第一也。何にても徳がこれ無くては危し」と書いたり、商人の求めに応じて「一、先ず朝は召使より早く起きよ。一、十両の客より百文の客を大切にせよ。一、買手が気に入らず返しに来たらば売る時より丁寧にせよ。一、繁昌するに従って益々検約をせよ。一、小遣は一文よりしるせ。

一、開店の時を忘るな。一、同商売が近所に出来たら懇意を厚くし互に励めよ。一、出店を開いたら三ヶ年は食料を送れ」という商人八訓を与えたりしているので、かなりな苦労人であると考えられる。事実、文化元年（一八〇四年）十二歳の時、考えごとをしていて備前池田侯の若君の行列の先供にぶつかり、衆人環視の中で打擲を受け、しかも行列の主が自分と同年輩なのに発憤したり、藩から頼まれた系譜編纂の為の旅で、煙草の火を借りようとして前を行く人に追付いて知り合いとなった、前を歩いていた人即ち生田萬が大塩平八郎の乱と前後して兵をあげ代官所を襲撃して死に、その妻も「たをやめの数ならぬ身も二筋に迷むはいらじ背の山の道」という辞世を残し、二児を絞殺し舌を噛み切って殉じたのを聞いたりしている。

それにしても不思議に思うのは、いやしくも一藩の家老職にあるものを蛮社の獄で簡単に逮捕したことと崋山のあまりにも貧しかった事である。しかし良く考えると、前者は背後に老中水野忠邦がおり、無人島渡航計画をきっかけとして逮捕されたが、当時の国是である鎖国政策の批判等も関係しており小藩で力のなかった事もあるのかも知れない。後者についていえば、家老になったのは天保三年、四十歳の時で禄百石役料二十石を賜つたが、天保元年田原藩では大凶作等により三か年限りではあるが、家禄を全廃して扶持米のみとし、家老から部屋住の者迄国元にいるものは総て二人扶持（外に麦と燃料用の松葉は今まで通り支給）としていた事と無関係ではなさそうである。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）

使いこなせば、ファイルは頭脳。
オフィスで、学校で、ご家庭で。便利に、合理的に、美しくファイリング!
気ままに出はいり!!
中央で開閉できるリング金具だから、途中からでも書類の差しかえが自由。180°完全に見開きできるので、閲覧がとってもスムーズ。また、背見出しはデジタル記号スタイルで読みやすく、数字やアルファベット、色により合理的に、分類・検索できる機能派タイプです。
リングファイル（テコロック式）
●F-812-2（B-5判 2穴）
●サイズ（mm）/縦278×横234×背巾42　¥870
ビジネスマンのアコーディオン!
携帯に便利なアコーディオン型のファイルです。仕切には分類がしやすいようにとセル見出しをつけました。いわば、歩く"ファイリング・システム"。表装は丈夫なプレスボードと布張の2種類。仕切は7仕切、15仕切、31仕切の3種類。
ドキュメントファイル
●No.301（A-4判）●仕切/15仕切
●サイズ（mm）/縦240×横321×背巾30　¥3,000
パンチ不要の筆殺パンチ!?
1度に約5枚の用紙を、鉛筆でパンチできるユニークなファイル。テスト用紙や学習資料などの整理に重宝します。学科別やシーズン別で分類・整理がしやすいように、カラーも3色揃えています。
トライアルファイル
●No.101（B-5/B-4判 2穴）
●サイズ（mm）/縦274×横200×背巾15　¥140
ピラミッドパワー体験!?
三角形の力で、書類やテスト用紙をしっかり押さえる。逆さにしても抜け落ちない。綴り金具がないからポケットに入れるだけでファイル完了! 書類に穴をあけたり、金具で止めたりしないので、キズがつかない……など画期的なファイルです。
ポケットファイル
●No.47-B5（B-5/B-4判）
●サイズ（mm）/縦267×横197×背巾15　¥300
30名様と、一度にご対面!
"量"を重視すれば、片面で15枚。見開きで30枚。最高30人分の名刺が一覧でき、検索もスピーディー。"見やすさ"を重視すれば、片面で9枚。見開きで18枚。スリット式のストッパー付なので、逆さにしても名刺は落ちません。
名刺帳
●A-900（A-4判4穴）●サイズ（mm）/縦317×横262×背巾42　¥2,700
プラス4のグッドデザイン。
ポケットは、普通よりも4枚多い、ゆとりの14枚。しかも、うれしいおてごろ価格。その上、エンボス加工なので、用紙が密着しにくく出し入れもスムーズ。反射がソフトで目も疲れにくいという言うことなしのファイルです。
クリヤーブック・ルポff　●N-352（B-5判）
●サイズ（mm）/縦267×横202×背巾8　¥350
OA時代の情報収集に
リヒト コンピューターファイル
フォーム用紙にあわせて各種そろえています。
リヒトは、つねに情報化時代のファイルのAからZまでをトータルに、キメ細かく考え、新製品の開発に積極的に取り組んでいます。多種多様なリヒトならではの高度な"ファイリング・システム"を、ぜひご活用ください。
ファイリングをシステムで考える
リヒト
リヒト リヒト産業株式会社
■本　社 〒540 大阪市東区糸人橋1丁目3 ☎(06)942-2361
■東京支店 〒103 東京都中央区日本橋浜町1丁目6番6号 ☎(03)862-6911
■支　店 札幌・仙台・静岡・名古屋・広島・高松・福岡

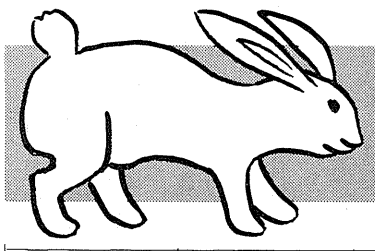

謹賀 '87 新年

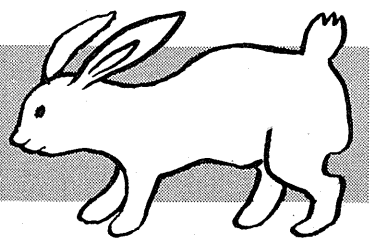

浅井新平 目黒区中町二―二三―三 電話(七一一)八七四四	大盛広吉 足立区千住柳町三―七 電話(八八一)六一二五代	倉田由次 足立区梅島一―九―五 電話(八八七)八四五一	諏佐市之丞 新宿区西大久保三―八五 電話(二〇〇)六二一一	寺田秀一 墨田区横川二―二二―四 電話(六二六)二二六八	松木正輝 荒川区西日暮里五―モ―四 エル・アルカサル・ フジ二〇二号 電話(八〇五)三二〇一				
浅見孝 中野区上高田四―四一―五 電話(三八六)三六三六	岡崎寿士 中野区本町四―一九―一二 電話(三八〇)一五五一	斎藤嘉三 杉並区下井草四―一三―二 電話(三九九)九四六一	鈴木三男 大田区池上四―二六―二 電話(七五三)七二〇〇	伝田隆雄 墨田区東向島三―三三―六 電話(六一三)二四四六	丸山修司 北区赤羽一―二一―三 ゾンドジュエル二階 電話(九〇一)一一五三				
飯沼清夫 足立区梅田七―一五―二 電話(八八七)〇一二四	岡田一馬 墨田区立花一―三三―六 電話(六一二)一八九〇	三枝潮 世田谷区豪徳寺一―九―三 電話(四二九)五三八一	住田光生 中央区日本橋室町四―一五 電話(二四一)六八〇〇	土橋栄夫 渋谷区本町六―四〇―一四 電話(三七七)三七一〇	宮崎敬之 目黒区上目黒一―二一―九 ハイネス中目黒五〇五号 電話(七九一)三九九一				
池田洋次郎 北区王子二―一三―一 電話(九二一)八一二一	小川一郎 大田区池上六―一九―八 電話(七五三)一六一七	佐々木秀明 台東区東上野五―一一―二 電話(八四一)〇二四八 〇二五七	関口秀男 中央区銀座四―一三―一 上原ビル 電話(五四二)七五六一	長坂利正 練馬区中村北四―二四 電話(九九〇)一一三一	三輪三郎 杉並区高円寺南一―六―五 サマリヤビル二階 電話(三一五)三三三三				
石井操 千代田区飯田橋一―二―一〇 電話(二六四)四六四〇	小川敏市 台東区三ノ輪一―二八―一五 電話(八七三)七二六八	清水多四郎 墨田区業平三―一〇―一二 電話(六二五)三九一八	千正清夫 中央区日本橋茅場町一―二 八共同ビル八〇三号室 電話(六六八)〇〇五一	中島育広 世田谷区玉川台二―三―一〇 電話(七〇〇)三三三一	母家一郎 江東区亀戸六―二八―七 電話(六八二)七一九六―七				
市川隆 国立市西一―一一―一〇 電話四三五(七一)三三三	兼山金刀圀 練馬区上石神井二―三二― 一一 電話(九二〇)八一三四	下道吉夫 台東区秋葉原六―九 電話(二五一)三四七一八	高橋栄吉 渋谷区代々木三―五六 電話(三七〇)二四七六	二村倍吉 港区西新橋一―一八―六 童宝ビル 電話(五〇二)〇八二〇	山本日出麿 千代田区丸の内一―四―二 東銀ビルヂング一二階 〇九区 電話(二八四)一九四一				
礒崎勝 文京区小石川二―二三―二八 ―八〇五 電話(八一五)三四五一	加藤隆之 台東区西浅草一―六―四 電話(八四三)〇六六一	下田友吉 台東区根岸一―一〇―一五 電話(八七四)七三一七	染谷孝太郎 葛飾区堀切五―五〇―一 電話(六〇一)五〇五〇	永島徳造 豊島区目白四―二四―五 電話(九五四)〇三三五	山本敏郎 港区西新橋二―二〇―三 電話(四三三)五五一四				
岩村譲一 中野区中野一―五六―五 電話(三六三)一六〇四	岸本勝次 台東区台東四―一〇―七 電話(八三一)二四六一	進藤紀三 新宿区坂町一一二 電話(三五三)九四三〇	高森利正 江東区亀戸二―二四―九 電話(六八二)五六三一	野村富雄 荒川区西日暮里五―三―一一 第三イトービル四階 電話(八〇一)一五八二	吉本與一 千代田区神保町二―二〇 郵通ビル 電話(二六二)〇三七九				
海老美与治 港区六本木四―九―二一俳 優座ビル七一八六本木公 認会計士共同事務所 電話(四〇四)〇八九四	窪寺長治郎 練馬区豊玉上二―二三 電話(九九三)五三二一	新保太郎 新宿区西大久保二―二九五 電話(二〇九)五六二一	田中佐門 台東区柳橋一―二九―七 五十栄ビル五〇一号 電話(八六一)〇三九四	橋本一雄 葛飾区柴又一―九―一七 電話(六〇七)一一六六	若林恒雄 中央区新富一―三―二一 二〇一 電話(五五二)八八一八				
太田昌一郎 大田区池上六―一八―二 電話(七五四)〇〇四一	久保村得治郎 板橋区氷川町一二―八 電話(九六一)二二二〇	杉村明 新宿区住吉町一―四―四 電話(三五七)五四一一	田中正盛 大田区多摩川二―一六―五 電話(七五〇)六一五二	前原宜輝 世田谷区祖師谷五―一三―一五 電話(四八二)三二九三	和田新之助 文京区本郷二―一六―一〇 三興ビル 電話(八一四)五八九五				



ぺんてるはTQC(全社的品質管理)及びQCサークル活動を推進し、その成果を絶えず品質向上に結実させています。
品質管理の最高栄誉であるデミング賞受賞メダル

細さが変わらない!



ペン先に新技術。宇宙素材のニューセラミック採用。

ペン先はダイヤモンドに次ぐ硬さのニューセラミック。
だから、つぶれや摩耗がなく、いつまでも細さは変わりません。

●インキ交換は、カートリッジ式なのでワンタッチ。　01 02 03 04 の4タイプ。　※01はセラミックコーティング処理

1本 ¥500

Pentel® CERAMICRON 500

ぺんてる株式会社

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁　第二弾―税制改革Q＆A―売上税
五頁　Q＆A―売上税
六頁…歴史考察、税の歴史、銘語録

第二弾、税制改革Q&A　売上税

自由民主党税制改革推進本部

本紙前号で、自民党の「税制改革Q&A」の「Ⅳ、売上税」の全文を紹介したが、「税の専門家向けで一般の業界や商店主にはわかりにくい」との批判が多いことから、自民党は続けて売上税の内容や仕組みを業種別にわかり易く解説した「税制改革Q&A」の第二弾をまとめて、二月十日までに同党所属の衆参議員、各都道府県連などに配布した。

売上税は今国会最大の焦点であり、連日野党との攻防がくり返されている。自民党内でも県連段階で反対決議する動きがあるが、それというのも売上税の内容が複雑でわかり難く、「売上げの五%が課税されるなどといった初歩的な誤解による反対も目立つ」（自民党税制調査会幹部）ところから、第二弾発行となったものである。

第二弾では、例えば、「中古品で非課税になるのはどの範囲か」「分譲マンションの管理委託費はどうなるのか」「学習上必要な学用品、文房具には売上税がかかるか」「有価証券の先物取引は課税となるか」等々、国民の身近な具体的疑問を網羅した全三百二十七質問・解答を、流通・サービス、住宅・建設、医療・福祉、金融・証券、通信・放送など九業種に分けて収録している。

本紙では前号に引続き参考までに紹介することにしたが、なにしろ三百七十三ページに及ぶ大部なものなので、紙数の関係から「売上税の仕組み」と「流通、サービス、製造、中小企業等」の部分のみ取敢えず掲載してみた。

売上税の仕組み

（Q1）　売上税はどのような税なのですか。また、何にどの位の税率でかかるのですか。

（A）

1、現在の間接税は、酒税や物品税にみられるように、酒やテレビ、自動車、電気製品等の特定の物品を選び出して課税するという制度をとっています。これに対し、売上税は物品、サービスに薄く平等に課税しようとする消費税です。

売上税の納税義務者は、国内の事業者および輸入者ですが、これらの事業者の売上げに対する税額は、事業者自身が負担するのではなく、その事業者の販売する商品やサービスの価格に上乗せされて次々と転嫁され、最終的には消費者が負担することになります。

2、また、この税ではかつての取引高税とは異なり生産、流通の過程で二重、三重に税が課されることのないように、各事業者が仕入れの段階で負担した税額を、各事業者の売上げに対する税額から差し引くことにより税の累積を排除する仕組みがとられています。

すなわち、事業者は課税期間（三ヵ月）中の売上高に税率をかけて算出した税額を納付するのですが、この場合、同期間中の仕入れの際に受領した税額票に記載された税額を差し引くことができ、これによって累積課税が排除されるわけです。

（注）取引段階が多くなるにしたがって税が累積するかつての取引高税とは異なり、売上税では累積課税が排除されるため、メーカーが製造直売をした場合でも、メーカーから消費者まで五段階ある場合でも、末端価格が同じならば、消費者が負担する売上税額は同じです。

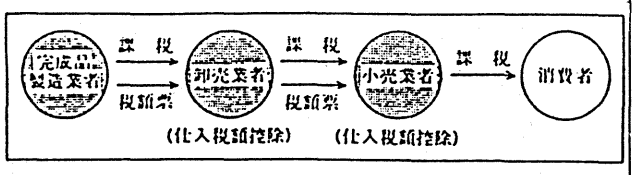

3、売上税の課税対象は、①国内で事業を行う者が有償で行う資産の譲渡、資産の貸付および役務の提供、と②輸入貨物とされています。

したがって、各種団体の会費や寄付金のようなものや無償の取引は原則として課税対象に含まれませんが、その他は、非課税とされる特定の物品・サービスを除き、一般に課税対象となります。

輸入については、財貨の輸入のみが課税対象となります。

4、税率は五%ですが、自動車（普通車および小型車）については昭和六十三年一月一日から三年間は一一%とされ、昭和六十六年一月一日からは五%となります。

（参考）ヨーロッパ諸国の付加価値税の税率構造

	フランス	西ドイツ	イギリス
標準税率	18.6%	14%	15%
割増税率	33.3%	—	—
軽減税率	7% 5.5%	7%	—

（Q2）　取引の各段階で五%ずつ重複して課税されるのですか。

（A）

1、売上税は事業者の三ヵ月ごとの売上げに五%をかけた売上税額をまるまる納付するわけではなく、この売上税額から同じ期間内の仕入れに含まれている税額を差し引いた額だけ実際には納付すればよいのです。

つまり、課税期間中の売上税額が仕入れに含まれている税額より多い場合に、はじめて税を納付することになるのであり、逆に売上税額が仕入れに含まれている税額より少ない場合には、税務署から還付されることになります。

2、このように、各事業者が仕入れの段階で負担した税額を各事業者の売上げに対する税額から差し引くことにより税の累積を排除する仕組みがとられているわけです。

したがって、取引の各段階で五%ずつ重複して課税されるとか、売上げの五%をそのまま納付しなければならないというのは誤解です。

（Q3）　誰が納税義務者となるのですか。

（A）

1、売上税の課税対象は、①国内で事業を行う者が有償で行う資産の譲渡、資産の貸付および役務の提供、と②輸入貨物とされています。

したがって、納税義務者には国内で製造業、卸売業、小売業、サービス業などの事業を行う方をはじめ、自由業の方も含まれます。

また、例えば機械器具のリースなどは資産の貸付として課税対象に含まれますので、リースを行う方なども納税義務者となります。

2、ただ、課税される取引の年間の売上高が一億円以下の場合は納税義務は生じません。これにより個人・法人も含めた全事業者の約九割が非課税事業者になると見込まれています。しかし、取引の関係などによっては課税事業者となった方が有利な場合もあるでしょうから、選択により納税義務者となることも可能となっています。

3、なお、輸入貨物については、事業者だけに限らず、消費者が輸入する場合も課税されることになります。

（Q4）　非課税の範囲はどうなるのですか。

（A）

1、売上税は、薄く平等に負担を求める税ですから、非課税の範囲はできるだけ限定したものにするのが望ましいのです。

2、売上税が非課税とされる取引を大きく分けると、

(イ) 消費税としての性格上課税対象とすることになじみにくいもの（土地及び有価証券の譲渡、受取利子および保険料収入等）

(ロ) 特別の政策的配慮から課税することが適当でないもの（飲食料品、社会保険診療等、医薬品、学校教育、社会福祉事業、住宅の譲渡および住宅建設サービス等）

(ハ) 現行の個別消費税との調整の結果、売上税の課税対象とならないもの（灯油、ガソリン、飲食代、宿泊代等）

の三つのグループになります。

（参考）

○ 非課税取引の概要

① 飲食料品等及び一定の飼料の譲渡
② 土地及び有価証券の譲渡
③ 住宅の譲渡、住宅の新築又は増改築に係る建設工事の請負、土地及び建築物の貸付け
④ 社会保険診療等の療養、医療等、医薬品及び一定の医療用具の譲渡
⑤ 社会福祉事業法上の社会福祉事業として行われる資産の譲渡等、身体障害者用物品の譲渡等
⑥ 鉄道、一般乗合旅客自動車運送事業による一定の旅客の運送
⑦ 学校教育法第一条に規定する学校における教育として行う役務の提供及び検定済教科書の譲渡等
⑧ 受取利子を対価とする資産の貸付及び保険料を対価とする役務の提供
⑨ 現行の個別消費税との調整の結果、非課税とされる

（二頁へ続く）



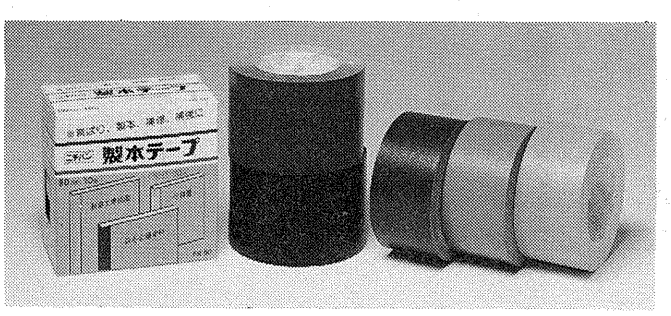

製本テープ
（ペーパークロス）

ニチバンの製本テープは仕様書や文書などの簡易製本、本やノートの補強・補修に便利な新製品です。耐候性耐老化性にすぐれた粘着剤を使用していますので長期間変質しません。

粘着メモ Point memo ポイントメモ

情報化時代の有能なアシスタント、ニチバンのポイントメモはさっとメモして、目立つところにペタッ……伝えたいことを確実に伝えます。サイズも豊富で20種類、使いみちはさまざま。オフィスやお店、学校、ご家庭などで幅広くお使いいただけます。

品番	サイズ	中箱	価格
BK-35	35㎜×10m	10コ	600円
BK-50	50㎜×10m	10コ	800円

●色＝黒・赤・紺・黄・緑・空・茶・白

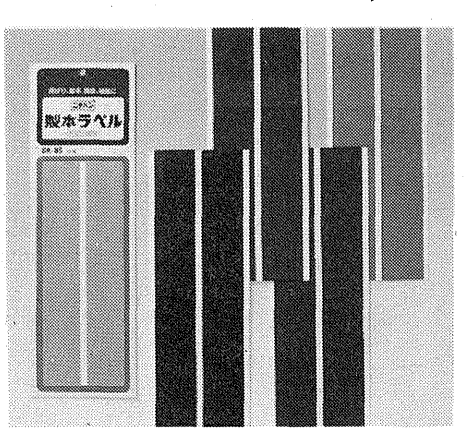

製本ラベル
（ペーパークロス）

製本ラベルは、製本テープを予め一定の長さにカッティングしたシートタイプで、ご家庭など少量使用の方におすすめします。

ニチバン株式会社

本　　社：〒102 東京都千代田区九段南2丁目2番4号 ☎(03)263-0151(大代表)
札幌支店：〒060 札幌市中央区北五条西6-2札通ビル ☎(011)231-2310(代)
仙台支店：〒983 仙台市幸町3-11-3第1小西ビル ☎(0222)97-2155(代)
大宮支店：〒330 大宮市宮原町3-147 ☎(0486)66-7495(代)
新潟出張所：〒950 新潟市米山10-8丸信ビル ☎(0252)46-3261(代)
東京支店：〒103 東京都中央区日本橋本町2-2小津ビル ☎(03) 666-3101(代)
千葉出張所：〒260 千葉市新田町137大丸ビル ☎(0472)48-1085(代)
八王子出張所：〒192 八王子市南新町10繊維センタービル ☎(0426)26-7591(代)
横浜支店：〒221 横浜市神奈川区金港町3-3第9大塚ビル ☎(045)453-3151(代)
静岡出張所：〒420 静岡市千代田2-2-13 ☎(0542)47-5578(代)
名古屋支店：〒460 名古屋市中区栄5-26-39タカシマ名古屋ビル ☎(052)261-1441(代)
松本出張所：〒399-65 松本市芳野14-10 ☎(0263)27-1863(代)
金沢支店：〒920 金沢市問屋町1-93 ☎(0762)38-0801(代)
京都支店：〒601 京都市南区唐橋川久保町29大佐ビル ☎(075)681-1781(代)
大阪支店：〒541 大阪市東区道修町2-19-1山口ビル ☎(06) 203-5631(代)
和歌山出張所：〒640 和歌山市太田275川端ビル ☎(0734)72-2002(代)
神戸支店：〒650 神戸市中央区北長狭通4-7-32兵庫県ゴム会館 ☎(078)392-1206(代)
広島支店：〒733 広島市西区西観音町9-7なかよしビル ☎(082)291-7497(代)
高松支店：〒760 高松市中央町17-26 ☎(0878)61-8661(代)
福岡支店：〒810 福岡市中央区渡辺通2-4-8小学館ビル ☎(092)771-4852(代)
鹿児島出張所：〒890 鹿児島市鴨池1-48-11 ☎(0992)57-1942(代)

（一頁より続く）

資産の譲渡等
⑩　その他
一般日刊新聞の譲渡、アマチュアスポーツ大会・伝統芸能の公演に係る役務の提供（入場料）、中古自動車の譲渡等

（Q5）税額票とはどのような書類なのですか。なぜ、税額票番号が必要なのですか。

（A）

1、税額票とは、売上金額とそれに対する税額とを別記した書類で、売手が買手に対し発行します。買手は自分の売上税を納税するときには、売上げに対する税額から税額票に記載してある税額、すなわち、仕入れに含まれている税額を控除することができますので、税の累積が生じないわけです。納税義務者が税額票をもらえれば、いわば税抜きで仕入れができるといえます。

このように、税額票は買手にとってみれば一度払った税金を取り戻せる金券のようなものですから、税額票を用いれば売手は税額の転嫁がしやすくなります。

2、この税額票は特別な書類ではなく、請求書や納品書などを用いることができます。

また、ヨーロッパの付加価値税で用いられているインボイス（仕送状）とは異なり、取引の都度発行する必要はなく、一定期間でまとめて発行できます。

さらに、お客さんの多い小売業者等については、この税額票に代えて、相手先の名前を書かないでよい簡易税額票の発行が認められています。

このように税額票は、わが国の複雑な流通過程の実態を考慮し、簡単な手続きですむように工夫された仕組みなのです。

なお、この税額票は保存する義務はありますが、税務署に提出する義務はありません。

3、税額票には納税義務者ごとの税額票番号を記載することとされていますが、これは税額票制度が全体として適性に運営されるための整理番号としての意味をもつにすぎません。

したがって、この税額票番号は、売上税の納税義務者となる事業者についてのみ意味をもつものであって、いわゆる国民全体に番号をつけるという納税者番号とは異なるものです。（表1）

（Q6）どのように税額を計算し、いつまでに、申告納付するのですか。

（A）

1、税額の計算は、課税期間（三ヵ月単位とされます）中の売上げに対する税額から同じ期間中の仕入れに含まれている税額を差し引くだけです。

しかも、取引に際し税額票が発行されますから、仕入れに含まれている税額は、仕入先から受け取った税額票に記載された税額を合計すればよいのです。ある課税期間中に仕入れた商品がその課税期間中に売れたかどうかに関係なく仕入控除ができます。したがって、販売した個々の商品ごとにいつ仕入れたかを管理する必要はありません。

このように、売上税の税額計算には、所得税や法人税の税額計算に必要な簿記等の特別な知識は必要ではなく、売上税は慣れれば実に簡単な税であることがわかると思います。

2、たとえば、卸売業者Aの課税期間中の売上総額が一億円としますと、

売上げに対する税額……
一億円×五％＝五〇〇万円（a）

これに対し、同じ期間中の仕入総額が八、〇〇〇万円であれば、仕入先から受け取った税額票に記載された税額の合計は、

八、〇〇〇万円×五％＝四〇〇万円（b）になるはずです。

したがって、この課税期間にAが納めることとなる税額は、

（a）－（b）……五〇〇万円－四〇〇万円＝一〇〇万円

となります。

なお、Aがある品物を二〇〇万円で売る場合には、売上税額である一〇万円（二〇〇万円×五％）を加えた二一〇万円という税込価格で売ることになります。

売上げや仕入れを税込みで計算している場合は、その売上額や仕入駅に一〇五分の五を乗じた額が売上げに対する税額や、仕入れに含まれる税額となります。（表2）

3、売上税の税額を計算するに当たって区切られる課税期間は三ヵ月（一～三月、四～六月、七～九月、十～十二月）で納税義務者はこの期間中の仕入税額を差し引くことになります。

また、申告納付の期限は、納税義務者の事務負担などを考慮して、課税期間の終了後一ヵ月以内となっています。

なお、中小企業者には、申告を年二回とする特例があります。（Q14参照）（表3）

（Q7）返品、リベート（バーゲン）をした場合の税額計算はどうすればよいのですか。

（A）

1、売上税の税額計算は、返品やリベートがあった場合でも特に難しいことはありません。

たとえば、ある課税期間に販売した商品が次の課税期間に返品された場合には、前期の売上げをさかのぼって修正するのではなく、（返品の行われた）当期の売上げに対する税額から、返品に含まれている税額を差し引けばよいのです。

この場合、返品をした事業者から、「対価の返還等にかかる税額票」を受け取り、それに記載されている税額を差し引くことになります。（表4）

また、売上高に応じてリベートを支払った場合も同様にそれを支払った課税期間の税額で調整すればよいのです。

2、売上税の税額の計算は、課税期間（三ヵ月）中の売上げに対する税額から同じ期間中の仕入れに含まれている税額を差し引いて行います。

したがって、売上げに対する税額が仕入れに含まれている税額より少ないときは、その差額は税務署から還付されます。

例えば仕入れた商品をバーゲンで仕入れより安く売った場合、当然のことながら売上げに対する税額が仕入れに含まれている税額より少なくなり、その事業者は税を負担しすぎることになりますから、その差額は税務署から還付されます。（表5）

（Q8）売掛債権が貸倒れになった場合、支払った税額はどうなるのですか。

（A）

1、事業者が取引先に商品を売却した後で、取引先が倒産するなどして代金の回収ができなくなった場合には、一定の条件のもとに、回収出来ないことが明らかになった課税期間における売上税額の合計額から回収できなくなった代金にかかる売上税額の合計額を差し引くことができます。

2、したがって、仮に当該課税期間の売上税の申告で控除しきれない額がある場合には、その差額は税務署から還付されることになります。

（Q9）税額を控除できる仕入れの範囲はどのようなものですか。

（A）

1、売上税の税額の計算は、課税期間（三ヵ月）中の売上げに対する税額から同じ期間中の仕入れに含まれている税額を差し引いて行います。

2、この場合の仕入れの範囲には、商品の仕入れのほか、事務用品の購入や設備投資など、事業のための購入はすべて含まれます。

（Q10）例えば、食料品（非課税）と雑貨類（課税）を販売している場合、控除できる仕入税額はどのように計算することとなりますか。

（A）

1、課税売上げと非課税売上げの双方がある場合は、課税期間（三ヵ月）中に仕入先から受け取った税額票に書かれた税額の合計のうち、次のいずれかの方式により課税売上げに対応するものに限って控除することができます。

イ　個別対応方式

課税期間中の仕入れに含まれている税額を、

（a）課税売上げに対応するもの

（b）非課税売上げに対応するもの

（c）課税売上げと非課税売上げに共通するもの

に区分したうえ、つぎの算式により計算します。

○控除税額＝（a）の税額＋（c）の税額×前年の課税売上高÷前年の年間売上高（いずれも売上税抜き）（表6）

ロ　比例配分方式

○控除税額＝仕入れに含まれている税額×前年の課税売上高÷前年の年間売上高（いずれも売上税抜き）（表7）

（Q11）前年の課税売上高が一億円超であった事業者が、当年において一億円以下となった場合には納税義務がありますか。

（A）

1、当年の納税義務の有無は、その前年における課税売上高（売上税抜き）が一億円超であったかどうかによって判定します。

したがって、当年の課税売上高が一億円以下となった場合でも、その前年において一億円超であれば納税義務があり、逆に前年の課税売上高が一億円以下の場合は、当年の課税売上高が一億円を超えても納税義務はありません。

ただし、前年に課税売上高が一億円を超えても、次の年の一月からすぐ納税義務者とはならず、四月からの取引について課税が行われることとなります。

2、昭和六十三年一月から三月において、非課税事業者であるか

（二頁へ続く）

（参考）税額票と簡易税額票の記載事項の比較　表1

税額票の記載事項	簡易税額票の記載事項
①税額票という文言	①簡易税額票という文言
②作成者の氏名又は名称及び税額票番号	②同左
③課税資産の譲渡等を行った年月日（まとめ交付の場合はその期間）	③課税資産の譲渡等を行った年月日
④資産又は役務の内容	④同左
⑤税抜価額、売上税額	⑤税込価額及び適用税率又は税抜価額及び売上税額
⑥税額票の交付を受ける者の氏名又は名称	

〔売上税の税額計算例〕　表2

	売上げ	税額	税込価格
〔売上げ〕	200万円	10万円	210万円
	400	20	420
	800	40	840
	…	…	…
3ヵ月間の売上げ総額	10,000	500（イ）	10,500
	仕入れ	税額（税額票に記載）	税込価格
〔仕入れ〕	300	15	315
	500	25	525
	100	5	105
	…	…	…
同じ期間中の仕入れ総額	8,000	400（ロ）	8,400
〔納付税額〕（イ）－（ロ）		100	

〔返品の場合の計算例〕　表4

〔前期〕		〔当期〕		
売上げ総額	10,000万円	売上げ総額	12,000万円	
売上に対する税額	500（イ）	売上げに対する税額	600	（イ）
		売上げの返品	△ 2,000	
		返品に含まれている税額	100	（ロ）
仕入れ総額	8,000	仕入れ総額	9,000	
仕入れに含まれている税額	400（ロ）	仕入れに含まれている税額	450	（ハ）
納付税額　（イ）－（ロ）	100	納付税額　（イ）－（ロ）－（ハ）	50	

〔バーゲンの場合の計算例〕　表5

売上げ総額	5,000万円
（バーゲンのため仕入額より少ない）	
売上げに対する税額	250（イ）
仕入れ総額	8,000
仕入れに含まれる税額	400（ロ）
納付税額（イ）－（ロ）	△ 150

→税務署から還付される。

（参考）ヨーロッパ諸国の付加価値税の例（原則）との比較　表3

	課税期間	申告納付期限
日本	3ヶ月	課税期間終了後2ヶ月以内
フランス	1ヶ月	翌月15日から24日までの間
西ドイツ	1年（予定申告期間は1ヶ月）	予定申告の場合、予定申告期間後10日以内
イギリス	3ヶ月	課税期間終了後1ヶ月以内

表6

○控除税額＝（a）の税額＋（c）の税額×$\frac{\text{前年の課税売上高}}{\text{前年の年間売上高}}$（いずれも売上税抜き）

当期の仕入れに含まれている税額		
（a）課税売上げに対応するもの	（c）共通するもの	（b）非課税売上げに対応するもの
	（c）×$\frac{\text{前年の課税売上高}}{\text{前年の年間売上高}}$	

表7

ロ　比例配分方式

○控除税額＝仕入れに含まれている税額×$\frac{\text{前年の課税売上高}}{\text{前年の年間売上高}}$（いずれも売上税抜き）

当期の仕入れに含まれている税額	
当期の仕入れに含まれている税額 × $\frac{\text{前年の課税売上高}}{\text{前年の年間売上高}}$	

（二頁より続く）

どうかの判定は、昭和六十一年一月から十二月までの売上高のうち、売上税の課税売上高となるべきものがいくらかあったかを基準として決めます。この方法によることができない場合は、売上税の施行後一定期間の売上高を基礎として決める方法が考えられています。

3、この場合、課税売上高は支店、工場、事業所ごとに判定するのではなく、事業者ごと、すなわち、個人又は法人ごとに判定します。

（Q12）　厳しい競争の中にあって、事業者は価格の中に売上税を転嫁するのは困難であり、結局は自分で税額を負担することになるのではないですか。

（A）

1、売上税は、税を転嫁してゆき、物やサービスの価格が上昇するという形で税を負担することが予定されているものですから、導入時には各種の物やサービスの価格が同時に引き挙げられることになるでしょう。

したがって、個々別々に業者が値上げを行う場合とは事情が異なり、事業者間の売買の場合でも、買手が消費者である場合においても、転嫁をしやすい環境になるわけです。

2、また、事業者間の取引の場合、税額票があれば、売主は転嫁しやすくなります。

3、いずれにせよ、便乗値上げはいけませんが、価格への転嫁を予定しているというこの税の基本的性格を国民に周知徹底し、弱い物にシワ寄せが行くようにならないよう十分対処する考えです。

（Q13）　課税売上高一億円以下の非課税事業者は、税額票が発行できないので、課税事業者よりも転嫁が難しいのではないですか。また、取引から排除されるのではないですか。

（A）

1、非課税事業者は、売上げに対して税金がかからず、税務署に申告する必要がない反面、税額票の発行や仕入れに含まれている税額を控除することもできないので、その分値上げせざるを得ません。しかし、売上税導入時には各種の物やサービスの価格が同時に上がりますから、非課税事業者の場合も転嫁に必要な価格の引き上げを行いやすいと考えられます。

2、特に、小売業者やサービス業者の場合には、通常、消費者に販売するのですから、もともと税額票を発行する必要がありません。したがって税額票の発行ができないことによって不利になることはありません。

3、他方、非課税事業者が卸売業者や下請業者のような中間業者の場合には、買手（事業者）に税額票を発行できないので転嫁がしにくいとの指摘があります。これについては、

①　中間業者が下請業者で工賃収入が主である場合には、非課税になっても仕入れ税額の負担額はごくわずかでしょうから、その分まで転嫁ができない場合は少ないのではないかと考えられます。

②　その他の中間業者の場合でも、望めば納税義務者になることが認められていますから、非課税事業者のままでいて納税手続きをしない方を選ぶか、納税義務者になって税額票を発行できる途を選ぶか、その事業者にとっていずれか有利な方を選択することができるわけです。

4、さらに非課税事業者が、卸売業者や下請業者のような中間業者である場合には、買手である企業が税額票を出して欲しいと希望することが考えられます。その場合、税額票を発行できない非課税事業者は取引から締め出されてしまうのではないか、との指摘があります。しかし、非課税事業者も望めば課税事業者になることが認められていますからその点の心配はありません。

5、要はいろいろの情勢を判断して、非課税事業者が課税事業者となるか、または非課税事業者にとどまるか、いずれか有利な方を選べばよいのです。

（Q14）　非課税事業者が課税事業者になることを選択した場合に、税額計算の方法や申告納付の時期について何か特別な取扱いがあると聞きましたがどのようなものですか。

（A）

1、年間課税売上高一億円以下の事業者が課税事業者になることを選択した場合には、税額の計算において、売上税額から差し引くことのできる仕入れに含まれている税額を、売上税額の八〇％とみなす（卸売業の場合には九〇％）ことが認められています。つまり、仕入れの際に受け取った税額票に記載されている税額を集計する手間が省けます。

2、また、申告納付の期限についても、四～六月の課税期間分を十一月末日（七～九月分と同時期）、十～十二月の課税期間分を五月末日（一～三月分と同時期）までに延長することができます。

すなわち、年一回の申告納付ですむことになります。

3、以上のように小規模事業者の納税事務負担を考慮した措置が講じられています。

なお、課税売上高一億円以下の非課税事業者が課税事業者となることを選択したときは、納税に必要な手数を省くことができるよう税額計算の方法や申告納付の期限について特例措置が講じられています。

（Q15）　免税点が一億円と高いために、納税義務を回避するため企業分割が多く行われ、不公平になるのではないですか。

（A）

1、免税点が一億円と高目に設定されているので、売上一億円超の企業が企業をいくつかに分割し、売上高一億円以下の企業を作ることで売上税の納税義務を回避しようとすることも予想されます。

2、これを防ぐためには、例えば免税点を超える企業が分割された場合に、分割をした企業（分割親会社）と分割により設立された企業（分割子会社）との関係が一定の条件に該当する場合には、仮に分割子会社が免税点以下であっても、これを免税点を超える企業とみなして課税する、という措置が講じられています。

（Q16）　違反は厳しく取り締まるのですか。

（A）

国税庁によれば、売上税の円滑な定着に努めるとのことです。

また、指導等に際しては、納税者の方々の主張に十分耳を傾け、親切な態度で接することが大切であります。

中心とした運営を行い、制度の趣旨に当たっては、制度の意義、仕組み、手続等について納税者の方々の理解を深め、無用の混乱や不安を生じさせないよう配意し、新制度導入後両三年の間、指導広報を

（Q17）　売上税は仕組みが複雑で納税者に大きな事務負担をかけるのではないですか。

（A）

税制の簡素化を図ることは今回の税制改革の基本理念の一つです。

このため、売上税についても免税点を思い切って一億円とし、約九割の事業者を課税対象から除外するとともに、納税者の事務手続を簡素化するため以下のような様々な工夫を施しています。

①　税率を五％の一本にしたこと（但し、普通乗用車には三年間一一％の税率で課されます）。

②　取引の都度インボイスの発行が義務づけられているEC型付加価値税とは異なり、一定期間まとめて税額票を発行できるほか、税のための新たな書類を作成する必要がなく、税額票として請求書や納品書などを活用できること。

③　課税期間（三ヵ月）および申告納付期限（課税期間終了後二ヵ月以内）についてもヨーロッパの例に比べ長くしていること。

④　非課税事業者が課税事業者になることを選択した場合にも税額計算について簡単な方法を認めていること、申告納付の回数を少なくしていること。

（参考）　ヨーロッパ諸国の例（原則）との比較

	課税期間	申告納付期限
日　本	3ヶ月	課税期間終了後2ヶ月以内
フランス	1ヶ月	翌月15日から24日までの間
西ドイツ	1年（予定申告期間は1ヶ月）	予定申告の場合、予定申告期間後10日以内
イギリス	3ヶ月	課税期間終了後1ヶ月以内

流通・サービス　製造・中小企業等

（Q1）　店頭の値札に売上税額を明記しなければならないのですか。

（A）

消費者がはっきり税額を知ることができるよう小売価格と売上税額を別々に値札に表示すべきだとの考えもありますが、現在のわが国の取引慣行等を考慮すれば、これを義務づけることは困難なことから、売上税法においても義務づけは行わないため、税額を値札に明記しなければならないわけではありません。

したがって、値札の表示は「税込み価格」でも「税抜き価格＋税金」のいずれでもよいことになっています。

（Q2）　手形決済の場合で、手形がおちる前にも納税しなければなりませんか。

（A）

納税義務は、資産の譲渡等が行われた時に発生し、その課税期間の最終月の翌々月末日までに申告、納付することとされていますので、代金決済がいつ行われるかには関係ありません。

したがって、手形決済についてはその決済期間にもよりますが、おちる前に売上税を納税しなくてはならないこともあり得ます。

（参考）

①　納付期限について、諸外国では課税期間の後一ヵ月以内とされているのに対して、売上税は課税期間（三ヵ月）の後二月以内とされているのは、手形の平均決済期間が二カ月～三カ月が多いことが配慮されたともいえます。

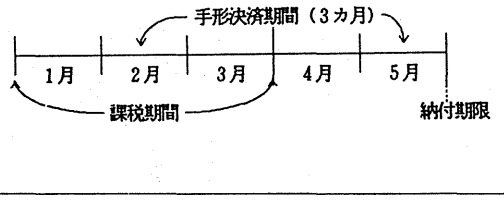

②　年間売上げ一億円以下の事業者が課税を選択した場合には、納期限の延長の特例として、四～六月、七～九月の分は十一月末まで、十～十二月、一～三月の分は五月末までの「年一回」納付すればよいことになっています。

（Q3）　取引先が倒産し、貸倒れが生じた場合、納税済みの税額は還付されるのですか。

（A）

取引先に商品を売却した後で、会社更生法の限定による債権の切り捨てがあるなど一定の事実が生じた場合には、回収できないことが明らかになった課税期間における売上税額の合計額から回収できなくなった代金に係る売上税額の合計額を控除することができることとなっています。なお、この場合、仮に当該課税期間の売上税の

（四頁へ続く）



いつも新しいおいしさの世界に挑戦することから、ニッカのウイスキーづくりは始まります。素材の良さを、そのままお届けするピュアモルトしかり。たしかな原材料から生まれるニューブレンド商品群しかり。そして、51.4度、フロム・ザ・バレル。世界でもほとんど類がない高度数のウイスキー。度数が高い分、ウイスキーの風味を担う香味成分が、リッチに溶け込んでいます。それでいて、アルコールの刺激がない、まろやかな口当りを実現。熟成の頂点を迎えたモルト原酒とカフェグレーン、そして卓越したブレンド技術があって、はじめて世に問うことが出来るのです。さて、次のウイスキーは？研究室では、もう新しいおいしさへの挑戦が始まっています。

樽からそのまま、51.4°
フロム・ザ・バレル
2,800円（標準小売価格）500ml

Quality Creative NIKKA WHISKY

(三頁より続く)

申告で控除しきれない額がある場合には、その額について、還付を受けられるのはもちろんです。

(Q4) 輸入品については、通関時納税を猶予することが必要ではないですか。

(A) 輸入品については、通関時に納税することを原則としていますが、その納期限については担保を提供した場合に、二カ月以内の延長が可能です。

(Q5) 国内で行われる資産の譲渡等について非課税とされている物品を輸入する場合も同様に非課税でよいのですか。

(A) 国内取引において非課税とされている物品については、輸入の際も非課税となります。

(Q6) 売上税は三か月毎に納めることになっていますが、中小零細企業にとっては、これでは手間が大変でやっていけません。何らかの緩和措置は講じられるのでしょうか。

(A) 1、売上税の申告納税手続は三カ月毎に行うことが必要ですが、免税点が課税売上高一億円に設定されるので、約八七%の事業者は、売上税の納税義務を免除されることになっています。

2、また、課税売上高一億円以下の中小零細企業が課税を選択した場合においても、納税事務負担を大幅に軽減するため、簡易な課税方式が認められるとともに、納税申告も年二回とすることができることとなっており、中小零細企業に対しては、きめこまかな配慮がなされています。

(注) 免税点以下の事業者については、次のうち有利な方法を選択できます。

① 非課税

② 売上高×五%－仕入等にかかる税額票の合計額

③ 売上高×五%－みなし仕入税額（売上税額の八〇%（卸売業者の場合は九〇%））

(Q7) 返品があった場合には、どうしたら過去に支払った売上税を返してもらえるのですか。

(A) 1、税額票発行事業者から返品があり、代金を返済した場合には、その事業者から対価の返還等に係る税額控除票（又は簡易税額票）の発行を受ければ、その課税期間の売上税額の合計額から、返済した代金に係る売上税額の合計額を控除するという形で既に支払った売上税が返ってくることになっています。

2、また、税額票発行事業者以外の者（一般消費者など）から返品があり、代金の返済をした場合は、その旨が所定の方法で返済した業者によって証明されれば、1、と同様に返済した代金に係る税額を控除することができます。

(Q8) スーパー、デパートのレシートにはいちいち品目を書いていないことも多いので、税額票制度の運用に当たっては、業界の負担にならないよう配慮すべきではないですか。

(A) 1、スーパー、デパートのような小売業など一定の事業者については、税額票に代えて、あて先の氏名を書く必要のない簡易税額票を発行することが認められています。

2、簡易税額票は、必要事項（イ）簡易税額票という文言、（ロ）作成者の氏名及び税額票番号、（ハ）課税資産の譲渡等を行った年月日、（ニ）課税資産の譲渡等の内容並びに対価、（ホ）税込価額及び適用税率又は税抜き価額及び売上税額）が記載してあれば、既存のレシート等を活用することができます。

(Q9) 簡易税額票で税込価額を記載する場合には、税率も書くことになっていますが、税率は自動車を除いて五%であるので、あらかじめレシートに印刷しておくことでよいのですか。

(A) 税率は、簡易税額票中に記載されていればよく、印刷、スタンプ、手書等、その方法は問いません。

したがって、当然あらかじめレシートに印刷しておくことでもよいのです。

(Q10) ガソリンスタンドで課税品（タイヤ）と、非課税品（ガソリン）を販売している場合、免税点売上高一億円の算定は課税品のみの売上高によって決まるのですか。

(A) 1、免税点（一億円）以下の非課税事業者であるかどうかは、前年の課税売上高（売上税抜き）によって判定します。

2、したがって、非課税品（ガソリン）の売上高は課税売上高には算定されず、タイヤのみの売上高（売上税抜き）が一億円以下であるかどうかにより、非課税事業者であるかどうかが決まります。

(Q11) 非鉄地金など国際相場商品については、売上税導入により、輸入品と国産品とで二重価格になるのではないですか。

(A) 1、非鉄地金など国際相場商品の輸入については、保税地域から引き取られる段階で国産品同様売上税の課税が行われます。

2、したがって、輸入品と国産品とで二重価格が発生し、国内産業に打撃を与えるようなことはありません。

(Q12) サービス業はソフトウェア業や情報処理サービス業のように、税額控除の対象とならない人件費の割合が大きく、付加価値が高いため、相対的に税負担が大きくなり、実質的に不平等ではないですか。

(A) 1、売上税は、資産の譲渡・貸付け、役務の提供の区別にかかわらず、売上げの五%に課税されます。

税額控除できる額がサービスの場合、製造業に比べ少ないことが考えられますが、売上税は、税を転嫁していき、物やサービスの価格が上昇するという形で最終的には消費者が税を負担することが予定されているものですから、事業者が自分のマージンの中から負担するものではありません。

また、税を転嫁しやすいように環境整備に努めます。

2、控除できる額の多寡は、既に一回課税された仕入れに係る税額を控除できるというものですから、製造業の場合、課税済物件の仕入れがサービスに較べ大きいということがあっても、製造業がサービス業に対して、特に、優遇されているわけではありません。

(Q13) ゴルフ場の会員権の譲渡等は課税されるのですか。

(A) 1、今回の売上税は、資産に係る権利の設定その他、他人に資産を使用させる一切の行為が課税されます。

したがって、一般的にゴルフ会員権、リゾートクラブ会員権の譲渡等については課税されます。

2、ただし、株主会員制のゴルフ会員権（株券）の譲渡等は、有価証券の取引となりますから非課税とされます。

(Q14) サービスを輸出する場合にも免税措置を受けることができますか。

(A) 1、売上税は国内における消費に対して担税力を認めて課税する間接税であるため、輸出取引については、免税措置が講じられています。

2、また、輸出免税は、資産の輸出のみならず、わが国と外国との間の旅客・貨物の輸送、通信その他のサービスの輸出と考えられる取引についても適用されます。

(Q15) 売上税導入時に在庫している物品について売上税が課されるとそれがあるが、調整は行わないのですか。

(A) 売上税導入に伴う、既存間接税との調整の結果、物品税については、廃止されることになっていますが、売上税が導入される昭和六十三年一月一日時点において、販売業者が所持している物品税課税済物品については、これらを販売した際、さらに売上税が課されると過重な負担を求めることになるところから、その購入価格に相当する金額に売上税の税率を乗じた金額をその者の昭和六十三年一月から三月の売上げに係る売上税額から控除することにしています。

(Q16) 製造業者が製品を自家消費した場合は、課税されますか。

(A) 1、個人である事業者が、棚卸資産を家事のために使用し、又は消費した場合や、法人が、棚卸資産を役員に対して贈与した場合には、通常の資産の譲渡と同様の性格を有することから、有償で行われる資産の譲渡として課税されます。

2、しかしながら、コンピュータ会社が自社の製品を社員の給与計算に用いる場合や、自動車会社が自社の製品を業務用に使う場合のように、製造業者が自己の生産した製品を自らの事業の用に供する場合には、課税対象とはなりません。

(Q17) 海外にある営業所に対して国内で調達した物品を送付する場合、輸出免税が適用されるのですか。

(A) 1、輸出取引については、売上税が免除されることになっています。

2、この輸出取引には、海外にある別法人に資産を譲渡する等のほか、海外の営業所で自己使用するため、日本国内で調達した物品を輸出する場合も含みます。

3、したがって質問のような場合には輸出免税が適用されます。

(Q18) 新たに会社をつくった場合、いつから納税義務が発生するのですか。

(A) 納税義務については、原則として、前年の課税売上高が一億円以下の事業者は、その年の四月一日から翌年三月三十一日までに行った課税取引について、納税義務を免除されます。

したがって、

① 会社設立の日から、翌年の三月三十一日までは、前年の課税売上高が〇ですから、納税義務が免除されます。

② 翌年の四月一日から翌々年の三月三十一日までについては、会社設立の日から、その年の十二月三十一日までの課税売上高に応じ、一億円以下の場合は納税義務が免除され、一億円を超える場合は納税義務が生じることになります。

③ それ以降については、通常の場合であり、前年の課税売上高が一億円以下かどうかによって判断されることになります。

なお、会社を分割して新会社を設立した場合または合弁により新会社を設立した場合については、一定の要件に該当するものは、設立の時から納税義務が発生する特段の規定がありますので注意して下さい。

(Q19) 飲食料品の原料は非課税とされていますが、飲食料品原料にも工業用原料にも利用されるものの取り扱いはどうなるのですか。

(A) 売上税の非課税物品はその物に着目して定められていますので、通常、飲食料品として用いられまたはその原料となる食品添加物は仮に工業用原料として用いられることがあるとしても非課税であ

(五頁へ続く)



（四頁より続く）

り、そうでないものは、仮に飲食料品原料として用いられることがあるとしても課税となります。

（Q20） 非課税物品の輸出をした場合、前段階までに負担している売上税分の控除は認められるのですか。

（A）

1、税額票発行事業者が、非課税物品を輸出した場合には、所定の手続きにより証明を受ければ、当該非課税物品の輸出は課税物品を輸出した場合と同様に扱われ、当該事業者は、その仕入れに係る税額票に記載された税額について控除または還付を受けることができます。

2、具体的には、非課税物品である食料品の缶詰メーカーが直接輸出を行う場合に、課税物品として仕入れた缶にかかる税額について控除が認められる場合、などがこれにあたります。

（Q21） 製造業は円高等で苦境にあり、税の転嫁が困難と考えられます。転嫁を容易にするための措置を講ずるべきではありませんか。

（A）

1、売上税は消費課税であり、市場メカニズムを通じて消費者に転嫁されるべきものです。

特に、事業者間の取引については税額票を通じて税を転嫁していく仕組みとなっており、相対的に転嫁し易いものと考えられます。

2、現在、円高の急速な進行等により、製造業をはじめとして業況が極めて厳しいことから、税の転嫁が困難ではないかとの懸念もありますが、売上税は課税物品・サービスすべてに一律五％の税率で課されるものであるので、売上税導入時は、事業者個々別々に値上げをする場合と異なり、税を転嫁しやすい状況にあると考えられます。

3、さらに、党としても売上税が適切に価格へ転嫁されるような環境を整備するため、消費者が産業界に対するPRを十分に行っていくことはもとより、価格表示の仕方など税の転嫁に係る情報交換等が円滑に行われるよう、独禁法の適切な対応などについても検討することにしています。

（Q22） 中古品で、非課税になるのはどの範囲ですか。

（A）

1、中古品については、①特定の古物、②一定の中古自動車、が二重課税の回避の観点から非課税とされます。

2、なお、①の特定の古物については、古物商が販売する場合、及び質屋が流質物の売却として販売する場合に限り非課税とされます。

（Q23） 古紙等の再生使用物品は非課税となりますか。

（A）

紙くず、繊維くず等の再生使用物品については、二重課税の回避が観点等から、中古品等の非課税の一環として、一定の業者で取り扱うものは非課税とされることになっています。

（Q24） 中古自動車は、古物商以外の業者が売っても非課税と聞いていますが、どうですか。

（A）

中古自動車のうち古物商以外の課税業者により譲渡されるものについては、道路運送車両法第六〇条第一項（新規検査）の規定により自動車検査証の交付を受けた日（新規検査を必要としない自動車については政令で定める日）から一年を経過したものに限り非課税となります。

（Q25） 製造業における能力増強等の整備投資に係る税額については、即時に控除を受けられないと問題ではないのですか。

（A）

1、設備投資と係る税額についても原材料等の仕入れ税額と同様に、設備投資を行った課税機関の申告に際して仕入れ税額と合わせて売上税額から控除できます。

2、また、設備投資に係る税額が多く、売上税額から控除してなお不足額がある場合には、その不足額の還付を受けることができます。

（Q26） 発電機器等長期間を要する製造については、売上税の課税について経過措置を考えるべきではないですか。

（A）

発電機器等大型の案件は、契約から納入までに要する期間が数カ月から数年に及ぶことが通常ですので、六十三年一月一日以降に納入、売上げが計上される場合も多いと思われます。これに通常の方法で売上税を課税すると、法適用前の取引に課税することと同じことになりますので、売上税導入の経過措置として特例を設けることとしています。

（Q27） 現在の厳しい環境化では、売上税の導入による価格引上げは需要減退につながるおそれがあるため税の転嫁は困難ではないですか。

（A）

1、今回の売上税導入時には、すべての物やサービスの価格が一斉に引上げられ、転嫁をしやすい状況になるものと考えています。また、一方で所得税・住民税の思い切った減税を実施することから、転嫁が需要減退につながるおそれはないと考えています。

2、さらに、党としても売上税が適切に価格へ転嫁されるような環境を整備するため、消費者や産業界に対するPRを十分に行っていくことはもとより、価格表示の仕方など税の転嫁に係る情報交換等が円滑に行われるよう、独禁法の適切な対応などについても検討することにしています。

（Q28） 繊維産業における中小零細企業は取引から排除される恐れがあるのではないですか。

（A）

1、課税売上高一億円以下の非課税事業者が課税の選択をした場合、税務署長の承認により、簡易な課税方式（小規模事業者の控除の特例）によることができます。

2、通常の手続では、納税額＝（課税売上高×五％）－（仕入れに係る税額票の売上税額の累計）ですが、この方式においては、控除できる仕入れに係る売上税税額を、課税資産の譲渡等に係る税額の八〇％（卸売は九〇％）とみなすことができます。したがって納税額は課税売上高の一％（卸売は〇・五％）となります。

3、繊維産業における中小零細企業も上記の簡易な課税方式を採用することで税額票を発行することが可能となり、取引から排除される恐れはありません。

4、また、税額票を発行しない場合（非課税業者のままでいる場合）についても課税業者となることを選択した場合に比べて、取引価格が若干下回ることは予想されますが、取引から排除されることはないと思われます。

（Q29） 手形決済の場合で手形がおちる前にも納税しなければなりませんか。

（A）

納税義務は、資産の譲渡等が行われた時に発生し、その課税期間の最終月の翌月末日までに申告納付することとされていますので、おちる前に売上税を納税しなくてはならないこともあり得ます。

（Q30） 繊維産業では賃加工が多いが、これらについては課税されても転嫁が困難ではありませんか。

（A）

1、繊維における賃加工業者は、課税売上高が一億円以下であるため、非課税業者になる場合が多いと考えられます。

2、いずれにせよ、今回の売上税導入時にはすべての物やサービスの価格が一斉に引上げられ、転嫁をしやすい環境になるため、税額票を発行しさえすれば、賃加工業者であっても十分転嫁できるものと考えています。

（Q31） 前年の課税売上高が一億円以下であった事業者が、当年において一億円を超えた場合、いつから納税することになりますか。

（A）

1、前年の課税売上高が、一億円以下の事業者については、その年の翌年の三月三十一日までの取引について納税義務が免除されます。

2、従って当年において課税売上高が一億円を超えると翌年の四月一日から納税義務が生ずるため、課税売上高が一億円に近くなった事業者は、実際問題として課税売上高を把握することが必要となりましょう。

（Q32） 前年の課税売上高が一億円以下であった事業者が、課税の選択をする場合、いつからできるのですか。

（A）

いつでも税務署長に申請すれば、税額票番号をもらうことができます。しかしながら、一旦税額票番号をもらった日から二年間は、その返納ができません。

（Q33） 非課税事業者であっても課税売上高と非課税売上高を常に把握する必要があるのですか。

（A）

1、非課税事業者は、売上税の体系の外にあるので、一般的には課税売上高と非課税売上高の把握は必要ありません。

2、しかしながら、課税売上高が一億円を超えると翌年の四月一日から納税義務が生ずるため、課税売上高が一億円に近くなった事業者は、実際問題として課税売上高を把握することが必要となりましょう。

（Q34） 中小企業のうちでも特に、下請企業は、発注元に対して弱い立場にあり、税負担がシワ寄せされることになりませんか。

（A）

1、売上税は、その税額が順次転嫁されることが前提であり親事業者がその立場を利用し、自らの売上税額を下請事業者に負担させるため、下請代金の額を不当に定めるなどの行為が起こらないよう、下請代金支払い遅滞等防止法を厳正に運用するなどの環境整備に努めることが肝要です。

2、また、下請事業者が非課税事業者である場合に、税額票が発行できないために取引から排除されるおそれがあるのではないかということが心配されていますが、①非課税事業者についても課税の選択が認められ、また、②この場合の特例として、納税事務負担を軽減した簡易な課税方式が認められるとともに、③納付も年二回とすることができることになっているので、あまり事務負担をかけることなく、このような問題に対処できるものと考えています。

（Q35） 帳簿の保管等の納税事務コストは、中小企業にとって過重なものとなるのではないですか。

（A）

1、売上税導入に伴い、新たに税額票の保存、整理や発行、申告納税の事務などが必要となりますが、中小企業については、免税点が課税売上高一億円に設定されるので、約八七％の事業者が売上税の課税義務を免除されることになっています。

2、また、課税売上高一億円以下の非課税事業者が課税を選択した場合においても、納税事務負担を大幅に軽減する簡易な課税方式によることができますし、また、納付も年二回とすることができるなど、中小企業に対しては、きめ細かな配慮がなされています。

☆　☆　☆

UCHIDA

時代はいま、垂直分散から水平連携システムへ。

「USAC2001VHシリーズ」VH3、VH5、VH7、VH9、VH11の5モデルで新登場！

垂直・水平連携機能でオフィスをカバー。

オフィスの各部門で分散即時処理を行なう垂直連携（Vertical）システムをさらに発展、CPU同士の連動を可能にした水平連携（Horizontal）システムを採用。
ハード／ソフトウェア資産をそのまま相互に継承できる経済効率の高いオフィスシステムを実現しています。

- 社内・外へのグローバルネットワークへ展開。
- 統合オフィスを実現する、リレーショナル型データベース。
- 事務処理の効率アップを実現する統合ソフトウェア。
- アプリケーションの領域を拡げる高性能専用装置を用意。

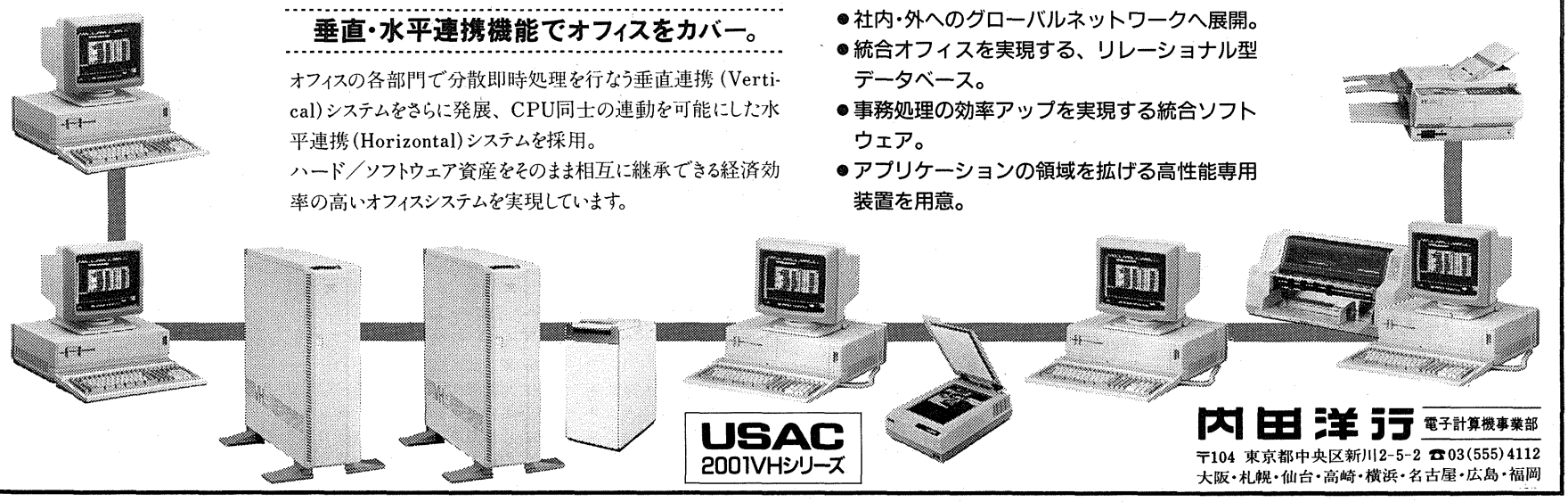

USAC 2001VHシリーズ

内田洋行　電子計算機事業部
〒104 東京都中央区新川2-5-2 ☎03(555)4112
大阪・札幌・仙台・高崎・横浜・名古屋・広島・福岡

歴史考察

英雄と女性

(完)

7　山内一豊と女性

われわれの子供の時には、昔から良妻賢母の典型ということで、いつも山内一豊の妻の話を聞かされた。高知城は山内家の居城であったわけだが、その城の前に、山内一豊の妻千代女の銅像がある。それが女だてらに馬を引っ張っている。そもそも、男の権力の象徴である城というものの前に女の銅像があることからして、私の知る限りでは高知城だけだと思う。

いかに山内家に於て、一豊の妻というものが、創業者・初代社長」たる山内一豊の妻というものが、大変この山内家には大切な、尊敬された人だということを、歴史的に物語っているわけである。

考えてみると、山内一豊が英雄であり、才能があったとは歴史上にあまり出ていない。それが、なぜあんなに出世したのか、ということと大いに関係がある。古い話では、いい馬を買った。それを買う金がなくて妻の持参金で買ったといわれており事実のようだ。当時、信長が安土に城を築き、楽市というのを奨励した。全国から各種の商人が色々な品物を持ってくる。奥州からは特産の馬を持ってくる。戦争をこととする武将にはいい馬は垂涎の的だった。当時の相場では一両か二両で大体買えたが、ある日十両という馬がきた。一豊としては欲しくてたまらぬ。ところが金がない。十両といえば今の何千万円かに相当する。女房に愚痴ると、心得ました、と言って鏡台の中から十両という大金をザーッと出して、「どうぞその馬をお買いなさい」と千代女は言ったわけである。やがて、信長の馬揃えの時に、一豊はその馬に乗って威風堂々と参加した。信長からお褒めの言葉を頂いた——という話はよく知られている。

千代女の偉さは、後により発揮される。さて山内一豊は、秀吉によって遠州掛川六万石の城主に封ぜられていた。関ヶ原合戦がはじまった。家康の上杉征伐に秀吉恩顧の武将も従った。石田三成は、それらの武将の妻子を全員人質として大坂城に収容することを目論んだ。勿論山内一豊の妻千代女にもその命令がきた。

ところが千代は頑として大坂入城をしない。石田方は、大勢の軍兵を指し向けて激しく脅したが、千代は一向に動じなかった。しかも最後には、屋敷の中の庭木を全部切り新として周囲に積み上げて「私を連れだすなら、この新に火をつけ、身を投じましょう」と抵抗したのだった。これには寄手は手を焼き、埒があかなかった。

その中で千代は夫一豊に二通の手紙を書く。折から一豊は家康方に組し、江戸から小山のほうへ向かう陣中にあった。二通の手紙の一つは、天下風雲急なること、あなたは徳川殿に忠誠をるべきことを諭したものであり、もう一つはあなた封を切ってはいけませぬ、直接徳川家康様へ届けなさい、というものだった。無事に届いたその妻の手紙を一豊は封をしたまま家康に差し出した。これは重要な手紙であった。その中には、どんなことがあっても夫山内一豊は徳川様のお味方であり裏切らせませんということと、山内の掛川城まで全部空渡して徳川様に提供させますということまで書いてある。

家康は大いに安堵した。それというのも、家康の上杉征伐に従った軍勢の大半は豊臣系の武将である。いつ裏切るかわからない。家康としては疑心暗鬼、本当にオレの味方になってくれるかどうかに深刻に悩んでいたわけだった。手紙は残っていないが福島正則もこの手を使ったといわれ、福島と山内一豊のお陰で大半の武将が家康についたともいわれる。時の流れが加速させた。自己の存亡を賭ければ正義はものの数ではない。どうやったら、ウチの会社はつぶれずにすむかという現代と同じだ。

関ヶ原合戦に山内一豊はそれほど大きな手柄は立てていない。ところが戦後の論功行賞で、一豊は遠州六万石から土佐二十四万石という大名に出世した。正に妻の手紙が光ったわけである。福島正則も清洲二十四万石から芸州四十九万八千石、加藤清正は熊本二十五万石から熊本全土五十万石と倍増したが、一豊は六万石から二十四万石だから四倍増である。今の会社にしたら何十億の会社になろうが、ここに至り千代女の銅像の意味もわかろうというものである。

女の美貌のために自分の子孫を滅した英雄もおれば、それほど有能ではなかったけれども、女房の智恵のお陰で四倍の大名になった山内一豊という英雄もいる。

女性というのは最初でも述べたように、男性とはものの判断が違うのであって、現在の会社でも女性があまり会社の経営に口ばしを入れては伸びない。伸びないどころか、おかしくなる率が高い例は数多くある。山内一豊の女房のような女性は歴史上でも珍らしい。

要するに女は判断する場合に頭で判断しない、子宮でものを考えるという表現があるくらい、男と女の判断の違いがある。一般的に女は天下国家のためというようなことには不向きのようであるが、ところが自分の愛する夫とか子供とかいうものの危急存亡の場合、大変な熱情、粘り強さをもって叡知を発揮するのも女である。

世の中には男と女しかいない。私は女性を蔑視したり、男女同権を云々しているわけでも何でもなく、要するに社会的な機能や受持ち分野があると感ずるのである。

8　結びの言葉

最後に、人間に一番似ている習性を持っているのはライオンだと思う。ライオンは集団生活をしているが、餌をとるのは雌ライオンである。雄ラインは殆ど餌をとらない。その代わり外敵がきた時に、これと敢然と戦うのは雄ライオンで、あとは悠々と昼寝をしている。

そして、雌ライオンがとってきた餌をまっ先に食べるのは雄ライオンだ。雌ライオンはそれを黙って見ている。雄の次に食べるのは子供ライオンである。子ライオンがうまそうに食べるのも、母ライオンはじっとみつめ、最後にやっと雌ライオンが食べて、その残りをハゲタカか何かが食べるというのが、ライオンをとりまく「家庭」や「社会」の順序でありルールである。

ライオンの世界を見ても、ものが言えないライオンでも雄と雌の受持ちをきちんとわきまえているわけである。人間社会にも長幼の序があり、夫婦間にも順序というものがあるのである。それをわきまえないで、妻が夫をさしおき出しゃばり高ぶってやってのけると夫は猫のように優柔不断になり、反対に夫が封建思想をふりかざして威張り散らすと妻は亀のように強情になるといわれる。

大分以前のテレビで、食う人、作る人の不公平さというようなことを大問題にしていたことがあるが、そんなことを問題にすること自体おかしいわけであって、男女には機能の違いがあり、受持ち区域がある。夫を出世させた山内一豊の妻は普段は決して出しゃばりではなかったと思われる。夫らしく妻らしく順序を守って振舞うところに人間生活の、夫婦愛和の、永遠の真理がありそうである。

(税理士・今村秀夫)

銘語録

競馬をはじめた最初に
大穴を当てたものは、
大抵破産する。

イギリスの諺

NTT株の証券取引所への上場があって、大蔵省の売出し価額、額面五万円が百拾数万円で希望者が多く抽せんとなった。上場当日は買手が売手を大きく上廻り百五十万円でも値がつかず話題をよんだ。

証券会社の営業努力もあって、NTT株によって株式売買をはじめた人も多いと聞く。今回の相場は昭和五十七年秋よりダウ七千円台を底に始まり、六十二年の現在まで金余り現象を背景として、長期にわたって上昇をつづけダウ二万円を達成するということになった。

どうも人は、良いことがあると何時も良いことが続くと感違いして、いい気になって調子にのる。株の投資でも最初にうまくいくと調子にのって欲を出し、ますます深みに入って最後は回復不能ということもある。どこかでうまく切りあげればいいのだが、普通の人は失敗するまでやることになる。

明治以後の日本の状況をみていると先人の努力によって、戦争突入まで独立を保持しつつ発展し、敗戦の挫折はあっても、さらにこの戦後四十数年の変貌ぶりは素晴らしい。国も人生と同じで、いい事が続くとだんだん当り前になって、今からもずっとこの調子だと思いたくなってくる。

たしかに努力もしたが好運もあった。今後も努力と好運が続けばと思われるが、最近の貿易摩擦、韓国、台湾の追上げ、国内企業の構造転換をみているとただならぬものを感じる。昨年の国政選挙の自民党圧勝が政局不安を呼ぶ要因のようにもみえてくる。

まあ、あまり大穴を当てずに、ぼちぼちいくのが最善といえるのかもしれない。

〈鐘馗〉

税の歴史から

<63>

渡辺崋山のなぞ

(その二)

天保六年(一八三五年)夏、幕府は田原藩に二川宿と白須賀宿の助郷を仰付ける旨発令した。

助郷は公儀大名の交通を助けるために、宿場人馬の不足を補う事を付近の部落百姓に命ずるものである。天保四年にもこのことがあった。崋山は、農漁業の労働力が減り、海岸防備の要員が減り、宿場に出向いた若者の風儀がみだれる等のことがあるので、これ等の理由をあげて、助郷免除の請願書を老中勘定奉行に提出した。この願いは却下されたが、その後当分の間助郷の沙汰はなかった。助郷にでても年貢の免除はなかったが、農民が喜んだことはいうまでもない。村民を代表して村役人が訪れ、米二十五俵を贈って感謝の意を表した。崋山が断ったので再び礼金三十両を持参して、どうしても受け取るよう懇願したが崋山は譲らないので、この金を村役人予けとして百姓取り立ての金に使うよう依頼した。

この頃冷害のきざしがあらわれてきたので、崋山は飢饉を見越して領民救済の為に、義倉「報民倉」の建設を藩主三宅康直侯に願った。この許しがでて天保六年九月十五日に田原城の外濠沿いに位置を定め、地鎮祭が行われた。領民は感激してさまざまの人が奉仕を願いでた。民に報いる倉という報民倉という名は地鎮祭の前からつけられていて、この名がまた領民を感動させていた。今日残る報民倉の額面の文字は崋山の書いたものである。崋山は画を売った代金で購入した籾米十俵を献上した。藩民あげて貯蔵に努めた報民倉の米は天保の飢饉にその偉力を発揮し、田原藩は一人の餓死者も流浪者も出さずに、この困難な時期をのりきった。この頃の崋山の書いた凶荒心得書には次の様に書かれている。まず主君へ「数万人の内、たとえいかに賤しき小民たりとも、一人にても餓死流亡に及び候はば、人君の大罪にて候。そもそも君の職と申すは、此民ありて此君これある天理にて、此君ありて此民これある節にはこれなく候。昼夜御他念これなく、御身命を御なげうち、殊に御慎戒を御加え遊ばされ、天を仰ぎ地に伏し、唯吾民の安堵を御祈候はば御至誠神に感じ、その応験これあるべく候。」

家老へ、「凶荒に際しては背水の戦場と相心得、討死の覚悟これあるべく候。これ大変に当り、力を用ふる根本の第一義に候。」領中のものへ、「領中のもの、我等を殿様とのみ心得候はよろしからず候。殿様とは天子より重き位を下され、公儀より大なる所領を下され、万人の上に居り、広き城内に住居候故、それを仰ぎて下より称し候名目にて、我等が心に取りて実は領中のものどもの父母にて候。然る上は役人どもは、領中のもの共の兄て候処、領中のものはただ尊き殿様、重き役人とのみ心得、かりそめにも実の父母まことの兄とわきまえざるは、我等が心とは相違致候。…極難のものあらば、遠慮なく申し出すべく候。父にも母にも我等一人を頼候其方共の事に候得ば、決して飢餓いたせまじく候。」

これ程信望厚く立派な人が、佞人達によって逮捕された事は妙なことである。家宅捜索されて何も無く入質までしていたので、その清貧ぶりに幕吏が驚いたという話も伝えられているのである。

(公認会計士・税理士　岸本勝次)



28℃前後の温度変化で
色がかわるふしぎなちよがみ!
ひやすともとにもどります。
PAT.©pop

トーヨー　SNOOPYシリーズ

スヌーピー
ぬりえ
シリーズ
B5ぬりえ　のりものとスポーツをテーマにゆかいなぬりえです。
A5ぬりえ　スヌーピーのたのしい一日と一年間の行事をゆかいにえがいたシリーズです。
シール付ぬりえ　すてきなシールがついたかわいいミニぬりえです。





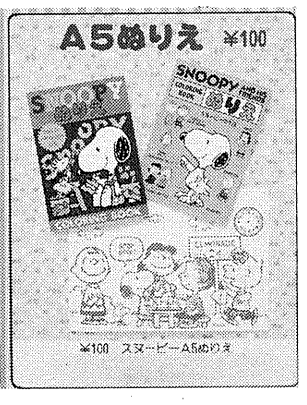

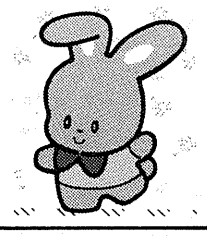

東洋紙工株式会社

本　社　〒120 東京都足立区柳原1—35—4　TEL.03-882-8161代
大阪営業所　〒581 大阪府八尾市新家町1—15—3　TEL.0729-97-8455
名古屋営業所　〒465 名古屋市名東区よもぎ台3—219　TEL.052-773-8551
札幌営業所　〒003 札幌市白石区本通り4丁目南1—10　TEL.011-864-5125
福岡営業所　〒812 福岡市博多区吉塚3—2—22　TEL.092-611-7158

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 下田友吉　編集人 岡田一馬
（1部 100円　年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁〜五頁…対談―売上税の問題点
六頁…歴史考察、税の歴史、銘語録

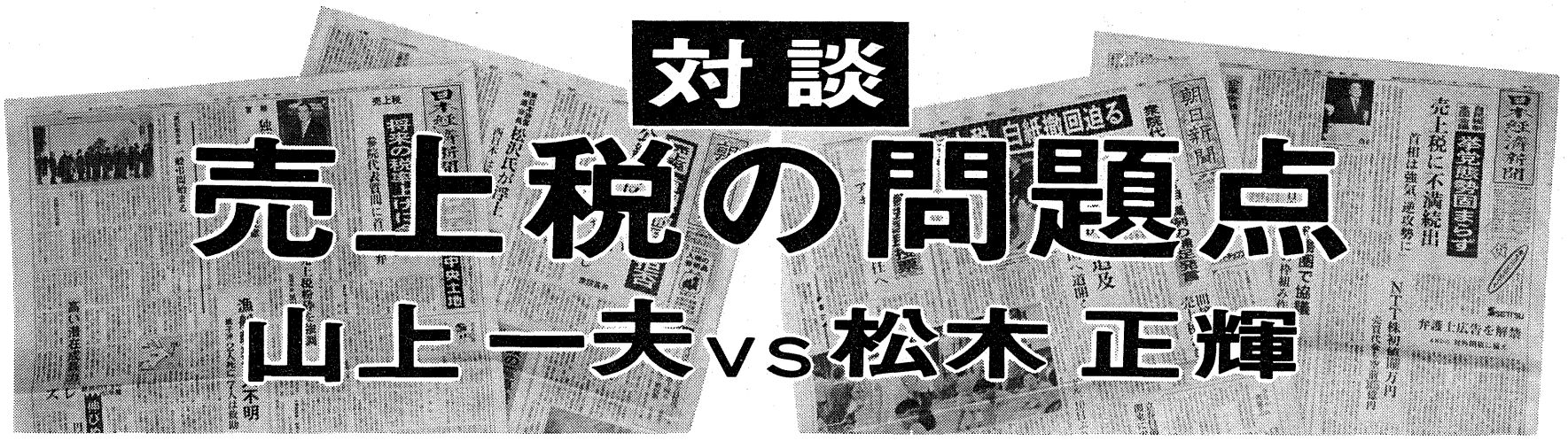

対談

売上税の問題点

山上一夫 vs 松木正輝



売上税のあらまし

松木　本日はお忙しいところを山上先生においで頂きまして、現在非常に問題になっている売上税についての問題点――そして内容をある程度まで会員の皆さんに周知して頂きたいという趣旨から売上税について私から質問をさせて頂きまして、それに答えて頂くという形式で、進めさせて頂きたいと思います。

まず、売上税の基本的な仕組みから話を進めて行きたいと思います。宣敷くお願い致します。

山上　売上税というのは、ご存じのように間接税の一種で、一般消費税と言われております。戦前には間接税が過半のウェートを占めていましたが、戦後徐々に直接税が全体のシェアの多くを占めるようになりました。これを現在の段階で間接税のほうに直接税をしわ寄せしたいということから、この度直間比率の是正という意味で売上税が仕組まれました。

もう皆様にお話しするまでのことはないと思いますが、あらましの骨組みをご紹介しておきます。課税の対象になるのは、国内で事業者が行う物品の販売や貸し付け、サービスの提供、物品の輸入という三つの項目に大きく分かれます。輸出については課税されません。

税率は五%ですが、乗用自動車については昭和六十五年末までは一一%とされています。課税の方法については、多段階式税額控除方式といって、事業者は販売価格に税額を上乗せした価格で販売する。一方、その事業者は仕入先に税額を上乗せした代価を支払っておりますので、納税額は販売価格に上乗せした税額、つまりアウトプットタックスから、仕入れ価格などに含まれている税額、インプットタックスを差引いた金額ということになり、最終的には消費者が五%の税金を負担するのが建前になっています。

次に、間接税は広く、薄くということですから、すべての資産の譲渡等に課せられるべきですが、逆進性つまり、すべてのものに等しくかけると、所得の多い人は痛みが少なくて、所得の少ない人ほど痛みが多いということから、非課税取引を設けております。これは、始めのうちは数が少なかったのですが、現在では五十一項目に増えています。

また、対象となる事業者は、これも全部に等しく及ぶべきなのですが、大型間接税ではないと始めから言っている関係から、年間課税売上高が一億円以下の事業者は非課税にするという、非課税業者を設けています。その結果、全体の事業者の八七%が対象にならない、といわれています。

この点は色々な関係から非課税業者のうち課税業者に転換する事業者が多いと思いますので、必ずしもすべての八七%が非課税業者になるわけではないと考えられます。

最後に納税の方法として、売上税の納税義務者は、売上げにかけられている売上税の税額から、仕入れの中に含まれている税額を控除しますが、この控除は税額票を用いて行われることになっております。これが売上税の大体の仕組みです。

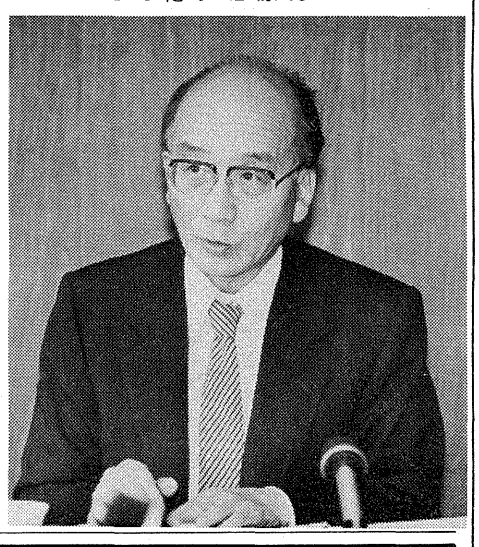

非課税物品でも値上りする

松木　今お話が出た課税の対象になるものと、非課税、もう一つは納税義務の免除、輸出免税の特例など幾つかの問題がありますが非常に理解し難い内容が幾つかあります。

例えば非課税と決まっている物の中でも、非課税と課税のもの、もっと具体的にいうと、食品は非課税物品になっていますが、容器、運送費用などは課税されている。実際それを売上げた段階では、非課税業者は仮に固定資産、設備投資をした場合の売上税の所謂仕入れ税額控除の対象にならないという一つの考え方があります。

しかし、非課税がなぜそうならざるを得ないのか。また、具体的にそういう計算が間に入って出てくると、一寸言葉が悪いですが、後がふん詰まりになるような傾向もないとも言い切れない。その辺のところを一寸説明をお願いしたいと思います。

山上　先ほど申し上げましたように、売上税は本来広く、浅くかかる税金ですから、そのうちで非課税にする項目といったようなものは、本来はないほうがいいわけです。

しかし、先ほど言いましたように、そうなると所得の少ない階層に痛みが大きいという問題があって、生活必需品、衣食住の中で最低のものは課税の対象外に置くことが望ましいということで、非課税取引あるいは非課税項目が売上税法に設けられました。

始めは、それは一桁台でしたが、現在では五十一項目にも増えてしまったということで、思わぬ広がりを見せる結果になりました。これについては色々な業者からの陳情が功を奏したと聞いております。

ところで、このような非課税項目は、最後の段階まで全く売上税がかからないのかといいますと、そうでないところに問題がありまして、消費者が支払う商品の買価はこれまでと変わらないのかというと、そういうわけにはいかない。非課税項目に属する品物を生産、販売する段階で必要な設備や什器、備品、運搬費その他については非課税ではないので、その都度の仕入れに五%の税金がかかっている。小売りの段階では売上税はかからないとしても、設備等の仕入れの段階でかけられている売上税部分だけは、物価の値上がりを生むということです。その部分は、

（二頁へ続く）

ひと目でわかる有利性　中期国債ファンド



10万円の利息くらべ

中期国債ファンドは
1ヵ月複利の効果で
いつでも一番有利

〈特　長〉
★30日たてば、手数料なしで、いつでもお引出しができます。
★ふやす期間は、あなたのご利用目的にあわせて自由、自在。
★ご入金、お引出しは、お近くの銀行、野村のATMでできます。
★株式や買付商品の精算にも、ご利用いただけます。
★中国ファンドをお持ちの方は、〈野村JCBカード〉のお申込みができ、お買物は、カードとサインでOK！

1ヵ月複利で
ぐんぐんふえる
年3.759%
昭和62年3月1日現在
（10万円以上1万円単位）

（非課税扱いの場合）

期間	中期国債ファンド（年3.759%の1カ月複利）		1年定期預金（年3.76% 1カ月〜6カ月未満0.26% 6カ月〜1年未満2.26%）		普通預金（年0.26%）		定額貯金（保有期間が6ヵ月未満は年1.26% 6ヵ月以上は年2.26% 1年以上は 年2.76% 1年半以上は年3.51%の半年複利）	
	円	年 %	円	年 %	円	年 %	円	年 %
1カ月	313	3.759	22	0.26	22	0.26	105	1.26
2カ月	628	3.765	43	0.26	43	0.26	210	1.26
3カ月	943	3.771	65	0.26	65	0.26	315	1.26
4カ月	1,259	3.777	87	0.26	87	0.26	420	1.26
5カ月	1,576	3.783	108	0.26	108	0.26	525	1.26
6カ月	1,895	3.789	1,130	2.26	130	0.26	1,130	2.26
7カ月	2,214	3.795	1,318	2.26	152	0.26	1,320	2.26
8カ月	2,534	3.801	1,507	2.26	173	0.26	1,511	2.26
9カ月	2,855	3.807	1,695	2.26	195	0.26	1,702	2.26
10カ月	3,177	3.813	1,883	2.26	217	0.26	1,894	2.27
11カ月	3,501	3.819	2,072	2.26	238	0.26	2,086	2.27
1年	3,825	3.825	3,760	3.76	260	0.26	2,779	2.77

野村の中期国債ファンド

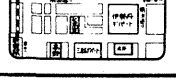

新しい魅力で
身近なおつきあい―
野村證券
新宿支店

郵便番号　160－91
東京都新宿区新宿5丁目17番9号
（三光町交差点カド・伊勢丹ソバ）
電話　東京 03（205）1001㈹

（一頁より続く）

例え非課税項目であっても、消費者は高い買物をしなければならない。

それを避けるためには、非課税項目については、すべてそれまでにかかった売上税を還付するというようにすれば一番いいのですがそういう風にはなっていない。

このように、非課税項目についても物価の値上がりが避けられないことになります。

松木　余談になるかもしれませんが、非課税になる、ならない、または課税物品になる場合、色々な輸出の問題もありますが、一応今の方式から推察すると、例えば経費項目になるものは、やはり売上税を含んだものを一応経費として処理するのが一番正しいということになりますか。

山上　例えば飲食料品については非課税ということになっておりますが、その飲食料品をつくるのに使用する固定資産については、それを購入する時に売上税がかかってきます。

これらの売上税は、課税業者であれば売上にかかる売上税額から当然に引けることになりますが、非課税項目の仕入れにかかる売上税は、固定資産であれば当該固定資産の取得価額に含まれることになりましょう。運搬費等の経費関係であれば、経費がそれだけ膨らんで計上されることになると思います。

一億円以下の免除者が
課税業者を選択するとき

松木　次に課税売上高一億円以下の事業者は、一応納税義務の免除があって、本人が課税業者になりたければ、税額票の番号を税務署に申請して貰うことによって課税業者になることのようですが、納税義務者を選択した場合、次に税額票を還す時には五%ということですね。

ところが、みなし規定というか、それによって卸業者以外の場合は八〇%、卸の業者の場合には九〇%仕入にかかる売上税の控除するということは、五%から四%を控除した一%で納税はずる。税額票は五%で発行する。なんとなくおかしいなという感じがするのですが、実際にかかっている場合は余分に八〇%以上かかっているような場合、九〇%以上かかっているような場合には、計算をしてやってもいいのかどうかということを含めての説明をお願いしたいのです。

山上　課税売上高が一億円以下の非課税業者は、原則として売上税の納付義務がありません。この場合、非課税業者が最終の消費者の直前にいる場合は問題ありませんが、非課税業者に販売するという業態では、後者は前者が売上税を納めておりませんから、その売上税については控除すべき税金がないことになります。これは、単に前者について税額票を貰えないばかりでなく、その前にいる課税業者の税額票まで引けないということですから、課税業者はまるまる五%を納めなければならないことになります。

松木　次に輸出免税の問題があると思います。輸出の場合は、国内の消費者には課税するけれども、外部の人には課税しないという趣旨のようですが、輸出についての売上税の仕組み、大まかな問題について説明をお願いします。

山上　なぜ輸入にかかって、輸出にかからないのか。現在の時代に逆行するような、輸出を奨励し、輸入を抑制するような結果になるのですが、元々間接税というのは消費者にかかる税金です。誰が消費したかという場合に、輸出の場合には国外にいる者が消費する、輸入の場合には国内にいる者が消費するということですから、輸出に関して国外の人に対してかける基本的な理由がないことになって輸出が省かれたのだと考えます。

従って、輸出についてはかかった税金を還付してくれる。本来は、先ほど言ったように非課税業者が途中に挟まれる時には、前の税額は取られっ放しということになりますが、輸出に関しては元々取らない性格のものだから遡って返すという仕組みができたのだと思います。

ですから、結果的には輸出がやり易くなって、現在の状態には逆行する面も出てきたと思います。売上税の本質的な面から仕方がないということでしょうか。

松木　輸出の場合は還付が行われると思うのですが、非課税のサービスの分の仕入れにかかわる売上税額も控除されると聞いていますが、非課税のものについての売上税額の税額票も非課税の相手から取れるものですか。

山上　そういう場合には非課税業者は、課税をしないということと、その業者はゼロ率の課税をするという二つの考え方があるのです。ゼロ率ならば、その業者はゼロであるけれども本質的にかけられるという性格がありますから、前の税額票は次の課税業者に廻って、その課税業者から引く。

ところが、税を元々取らないということになってくると、それだけ高く仕入れたことになる。課税業者に売る値段は高くなります。

但し、課税業者は税額票は引けないけれども税金は本来消費者からは五%を取って納めるのだからいいではないかという考え方だと思います。

ですから、今の非課税業者の場合に、前段階における税額票はそのまま取られっ放しになるという制度を、一つ飛ばした課税業者からも前段階の税額票を控除できる、所得ゼロ率という制度に修正して貰いたいという希望を持っています。

松木　その場合の非課税サービスなり物品の税額票は輸出業者に渡ると思うのですが、税額票は誰が発行するものですか。

山上　非課税業者が真ん中にいて、両端に課税業者がいるとします。前のほうの課税業者は五%納めますから、それだけ非課税業者の仕入れ値段が高くなる。本来はそこでまた売上税が重なるわけですが、重ならないで次の課税業者へ行くわけですから、税額票は非課税業者の前の段階で、発行されても使わない、貰いっ放しで使わないでしょう。

ただ、一般的には案分方式が採用されるようになるのではないか。一々ひも付きでやっても、最終的にはひも付きにできない部分も残りますので、そう思います。

松木　仮に計算が両方どちらでもできる。しかも、あれは確か三ヵ月の計算期間があって、二ヵ月以内に納める。ある時は個別対応方式でやり、ある時は比例配分方式でやることは、その有利なほうをやってもいいんでしょうか。

山上　案分方式、個別対応方式の選択は自由ですが、一旦案分方式を決めてしまいますと三年間は変更できません。

松木　そういう問題があると思います。ある意味では一回それを選択すればそれでやらなければいけないのか。恐らく政令、省令、通達でそういうものが出てくるかもしれないと思いますが、非常に単純な仕組みになっている企業であればある程度そういうことも考えられるのかという疑問を若干持ったわけです。

要するにグレーゾーンというか、間に入って色々計算をする、または課税物品と非課税物品の曖昧な問題が色々出てくるのではないかという疑問を強く持っています。

輸出免税について

課税取引と非課税取引
とを兼ねるとき

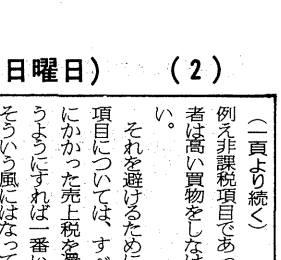

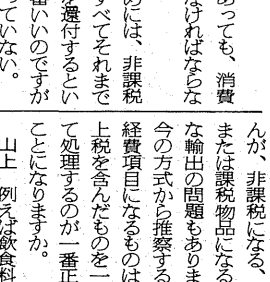

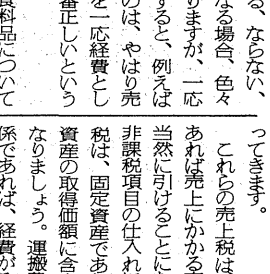

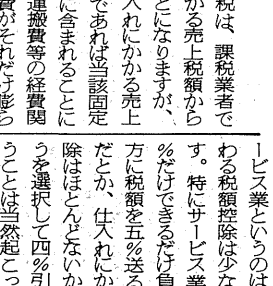

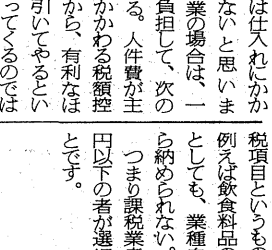

例えば飲食料品の業種は納めようとしても、業種自体が非課税だから納められない。

つまり課税業者であって、一億円以下の者が選択できるということです。

松木　非課税の業種に入っていると同時に非課税業種に入っていながら課税物品というかサービスにも入っているという二つのものを抱え込んでいる場合、非常に問題だと思いますが、課税売上高が一億円以上の場合には当然納税義務が発生して納めなくてはいけない。

そういう場合の売上税額は問題ないですが、仕入れにかかわる税額控除の分の分け方に確か二通りあったと思います。個別対応方式と比例配分方式です。

どっちが実際にやってみて有利なのか、仲々言い切れないと思いますが、その辺に関する問題を説明頂きたいと思います。

山上　ひも付きで非課税取引と課税取引と両方やっている業種は、課税取引だけに対して売上税がかかる。したがってそれに対応する仕入れの売上税を控除するということです。

仕入れたものにかかっている売上税額がすべて控除されるわけではない。そこで仕入れにかかっている売上税を何らかの形で非課税取引と課税取引に分けなくてはいけない。

そういう場合に理論的には個別に計算することが当然だろうと思いますが、税法の場合には原則として個別を把えながら、納税者の便宜も図って形式基準というものを設けているのが普通です。前年における課税売上高と非課税売上高の比によって案分するというのは、主として便宜主義、簡便法ですから、どっちが得かということは各業種によって違います。言ってみれば、両方やってみて得なほうを選ぶということにしなければ、どっちが得かの判定はできないでしょう。

一般的には案分方式が採用されるようになるのではないか。一々ひも付きでやっても、最終的にはひも付きにできない部分も残りますので、そう思います。

松木　仮に計算が両方どちらでもできる。しかも、あれは確か三ヵ月の計算期間があって、二ヵ月以内に納める。ある時は個別対応方式でやり、ある時は比例配分方式でやることは、その有利なほうをやってもいいんでしょうか。

山上　案分方式、個別対応方式の選択は自由ですが、一旦案分方式を決めてしまいますと三年間は変更できません。

松木　そういう問題があると思います。ある意味では一回それを選択すればそれでやらなければいけないのか。恐らく政令、省令、通達でそういうものが出てくるかもしれないと思いますが、非常に単純な仕組みになっている企業であればある程度そういうことも考えられるのかという疑問を若干持ったわけです。

要するにグレーゾーンというか、間に入って色々計算をする、または課税物品と非課税物品の曖昧な問題が色々出てくるのではないかという疑問を強く持っています。

すが、その辺はどうでしょうか。

山上　よく言われるのですが、同じ箱の中に非課税物品と課税物品とを詰合わせた場合は、どちらの価額が多いかによって、課税物品が多い場合は全部を課税物品にし、そうでない場合は全部を非課税物品にする。

これも一つの便法です。本来は厳密にそういうものも区分けをしなくてはいけないのですが、どちらかに決めてしまうのも一つの税法の簡便な方形です。ただ、それによって色々と工夫が凝らされる余地はあると思います。

理論的な問題をあまり細かくやって行くと、ますますこんがらかってしまうので、形式基準というのはどんな税制にもあって仕方のないこと、あって望ましいことだと思わざるを得ません。

売上税の会計処理

松木　売上税の会計処理について、売上税の納付額というか、例えば百万円のうち五%が売上税だとする。そうすると、その五万円から仕入れにかかわる税額が仮に三万円あったとすると、その二万円は、売上高を百二万円とするか、預り金の売上税にするのか、または収入として一応二万円を上げるのか。

そういう風になれば、その三万円は普通の場合経費で既に落ちていますからね。

山上　三万円というのは、課税取引にかかるものですか。

松木　そうですね。そういう場合は五万円と上げなくてはいけないわけでしょう。

山上　払ったものは仮払金、上乗せしたものは未払金としてやって行く方法と、収益と費用とで分けてしまうものと、整理の仕方に二つあると思います。

この場合に、課税売上げに対応する分は経費で落していけれども、非課税売上げに対応する分は引けないから、固定資産の部分は固定資産の取得価額に上がるのではないかと思います。

ただ、その部分が例えば交際費で、交際費の部分に売上税が来た時に、交際費に加わって限度計算になるのか、それはそれで省かれるのか。その場合は、遊興飲食税はみんな交際費の中に含まれることになるのでしょう。

松木　含まれますね。

山上　遊興飲食税は地方税ですが、売上税が含まれるのは国税ですから、そうすると国税の二重取りになってしまうわけでしょう。しかし、遊興飲食税だって二重取りなんだから二重取りだということで来るのかどうかということになってくると、よくわからないです。

松木　例えば百万円で五%かかるから百五万円を売上げまたは収入に上げてしまう。それから例えば三万円を引いて二万円の売上税を経費なら経費で落してしまう。これのほうが非常に単純なような気がしますね。

（三頁へ続く）

（二頁より続く）

山上　要するに固定資産に上げないで……。

松木　固定資産の問題とはまた別です。一般論として普通の場合はそうしたほうがいいのかなと思うのです。今の固定資産の分については、例えば三万円が固定資産の中に入っていると、減価償却でもう一回損金にするようになるとまずいですから、それは三万円は一応経費なら経費に落さなくてはいけないのではないかと思うのですがどうでしょうか。そのほうがわかり易いかもしれませんね。

山上　例えば売上げの中に含まれる売上税よりも、仕入れの売上税が多かった場合に還付になるでしょう。松木先生流に言えばその還付は収益になってしまう。

松木　収入に上げなくてはいけないですね。

山上　ところが、それは次の売上税から引くこともできる。還付しなくて次から引くこともできるという規定があります。そうすると、それを仮払金、仮受金が何かで処理しておけば引くこともできるのですが、そこで返ってきたものは収入だということになってしまうと、引かれないことになってしまう。返ってきたものが多ければそれは全部税金の対象になるわけでしょう。それはいいのかどうか。

考えてみますと、企業会計というものを今まで通りやっていて、そのうえで売上税にかかる取引を別計算でやって行くことになる可能性もでてきます。例えば割賦販売の場合に引渡基準で売上税五%がかけられるのか、あるいは割賦基準で徐々にかけられるのかという問題では、それは徐々でいいんだということが明らかになりましたね。

そうすると、割賦売上げにかかる仕入れ代金にも、売上税がかかってくるでしょう。それは全部初めに引かれるわけですね。

松木　そうですね。還付になるわけですね。還付になると収入が上がってしまうからまずいですね。

山上　つまり仕入れで売上税だけ高くかかってきているんだから、それはそれでいいじゃないかという考え方になるのか。返して貰ったものを収入とすると将来においてこれに対応する売上げが出てくる。収入や支出で処理してしまうのは何か包険な気がするのですが。

本来は消費者に転嫁すべきものであって、私すべきものでないので、仮払い、仮受けで処理すべきではないのか。

企業会計と売上税を
巡る会計は別個に

松木　今先生が仰る中で、自分が負担するか、転嫁するかということは別として、実質はそうかもしれないが形式はあくまでも百五分の五の計算になってしまうと思う。

だから、厳密に計算すれば必ず売上税というのは別にできる性格のものではありますね。ただ、後の所で述べられています。しかし、実際はそうではないです。売った値段の百五分の五が売上税なんです。そういう風にならざるを得ませんね。値引きや何かがあったりするからです。積み上げて行くものではなくて、逆算するものです。そこに難しさがある。

だから、今仰ったように費用と収益で全部やって行っていいのかなと思うけれども、還付しないで次の納付額から引くような場合はどうなるのか。その場合には、一時的に仮払いに処理するのかどうか。

松木　要するに山上先生のお話で行くと、売上税会計と一般的な企業会計というのは別のものとして把えなくてはいけないのかどうか。これは非常に重要な問題だと思います。

その辺のところを一般論としても結構ですが、総体的な問題として山上先生の一種の専門分野になると思いますけれどもお話し願えたらいいのではないかと思います。

山上　結論として、企業会計と売上税を巡る会計とは別個に考えなくてはいけないような気がしています。

これを再び割賦販売を例にとってみましょう。引渡基準の場合には、始めに引渡しの時点で全部売上げを立てて、そこで売上高の五%の納付義務が生ずる。

しかし、割賦基準によった場合は、引渡しのときに一遍に取られるのではなく、弁済期の到来に対応する五%の納付義務が生じてくるということになっているようです。その割賦販売の仕入れのほうは割賦ではなくて、一遍に仕入れるということになってくると、仕入れに含まれている仕入れ代金の五%の税額票は、そこでバカッと引かれるわけですから、それだけに限って言えば納めるべき売上税よりも、引くべき売上税のほうが多いことになりますから、それだけ還付になるか、あるいは次に繰り越して次の課税期間で引くことができます。

ところが、割賦基準の会計処理では、一遍に売上げを立てて、そこで売上高の五%の納付義務が生ずる。

しかし、割賦基準によった場合は、引渡しのときに一遍に取られるのではなく、弁済期の到来に対応する五%の納付義務が生じてくるということになっているようです。その割賦販売の仕入れのほうは割賦ではなくて、一遍に仕入れるということになってくると、仕入れに含まれている仕入れ代金の五%の税額票は、そこでバカッと引かれるわけですから、それだけに限って言えば納めるべき売上税よりも、引くべき売上税のほうが多いことになりますから、それだけ還付になるか、あるいは次に繰り越して次の課税期間で引くことができます。

ところが、割賦基準の会計処理では、一遍に売上げを立てて、その未実現利益を徐々に収益に持って行く方法と、売上げそのものを部分的に立てて行く方法と二つあります。

通常私共は、一遍に売上げを立ててしまい、未実現利益を徐々に収益に持って行く方法をとっていると思います。ところが売上税のほうは、納めるべき税金は徐々に弁済期到来に対応して立てていく。仕入れのほうは一遍だということですから、会計処理の対応というか、計算の仕方が対応していないということになってきます。

そうなってくると、未実現利益を徐々に振替えて行く方法ではなくて、売上げを分割して立てて行く方法にすれば、そこで売上高と売上税とが、均衡がとられることになり、売上税の面からすれば処理しやすくなると思います。

ところが、それでは企業会計の今までの慣行とは違ってくるという問題が出てきます。売上税に合わせるように企業会計を直すことはできないので、例えば一線を引くとすれば、線から上での企業会計は今まで通りやる。そして売上税のほうはその線の下、いわば水面下に置いて処理される。売上税会計というものが別に水面下で出てくるような気がしています。

松木　その場合、先ほどの話でも出たんですが、小さい所ならできるだけ一致させているほうがわかりいいと思いますね。今の先生のお話から行くと、もし別にしたとしてもどこかには出てくると思いますね。

例えば控除する部分がどうこうというのは別としても、売上税を収入で全部売上高のほうに入れて経費のほうにも落してしまってやるのと、預りとか仮払いとか仮受けとかいう形でやる方式と二通りあるようですが、一般論としてはどっちのほうがやり易いでしょうか。

山上　やり易いという面から言えば、払うべきものは全部所謂税法上の損金で落して、入るべきものは益金でやるというのがやり易いと思います。できればそれも現金で払ったときに、全くの現金主義にする。納税したときにやり、還付を受ける者は納税するときに控除したものでやるという現金基準が一番いいと思いますが、そうも行かないようです。

そうすると、売上高に合わせて収益と費用、益金と損金を立てるほうがやりいいと思います。特に中小企業はそのほうがわかると思いますが、それですべてうまく行くのかどうか。

われわれには債権債務をきちんとする慣習がありますから、一応仮払金、仮受金というような形で処理したうえで、企業が負担しなくてはならない部分を損金に持って行く形のほうが望ましいような気がしますが、実際には前者の簡単な形式になってしまうのかもしれません。

固定資産取得の売上税控除

松木　さっきと重複するかもしれませんが、要するに設備投資にかかってきた売上税の問題については、所謂仕入にかかる税額控除問題と会計処理の問題なら非常に複雑な問題が出てくると思います。

同時に課税、非課税の案分の問題も出ると思いますが、順番に少し話をして頂ければと思います。

山上　固定資産のような資産に本来計上すべきものにかかった売上税と、経費処理をするものにかかった売上税と二つ考えてみると、まず前者の固定資産にかかる売上税は、例えば百万円の陳列棚を買った。その陳列棚はすべて課税商品を陳列していたということであれば、百万円に課せられた五万円の売上税はすべて払うべき売上税から控除されます。本来その五万円を固定資産に乗せて、減価償却費に対応させて引いて行くという方法も考えられたと思います。しかしそうすると、非常に入りこんだ形になってわからなくなってしまうので、それは、一遍に一括控除していいということになりました。

その場合、この陳列棚はすべて課税商品が飾ってあるということならば、一遍に控除できるので結構ですが、その陳列棚に半分課税商品が並んでいて、半分非課税商品が並んでいたとしましょう。そうすると現在の売上税では、課税商品に対応する部分だけは一遍に落していい。

だから、二万五千円は一遍に落していいが、あとの二万五千円は落せないということになった時、ではその二万五千円は売上税からは引けないけれども、経費にできるのか、あるいは固定資産の百万円に足して百二万五千円として減価償却をして行くんだと思います。

恐らく百二万五千円として減価償却をして行くんだと思います。ですから、途中で陳列棚の商品が全部課税商品ばかりになってしまったら、その後はどうなるのかというような問題はまだ解決されていません。また、それを除却した場合はどうかということは明らかになっている部分もありますが、それもすべてではない。

私見では一つの陳列棚で半々に利用された場合には、片一方は売上税から控除されますから一つは仮払金的なものになり、一つは固定資産の取得価格になると思います。

では経費の中でかかってきた売上税はどうか。これも経費の中で五%がかかってきた場合に、前年度の課税売上高と非課税売上高と案分してやるとか、ひも付きの部分はちゃんとするとかということでしょうが、案分してやった場合には、例えば十万円の売上税があった場合に半々になったとすれば、五万円は売上税から引けるけれども、五万円は引けないということになると思います。

ただ問題は、たまたまそれが交際費とか寄付金というものになった時、売上税そのものがそれに含まれるのか、含まれないのかという問題はまだ明らかになっていないのではないかと思います。

松木　その前に固定資産の問題で、一寸お話が出ましたが、課税物品と非課税物品を半々に陳列しているとか、逆に非課税であったものに使っていた設備投資が転用されて廃棄されたとか売られたとか、調整の中に入っているようですね。

例えば、一年がどうだとか、二年がどうだとか、逆にまた出てくることもあるような感じですね。

山上　そういう固定資産を除却した場合は、年数に分けて払った税額を返してくれる。ところが売却した場合は、売却代金の中に五%部分があるんだから返してくれないということになっていますね。

松木　そういう場合の会計処理はどうなりますか。

山上　除却した場合に返してくれるのは、前に払っていたからで、その払っている部分も課税部分に対応する部分でなくてはいけませんから、先ほどの例の陳列棚では五万円のうち二万五千円が課税部分だとすれば、陳列棚を除却した

（四頁へ続く）



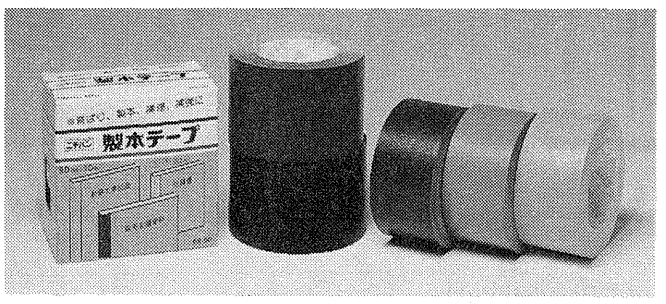

製本テープ
（ペーパークロス）

ニチバンの製本テープは仕様書や文書などの簡易製本、本やノートの補強・補修に便利な新製品です。耐候性耐老化性にすぐれた粘着剤を使用していますので長期間変質しません。

品番	サイズ	中箱	価格
BK-35	35mm×10m	10コ	600円
BK-50	50mm×10m	10コ	800円

●色＝黒・赤・紺・黄・緑・空・茶・白

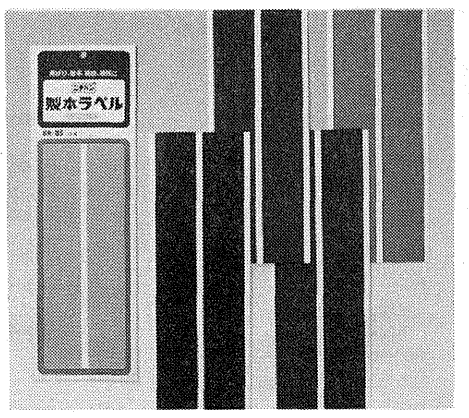

製本ラベル
（ペーパークロス）

製本ラベルは、製本テープを予め一定の長さにカッティングしたシートタイプで、ご家庭など少量使用の方におすすめします。

粘着メモ Point memo ポイントメモ

情報化時代の有能なアシスタント、ニチバンのポイントメモはさっとメモして、目立つところにペタッ……伝えたいことを確実に伝えます。サイズも豊富で20種類、使いみちはさまざま。オフィスやお店、学校、ご家庭などで幅広くお使いいただけます。

ニチバン株式会社

本　　社：〒102 東京都千代田区九段南2丁目2番4号 ☎(03)263-0151(大代表)
札幌支店：〒060 札幌市中央区北五条西6-2札通ビル ☎(011)231-2310(代)
仙台支店：〒983 仙台市幸町3-11-3第1小西ビル ☎(0222)97-2155(代)
大宮支店：〒330 大宮市宮原町3-147 ☎(0486)66-7495(代)
新潟出張所：〒950 新潟市米山10-8丸倍ビル ☎(0252)46-3261(代)
東京支店：〒103 東京都中央区日本橋本町2-2小津ビル ☎(03) 666-3101(代)
千葉出張所：〒260 千葉市新田町137大丸ビル ☎(0472)48-1085(代)
八王子出張所：〒192 八王子市南新町10繊維センタービル ☎(0426)26-7591(代)
横浜支店：〒221 横浜市神奈川区金港町3-3第9大塚ビル ☎(045)453-3151(代)
静岡出張所：〒420 静岡市千代田2-2-13 ☎(0542)47-5578(代)
名古屋支店：〒460 名古屋市中区栄5-26-39タカシマ名古屋ビル ☎(052)261-1441(代)
松本出張所：〒399-65 松本市芳野14-10 ☎(0263)27-1863(代)
金沢支店：〒920 金沢市問屋町1-93 ☎(0762)38-0801(代)
京都支店：〒601 京都市南区唐橋川久保町29大佐ビル ☎(075)681-1781(代)
大阪支店：〒541 大阪市東区道修町2-19-1山口ビル ☎(06) 203-5631(代)
和歌山出張所：〒640 和歌山市太田275川端ビル ☎(0734)72-2002(代)
神戸支店：〒650 神戸市中央区北長狭通4-7-32兵庫県ゴム会館 ☎(078)392-1206(代)
広島支店：〒733 広島市西区西観音町9-7なかよしビル ☎(082)291-7497(代)
高松支店：〒760 高松市中央町17-26 ☎(0878)61-8661(代)
福岡支店：〒810 福岡市中央区渡辺通2-4-8小学館ビル ☎(092)771-4852(代)
鹿児島出張所：〒890 鹿児島市鴨池1-48-11 ☎(0992)57-1942(代)

（三頁より続く）

場合には二万五千円を段階的に返してくれるので、片一方の二万五千円は除却損だということになってしまうのではないかと思いますが。

松木　売上税の取扱いはそうなっているけれども、会計処理になるとも少し考えなくてはならない問題は沢山あるような気がしますね。

山上　先ほど言ったように、企業会計はそのままで、売上税は水面下にあって全然別だと言いましたが、そういう時には固定資産の取得価額に乗ってくるものと乗ってこないものとありますから、企業会計のほうも売上税が含まれる場合と経費で落ちてしまう場合とあるから、全然切断してしまうわけにはいかないと思います。

松木　交際費の問題は具体的にはっきりと取扱いが決まらないと思いますが、限度計算とか色々な問題がありますね。山上先生なりの考え方でも結構ですが具体的にどうなるだろうと思われますか。

山上　例えば、例が適当であるかどうかわかりませんが、旅費・交通費の中で特別車両料金、グリーン券ですね。

松木　それから航空券ですね。

山上　そういうものは売上税を取られるわけでしょう。その中に交際費になるものは明らかにありますね。

そうすると、それを引抜いて交際費の否認にするのか。例えば現在資本金五千万円以上の会社は全額否認で、あとのものは四百万、三百万と引かれますから、引かれる四百万、三百万の中にまずグリーン券が入っているんだという解釈ならば、グリーン券が四百万、三百万を上回らない限りまあまあ理屈は立つ。

金額否認ということになると、売上税自体を把えながら交際費の否認もなるということになっている。それは遊興飲食税にもそういう例があって、遊興飲食程を取られながらそれが交際費に入っているということだから、当然そうなんだと言われてしまうかもしれない。しかし納税者から見ると、二重課税のような気がする。

さりとてそれは交際費ではなくていいんだということになるのかどうか。なれば、理屈の上ではそれは尤もだと思いますが、実務の上では仲々大変なことになると思います。そこまで行くと、交際費そのものの課税というのは租税特別措置法の本来は時限立法ですから、そういうものを全額否認するという制度を考えて貰わなくてはならないというところまで別の面で変わってまいります。

そういう例はどのように扱われるのかは、今後の政令や通達を見なくてはわからないということですね。ただ私は、そういうもののダブルパンチを食うのは好まないという気持はありますね。

松木　今もお話に一寸出ましたが、グリーン券や航空券は税額票を貰わなくて、証拠になるようなものがあれば一応売上税の仕入れにかかわる控除になるんだという扱いのように聞いております。

例えば旅費規程があって、役員だとグリーンだとか、そういう場合、航空券でも同じことだと思いますが、普通会社の場合は所得税法で当然課税規定になっていますね、旅費そのものは。

その中に百五百の五か何かよくわかりませんが計算するというものは、切符なり何なり証拠を残すというんですが、残らない場合もあり得ると思います。では旅費の清算書でいいのか。一寸細かいようですが、その辺はどうお考えになりますか。

山上　そういうものが売上税から引かれるためには、言うまでもなくそのグリーン券に対する五%が売上税として納まっていなくてはいけませんね。貰ったけれどもグリーン車に乗らなかったというのは引くべきいわれはない。

松木　そういうことはあり得るんですね（笑）

山上　そこはむしろ売上税云々以前の問題だから、グリーン券を鉄道で売却すれば、そこに何らかの税額票に代わるべきものを発行することまで気を使いきれないでしょうね。

松木　随分ややこしくなってしまうような気がしますね。

経費と売上税

山上　実際に中小企業ではそんなことまで気を使いきれないでしょうか。

例えば郵便局に切手を貰いに行っても、スタンプを押してなければということがありますね。そういうものができるのではないでしょうか。

松木　今までは旅費の清算書は自分で書いて判こを押しておけばよかった。しかしこれからは、そういうものを裏に貼っておかないとだめだと……。

ただ問題は、それはないけれども規定はそうなっているから規定通りにお金は会社から貰った。それはどうなんでしょうか（笑）。

山上　それは所得税の問題になって、その部分は給与所得になるんでしょうから、売上税からは引かれないということだけだと思います。

ただ具体的な問題になると、税額票には相手方の名前まで書かなくてはいけないわけです。そうすると鉄道に貰いに行ってグリーン券を買えば、その会社の宛名まで税額票に書かなくてはいけませんですから仲々大変です。無記名ならいいが、記名式にしなくてはいけないわけだからどういう風にやるのか問題だと思います。

その中で税額票は、これだけの記載事項を整えたものを用意して行けば何でもいいんだということですが、何でもいいでは寄せるのに不便だということからある程度変わってくるかもしれない。背番号的なものをやめてくれれば、あるいは無記名にしてくれれば、特別なものを作ってもいいということになってくるかもしれませんね。

松木　それだとこの制度自体が困るような問題が起こるということを非常に危惧しているのではないかと思いますね。

山上　そうなってくると、途中で非課税業者の前にいた課税業者の税額票まで使われるという恐れがある。だから、非課税業者の前にいる課税業者の税額票を、非課税業者の後にいる課税事業者の所得は引けないという所も、さっきの所謂ゼロ率の問題ですね、それも再度考え直されていいと思います。

ということは、五%といいながら実際は五%以上国に納まる可能性があるということは、どうしてもおかしいわけですから、こんな点は修正されて然るべきであると思います。

税額票の取扱いと要式制

松木　そうかといってデパートへ行って一々そういう名前を領収書に書いて貰うんでしょうかね。しかもそれが、個人的なものか、会社のものかというのは非常に識別が難しい感じがしますね。今までよりややこしくなるわけでしょうか。

山上　これは向こうで領収書を貰うのと同じように、レシートの中でもそういう工夫が凝らされるのだと思います。しかし会社の名前が書いてあれば、とに角事実如何は問わずその会社の売上税から引かれるし、個人の名前だったら引かれないということにせざるを得ないのではないでしょうか。

ただ、事務的に非常に難しくなると思いますね。元々記名式にしたのは、恐らくそれが金券などの代用になって貰い集められたりすることを避けるためでしょうが、今度の売上税を面倒にさせた大きな原因であるかもしれませんね。

松木　結局、税額票の取扱いの問題ですね。既に話は出ていると思いますが、税額票の性格というか、非常に様式性を主張されますが、これを読んでいると、税額票の番号をまず貰う。それである一定の形式を整える。様式の紙はどんなものを使ってもいいということになっていると思いますが、その辺の説明をお願いします。

山上　元々税額票は一定の様式で、金券のように項目を並べたものを新しくするというようなことであろうと思います。ところがそれでは経費が高い。これは納税コストが問題になっていますから、わざわざ刷らなくても領収書や請求書を利用して宜しいということです。

恐らくそういうものにスタンプか何か押して行くようになるのではないかと思います。

だから、それを貰ったほうで領収書なり請求書なりを保存しておくという義務が生じてくると思います。元々はそういうものを金券に準じたものとして新しく作るということが本来望ましかったかもしれないと思います。

松木　非常に重要だと思うのは色々な形の税額票が、項目は決まった通りに出てくると思いますが、企業にしてみると形式の違ったものを保存して行く。しかもそれは科目の所にも入れないといけないかもしれないし全然別の所で全体を集計するなり色々売上税の会計的なというか計算をするための書類が必要になってくると思います。

勿論発行するほうは判こも押さなくてはいけないし、保存の問題、形の問題、大きさの問題など色々な問題が出てくるのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

山上　貰うほうからすると、ある店からは請求書にスタンプが押してある、ある所は領収書に押してあるということで大きさも違う。ある所はちゃんと刷ってある。そういうものを合計して引かなくてはいけないということですから、本来なら一定の様式のほうがいいと思います。

一番今問題になっているのは、所謂背番号的な番号を登録することです。これを全部合計すると、その番号を出した人の売上げがわかってしまう。それが一番嫌だというのが本音かもしれませんね。

現在、こんなに反対運動が起きている。しかしどうしても通さなくてはいけないということになれば、色々な意味で歩み寄りとか修正が今後起きてこざるを得ないと思いますよ。

その中で税額票は、これだけの記載事項を整えたものを用意して行けば何でもいいんだということですが、何でもいいでは寄せるのに不便だということからある程度変わってくるかもしれない。背番号的なものをやめてくれれば、あるいは無記名にしてくれれば、特別なものを作ってもいいということになってくるかもしれませんね。

松木　それだとこの制度自体が困るような問題が起こるということを非常に危惧しているのではないかと思いますね。

山上　そうなってくると、途中で非課税業者の前にいた課税業者の税額票まで使われるという恐れがある。だから、非課税業者の前にいる課税業者の税額票を、非課税業者の後にいる課税事業者の所得は引けないという所も、さっきの所謂ゼロ率の問題ですね、それも再度考え直されていいと思います。

ということは、五%といいながら実際は五%以上国に納まる可能性があるということは、どうしてもおかしいわけですから、こんな点は修正されて然るべきであると思います。

法人所得と売上税

松木　税額票も非常に重要な問題で、恐らく今仰ったように今からの修正の問題の一つの大きな事項になるのではないかと思っております。

こういう法案の中には出てこない問題の中で、恐らく法人税、所得税の売上税との関係、一例を申し上げますと、今の税額票とも関係があると思いますが、売上げがある意味ではAの会社とBの会社とCの会社と全部仕入れと売上げを突合わせて行けば、大体みんな相殺されてきちっとなります。そういうことが売上税が実施されると、今でも資料箋を回してそれでチエックをしたり色々していますが、そういう手間を税額票によってある程度省いて行こうというか間違いを正して行こうということがあると思います。

これはある意味では非常に正しいことだと思うのですが、正しいこと必ずしも世の中ではいいことではなくて、それが非常に困ることになることもあり得ると思います。そういう調査との関連においてもそうですが、法人所得と売上税という関係についてはどういうお考えでしょうか。

山上　物を作るメーカーがあって、卸屋さんがある。その卸屋さんには一次、二次、三次というものがあって、小売屋さんに行って、消費者に行くという段階でメーカーと消費者の直前にいる例えば小売屋というのは、案外すっきりするし、すっきりすることに余り苦痛ではないと思います。

ところが、その真ん中にいる流通機構が、日本は物凄く複雑です。そこに非課税業者は省かれるとか何とかいうことになってより複雑になって行く。だから流通過程が単純化されることが必要と今言われています。

この流通過程は、生鮮食品にしたところで、野菜などの青果物にしたところでわが国では複雑な昔からの取引の慣行があります。

その中には、売上げの金額が後から決まってきて、品物だけ先に行ってしまう、あるいは行ったものも仮単価だということもある。例えば、これは非課税事業ですが、医薬品などはメーカーから卸屋さんへ行くときに、薬価基準の価格で売っています。ところが薬価基準なんていうのは後から値引きされたり、返品なども来るということになります。元々薬価基準というのは末端の消費者が支払う価格で、これで売上げなどを上げたら間違いであることは事実です。

たまたま医薬品は非課税事業ですが、医薬部外品とかそういうものもありますから、それらについても医薬品と同じ慣行があるとすれば、売上げがあってもまだ売上高が決まらないときに、売上税は一体どのように計算するのかという問題も出てきます。また、リベート・返品というのが、非常に複雑化しています。そういうものが売上税を設けることによって、急速に改善され、販売単価を本来の売上金額に直して行くこともあるでしょう。

それから、医薬品の場合は非課税取引ですからまず心配ないのですが、例えば建設業などでは、聞くところによると売上げが、例えばジョイントでやっていると両方でダブって上げているものもあります。口銭的なものが本当の儲けなのに、売上げと売上原価として両方が膨らんでいるものもあります。外注に物を渡すにも、所謂売りと買いでやっているものもあるし、資材は無償で提供して手間賃だけ払うものもある。

そういうものは今度は売りと買いにするか、手間賃だけにするかによって売上税が違ってくる。ですから取引の形態に非常に変わった面を及ぼす結果になると思います。建設業であれば、そういう膨らまし方によって入札などの比較が決まるということも漏れ聞いていますので、これからはそういうことが売上税の関係でできなくなる。極端に言えば、例えば本来は

（五頁へ続く）


ぺんてるはTQC（全社的品質管理）及びQCサークル活動を推進し、その成果を絶えず品質向上に結実させています。
品質管理の最高栄誉であるデミング賞受賞メダル

細さが変わらない！



ペン先に新技術。宇宙素材のニューセラミック採用。
ペン先はダイヤモンドに次ぐ硬さのニューセラミック。
だから、つぶれや摩耗がなく、いつまでも細さは変わりません。

●インキ交換は、カートリッジ式なのでワンタッチ。　01 02 03 04 の4タイプ。　※01はセラミックコーティング処理

1本 ¥500

Pentel CERAMICRON 500

ぺんてる株式会社

（四頁より続く）

百円の売上税で済むものが、あちこちで売上高を夕プっている場合には、それが五百円にも千円にもなってしまうのは必ず問題となるはずです。

だから、取引の形態が大分変わってくることと、流通過程が非常に変わってくる。それが、始めはのん気に構えていたけれども、よく考えたら大変なことだということで反対運動になってきた原因だと思います。

松木　特にサービス関係とか、流通機構を省かれるとか、色々な問題があります。

山上　ですから、要するに間接税というのは広く、薄くということです。五%という税金は、外国から見るともっと高い所があるということかもしれませんが、外国でも一%位から始まっていたわけです。

それが一%なら実質的に幾らの収入になるのか、五%なら二兆数千億円といわれています。一%違うと八千億か九千億か違うようですが、実際にやってみないと、一体幾らの売上税が国家に納まるのか、本当はわからないと思います。

わからないのであれば始めは文字通り広く、薄く　しかも非課税取引は殆どなく、非課税業者もなくやってみて、その上でどうだ、ということで段々直して行くことがいいと思います。

非課税項目の五十一項目の中には、それぞれの理由があるでしょうが、本来非課税にしなくてもいいのではないかとか、それを非課税にしたが故に反って矛盾が生じてくることも含まれていると思いますね。

よく言われることは、自動販売機の百円の缶を百五円なり、百三円なりで売ることがどうしてできるのだということで、一体どうするんだろうということを聞きます。

これは、百三円は困るけれども、百十円にするならなんとかできるということもあるし、中身を減らすのか、壜に三円ずつくっつけて、三円がくっついて出てくるようにするとか、七円ですが、結局量を減らしたり何かして調整するか、あるいはそこで便乗値上げが起こってくる。

やっぱり百円の缶があって、三円の、あるいは五円の売上税ですという風にやって、百円は百円で自動販売機に入れながら、こっちのほうに三円入れる。それで始めて出てくるという形にしないと、やっぱり便乗値上げが出てくると思います。

元々この売上税に関して、消費者に転嫁すれば物価が上がるから消費が冷えるという一つの考え方と、消費者には転嫁はできないんだ、企業が泣くんだ、だから企業の利益が縮まるんだという考えは全く別なんですね。

片一方の、消費者に転嫁できれば企業のほうは痛くもかゆくもないということになるし、企業が泣けば消費者のほうは構わないということですから、そこに二律背反的なものがある。それでどっちからも大騒ぎされているというのが現状だと思います。

松木　ある意味ではそれはどっちも正しいのではないかという感じがしますね。

山上　その通りですね。

松木　力が弱いのは押せ、押せで、例えば五%のうちお前は二%持て、おれのほうは三%持つ。全部持てという話も出てくるかもしれない。

さっきの課税売上一億円以下の問題で、一%という場合は、五%の税額表を上げられるのだったら、場合によってはその分を考えろとか、そういう問題も出かねないような問題もあると思いますね。

同時に、長い目で見ると必ず端数の切上げが行われて、いつの間にか徐々に値段を改定していくことは当然行われるのではないかという感じはしますね。

山上　物価は確かに上がりますよ。それで消費が冷えるということになってくると、上げても売れないということになるから、そういう綱引きになると思います。

だから、ずっと見ていると、まずこの度の売上税は、大型間接税ですよ。それは間違いない。それを大型間接税でなくしようと思うから非課税業者を増やしたり、逆進性をなくそうとするから非課税項目を決めたり、税額票は簡単にするとか色々出てくると、それが複雑さを増してくる。

そして最終的には何が何だかわからなくなってしまうということです。これは非常に単純なものを広く、薄く取って、例えば法人税、所得税の減税がそんなに大幅でなかろうともそこからやって行って、まず一体どれ位税収が上がって、どれ位混乱がなくて済むのかやってみるところですね。

まず税率が引下げられないかということと、将来においてめったやたらに上げないという歯止めが何かできないかということです。

次に、再三言うように大型間接税と言われないために色々と易しくしたということの一端に非課税業者があります。非課税業者は結構ですが、その陥路は、前段階の税額票が使えないことです。その前段階の税額票を何とか使えるようにするのが最終的に五%で収まるのが理論的ですけれども、五%超取るような結果になってしまってはいけない。なんとか非課税ではなくて、ゼロ率の課税というようなことをやって頂きたい。

なお、もう少しこの税金が、本来消費者が払うべきものだという基本的なことを国民に飲み込ませてもらいたい。物価が上がるということは勿論マイナスですが、間接税というのはそういう税金なんだというためには金額の表示を別表示にする。

別表示にしない色々な理由があるのかもしれませんが、単純に消費が落ち込むからということはよくわからないので、そういうことを直して行きたい。

非課税項目の五十一品目も、相当政治ベースで増やした分もあるので、そういうものがもう少し逆に縮まらないか。もっと増やせという案もあるかもしれませんが、むしろ最終的に間接税は広く、薄くという税金であるということ。それは消費者に転嫁するのが本道であるということを、もう少し国民に親切にわからせて貰いたいと思います。

松木　一つだけつけ加えさせて頂きますと、税金というのは非常にわかり易くて、計算が簡単で、誰が見てもわかるという形のものにできればして頂きたいということをつけ加えさせて頂きたいと思います。

どうも色々とありがとうございました。

売上税と税務調査

松木　例えば役署では売上税部門ができるのか、今の法人税部門、所得税部門で一緒にやるのか。それは将来のことですからはっきりしないと思いますが、見ているとどうも法人税の問題と売上税の問題というのは違うとは言いながら重なっている部分もかなりあるような感じですが、その辺はどうお考えになりますか。

山上　今、源泉も法人税は調べていますね。だから売上税プロパーで別に調査が行われることは、こういう行革が叫ばれている折ですから、ないと思います。

法人税の調査の段階において一緒にチェックすることになるでしょうが、出だしの二年や三年は指導的な立場に立ちますから、法人税の調査の段階において今の調査の日数をそんなに増やさずに指導して行くというのが出だしだと思います。将来はわかりませんね。

松木　そういう場合に、売上げが極端なことを言えば漏れていた場合には、法人税がかかり、今の売上税がかかり、しかも下手をしていると認定賞与がかかる。これは大変なことが起こる可能性というか危険性があるような感じがしますが、その辺はどうお考えになりますか。

山上　売上げの計上漏れがあれば当然売上税がかかってくるのは当たり前です。ただ、期間的な問題があります。期間のずれがありますね。それも一緒に問題になりますから、売りと買いという本来の商売は注意できても、これはかからないだろうと思っていたものが実はかかるんだということ、家を新築すれば家にはかからないけれども、塀はどうか。垣根はどうか、庭石はどうかという時に、かからないと思っていたらかかってきたという形が出てくるから、これはかかる、これはかからないということが一般の納税者にわかるまでは、相当の期間が要ると思います。

松木　建設業者は納税義務者ですから、相手の消費者から後になってあっちからもこっちからも取って歩くわけにいかないから、下手するとつぶれてしまう危険性だってあると思いますね。

山上　だから見積りの時にそれを区分けして、それでやらなくてはいけないということになりますから、見落としが出てくると思いますね。

松木　この税金は非常に怖いというか、われわれの立場からすると企業に対する助言を相当きちっとしておかないと問題が起こってくる心配が非常にあると思います。

売上税の転嫁

松木　例えば定価販売するもの、本や化粧品でもそうですが、そういう場合に一物二価が起こるのではないかという話があります。

私の感じからすると、現実には仲々そうはいかないと思う。どこかで調整をするだろう。大型店舗に対しての卸売値と、小型店舗に対する卸売値によって調整するのか、その辺はよくわかりませんが、本が定価で書いてあるものと実際に売られるのが違うというのはどうも考え難いような感じがしますね。

山上　本屋さんが非課税業者であるのと課税業者であるとの違いによって変わってくる。だから、あっちへ行けば千円の本が、こっちでは千五十円だと、間接的な売上税もあるからそういうわけにはいかないでしょうが、とにかく差がある。

これは実際においてはあり得ないわけで、どっちかに調整されるということになると、千五十円に調整されるか、多少の便乗値上げ的なものが出てくる。

売上税の見通し

山上　これは恐らく自民党があれだけの議席を取らなかったら、EC型付加価値税というのではなくて、製造者の段階での製造者だけが納めるという製造業売上税位が考えられたと思います。

ところがあれだけ票を取ってしまったから、それではやってみようというので、一つの思い上がりであるという気はします。もう少し売上税を本道に乗せるのに政府は謙虚で親切でいれば、こんな状態にはならなかったと思います。

だから、これを全然引っ込めてしまうのもなんですから、相当な修正を加えて、要するに同じひっぱたかれるにしても、頬べたをひっぱたかれるのと、お尻をひっぱたかれるのでは、同じ力でもお尻のほうが痛くないわけですから、直間比率の是正というのは、頬をひっぱたかないで、お尻をひっぱたくのと同じになったということです。

われわれは今酒を飲んだり、莨を買うのにそんなに税金に対する抵抗を感じていません。そういう意味で人間の気持ちというのは、片一方に減税があったら、片一方に増税があってもそれが等しければ痛みはそんなに感じない。

ところが、それから一歩進んでお尻をぶつことにしたけれども、大人のお尻をぶつのと子供のお尻をぶつのとは、子供のほうが痛いから、子供のほうは少し弱めようというのが、非課税業者や非課税項目になってしまった。これは手心を加えたことが返って混乱を増したということになりますね。

松木　先の予測は一寸おわかり難いと思いますけれども、少なくとも今の国会の現状をみますと、予算も仲々難しい。今みたいに景気も非常に思わしくない時期に、売上税の問題を更に政府首脳は強気でやってくるような感じがします。

そうかといって、この法案が五月なり何なりに上がったとしても、半年ではとても準備は無理だったのではないかという感じもしますね。その辺で今後の見通しというか、先生のお考えではどういう方向に動いて行くだろうかということを仰って頂きたいのです。

山上　問題となっている項目に色々要素があります。まず税率が問題になっている。今の五%では高すぎるのではないかということと、将来どんどん上げて行かれるのではないかという二つだと思います。

確かに五%を実施して、今のやり方で行った場合、国家が考えている税収というより大幅に伸びた増収が期待できてしまうのではないかと思いますので、何パーセントにしたらいいかということはよくわからないけれども、五%を例えば二%にする、三%にすることがまず望ましい。

将来バンバン上がるのかということについて、政府では、これは法律です、国会で審議しなくては上げられないと言うけれども、今のように自民党が過半数を取っていれば、国会で審議もすぐできますから、上げることができる。

会員各位

税理士桜友会
共催
税理士21世紀の会

昭和62年度第1回会員研修会開催ご案内

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて当会では、下記のとおり研修会を開催いたしますので、多数ご出席くださるようご案内申し上げます。

記

日　時　昭和62年4月7日(火)　午後1時30分～4時20分
場　所　千代田区公会堂　9階
　千代田区九段南1－6－17　電話 261－1772
　（地下鉄東西線・都営新宿線「九段下」駅下車）
テーマ　**売上税のQ＆Aについての説明**
講　師　芝支部会員（元国税不服審判所次長）**大島隆夫氏**
レジメ　当会場で講師大島先生の売上税に関するQ＆Aを配布します。

千代田区公会堂案内図

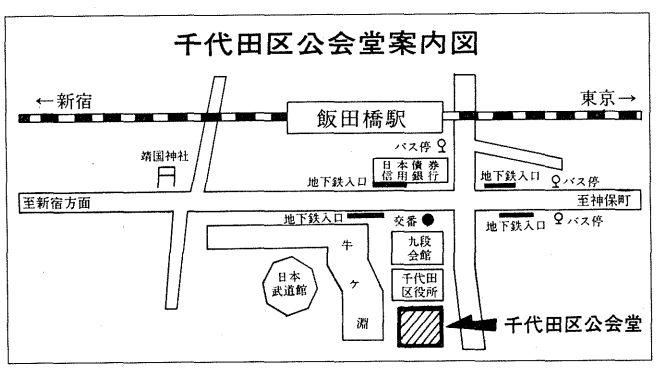

歴史考察

川中島合戦 (一)

1 日本史の六つの大ロマン

日本の歴史の中で、日本人の大ロマン――芝居にしても映画にしても人気のある事件ないし時代といえば、私は次の六つを挙げる。

第一は、保元・平治の乱からはじまる源平対立の時代、壇の浦で平家が滅ぶまでの約三十年間。

第二は、建武の中興から南北朝が二つに分かれ、後小松天皇で南北朝が合併するという所謂南北朝時代の六十五年間。

第三は、川中島合戦、これは十二年間ぐらい上杉謙信と武田信玄の両雄が戦ったわけである。

第四は、元亀、天正からの戦国騒乱、所謂天下取り信長、秀吉、家康の時代。

第五は、元禄時代、特に四十七士の討入りを中心とした時代。

第六は、安政年間から始まる、所謂討幕、明治維新に至るまでの日本の封建時代から新しい時代に入る幕末という動乱期である。

以下、そのうちの一、三、四に関連し、合戦を主として、順序不同に若干の考察を試みてみよう。

まず最初に、川中島合戦というものが何故起きたのか、当時の背景などを含めて述べてみよう。

2 両雄対決の背景

川中島合戦は一体どういう社会的意義を持つか。

実はこの合戦は日本の合戦史の中では特筆すべき事件である。天下分け目の関ヶ原合戦なども大きな戦争だったが、三～四時間で大体勝敗の帰趨がついてしまっている。ところが、永禄四年の四回目の川中島合戦というものは、とに角午前六時からおよそ三時頃まで実に十時間になんなんとする長時間に及んでいる。しかも両軍は死力を尽くし、大将同志が刃をまじえるというような激戦であった。

この合戦、一体どっちが勝ったか負けたか、古来から取沙汰されているが、後年になって太閤秀吉が戦評し、前半は上杉の勝、後半は武田の勝、といっている。

太平洋戦争前、陸軍省参謀本部あたりで、この川中島合戦を、近代戦の研究のために非常に参考にしていた。関ヶ原合戦の場合も、参謀本部あたりの高級将校が戦跡なども踏査して徹底的に研究したらしい。それほど大きな戦争だったわけだが、ただこの両雄が、片や越後という当時の京師に遠いところ、片や甲斐という山の中に生まれたために、二人とも天下取りの仲間に入れなかった、結局地方の豪族で終わってしまったという不運な点がある。けだし、当時越軍にしろ甲軍にしろ、この二つと対等に戦い得る戦国武将はなかったといわれる最強を誇った軍隊であった。

家康だって信長だって、てんで戦争にならなかった。横綱と前頭ほどの差があったといわれるくらい、両雄は卓絶した武将だったのである。

それほどの両雄が川中島で干戈を交えること十数年に及んだということがまた、この二人が京に上ぼるチャンスを逸した――天下取りのチャンスを逸してしまった宿命を意味している。

川中島合戦の第一回目は天文二十二年(一五五三)で、第二回が弘治元年、第三回が弘治三年、第四回が永禄四年の最大の激戦である。四百二十年近く前になる。

武田信玄は甲斐を平定したが、甲斐は狭隘で、米がとれないので、信州に目をつけた。長野県には小豪族がひしめいていた。南のほうにはまず諏訪頼重、下条氏などの有力者がおり、木曽には木曽義仲の後裔義昌がいたが、これらも平定した。南のほうの最大の豪族は、現在の松本の深志城城主小笠原長時で、これと塩尻あたりで何回も戦って信州から放逐した。

小笠原長時は越後の謙信を頼って助けを求めてきた。

また北信のほうにおいては、現在の佐久のあたりに相当の豪族がいて、その最大のものが葛尾城の村上義清だったが、これとも信玄は上田原で大激戦を交え、さんざんに打ち負かして、義清は謙信の所に逃げ込んできたのだった。

北信には他に現在の長野の高梨や井上の辺に豪族がいたのだが、ことごとく信玄に攻められ、全部上杉謙信の下に逃げてきた。

謙信は、よく知られるように、非常に義理固い、〝正義とは人の道なり〟という信条の持主で、ここにおいて信玄の前に立ちはだかることになったのであった。

逆に信玄の信条は、〝正義とは力なり〟を標榜した武将で、その点両雄のものの考え方は根本的に違っていた。

3 合戦の発端

この両雄がとに角十何年間合戦をして、最大の激戦が永禄四年九月十日であったわけである。当時は陰暦だから、いまの暦にすればおよそ十月の二十日頃にあたる。

川中島は川霧が深いので有名である。現在でもかなり深いが、そこで戦争をするにはまず基地から研究の要があるということで、当時の天気予報の明るい老人などを、片っ端から両軍が取り合ったというような話も伝えられている。

両雄睨み合いのうちに、永禄四年、上杉謙信は兵を一万ほど率いて小田原城を囲んだ。この時謙信は関東管領という職を室町幕府からもらい、そのお礼に鎌倉八幡宮に参拝して小田原を囲むという事件があったわけである。その留守を狙って、現在の善光寺のうしろの横山の横山城、それから旭城という上杉の出城――謙信の最前線基地を武田が攻略した。

信玄来たるということで、急使が小田原城へ飛び、上杉謙信は急遽兵を引揚げて、春日山城へ入った。

春日山城は、周知のとおり天然の山城である。後方は断崖絶壁になっている。ここに謙信は幾重にも要塞を施した難攻不落の壮大な山城を築いたわけで、城跡には今も有名武将の屋敷跡が一杯残っており、謙信帰依の毘沙門堂跡も残っている。頂上に天守閣があったわけで、春日山全体が城であり、旗本屋敷であり、要塞であった。

小田原から帰った謙信は、毘沙門堂に一人籠って戦術を練った。

謙信という人は、天才肌であったので、戦略戦術は全部自分で考えて部下に下知するだけだったといわれる。現在の会社でいえばさしずめワンマン社長というところである。信玄の場合は、今でいえば合議制を採った武将であった。所謂武田二十四将なる多くの優秀な部下を持っていて、作戦を練る際にはそれらの部下全員に発言させ、最後に自分が決断を下すというやり方をとっていた。

二十日間程毘沙門堂にひっそりと籠って作戦を練った謙信は、永禄四年八月十四日、全軍に出動命令を下し、一万三千の精鋭を引きつれて春日山を出発した。

現在の松代のすぐそばに海津城があったが、ここが武田方の大前線基地で、信玄の信頼厚い高坂弾正が主将だった。謙信はそのすぐ一里程の妻女山に登り、海津城を眼下に見下ろして布陣した。(この項続く)

(税理士・今村秀夫)

銘語録

芝生は踏まれるほど青くなり、ソバは打つほど腰が強くなる。人間も同じで、苦労するほど人生なにかをつかむことができるはずだ。

斉藤 茂太

よく聞くことに今の若い人たちは教育もゆきとどき、巷にはものがあふれ、収入もよくて恵まれた環境にあり結構なことだと言われている。たしかに戦中、戦後の物の乏しい時代に苦労しながら、生きぬき、そこで何かを得て、何とか切り抜けたものにとっては今の時代を見ると天と地との相違があると感じる。そういう人間にとっては若い人は羨ましい限りと言えなくもない。

しかし、果たしてそうであろうか。そうとも言えないのではないかと思う。なぜなら、苦労があったから、一層の楽しさを感じることができ、悩みがあったから悟ることもできるのであり、又、物が乏しかったから物の豊富さ有難さを感じるのではないだろうか。

その点、今の若者は現在の繁栄した状況は当り前であり、したがって、もしこの繁栄から下降したときは苦しみを味う結果となる。それの方が怖い。同時に物質的に恵まれているが故に、精神的な豊かさを現在は、より求めるようになり、足るを知ることが難しく欲求不満とストレスが蓄積することになってきた。

それに較べると、戦中、戦後の乏しい時代に苦労しながら、何かを学び努力したものは、だんだんと上昇してきたので考えてみると一般的に良き時代に生きたことになる。

人生は上昇するのはよいが、すこしでも下降するとなると、その苦痛は大変だ。

とにかく若いときは求めても苦労をしろというが、人間苦労に直面しない限り、なかなか求めて苦労したいものでもない。苦労させてもらえることは、そのことに感謝しなければならないのかもしれない。人は生きている限り、ソバのように打たれ打たれて腰が強くなるということであろう。

〈鍾馗〉

税の歴史から <64>

納税

今は亡くなったが、京都で二百五十年の暖簾を持つ西陣織りお召の老舗の八代目社長が「楽ムレ独ヲ」という非売品の本を送ってくれた事があった。その中に雲と財産税という題で、次の様に書かれた文章があった。

「太平洋戦争の終戦直後は、一億国民総て虚脱状態であったが、昭和二十二、三年頃になると、国民は復興意欲もようやく燃え初め、立ち直りに汲々として来た。しかし敗戦の痛手はきつく、なお相当疲れきっていた。国はまず国費調達のため、税の徴収に取りかからねばならなかった。

そこでいまだかつてなかった財産税の創始となり、その取り立てがはじまった。やがて私のところにも徴税の通知書が配布された。見れば途方もない高額の税金である。こちらの財産は大部分が不動産であり、従って換金のためには土地を売らねばならない。それも当時は、売るのに容易なことではなかった。私は途方に暮れたが、どう考えても土地を売却して、その金で納税にあてる以外に、別段の名案も浮かんで来ない。

ある日、思いあまって飄然と家を出た。天気もよく、秋とはいえ暖い小春日和だった。私の足はいつしか洛西高雄の山中にはいり、清滝川のほとりに出た。そこに一軒の茶店があった。床几を借りてゴロリと横になった。美しい紅葉の小枝の透き間から、澄んだ青空が見える。白雲が静かに去来している。雄大な景観である。悠久な天地の姿である。私はふと天と地のはかり知れぬ力というものを感じ、いたく心を打たれた。それにくらべ、われらこの人間の世界、ことにいま、単なる納税の一枚の紙切れに行き詰っている自分の弱さ、みじめさ――私は忽然として起きあがった。あるインスピレーションを得たのである。

人間界での創造の外にある大いなる天と地、その地をもって納税に充当するがごときは、天に背くものと自問自答。ともかく、人間社会で造れない不動産の売却は、思いとどまることにして、他の方面から工面して、ともかく納税は完納した。如何なる名工、大工場でも、天地は造り得ないであろうとは、高雄の清滝川のせせらぎであった」

財産税は終戦直後の財産変革に大きく影響した。ある元華族の人が赤坂の土地三千坪を坪当り百五十円で手放したというので、その頃から私が知り合っていたら、そのような事はさせなかったろうといったことがあった。宮家の調度品が古道具屋の店先に出た事もあった。今は相続税特に相続税と土地の高騰との関連が大きな問題になっている。

先日、修善寺のある大きな旅館の女将と二時間位話していたことがあったが、そこで聞いた話では、二、三年前に御主人がなくなって所管の税務署管内でも年間二位というような額の相続税額となったが、その時署長から「あなたも東京に土地を持っていたら良かったですね」といわれた。一位の人は東京の土地を売って全額納付したという話であった。

桂川のほとりに立っていた老舗の旅館が行きづまって取り毀されて公園となってしまったのも、私の記憶では古いままで危険となり検査が通らなくなった為と憶えていたが、相続税の問題もあったようである。

(公認会計士 税理士 岸本勝次)

UCHIDA

時代はいま、垂直分散から水平連携システムへ。

「USAC2001VHシリーズ」VH3、VH5、VH7、VH9、VH11の5モデルで新登場!

垂直・水平連携機能でオフィスをカバー。

オフィスの各部門で分散即時処理を行なう垂直連携(Vertical)システムをさらに発展、CPU同士の連動を可能にした水平連携(Horizontal)システムを採用。
ハード/ソフトウェア資産をそのまま相互に継承できる経済効率の高いオフィスシステムを実現しています。

- 社内・外へのグローバルネットワークへ展開。
- 統合オフィスを実現する、リレーショナル型データベース。
- 事務処理の効率アップを実現する統合ソフトウェア。
- アプリケーションの領域を拡げる高性能専用装置を用意。

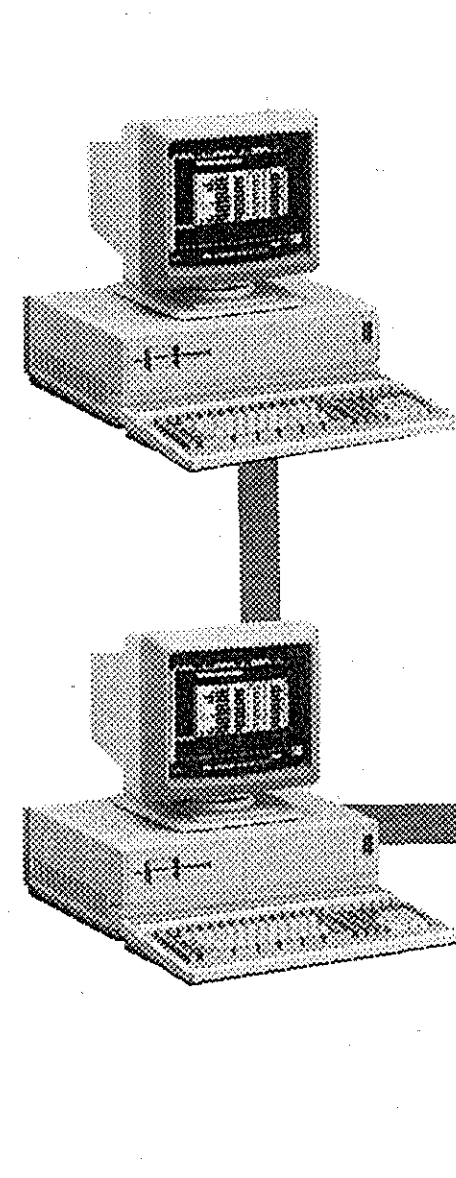
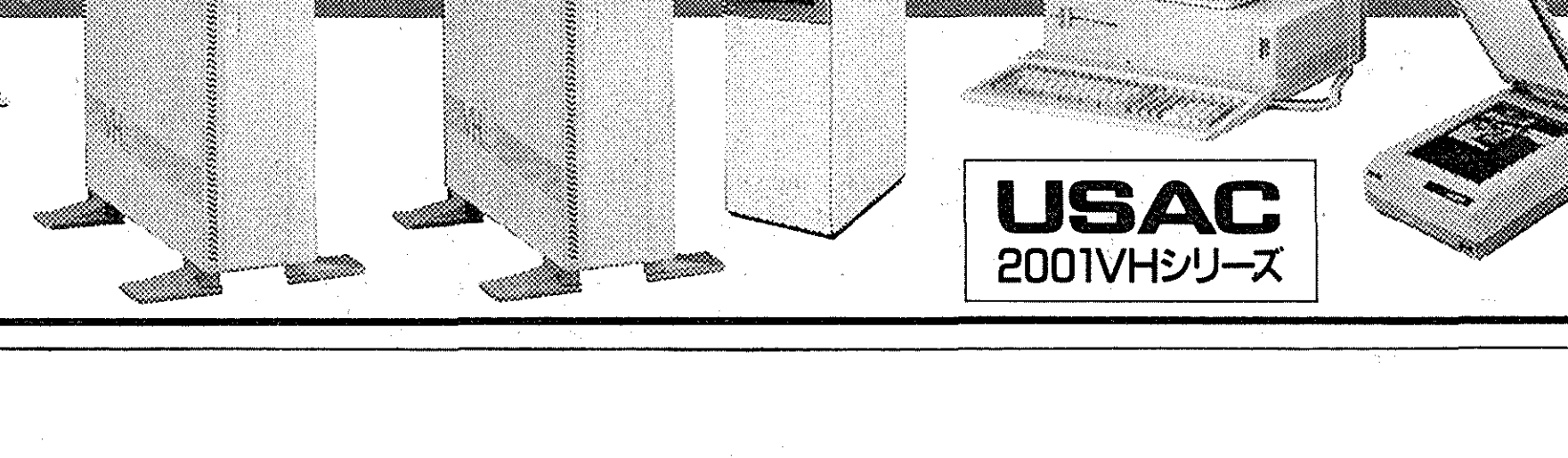


USAC 2001VHシリーズ

内田洋行 電子計算機事業部
〒104 東京都中央区新川2-5-2 ☎03(555)4112
大阪・札幌・仙台・高崎・横浜・名古屋・広島・福岡